

○ 銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準  
 (平成十八年金融庁告示第十九号)

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という。)は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>「第一章～第五章 略」</p> <p>第六章 信用リスクの標準的手法</p> <p>「第一節～第三節 略」</p> <p>第四節 派生商品取引及び長期決済期間取引(第七十九条―第七十九條の四)</p> <p>「第四節の二～第六節 略」</p> <p>「第七章～第十一章 略」</p> <p>附則</p> <p>(定義)</p> <p>第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p>	<p>目次</p> <p>「第一章～第五章 同上」</p> <p>第六章 信用リスクの標準的手法</p> <p>「第一節～第三節 同上」</p> <p>第四節 派生商品取引及び長期決済期間取引(第七十九条―第七十九條の六)</p> <p>「第四節の二～第六節 同上」</p> <p>「第七章～第十一章 同上」</p> <p>附則</p> <p>(定義)</p> <p>第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p>

〔一〇七の二 略〕

七の三 適格中央清算機関 銀行が第二百七十条の八第一項に定めるところにより信用リスク・アセットの額を算出するに当たって必要な情報を銀行に提供している者であつて、次に掲げる者をいう。

〔イ〜ハ 略〕

〔八〇三十五 略〕

三十六 ソブリン向けエクスポージャー 次に掲げるエクスポージャーをいう。

〔イ〜ハ 略〕

ト 国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、国際開発協会、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行、米州開発銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、北欧投資銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行、予防接種のための国際金融ファシリテイ、欧州評議会開発銀行及びアジアインフラ投資銀行向けエクスポージャー

〔チ・リ 略〕

〔三十七・三十七の二 略〕

三十七の三 トレード・エクスポージャー 派生商品取引、レポ形式の取引及び長期決済期間取引（第七十九条第四項に規定する長期決済期間取引をいう。第四十八条第一項第一号及び第七十八条第一項において同じ。）並びにこれらに関する担保の提供により生ずるエクスポージャーをいう。

〔一〇七の二 同上〕

七の三 適格中央清算機関 銀行が第二百七十条の八第二項に定める手法により信用リスク・アセットの額を算出するに当たって必要な情報を銀行に提供している者であつて、次に掲げる者をいう。

〔イ〜ハ 同上〕

〔八〇三十五 同上〕

三十六 ソブリン向けエクスポージャー 次に掲げるエクスポージャーをいう。

〔イ〜ハ 同上〕

ト 国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行、米州開発銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、北欧投資銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行、予防接種のための国際金融ファシリテイ及び欧州評議会開発銀行向けエクスポージャー

〔チ・リ 同上〕

〔三十七・三十七の二 同上〕

三十七の三 トレード・エクスポージャー 派生商品取引及びレポ形式の取引並びにこれらに関する担保の差入れにより生ずるエクスポージャーをいう。

〔三十七の四〇八十二 略〕

(連結の範囲)

第三条 「略」

2 「略」

3 前二項の規定にかかわらず、銀行が法第十六条の二第一項第五号、第五号の二又は第九号に掲げる会社及びこれらの子法人等(以下「保険会社等」という。)を子法人等としている場合における当該子法人等(第五条第二項第一号イ(1)、第二十六条第三項及び第二十八条第二項第一号イ(1)において「保険子法人等」という。)については、連結の範囲に含めないものとする。

(国際開発銀行向けエクスポージャー)

第六十条 「略」

2 前項の規定にかかわらず、国際復興開発銀行、国際金融公社、多国間投資保証機関、国際開発協会、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行、米州開発銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、北欧投資銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行、予防接種のための国際金融ファシリテイ、欧州評議会開発銀行及びアジアインフラ投資銀行向けエクスポージャーのリスク・ウェイトは、零パーセントとする。

(オフ・バランス取引の与信相当額)

〔三十七の四〇八十二 同上〕

(連結の範囲)

第三条 「同上」

2 「同上」

3 前二項の規定にかかわらず、銀行が法第十六条の二第一項第五号、第五号の二又は第九号に掲げる会社(以下「保険会社等」という。)を子法人等としている場合における当該子法人等(第五条第二項第一号イ(1)、第二十六条第三項及び第二十八条第二項第一号イ(1)において「保険子法人等」という。)については、連結の範囲に含めないものとする。

(国際開発銀行向けエクスポージャー)

第六十条 「同上」

2 前項の規定にかかわらず、国際復興開発銀行、国際金融公社、多国間投資保証機関、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行、米州開発銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、北欧投資銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行、予防接種のための国際金融ファシリテイ及び欧州評議会開発銀行向けエクスポージャーのリスク・ウェイトは、零パーセントとする。

(オフ・バランス取引の与信相当額)

第七十八条 標準的手法採用行が次の表の中欄に掲げるオフ・バランス取引を行う場合、当該取引の相手方に対する信用リスクに係る与信相当額は、当該取引に係る想定元本額（見かけの額ではなく、その取引の経済効果を反映した額であることを要する。以下同じ。）に次の表の上欄に掲げる掛目を乗じて得た額とする。

百	〔略〕	掛目 (パーセント)	備考
		オフ・バランス取引の種類	
八 有価証券の貸付、現	七 信用供与に直接的に代替する偶発債務		信用供与に直接的に代替する偶発債務とは、一般的な債務の保証、手形の引受け（手形の引受けの性格を持つ裏書を含む。及び元本補填信託契約等）をいう。

第七十八条 標準的手法採用行が次の表の中欄に掲げるオフ・バランス取引を行う場合、当該取引の相手方に対する信用リスクに係る与信相当額は、当該取引に係る想定元本額（見かけの額ではなく、その取引の経済効果を反映した額であることを要する。以下同じ。）に次の表の上欄に掲げる掛目を乗じて得た額とする。

百	〔同上〕	掛目 (パーセント)	備考
		オフ・バランス取引の種類	
八 有価証券の貸付、現	七 信用供与に直接的に代替する偶発債務		信用供与に直接的に代替する偶発債務とは、一般的な債務の保証、手形の引受け（手形の引受けの性格を持つ裏書を含む。及び元本補てん信託契約等）をいう。

---

---

金若しくは有価証券に  
よる担保の提供（S A  
I C C R（第七十九条  
の二に定めるところに  
より与信相当額を算出  
することを用いる。以下  
同じ。）を用いて派生  
商品取引若しくは長期  
決済期間取引に係る与  
信相当額を算出し、又  
は期待エクスポージャ  
ー方式（第七十九条の  
三に定めるところによ  
り与信相当額を算出す  
ることを用いる。以下同  
じ。）を用いて派生商  
品取引、長期決済期間  
取引若しくはレポ形式  
の取引若しくは信用取  
引その他これに類する  
海外の取引に係る与信  
相当額を算出する場合  
において、これらの取

---

---

---

---

金若しくは有価証券に  
よる担保の提供又は有  
価証券の買戻条件付売  
却若しくは売戻条件付  
購入

---

---

---

---

	引における担保の提供 で与信相当額が算出さ れるものを除く。)又 は有価証券の買戻条件 付売却若しくは売戻条 件付購入

2 「(注1)・(注2) 略」  
「略」

(与信相当額の算出)

第七十九条 先渡、スワップ、オプションその他の派生商品取引(次  
項及び第三項において「派生商品取引」という。)の与信相当額は  
、次条から第七十九条の三の六までに定めるところによりS A I C  
C R又は期待エクスポージャー方式を用いて算出する。ただし、原  
契約期間が五営業日以内の外国為替関連取引については、与信相当  
額の算出対象から除くことができる。

2 前項の規定にかかわらず、標準的手法採用行は、自己が国内基準  
行であり、かつ、次の各号に掲げる銀行のいずれにも該当しない場  
合にあつては、カレント・エクスポージャー方式(第七十九条の四  
に定めるところにより与信相当額を算出することをいう。以下同じ  
。)を用いて、派生商品取引の与信相当額を算出することができる  
。この場合において、当該標準的手法採用行は、全ての派生商品取


2 「(注1)・(注2) 同上」  
「同上」

(与信相当額の算出)

第七十九条 先渡、スワップ、オプションその他の派生商品取引の与  
信相当額は、次条から第七十九条の四の六までに定めるところによ  
りカレント・エクスポージャー方式、標準方式又は期待エクスポー  
ジャー方式を用いて算出する。ただし、原契約期間が五営業日以内  
の外国為替関連取引については、与信相当額の算出対象から除くこ  
とができる。

「項を加える。」

引について、S A I C C Rを用いて与信相当額を算出することができない。

一 内部モデル方式採用行

二 先進的計測手法採用行

三 第七十九条の三第一項の承認を受けた銀行

3|| 前項の規定にかかわらず、標準的手法採用行は、自己が国内基準行であり、かつ、前項各号に掲げる銀行のいずれにも該当しない場合において、直近の算出基準日においてS A I C C Rを用いて派生商品取引の与信相当額を算出しているときは、あらかじめ、やむを得ない理由によりその使用を継続することができない旨を金融庁長官に届け出たとき又は第七十九条の三第一項の承認を受けたときを除き、これを継続して用いるものとする。

4|| 前三項の規定は、長期決済期間取引（有価証券等及びその対価の受渡し又は決済を行う取引（派生商品取引に該当するものを除く。）であって、約定日から受渡し又は決済の期日までの期間が五営業日又は市場慣行による期間を超えることが約定され、かつ、次の各号に掲げるものに該当する場合において、当該各号に定める要件を満たすものをいう。以下同じ。）の与信相当額の算出について準用する。この場合において、標準的手法採用行は、派生商品取引と長期決済期間取引について異なる方式を用いることができる。

「一・二 略」

5|| 標準的手法採用行が第七十九条の三から第七十九条の三の六までに定めるところにより期待エクスポージャー方式を用いる場合には

「項を加える。」

2|| 前項の規定は、長期決済期間取引（有価証券等及びその対価の受渡し又は決済を行う取引（派生商品取引に該当するものを除く。）であって、約定日から受渡し又は決済の期日までの期間が五営業日又は市場慣行による期間を超えることが約定され、かつ、次の各号に掲げるものに該当する場合において、当該各号に定める要件を満たすものをいう。以下同じ。）の与信相当額の算出について準用する。この場合において、標準的手法採用行は、派生商品取引と長期決済期間取引について異なる方式を用いることができる。

「一・二 同上」

3|| 標準的手法採用行が第七十九条の四から第七十九条の四の六までに定めるところにより期待エクスポージャー方式を用いる場合には

レポ形式の取引及び信用取引その他これに類する海外の取引についても期待エクスポージャー方式を用いて与信相当額を算出することができる。

6|| 標準的手法採用行は、次の各号に定める場合には、クレジット・デリバティブについてこの条から第七十九条の四までの規定により与信相当額を算出することを要しない。

「一・二 略」

7|| 標準的手法採用行は、この節における与信相当額の算出に当たっては、CVAの影響を勘案しないものとする。

8|| 「略」

(S A I C C R)

第七十九条の二 標準的手法採用行がS A I C C Rを用いる場合には、ネットイング・セット（法的に有効な相対ネットイング契約下にある取引にあつては当該取引の集合をいい、それ以外の取引にあつては個別取引をいう。以下同じ。）ごとに、次の算式により与信相当額を算出する。ただし、ネットイング・セット（法的に有効な相対ネットイング契約下にある取引の集合に限る。）において、複数のマージン・アグリーメント（取引相手方に係るエクスポージャーの額が指定された額を超えたときに、当該取引相手方に対して担保の提供を求めることができる旨の契約をいう。以下この条並びに次条第五項及び第十一項において同じ。）が締結されている場合には、個々の当該マージン・アグリーメントの下にある取引の集合ごと

レポ形式の取引及び信用取引その他これに類する海外の取引についても期待エクスポージャー方式を用いて与信相当額を算出することができる。

4|| 標準的手法採用行は、次の各号に定める場合には、クレジット・デリバティブについてこの条から第七十九条の四の六までの規定により与信相当額を算出することを要しない。

「一・二 同上」

5|| 標準的手法採用行は、この節における与信相当額の算出に当たっては、CVAの影響を勘案してはならない。

6|| 「同上」

(カレント・エクスポージャー方式)

第七十九条の二 標準的手法採用行がカレント・エクスポージャー方式を用いる場合は、次項及び第三項に掲げる額を合計することにより与信相当額を算出する。

2 次の各号に掲げるいずれかの額

一 派生商品取引を時価評価することにより算出した再構築コストの額。ただし、零を下回らないものとする。

二 法的に有効な相対ネットイング契約下にある取引については、ネット再構築コストの額とすることができる。ただし、零を下回らないものとする。

3 次の各号に掲げるいずれかの額

一 派生商品取引（クレジット・デリバティブを除く。）を次のイ



に、与信相当額を算出するものとする。

$$\text{与信相当額} = 1.4 \times (RC + PFE)$$

RCは、再構築コスト（以下この条において同じ。）

PFEは、将来の潜在的なエクスポージャー額（以下この条において同じ。）

2 前項のRCは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める算式を用いて算出するものとする。

一 バーミン・アグリメントを締結していない場合

$$RC = \max\{V - C, 0\}$$

$$C = C_{collect} \times (1 - Hc_{collect} - Hfx_{collect})$$

$$-C_{post} \times (1 + Hc_{post} + Hfx_{post})$$

Vは、ネットインゾ・セットに含まれる取引の時価の合計額（次号及び第六項において同じ。）

Cは、ヘアカット調整後のネット担保額（次号及び第六項において同じ。）

$C_{collect}$ は、取引相手方から受け入れた適格金融資産担保の額

$Hc_{collect}$ は、適格金融資産担保を受け入れる場合において適用する

ボラテイル率調整率（担保の価格変動リスクを勘案して担保の額を調整するための値をいう。以下この条において同じ。）

$Hfx_{collect}$ は、適格金融資産担保を受け入れる場合においてエクスポ

ージャーと適格金融資産担保の通貨が異なるときに適用するボラテイル率調整率

$C_{post}$ は、取引相手方へ差し入れた担保（取引相手方以外の第三者

の表の上欄に掲げる取引及び同表の中欄に掲げる残存期間に応じ  
て区分し当該取引の想定元本額に同表の下欄に掲げる掛目（ただ  
し、元本を複数回交換する取引については、各掛目を残存交換回  
数倍するものとする。）を乗じて得た額又はクレジット・デリバ  
ティブを次のロの表の上欄に掲げる取引の種類及び同表の中欄に  
掲げる原債務者の種類に応じて区分し当該取引の想定元本額に同  
表の下欄に掲げる掛目を乗じて得た額（以下「グロスのアドオン  
」という。）

イ 派生商品取引（クレジット・デリバティブを除く。）の掛目

取引の区分	残存期間の区分	掛目 (パーセント)
外国為替関連取引及び 金関連取引	一年以内 一年超五年以内 五年超	一・〇 五・〇 七・五
金利関連取引	一年以内 一年超五年以内 五年超	〇・〇 〇・五 一・五
株式関連取引	一年以内 一年超五年以内	六・〇 八・〇

によって分別管理されており、かつ、取引相手方に係る倒産手続又は外国における倒産手続と同種類の手続に伴う当該担保に対する損失の発生を防ぐために必要な方策が講ぜられているものを除く。)の額

He<sub>post</sub>は、担保を差し入れる場合において、取引相手方に引き渡した資産の種類に応じて適用するボラテイルテ調整率

Hf<sub>x<sub>post</sub></sub>は、担保を差し入れる場合においてエクスポージャーと担保の通貨が異なるときに適用するボラテイルテ調整率

二 トレードイン・トレードアウトを継続している場合

$$RC = \max\{V - C, TH + MTA - NICA, 0\}$$

THは、信用極度額 (取引相手方からの変動証拠金の徴求を要しない額としてあらかじめ定めた額)

MTAは、最低引渡担保額 (取引相手方から徴求する変動証拠金の額の最低単位としてあらかじめ定めた額)

NICAは、前号に規定するCと同じ。ただし、変動証拠金は除く。

3 前項のボラテイルテ調整率は、次の各号に掲げる場合の区分に均し、当該各号に定める算式を用いて算出する。

一 トレードイン・トレードアウトを締結していない場合

$$H_N \times \sqrt{\frac{\min\{M_{NS}, 250\}}{T_N}}$$

NSは、ネットインデグ・セット (以下この項、第十七項及び第十八項において同じ。)

H<sub>N</sub>は、第六章第五節第三款第二目に規定する標準的ボラテイルテ

	五年超	十・〇
貴金属関連取引 (金 関連取引を除く。)	一年以内 一年超五年以内 五年超	七・〇 七・〇 八・〇
その他のコモディティ 関連取引	一年以内 一年超五年以内 五年超	十・〇 十二・〇 十五・〇

(注1) 特定の支払期日においてその時点でのエクスポージャーを清算する構造で、かつ、当該特定の期日において市場価値が零になるように契約条件が再設定される契約については、残存期間を次の再設定日までの期間とみなすことができる。この基準を満たす残存期間が一年超の金利関連取引については、アドオン掛目は〇・五パーセントを下限とする。

(注2) 取引の区分欄に掲げられた各取引に当てはまらない派生商品取引 (クレジット・デリバティブを除く。) は、「その他のコモディティ関連取引」として取り扱うこととする。

(注3) 同一通貨間かつ変動金利相互間の金利スワップについては、この項に係る額を与信相当額に加えることを

調整率又は同款第三日に規定する自行推計ボラテリテ調整率（次号において同じ。）

Msは、NSに含まれる取引の残存期間（当該取引の原資産が派生商品取引であり、かつ、当該原資産を受け渡すこととなっている場合には、原資産である派生商品取引の満期日と算出基準日の間の営業日数をいう。）のうち最も長い営業日数。ただし、十営業日未満であるときは、十営業日とする。

Tnは、Ytを算出するために用いた保有期間（次号において同じ。）

二 マージン・アグリーメントを締結している場合

$$H_N \times \sqrt{\frac{MPOR}{T_N}}$$

MPORは、次項に規定するリスクのマージン期間（マージン・アグリーメントに基づき取引相手方から担保の提供を受けた時点から当該取引相手方のデフォルトに伴い発生した当該取引相手方との取引に係るマーケット・リスクに対するヘッジが完了する時点までの期間をいう。以下同じ。）

4 前項第二号のリスクのマージン期間は、次の各号に掲げるネット・セット・セットの区分に応じ、当該各号に定める営業日数とする。

一 日々の値洗いにより変動証拠金の額が調整され、かつ、流動性の低い担保又は再構築の困難な派生商品取引を含むネット・セット・二十営業日

二 日々の値洗いにより変動証拠金の額が調整され、かつ、算出基

要しなく。

(注4) 外国為替関連取引とは、異種通貨間の金利スワップ、為替先渡取引(FXA)、先物外国為替取引、通貨先物取引及び通貨オプション（オプション権の取得に限る。）等をいう。

(注5) 金関連取引とは、金に基づく先渡、スワップ及びオプション（オプション権の取得に限る。）等をいう。

(注6) 金利関連取引とは、同一通貨間の金利スワップ、金利先渡取引(FRA)、金利先物取引及び金利オプション（オプション権の取得に限る。）等をいう。

(注7) 株式関連取引とは、個別の株式や株価指数に基づく先渡、スワップ及びオプション（オプション権の取得に限る。）等をいう。

(注8) 貴金属関連取引とは、貴金属に基づく先渡、スワップ及びオプション（オプション権の取得に限る。）等をいう。

(注9) その他のコモディティ関連取引とは、エネルギー取引、農産物取引及び卑金属その他の貴金属以外の金属のコモディティ取引に基づく先渡、スワップ及びオプション（オプション権の取得に限る。）等をいう。

ロ クレジット・デリバティブの掛目

取引の種類	原債務者の種類	掛目

- 準日の属する四半期の一期前の四半期内のいずれかの時点で取引件数が五千件を超えたネットテイング・セット 二十営業日
- 三 日々の値洗いにより変動証拠金の額が調整され、かつ、直接清算参加者として間接清算参加者の適格中央清算機関向け取引に係る清算取次ぎ等を行うことにより間接清算参加者に対して生ずるネットテイング・セット 五営業日
- 四 日々の値洗いにより変動証拠金の額が調整されるネットテイング・セット(前三号に該当するものを除く。) 十営業日
- 五 Z(二以上の整数とする。)日ごとの値洗いにより変動証拠金の額が調整されるネットテイング・セット  $Z + Z - 1$
- 5 前項の規定にかかわらず、算出基準日を含む四半期の前の直近の連続する二の四半期の間に、ネットテイング・セットについて、担保額調整(エクスポージャーと担保の価格変動に伴う信用供与額の変化を担保額によって調整する仕組みをいう。以下同じ。)に係る係争により、前項各号に定めるリスクのマージン期間を超える清算期間を要する場合は三回以上生じた場合には、次の連続する二の四半期の間は、当該ネットテイング・セットについては、前項各号に定めるリスクのマージン期間の少なくとも二倍以上の期間をリスクのマージン期間とする。
- 6 第一項のPFEは、次の算式を用いて算出する。

$$PFE = multiplier \times AddOn_{margin}$$

トータル・リターン ・スワップ又はクレジット・デフォルト ・スワップ	優良債務者 その他の債務者	五・〇 十・〇	(パーセント)
--	------------------	------------	---------

- (注1) 標準的手法採用行がプロテクション提供者である場合の掛目とプロテクション購入者である場合の掛目は同一とする。ただし、標準的手法採用行がクレジット・デフォルト・スワップのプロテクション提供者である場合においては、プロテクション購入者が支払不能となった場合に、原債務者の信用事由(プロテクション提供者が支払を行うべき事由として当事者があらかじめ定めたものをいう。)の発生の有無にかかわらず、取引が清算されるものに限り与信相当額を算出するものとする。この場合において、標準的手法採用行は、この項に基づいて算出される額について、取引の相手先から当該取引の約定に基づいて受け取ることとされていた額を上限とすることができる。
- (注2) 優良債務者とは、次に掲げるものをいう。
- ① 第五十六条から第六十二条までの規定において、リ

$$\text{multiplier} = \min\{1, 0.05 + (1 - 0.05)$$

$$\times \exp\left(\frac{V - C}{2 \times (1 - 0.05) \times \text{AddOn}^{\text{aggregate}}}\right)\}$$

$$\text{AddOn}^{\text{aggregate}} = \text{AddOn}^{\text{(R)}} + \text{AddOn}^{\text{(FX)}} + \text{AddOn}^{\text{(Credit)}} \\ + \text{AddOn}^{\text{(Equity)}} + \text{AddOn}^{\text{(Com)}}$$

$\text{AddOn}^{\text{(R)}}$  は、金利デリバティブに係るアドオン

$\text{AddOn}^{\text{(FX)}}$  は、外国為替デリバティブに係るアドオン

$\text{AddOn}^{\text{(Credit)}}$  は、信用デリバティブに係るアドオン

$\text{AddOn}^{\text{(Equity)}}$  は、エクイティ・デリバティブに係るアドオン

$\text{AddOn}^{\text{(Com)}}$  は、コモディティ・デリバティブに係るアドオン

7 前項の規定により第一項のPEEを算出する場合において、ネット・イング・セットに含まれる取引は、次の各号に掲げる当該取引のリスク・ドライバ（当該取引の時価に影響を及ぼす主な要因をいう。以下この項において同じ。）に応じ、当該各号に定める取引に割り当てるものとする。ただし、当該取引が複数のリスク・ドライバを有する場合には、当該各号に定める複数の取引に同時に割り当てることができる。

- 一 金利の変動等 金利デリバティブ
- 二 外国為替の変動等 外国為替デリバティブ
- 三 原債務者に係る信用状態の変動 信用デリバティブ
- 四 株価の変動等 エクイティ・デリバティブ
- 五 コモディティ価格の変動等その他前四号に掲げるリスク・ドラ

スク・ウェイトが規定されている主体

② 金融機関（第一条第七号ロに掲げる者を除く。）、外国銀行、銀行持株会社、銀行持株会社に準ずる外国の会社、第一種金融商品取引業者及び経営管理会社のうち第六十三条又は第六十四条の基準に照らして二十パーセントのリスク・ウェイトとすることが認められている主体並びに適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区分が4―3又は5―3以上である主体をいう。

(注3) ファースト・トウ・デフォルト型クレジット・デリバティブについては、プロテクションの対象とする複数の資産のうち最も信用リスクの高い資産に基づいて原債務者の種類を定めるものとする。セカンド・トウ・デフォルト型クレジット・デリバティブについては、プロテクションの対象とする複数の資産のうち二番目に信用リスクの高い資産に基づいて原債務者の種類を定めるものとする。これらの規定は、クレジット・デリバティブのうち、複数の資産をプロテクションの対象とし、当該プロテクションは当該複数の資産のうち、あらかじめ特定された順位において信用事由が発生した資産に対してのみ提供されるとともに契約が終了するものについて準用する。

二 法的に有効な相対ネットイング契約下にある取引については、

- 8| イバー以外の変動等 コモディティ・デリバティブ  
 前項各号に定める取引に割り当てた取引は、次の各号に掲げる取引の区分に応じ、当該各号に定めるヘッジセットに割り当てるとする。
- 一 金利デリバティブ 同一通貨の金利を参照する金利デリバティブごとに設けられたヘッジセット
  - 二 外国為替デリバティブ 同一の異種通貨間の為替レートを参照する外国為替デリバティブごとに設けられたヘッジセット
  - 三 信用デリバティブ 一の区分のヘッジセット
  - 四 エクイティ・デリバティブ 一の区分のヘッジセット
  - 五 コモディティ・デリバティブ エネルギー、金属、農産物その他のコモディティ等を参照するコモディティ・デリバティブごとに設けられたヘッジセット
- 9| 前項の規定にかかわらず、ベシス（同一通貨の異なるリスク・ファクター（当該取引の時価に影響を及ぼす要因をいう。以下この項及び第七十九条の三の三において同じ。）間の差異をいう。）を参照する取引については、前項に掲げる取引の区分ごと及びリスク・ファクターの同一の組み合わせごとに設けられたヘッジセットに、当該取引を割り当てるとする。
- 10| 前二項の規定にかかわらず、ボラティリティを参照する取引については、第八項各号に掲げる取引の区分ごとに、同項各号に定めるヘッジセットと別に設けられたヘッジセットに当該取引を割り当てるものとする。

次の算式により得られた額（ネットのアドオン）とすることができ  
 きる。

$$\text{ネットのアドオン} = 0.4 \times \text{グロスのアドオン} + 0.6 \times \frac{\text{ネット再構築コスト}}{\text{グロス再構築コスト}} \times \text{グロスのアドオン}$$

11) 第六項の算式中AddOn<sub>j</sub><sup>(R)</sup>は、次の各号に従い算出する。

一 算出に用いる算式は、次のとおりとする。

$$AddOn_j^{(R)} = \sum_j AddOn_j^{(R)}$$

AddOn<sub>j</sub><sup>(R)</sup>は、通貨建てでの金利デリバティブのヘッジセットに係る  
アドオンの額の合計額

二 前号の算式中AddOn<sub>j</sub><sup>(R)</sup>は、次の表の上欄に掲げるヘッジセ  
ットの区分に応じ、同表の下欄に定める掛目を当該ヘッジセットに  
係る実効想定元本額に乗じて得た額の合計額とする。

ヘッジセットの区分	掛目 (パーセント)
第八項各号に定めるヘッジセット	〇・五〇
第九項に規定するヘッジセット	〇・二五
第十項に規定する別に設けられた ヘッジセット	二・五〇

三 前号に規定するヘッジセットに係る実効想定元本額を算出する

場合には、次のイ又はロのいずれかの算式を用いて算出する。

$$\text{イ} \quad \frac{\left[ \left( D_{j1}^{(R)} \right)^2 + \left( D_{j2}^{(R)} \right)^2 + \left( D_{j3}^{(R)} \right)^2 + 1.4 \times D_{j1}^{(R)} \times D_{j2}^{(R)} \right.}$$

$$\left. + 1.4 \times D_{j2}^{(R)} \times D_{j3}^{(R)} + 0.6 \times D_{j1}^{(R)} \times D_{j3}^{(R)} \right]^{\frac{1}{2}}$$

$D_{j1}^{(R)}$ は、通貨建てであり、かつ、 $E_i$ （第五号に規定する $E_i$ をいう。以下この号において同じ。）が一年未満である金利デリバティブに係る実効想定元本額の合計額（ロにおいて同じ。）

$D_{j2}^{(R)}$ は、通貨建てであり、かつ、 $E_i$ が一年以上五年以下である金利デリバティブに係る実効想定元本額の合計額（ロにおいて同じ。）

$D_{j3}^{(R)}$ は、通貨建てであり、かつ、 $E_i$ が五年超である金利デリバティブに係る実効想定元本額の合計額（ロにおいて同じ。）

$$\text{ロ} \quad \frac{\left| D_{j1}^{(R)} \right| + \left| D_{j2}^{(R)} \right| + \left| D_{j3}^{(R)} \right|}{2}$$

四 前号の算式中金利デリバティブに係る実効想定元本額は、当該金利デリバティブに係るデュレーション調整後想定元本額にデльта調整値及びマージン期間調整値を乗じて得た額とする。

五 前号のデュレーション調整後想定元本額は、金利デリバティブに係る想定元本額に、次の算式により得られるデュレーション調整値を乗じて得た額とする。ただし、当該デュレーション調整値が十営業日を年換算した値未満となるときは、デュレーション調



整値は十営業日を年換算した値とする。

$$\text{デュレーション調整値} = \frac{\exp(-0.05 \times S_i) - \exp(-0.05 \times E_i)}{0.05}$$

S<sub>i</sub>は、同号の金利デリバティブが参照する金利契約の計算期間の最も早い日と算出基準日の間の営業日数を年換算で表した値をいい、当該金利デリバティブの原資産が金利デリバティブ又は負債性商品の場合には、原資産である金利デリバティブが参照する金利等又は負債性商品の金利等の計算期間の開始日と算出基準日の間の営業日数を年換算で表した値をいう。ただし、既に当該金利等又は負債性商品の金利等の計算期間の開始日が経過している場合には、零とする。

E<sub>i</sub>は、同号の金利デリバティブが参照する金利契約の計算期間の最も遅い日と算出基準日の間の営業日数を年換算で表した値をいい、当該金利デリバティブの原資産が金利デリバティブ又は負債性商品の場合には、原資産である金利デリバティブが参照する金利等又は負債性商品の金利等の計算期間の終了日と算出基準日の間の営業日数を年換算で表した値をいう。

六 第四号のベルタ調整値は、次のイからハまでに掲げる取引の区分に応じ、当該イからハまでに定める値とする。

イ オプション 次の表の上欄に掲げる取引の区分に応じ、同表の下欄に定める算式を用いて算出した値

取引の区分	算式
-------	----

コール・オプションの買い	$\Phi \left( \frac{\ln(P_i/K_i) + 0.5 \times \sigma_i^2 \times T_i}{\sigma_i \times \sqrt{T_i}} \right)$
コール・オプションの売り	$-\Phi \left( \frac{\ln(P_i/K_i) + 0.5 \times \sigma_i^2 \times T_i}{\sigma_i \times \sqrt{T_i}} \right)$
プット・オプションの買い	$-\Phi \left( \frac{\ln(P_i/K_i) + 0.5 \times \sigma_i^2 \times T_i}{\sigma_i \times \sqrt{T_i}} \right)$
プット・オプションの売り	$\Phi \left( \frac{\ln(P_i/K_i) + 0.5 \times \sigma_i^2 \times T_i}{\sigma_i \times \sqrt{T_i}} \right)$

(注1)  $K_i$ は、当該オプション*i*が参照する金利等の水準

(注2)  $\sigma_i$ は、当該オプション*i*の行使価格

(注3)  $\sigma_i$ は、〇・五

(注4)  $T_i$ は、当該オプション*i*における最も遅い権利行使日と現時点の間の営業日数を年換算で表した値

(注5)  $\Phi(x)$ は、標準正規分布の累積分布関数

(注6) この表において「コール・オプション」とは、当該オプションが参照する金利等が上昇する場合に、当該オプションの時価が上昇するものをいう。

(注7) この表において「プット・オプション」とは、当該

オプションが参照する金利等が上昇する場合に、当該オプションの時価が下落するものをいう。

ロ イに掲げる取引に該当しない金利デリバティブのうち、当該金利デリバティブが参照する金利等が上昇する場合に、当該金利デリバティブの時価が上昇するもの 一

ハ イに掲げる取引に該当しない金利デリバティブのうち、当該金利デリバティブが参照する金利等が上昇する場合に、当該金利デリバティブの時価が下落するもの マイナス 一

七 第四号のマージン期間調整値は、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める算式を用いて算出する。

イ マージン・アグリーメントを締結していない場合

$$\sqrt{\frac{\min\{M_i, 250\}}{250}}$$

$M_i$ は、当該金利デリバティブの残存期間をいい、当該金利デリバティブの原資産が金利デリバティブであり、かつ、当該原資産を受け渡すこととなっている場合にあつては、原資産である金利デリバティブの満期日と算出基準日の間の営業日数（十営業日未満であるときは、十営業日）をいう。

ロ マージン・アグリーメントを締結している場合

$$\frac{3}{2} \times \sqrt{\frac{MPOR_i}{250}}$$

$MPOR_i$ は、当該金利デリバティブを含むネットインゲ・セットのリスクのマージン期間

八 第四項の規定は、前号ロのリスクのマージン期間の算出について準用する。この場合において、「前項第二号」とあるのは、「第十一項第七号ロ」と読み替えるものとする。

九 第五項の規定は、担保額調整に係る係争がある場合における第七号ロのリスクのマージン期間の算出について準用する。この場合において、「前項の」とあるのは「第十一項第八号において読み替えて準用する前項の」と、「前項各号」とあるのは「第十一項第八号において読み替えて準用する前項各号」と読み替えるものとする。

12

第六項の算式中  $AddOn_{FX}$  は、次の各号に従い算出する。

一 算出に用いる算式は、次のとおりとする。

$$AddOn_{FX} = \sum_j AddOn_{HS_j}$$

$AddOn_{HS_j}$  は、ヘッジセット  $j$  に係るアブオホへの費

二 前号の算式中  $AddOn_{HS_j}$  は、次の表の上欄に掲げるヘッジセットの区分に応じ、同表の下欄に定める掛目を当該ヘッジセットに係る実効想定元本額の絶対値に乗じて得た額とする。

ヘッジセットの区分	掛目
第八項各号に定めるヘッジセット	(パーセント)
	四

第十項に規定する別に設けられた

二十

ヘッジセット

三 前号に規定するヘッジセットに係る実効想定元本額は、ヘッジセットに含まれる外国為替デリバティブごとに、当該外国為替デリバティブに係る想定元本額にデルタ調整値及びマージン期間調整値を乗じて得た額の合計額とする。

四 前号のデルタ調整値は、次のイからハまでに掲げる取引の区分に応じ、当該イからハまでに定める値とする。ただし、同一の異種通貨間の為替レートを参照する外国為替デリバティブがネットイング・セットに複数含まれる場合には、為替レートの方向を揃えて、当該異種通貨間の為替レートの上昇及び下落を表すものとする。

イ オプション 値の算出については、前項第六号（イに係る部分に限る。）の規定を準用する。この場合において、「第四号のデルタ調整値」とあるのは「次項第三号のデルタ調整値（同項第四号イに掲げる取引の区分に係るものに限る。）」と、「イからハまで」とあるのは「イ」と、「金利等」とあるのは「為替レート等」と、「a」は、「〇・五」とあるのは「a」は、「〇・一五」と読み替えるものとする。

ロ イに掲げる取引以外の取引のうち、当該外国為替デリバティブが参照する為替レート等が上昇する場合に、当該外国為替デリバティブの時価が上昇するもの 一

ハ イに掲げる取引以外の取引のうち、当該外国為替デリバティブが参照する為替レート等が上昇する場合に、当該外国為替デリバティブの時価が下落するもの マイナス

五 前項第七号から第九号までの規定は、第三号のマージン期間調整値の算出について準用する。この場合において、同項第七号中「第四号」とあるのは「次項第三号」と、「念世ヲコンクマツ」とあるのは「多圓ヲ購フ」と、同項第八号中「第十一項第七号ロ」とあるのは「第十二項第五号において読み替えて準用する第十一項第七号ロ」と、同項第九号中「第十一項第八号において読み替えて準用する前項の」とあるのは「第十二項第五号において読み替えて準用する前項の」と、「第十一項第八号において読み替えて準用する前項各号」とあるのは「第十二項第五号において読み替えて準用する第十一項第八号において読み替えて準用する前項各号」と読み替えるものとする。

13

第六項の算式中  $AddOn_{(Credit)}$  は、次の各号に従い算出する。

一 算出に用いる算式は、次のとおりとする。

$$AddOn_{(Credit)} = \left[ \left( \sum_k \rho_k^{(Credit)} \times AddOn_{(Entity_k)} \right)^2 + \sum_k \left[ 1 - (\rho_k^{(Credit)})^2 \right] \times (AddOn_{(Entity_k)})^2 \right]^{1/2}$$

AddOn(Entity<sub>k</sub>)は、Entity<sub>k</sub>を参照する信用デリバティブに係る  
 アドオンの額の合計額

Entity<sub>k</sub>は、当該信用デリバティブが参照する事業法人等。ただし、当該信用デリバティブがインデックス・クレジット・ブレン  
 オルト・スワップの場合には、当該インデックス。

$\rho_k^{(Credit)}$  は、Entity<sub>k</sub>に係る相関係数

二 前号の算式中AddOn(Entity<sub>k</sub>)は、次のイ又はロに掲げる信用デリバティブの区分に応じ、当該イ又はロに定める掛目をそれぞれ信用デリバティブに係る実効想定元本額に乗じて得た額の合計額とする。

イ 事業法人等を参照する信用デリバティブ 次の表の上欄に掲げる適格格付機関により付与された事業法人等の格付に対応する信用リスク区分に応じ、同表の下欄に定める掛目

適格格付機関により付与された事業法人等の格付に対応する信用リスク区分	掛目 (パーセント)
1-1	0.38
1-2	0.42
1-3	0.54

1   4	1   4
1   5	1   六〇
1   6	六   〇〇

(注) 第五十六条第一項に掲げる主体以外の主体の信用リスク区分についても、同項第一号の表を準用するものとする。

ロ インデックスを参照する信用デリバティブ 次の表の上欄に掲げる適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区分に応じ、同表の下欄に定める掛目

適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区分	掛目 (パーセント)
4-3 又は 5-3 以上	〇・三八
4-3 又は 5-3 未満	一・〇六

三 第一号の算式中  $\rho_k$  (Credit) は、次のイ又はロに掲げる信用デリバティブの区分に応じ、当該イ又はロに定める値とする。





るのは「信用デリバティブが参照する事業法人等又はインデックスの信用状態」と、「a」は、「0.5」とあるのは「a」は、当該信用デリバティブが事業法人等を参照する場合にあっては「1.0」、インデックスを参照する場合にあっては「0.8」と、「上昇する場合」とあるのは「悪化する場合」と読み替えるものとする。

ロ 合成型証券化取引 当該合成型証券化取引の階層ごとに、次の表の上欄に掲げる取引の区分に応じ、同表の下欄に定める算式を用いて算出した値

取引の区分	算式
プロテクションの購入	$\frac{15}{(1 + 14 \times A_i) \times (1 + 14 \times D_i)}$
プロテクションの提供	$\frac{15}{(1 + 14 \times A_i) \times (1 + 14 \times D_i)}$

(注1) Aは、当該階層よりも劣後する全ての階層の額の合計額を合成型証券化取引の原資産の額で除した値

(注2) Dは、当該階層及び当該階層よりも劣後する全ての階層の額の合計額を合成型証券化取引の原資産の額で除した値

ハ イ及びロに掲げる取引に該当しない信用デリバティブのうち、当該信用デリバティブが参照する事業法人等又はインデックスの信用状態が悪化する場合に、当該信用デリバティブの時価が上昇するもの 一

ニ イ及びロに掲げる取引に該当しない信用デリバティブのうち、当該信用デリバティブが参照する事業法人等又はインデックスの信用状態が悪化する場合に、当該信用デリバティブの時価が下落するもの マイナス一

七 第十一項第七号から第九号までの規定は、第四号のマージン期間調整値の算出について準用する。この場合において、同項第七号中「第四号」とあるのは「第十三項第四号」と、「 $\frac{1}{2}$ 」とあるのは「 $\frac{1}{3}$ 」とあるのは「 $\frac{1}{4}$ 」と、同項第八号中「第十一項第七号ロ」とあるのは「第十三項第七号において読み替えて準用する第十一項第七号ロ」と、同項第九号中「第十一項第八号において読み替えて準用する前項の」とあるのは「第十三項第七号において読み替えて準用する前項各号」と読み替えるものとする。

14 第六項の算式中AddOn (Equity)は、次の各号に従い算出する。

一 算出に用いる算式は、次のとおりとする。

$$AddOn(Equity) = \left[ \left( \sum_k \rho_k^{(Equity)} \times AddOn(Equity_k) \right)^2 + \sum_k \left( 1 - \left( \rho_k^{(Equity)} \right)^2 \right) \times \left( AddOn(Equity_k) \right)^2 \right]^{\frac{1}{2}}$$

AddOn(Equity<sub>k</sub>)は、Equity<sub>k</sub>を参照するエクイティ・デリバティブに係るアドオンの額の合計額

Equity<sub>k</sub>は、当該エクイティ・デリバティブが参照する株価又は株価指数

$\rho_k^{(Equity)}$ は、Equity<sub>k</sub>に係る相関係数

二 前号の算式中AddOn(Equity<sub>k</sub>)は、次の表の上欄に掲げるエクイティ・デリバティブの区分に応じ、同表の下欄に定める掛目を、エクイティ・デリバティブに係る実効想定元本額に乗じて得た額の合計額とする。

エクイティ・デリバティブの区分	掛目 (パーセント)
第八項各号に定めるヘッジセットに含まれるエクイティ・デリバティブのうち、株価を参照するエクイティ・デリバティブ	三十二

<p>第九項に規定するヘッジセットに含まれる エクイティ・デリバティブのうち、株価を 参照するエクイティ・デリバティブ</p>	<p>十六</p>
<p>第十項に規定する別に設けられたヘッジセ ットに含まれるエクイティ・デリバティブ のうち、株価を参照するエクイティ・デリ バティブ</p>	<p>百六十</p>
<p>第八項各号に定めるヘッジセットに含まれ るエクイティ・デリバティブのうち、株価 指数を参照するエクイティ・デリバティブ</p>	<p>二十</p>
<p>第九項に規定するヘッジセットに含まれる エクイティ・デリバティブのうち、株価指 数を参照するエクイティ・デリバティブ</p>	<p>十</p>
<p>第十項に規定する別に設けられたヘッジセ ットに含まれるエクイティ・デリバティブ のうち、株価指数を参照するエクイティ・ デリバティブ</p>	<p>百</p>

三 第一号の算式中  $\rho_k$  (Gamma) は、次のイ又はロに掲げるエクイティ

- ・デリバティブの区分に応じ、当該イ又はロに定める値とする。
- イ 株価を参照するエクイティ・デリバティブ 〇・五
- ロ 株価指数を参照するエクイティ・デリバティブ 〇・八
- 四 第二号に規定するエクイティ・デリバティブに係る実効想定元本額は、当該エクイティ・デリバティブに係る時価調整後想定元本額（原資産の単位数に算出基準日の株価又は株価指数等乗じて得た額をいう。）にデルタ調整値及びマージン期間調整値を乗じて得た額とする。
- 五 前号のデルタ調整値は、次のイからハまでに掲げる取引の区分に応じ、当該イからハまでに定める値とする。
- イ オプション 値の算出については、第十一項第六号（イに係る部分に限る。）の規定を準用する。この場合において、「第四号のデルタ調整値」とあるのは「第十四項第四号のデルタ調整値（同項第五号イに掲げる取引の区分に係るものに限る。）と、「イからハまで」とあるのは「イ」と、「金利等」とあるのは「株価又は株価指数等」と、「 $\rho$ 」は、「 $\rho$ 」とあるのは「 $\rho$ 」は、当該エクイティ・デリバティブが株価を参照する場合にあつては「一・二〇」、株価指数を参照する場合にあつては「〇・七五」と読み替えるものとする。
- ロ イに掲げる取引以外の取引のうち、当該エクイティ・デリバティブが参照する株価又は株価指数等が上昇する場合に、当該エクイティ・デリバティブの時価が上昇するもの 一
- ハ イに掲げる取引以外の取引のうち、当該エクイティ・デリバ

タイプが参照する株価又は株価指数等が上昇する場合に、当該  
 エクイティ・デリバティブの時価が下落するもの マイナス一  
 六 第十一項第七号から第九号までの規定は、第四号のマージン期  
 間調整値の算出について準用する。この場合において、同項第七  
 号中「第四号」とあるのは「第十四項第四号」と、「 $\rho_j^{(Com)}$ 」とあるのは「 $\rho_j^{(Com)}$ 」と、同項第八  
 号中「第十一項第七号ロ」とあるのは「第十四項第六号において  
 読み替えて準用する第十一項第七号ロ」と、同項第九号中「第十  
 一項第八号において読み替えて準用する前項の」とあるのは「第  
 十四項第六号において読み替えて準用する第十一項第八号におい  
 て読み替えて準用する前項の」と、「第十一項第八号において読  
 み替えて準用する前項各号」とあるのは「第十四項第六号におい  
 て読み替えて準用する第十一項第八号において読み替えて準用す  
 る前項各号」と読み替えるものとする。

15

第六項の算式中  $AddOn_{HS_j}^{(Com)}$  は、次の各号に従い算出する。

一 算出に用いる算式は、次のとおりとする。

$$\begin{aligned}
 AddOn_{HS_j}^{(Com)} &= \sum_j AddOn_{HS_j}^{(Com)} \\
 AddOn_{HS_j}^{(Com)} &= \left[ \left( \rho_j^{(Com)} \times \sum_k AddOn_{Type_k^j} \right)^2 \right. \\
 &\quad \left. + \left( 1 - \left( \rho_j^{(Com)} \right)^2 \right) \times \sum_k \left( AddOn_{Type_k^j} \right) \right]^{1/2}
 \end{aligned}$$

$AddOn_{HSJ}^{(Com)}$  は、ヘッジセット J に係るアドオンの額

$AddOn(Type)$  は、ヘッジセット J においてコモデインテイクを参照するコモデインテイク・デリバティブに係るアドオンの額の合計額

$\rho_j^{(Com)}$  は、0.4

- 二 前号の算式中  $AddOn(Type)$  は、次の表の上欄に掲げるコモデインテイク・デリバティブの区分に応じ、同表の下欄に定める掛目を、当該コモデインテイク・デリバティブに係る実効想定元本額に乗じて得た額の合計額とする。

コモデインテイク・デリバティブの区分	掛目 (パーセント)
第八項各号に定めるヘッジセットに含まれるコモデインテイク・デリバティブのうち、電力を参照するコモデインテイク・デリバティブ	四十
第九項に規定するヘッジセットに含まれるコモデインテイク・デリバティブのうち、電力を参照するコモデインテイク・デリバティブ	二十
第十項に規定する別に設けられたヘッジセットに含まれるコモデインテイク・デリバティブのうち、電力を参照するコモデインテイク・	二百



デリバティブ	
第八項各号に定めるヘッジセットに含まれるコモディティ・デリバティブのうち、電力以外を参照するコモディティ・デリバティブ	十八
第九項に規定するヘッジセットに含まれるコモディティ・デリバティブのうち、電力以外を参照するコモディティ・デリバティブ	九
第十項に規定する別に設けられたヘッジセットに含まれるコモディティ・デリバティブのうち、電力以外を参照するコモディティ・デリバティブ	九十

三 前号に規定するコモディティ・デリバティブに係る実効想定元本額は、当該コモディティ・デリバティブに係る時価調整後想定元本額（原資産の単位数に算出基準日のコモディティ価格等乗じて得た額をいう。）にデルタ調整値及びマージン期間調整値を乗じて得た額とする。

四 前号のデルタ調整値は、次のイからハまでに掲げる取引の区分

に  
應じ、当該イからハまでに定める値とする。

イ オプション 値の算出については、第十一項第六号（イに係る部分に限る。）の規定を準用する。この場合において、「第四号のデルタ調整値」とあるのは「第十五項第三号のデルタ調整値（同項第四号イに掲げる取引の区分に係るものに限る。）と、「イからハまで」とあるのは「イ」と、「金利等」とあるのは「コモディティ価格等」と、「 $\rho$ 」は、「 $0.5$ 」とあるのは「 $0$ 」は、当該コモディティ・デリバティブが電力を参照する場合にあつては「 $1.5$ 」、電力以外を参照する場合には「 $0.7$ 」と読み替えるものとする。

ロ イに掲げる取引以外の取引のうち、当該コモディティ・デリバティブが参照するコモディティ価格等が上昇する場合に、当該コモディティ・デリバティブの時価が上昇するもの  
一  
ハ イに掲げる取引以外の取引のうち、当該コモディティ・デリバティブが参照するコモディティ価格等が上昇する場合に、当該コモディティ・デリバティブの時価が下落するもの  
マイナ  
ス一

五 第十一項第七号から第九号までの規定は、第三号のマージン期間調整値の算出について準用する。この場合において、同項第七号中「第四号」とあるのは「第十五項第三号」と、「 $\rho$ 」とあるのは「 $0.5$ 」と、「 $\rho$ 」とあるのは「 $0$ 」と、「 $\rho$ 」とあるのは「 $0.5$ 」と、同項第八号中「第十一項第七号ロ」とあるのは「第十五項第五号において読み替えて準用する第十一項第七号ロ」と、同項第九号中「第

十一項第八号において読み替えて準用する前項の」とあるのは「第十五項第五号において読み替えて準用する第十一項第八号において読み替えて準用する前項の」と、「第十一項第八号において読み替えて準用する前項各号」とあるのは「第十五項第五号において読み替えて準用する第十一項第八号において読み替えて準用する前項各号」と読み替えるものとする。

16) 第一項ただし書の規定にかかわらず、単一のマージン・アグリメントが複数のネットティング・セットを対象とする場合には、これらのネットティング・セットの集合ごとに与信相当額を算出する。

17) 前項の規定により与信相当額を算出する場合において、RCは、次の算式を用いて算出する。

$$RC = \max \left[ \sum_{NSEMA} \max(V_{NS}, 0) \right] - \max\{C_{MA}, 0\}, 0$$

$$+ \max \left[ \sum_{NSEMA} \min(V_{NS}, 0) \right] - \min\{C_{MA}, 0\}, 0$$

$$C_{MA} = C_{MA,collect} \times (1 - H_{C_{MA,collect}} - Hf^{x_{MA,collect}})$$

$$- C_{MA,post} \times (1 + H_{C_{MA,post}} + Hf^{x_{MA,post}})$$

MAは、マージン・アグリメント（以下この項及び次項において同じ。）

$V_{NS}$ は、NSに含まれる取引の時価の合計額

$C_{MA}$ は、MAの下におけるヘアカット調整後のネット担保額

$C_{MA,collect}$ は、MAの下における取引相手方から受け入れた適格金融資産担保の額

$Ho_{MA, collect}$ は、MAの下において、適格金融資産担保を受け入れる場  
合において適用するボラテイル率調整率

$Hf_{XMA, collect}$ は、MAの下において、適格金融資産担保を受け入れる場  
合においてエクスポージャーと適格金融資産担保の通貨が異なる  
ときに適用するボラテイル率調整率

$C_{MA, post}$ は、MAの下における取引相手方へ差し入れた担保（取引相手  
方以外の第三者によって分別管理されており、かつ、取引相手方  
に係る倒産手続又は外国における倒産手続と同種類の手続に伴う  
当該担保に対する損失の発生を防ぐために必要な方策が講ぜられ  
ているものを除く。）の額

$Ho_{MA, post}$ は、MAの下において、担保を差し入れる場合において取引  
相手方に引き渡した資産の種類に応じて適用するボラテイル率  
調整率

$Hf_{XMA, post}$ は、MAの下において、担保を差し入れる場合においてエク  
スポージャーと担保の通貨が異なるときに適用するボラテイル率  
調整率

18 第十六項の規定による与信限度額を算出する場合に、PFE  
は、次の算式を用いて算出する。

$$PFE = \sum_{NSE/MA} PFE_{NS}^{unmarginated}$$

$PFE_{NS}^{unmarginated}$ は、NSに係るPFEについて、第六項のPFEに係る算式を準  
用して算出した額。ただし、ワーゲン・アグリーメントを締結し  
ていないものとして算出することとする。

「条を削る。」

(標準方式)

第七十九条の三 標準的手法採用行が標準方式を用いる場合は、ネットイング・セット（法的に有効な相對ネットイング契約下にある取引については当該取引の集合をいい、それ以外の取引については個別取引をいう。以下同じ。）ごとに、次の各号に従い与信相当額を算出する。ただし、通貨が異なる変動金利相互間の金利スワップについては与信相当額を算出することを要しない。

一 ネットイング・セットの与信相当額は、次に掲げる算式により算出した額とする。ただし、受入れ担保は正の符号、差入れ担保は負の符号をもつものとして扱う。

与信相当額 =  $1.4 \times \max(CMV - CMC$

$$; \sum_j | \sum_i RPT_{ij} - \sum_l RCG_{jl} | \times CCF_j )$$

CMVは、ネットイング・セットに含まれる取引（担保の受入れ及び差入れを除く。）の時価の合計額

CMCは、ネットイング・セットに含まれる担保（受入れ担保については適格金融資産担保に限る。以下この条において同じ。）の時価の合計額

RPT<sub>ij</sub>は、ヘッジ・セット（次項に定める区分をいう。以下同じ。）jにおける取引iのリスク・ポジション（次号に定める額をいう。以下同じ。）

RCI<sub>j</sub>は、ヘッジ・セット*j*における担保1のリスク・ポジション CCF<sub>j</sub>は、ヘッジ・セット*j*に対する軸田

一 リスク・ポジションは、次のいずれかの規定により算出する。ただし、いずれの規定によってもリスク・ポジションを算出することができない場合、カレント・エクスポージャー方式により個別取引ごとに与信相当額を算出しなければならない。

イ 負債性商品（債券及び貸出金を含む。）以外のものを原資産とする場合、次の算式によりリスク・ポジションを算出する。

$$\text{リスク・ポジション} = p_{ref} \times \frac{\partial v}{\partial p}$$

$p_{ref}$ は、原資産の価格（外国通貨建ての場合には円換算の額）

$v$ は、線形リスクを有する場合には原資産の時価、非線形リスクを有する派生商品取引の場合はその時価

$p$ は、原資産の価格（ $v$ と同じ表示通貨による。）

ロ 負債性商品を原資産とする場合又は支払部分である場合（クレジット・デフォルト・スワップを除く。）、次の算式によりリスク・ポジションを算出する。ただし、残存期間等（残存期間又は次の金利更改日までの期間をいう。以下同じ。）が一年以下の支払部分は、金利リスクに関してリスク・ポジションを算出することを要しない。

$$\text{リスク・ポジション} = \frac{\partial v}{\partial r}$$

$v$ は、線形リスクを有する場合には原資産の時価又は支払部分

の価値（約定の基礎となる計算上の総支払額（想定元本を含む。）を対象とする。）、非線形リスクを有する派生商品取引の場合はその価値（いずれも、外国通貨建ての場合には円換算の額）

は、金利水準

ハ クレジット・デフォルト・スワップについては、次の算式によりリスク・ポジションを算出する。

リスク・ポジション＝ $\frac{\text{想定元本額} \times \text{残存期間}}$

三 支払部分とは、次の各号に掲げるものをいう。

イ 金融商品の対価として支払がなされる取引の場合は、当該支払

ロ 互いに支払を行う取引の場合は、それぞれの支払。この場合において、それぞれの支払が同一の通貨建てである複数の取引がある場合、当該複数の取引を一の取引とみなすことができる。

2 ヘッジ・セットは、次の各号に従って設けるものとする。

一 個別リスクの低い負債性商品（第二百八十四条において一・六〇パーセント以下のリスク・ウェイトが定められているものをいう。以下同じ。）を原資産とするリスク・ポジション、支払部分の金利リスクに係るリスク・ポジション（個別リスクの高い負債性商品（第二百八十四条において一・六〇パーセントを上回るリスク・ウェイトが定められているものをいう。以下同じ。）に類似した支払内容を持つものを除く。）、取引の相手方から受入れ

---

た担保金の金利リスクに係るリスク・ポジション又は取引相手方に差入れた担保金の金利リスクに係るリスク・ポジション（当該取引相手方の債務に第二百八十四条において一・六〇パーセント以下のリスク・ウェイトに該当するものがある場合に限る。）については、その金利が中央政府又は我が国の地方公共団体が負う金利に係るものであるか否かに基づき区分したうえで、負債性商品を原資産とする場合には負債性商品の、支払部分については取引の残存期間等が一年以下、一年超五年以内又は五年超のいずれであるかにより更に区分し、この号に規定するリスク・ポジションに共通するものとして、通貨ごとに六のヘッジ・セットを設ける。

二 個別リスクの高い負債性商品を原資産とするリスク・ポジション、支払部分の金利リスクに係るリスク・ポジション（個別リスクの高い負債性商品に類似した支払内容を持つものに限る。）、取引相手方に差入れた担保金の金利リスクに係るリスク・ポジション（当該取引相手方の債務に第二百八十四条において一・六〇パーセント以下のリスク・ウェイトに該当するものがない場合に限る。）又はクレジット・デフォルト・スワップに係るリスク・ポジションについては、これらのリスク・ポジションに共通するものとして、負債性商品の発行体、担保金の取引相手方又はクレジット・デフォルト・スワップの参照資産の発行体ごとに一のヘッジ・セットを設ける。

三 負債性商品以外のものを原資産とする場合、ヘッジ・セットは

---



---

、同一又は類似の商品ごとに設ける。ただし、原資産が次に掲げるものである場合は、それぞれに定めるところに従いヘッジ・セットを設けなければならない。

イ 株式 同一の発行体ごと又はインデックスごと

ロ 貴金属 同一の貴金属ごと又はインデックスごと

ハ 電力 二十四時間のうち対象とする送電時間帯（ピーク時間帯、非ピーク時間帯その他の取引上の時間帯の区分をいう。）を同一とする権利ごと

ニ コモディティ（貴金属及び電力を除く。） 同一のコモディティごと又はインデックスごと

四 外国為替に関するヘッジ・セットは、同一の通貨ごとに設ける。

3 リスク・ポジションは、次の各号に定める方法に従いヘッジ・セットに区分するものとする。

一 株式（株式指数を含む。）、金、貴金属又はその他のコモディティを原資産とする取引については、支払部分のリスク・ポジションを金利リスクに関するヘッジ・セットに区分し、それ以外のリスク・ポジションを原資産に関するヘッジ・セットに区分する。

二 負債性商品を原資産とする取引については、当該負債性商品と支払部分のそれぞれのリスク・ポジションを、金利リスクに関するヘッジ・セットに区分する。

三 支払同士を交換する取引（為替先渡取引を含む。）については

---

、各支払部分のリスク・ポジションを金利リスクに関するヘッジ・セットに区分する。

四 負債性商品又は支払部分が外国通貨建ての場合、リスク・ポジションを当該通貨の外国為替に関するヘッジ・セットにも区分する。

4 CCFは、次の各号に定めるものとする。

一 負債性商品以外のものを原資産とする場合、CCFは、その原資産の種類に応じ、それぞれ左欄に掲げる掛目とする。

原資産	掛目 (パーセント)
金	五
株式	七
貴金属（金を除く）	八・五
電力	四
コモディティ（貴金属及び電力を除く。）	十

二 負債性商品を原資産とする場合、CCFは、その原資産の種類に応じ、それぞれ左欄に掲げる掛目とする。

原資産	掛目
個別リスクの高い負債性商	七
個別リスクの低い負債性商品（クレジット）	四
その他	十

(期待エクスポージャー方式)

第七十九条の三 「略」

- 2 「略」
- 3 標準的手法採用行は、前項第一号に掲げる与信相当額の算出に当たっては、ポートフォリオごとに、現在の市場データを用いて算出した測差 $\sigma_{\text{P}}^2$ 又は適切なストレス期間を含むデータを用いて算出した測差 $\sigma_{\text{P}}^2$ のうち、所要自己資本が大きくなるものを用いるものとする。
- 4 「略」
- 5 標準的手法採用行は、ネットイング・セットに係る取引相手方に

- 三 外国為替に関するCCFは、二・五パーセントとする。
- 四 前三号に該当しないもの場合、CCFは十パーセントとする。

品		
ト・デフォルト・スワップに係るリスク・ポジションに限る。	掛目 (パーセント)	〇・六
		〇・三
		〇・二

(期待エクスポージャー方式)

第七十九条の四 「同上」

- 2 「同上」
- 3 標準的手法採用行は、前項第一号に掲げる与信相当額の算出に当たっては、ポートフォリオごとに、現在の市場データを用いて算出した測差 $\sigma_{\text{P}}^2$ 又は適切なストレス期間を含むデータを用いて算出した測差 $\sigma_{\text{P}}^2$ のうち、所要自己資本が大きくなるものを用いなければならない。
- 4 「同上」
- 5 標準的手法採用行は、ネットイング・セットに係る取引相手方に

対するマージン・アグリーメントに基づき、期待エクスポージャー計測モデル（期待エクスポージャーを計測するモデルをいう。以下同じ。）において当該担保による効果を反映している場合には、第二項第三号に規定する冊送 $\Delta$ の算出において、当該担保による効果を勘案した冊送 $\Delta$ を用いることにより同項第二号に規定する冊送 $\Delta$ を計測する方法を使用することができる。ただし、取引相手方の信用状態が悪化した時に当該取引相手方に担保の提供を求めることができるものとされているマージン・アグリーメントに基づく担保による効果は反映しないものとする。

6|| 標準的手法採用行は、前項に規定する方法を使用して冊送 $\Delta$ を計測する場合には、リスクのマージン期間内における取引相手方との取引の時価の変動額を勘案するものとする。

対するマージン・アグリーメント（当該取引相手方に係るエクスポージャーの額が指定された額を超えたときに、当該取引相手方に対して担保の提供を求めることができる旨の契約をいう。以下この条において同じ。）に基づき、期待エクスポージャー計測モデル（期待エクスポージャーを計測するモデルをいう。以下同じ。）において当該担保による効果を反映している場合には、第二項第三号に規定する冊送 $\Delta$ の算出において、当該担保による効果を勘案した冊送 $\Delta$ を用いることにより同項第二号に規定する冊送 $\Delta$ を計測する方法を使用することができる。ただし、取引相手方の信用状態が悪化した時に当該取引相手方に担保の提供を求めることができるものとされているマージン・アグリーメントに基づく担保による効果は反映してはならない。

6|| 標準的手法採用行は、前項に規定する方法に代えて、次に掲げる額のうち、いずれか小さい額を第二項第二号に規定する冊送 $\Delta$ とする方法を使用することができる。

- 一 ネットテイング・セットに係る取引相手方に対するマージン・アグリーメントに基づく担保による効果を反映しない場合の冊送 $\Delta$ に当該取引相手方に提供される全ての担保（日々の値洗いによりその額が調整されるものを除く。）の額を加えた額
- 二 次のイの算式により算出されたアドオンに $\Delta$ 又は $\Delta$ に掲げる額のうちいずれか大きい額を加えた額

イ  $\Delta = E[\max(\Delta MtM, 0)]$

$E[\Delta]$ は、 $\Delta$ 内の期待値

△MEMホ、リスクのマージン期間（マージン・アグリーメント

に基づき取引相手方から担保の提供を受けた時点から当該取引相手方のデフォルトに伴い発生した当該取引相手方との取引に係るマージン・リスクに対するヘッジが完了する時点までの期間をいう。）内における取引相手方との取引の時価の変化額。ただし、マージン・アグリーメントに基づく担保による効果を勘察してはならない。

ロ マージン・アグリーメントに基づき提供をし、又は提供を受けた担保（コールされたもの及び係争中のものを除く。）による効果を反映した場合のネットティング・セットの現時点のエクスポージャーの額

ハ マージン・アグリーメントに基づき提供をし、又は提供を受ける担保による効果を反映した場合のネットティング・セットにおいて生じ得る最大のエクスポージャーの額

7 前項第二号イのリスクのマージン期間は、次の各号に掲げるネットティング・セットの区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

一 「同上」

二 日ごとの値洗いにより担保の額が調整されるネットティング・セット ホ+ズー

Fは前項の規定により算出されるリスクのマージン期間

8 前項の規定にかかわらず、算出基準日を含む四半期の前の直近の連続する二の四半期の間、同項第一号イからニまで又は第二号に掲げるいずれかのネットティング・セットについて、担保額調整（エ

7 前項のリスクのマージン期間は、次の各号に掲げるネットティング・セットの区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

一 「略」

二 日ごとの値洗いにより担保の額が調整されるネットティング・セット ホ+ズー

Fは前項の規定により算出されるリスクのマージン期間

8 前項の規定にかかわらず、算出基準日を含む四半期の前の直近の連続する二の四半期の間、同項第一号イからニまで又は第二号に掲げるいずれかのネットティング・セットについて、担保額調整に係

る係争により、同項のリスクのマージン期間を超える清算期間を要する場合は三回以上生じた場合には、次の連続する二の四半期の間は、当該ネットイング・セットについては、同項のリスクのマージン期間の少なくとも二倍以上の期間をリスクのマージン期間とする。

9 標準的手法採用行は、ネットイング・セットを構成する取引において、取引相手方及び参照企業の間<sup>に</sup>法的な関係が存在し、かつ、個別誤方向リスク（特定の取引相手方に対する将来のエクスポージャーの額が、当該取引相手方のPBと高い相関を持って増減するリスクをいう。以下同じ。）が特定された場合には、当該取引を当該ネットイング・セットから除外するものとする。

10 標準的手法採用行は、取引相手方及び参照企業の間<sup>に</sup>法的な関係が存在し、かつ、個別誤方向リスクが特定された取引に係る信用リスク・アセットの額の算出においては、当該個別誤方向リスクの特性を勘案するものとする。

11 標準的手法採用行は、マージン・アグリーメントにより提供をし、又は提供を受ける担保が現金以外の資産を含む場合には、当該担保の価格変動を適切に反映するものとする。

〔12・13 略〕

（承認申請書の提出）

第七十九条の三の二 期待エクスポージャー方式の使用について前条

クスポージャーと担保の価格変動に伴う信用供与額の変化を担保額によって調整する仕組みをいう。以下同じ。）に係る係争により、同項のリスクのマージン期間を超える清算期間を要する場合は三回以上生じた場合には、次の連続する二の四半期の間は、当該ネットイング・セットについては、同項のリスクのマージン期間の少なくとも二倍以上の期間をリスクのマージン期間とする。

9 標準的手法採用行は、ネットイング・セットを構成する取引において、取引相手方及び参照企業の間<sup>に</sup>法的な関係が存在し、かつ、個別誤方向リスク（特定の取引相手方に対する将来のエクスポージャーの額が、当該取引相手方のPBと高い相関を持って増減するリスクをいう。以下同じ。）が特定された場合には、当該取引を当該ネットイング・セットから除外しなければならない。

10 標準的手法採用行は、取引相手方及び参照企業の間<sup>に</sup>法的な関係が存在し、かつ、個別誤方向リスクが特定された取引に係る信用リスク・アセットの額の算出においては、当該個別誤方向リスクの特性を勘案しなければならない。

11 標準的手法採用行は、マージン・アグリーメントにより提供をし、又は提供を受ける担保が現金以外の資産を含む場合には、当該担保の価格変動を適切に反映しなければならない。

〔12・13 同上〕

（承認申請書の提出）

第七十九条の四の二 期待エクスポージャー方式の使用について前条

第一項の承認を受けようとする銀行は、次に掲げる事項を記載した承認申請書を金融庁長官に提出するものとする。

〔一・二 略〕

2 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

〔一・五 略〕

3 前項第四号に掲げる期待エクスポージャー方式実施計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

〔一・二 略〕

(承認の基準)

第七十九条の三の三 金融庁長官は、期待エクスポージャー方式の使用について第七十九条の三第一項の承認をしようとするときは、次に掲げる基準に適合する期待エクスポージャー計測モデルが当該承認に先立って一年以上にわたって内部管理において運用されており、かつ、期待エクスポージャー方式の使用を開始する日以降において、内部管理に関する体制が当該基準に適合することが見込まれるかどうかを審査するものとする。

〔一・三 略〕

四 期待エクスポージャー計測モデルが、当該モデルの開発から独立し、かつ、十分な能力を有する者により、開発時点及びその後定期的に、かつ、期待エクスポージャー計測モデルへの重要な変更、市場の構造的な変化又はポートフォリオ構成の大きな変化に

第一項の承認を受けようとする銀行は、次に掲げる事項を記載した承認申請書を金融庁長官に提出しなければならない。

〔一・二 同上〕

2 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

〔一・五 同上〕

3 前項第四号に掲げる期待エクスポージャー方式実施計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

〔一・二 同上〕

(承認の基準)

第七十九条の四の三 金融庁長官は、期待エクスポージャー方式の使用について第七十九条の四第一項の承認をしようとするときは、次に掲げる基準に適合する期待エクスポージャー計測モデルが当該承認に先立って一年以上にわたって内部管理において運用されており、かつ、期待エクスポージャー方式の使用を開始する日以降において、内部管理に関する体制が当該基準に適合することが見込まれるかどうかを審査しなければならない。

〔一・三 同上〕

四 期待エクスポージャー計測モデルが、当該モデルの開発から独立し、かつ、十分な能力を有する者により、開発時点及びその後定期的に、かつ、期待エクスポージャー計測モデルへの重要な変更、市場の構造的な変化又はポートフォリオ構成の大きな変化に

よって期待エクスポージャー計測モデルの正確性が失われるおそれが生じた場合に検証されており、かつ、当該モデルが適切に見直されるための体制を整備していること。この場合において、当該検証は次に掲げる事項を含むものとする。

【イ〜ハ 略】

【五〜十二の二 略】

十三 aを独自に推計している場合には、第七十九条の三第四項各号に掲げる要件を満たしていること。

十三の二 派生商品取引とレポ形式の取引をその対象とする法的に有効な相対ネットティング契約の効果を勘案している場合には、第七十九条の三第十二項各号に掲げる条件を満たしていること。

十四 【略】

(変更に係る届出)

第七十九条の三の四 期待エクスポージャー方式の使用について承認を受けた標準的手法採用行は、次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、その旨及びその内容を金融庁長官に届け出るものとする。

【一〜三 略】

2 前項第三号に基づく届出を行う場合には、標準的手法採用行は、当該標準的手法採用行が承認の基準を満たさない事項に関する改善計画を当該届出と併せて、又はその後速やかに提出するものとする。

よって期待エクスポージャー計測モデルの正確性が失われるおそれが生じた場合に検証されており、かつ、当該モデルが適切に見直されるための体制を整備していること。この場合において、当該検証は次に掲げる事項を含まなければならない。

【イ〜ハ 同上】

【五〜十二の二 同上】

十三 aを独自に推計している場合には、第七十九条の四第四項各号に掲げる要件を満たしていること。

十三の二 派生商品取引とレポ形式の取引をその対象とする法的に有効な相対ネットティング契約の効果を勘案している場合には、第七十九条の四第十二項各号に掲げる条件を満たしていること。

十四 【同上】

(変更に係る届出)

第七十九条の四の四 期待エクスポージャー方式の使用について承認を受けた標準的手法採用行は、次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、その旨及びその内容を金融庁長官に届け出なければならない。

【一〜三 同上】

2 前項第三号に基づく届出を行う場合には、標準的手法採用行は、当該標準的手法採用行が承認の基準を満たさない事項に関する改善計画を当該届出とあわせて、又はその後速やかに提出しなければならない。



(承認の取消し)

第七十九条の三の五 金融庁長官は、期待エクスポージャー方式の使用について承認を受けた標準的手法採用行が前条第一項第二号の届出を怠った場合又は同項第三号に該当する場合には、第七十九条の三第一項の承認を取り消すことができる。

(段階的適用等)

第七十九条の三の六 期待エクスポージャー方式の使用について承認を受けた標準的手法採用行は、全ての派生商品取引又は全てのレポ形式の取引について期待エクスポージャー方式を適用するものとする。ただし、期待エクスポージャー方式の適用を開始した後の一定の期間について、一部の取引の与信相当額について期待エクスポージャー方式を適用しない旨を第七十九条の三の二第二項第四号に掲げる期待エクスポージャー方式実施計画に定めている場合は、この限りでない。

2 [略]

(カレント・エクスポージャー方式)

第七十九条の四 標準的手法採用行が第七十九条第二項の規定によりカレント・エクスポージャー方式を用いる場合には、再構築コストの額及びアドオンの額を合計することにより与信相当額を算出するものとする。

(承認の取消し)

第七十九条の四の五 金融庁長官は、期待エクスポージャー方式の使用について承認を受けた標準的手法採用行が前条第一項第二号の届出を怠った場合又は同項第三号に該当する場合には、第七十九条の四第一項の承認を取り消すことができる。

(段階的適用等)

第七十九条の四の六 期待エクスポージャー方式の使用について承認を受けた標準的手法採用行は、すべての派生商品取引又はすべてのレポ形式の取引について期待エクスポージャー方式を適用しなければならない。ただし、期待エクスポージャー方式の適用を開始した後の一定の期間について、一部の取引の与信相当額について期待エクスポージャー方式を適用しない旨を第七十九条の四の二第二項第四号に掲げる期待エクスポージャー方式実施計画に定めている場合は、この限りでない。

2 [同上]

「条を加える。」

2 前項の再構築コストの額は、次の各号に掲げるいずれかの額とする。

一 派生商品取引を時価評価することにより算出した再構築コストの額（零を下回る場合には、零とする。）

二 法的に有効な相対ネットティング契約下にある取引に係るネット再構築コストの額（零を下回る場合には、零とする。）

3 第一項のアドオンの額は、次の各号に掲げるいずれかの額とする。

一 次のイ又はロに掲げる額（以下「グロスのアドオン」という。）

イ 派生商品取引（クレジット・デリバティブを除く。）については、次の表の上欄に掲げる取引の区分及び同表の中欄に掲げる残存期間の区分に応じ、当該取引の想定元本額に同表の下欄に定める掛目（元本を複数回交換する取引にあっては、各掛目に残存交換回数に乗ずるものとする。）を乗じて得た額

取引の区分	残存期間の区分	掛目 (パーセント)
外国為替関連取引 及び金関連取引	一年以内 一年超五年以内 五年超	一・〇 五・〇 七・五

金利関連取引	一年以内 一年超五年以内 五年超	〇・〇 〇・五 一・五
株式関連取引	一年以内 一年超五年以内 五年超	六・〇 八・〇 十・〇
貴金属関連取引（金 関連取引を除く。）	一年以内 一年超五年以内 五年超	七・〇 七・〇 八・〇
その他のコモディ ティ関連取引	一年以内 一年超五年以内 五年超	十・〇 十二・〇 十五・〇

(注1) 特定の支払期日においてその時点でのエクスポージ  
ヤーを清算する構造で、かつ、当該特定の期日におい  
て市場価値が零になるように契約条件が再設定される  
契約については、残存期間を次の再設定日までの期間  
とみなすことができる。この基準を満たす残存期間が  
一年超の金利関連取引については、アドオン掛目は〇  
・五パーセントを下限とする。

- 
- (注2) 取引の区分欄に掲げられた各取引に当てはまらない派生商品取引(クレジット・デリバティブを除く。)は、「その他のコモディティ関連取引」として取り扱うこととする。
- (注3) 同一通貨間かつ変動金利相互間の金利スワップについては、この項に係る額を与信相当額に加えることを要しない。
- (注4) 外国為替関連取引とは、異種通貨間の金利スワップ、為替先渡取引(FXV)、先物外国為替取引、通貨先物取引及び通貨オプション(オプション権の取得に限る。)等をいう。
- (注5) 金関連取引とは、金に基づく先渡、スワップ及びオプション(オプション権の取得に限る。)等をいう。
- (注6) 金利関連取引とは、同一通貨間の金利スワップ、金利先渡取引(FORM)、金利先物取引及び金利オプション(オプション権の取得に限る。)等をいう。
- (注7) 株式関連取引とは、個別の株式や株価指数に基づく先渡、スワップ及びオプション(オプション権の取得に限る。)等をいう。
- (注8) 貴金属関連取引とは、貴金属に基づく先渡、スワップ及びオプション(オプション権の取得に限る。)等をいう。
- (注9) その他のコモディティ関連取引とは、エネルギー取
-

引、農産物取引及び卑金属その他の貴金属以外の金属  
 のコモディティ取引に基づく先渡、スワップ及びオプ  
 ション（オプション権の取得に限る。）等をいう。  
 ロ クレジット・デリバティブについては、次の表の上欄に掲げ  
 る取引の種類及び同表の中欄に掲げる原債務者の種類に応じ、  
 当該取引の想定元本額に同表の下欄に定める掛目を乗じて得た  
 額

取引の種類	原債務者の種類	掛目 (パーセント)
トータル・リターン ・スワップ又はクレ ジット・デフォルト ・スワップ	優良債務者 その他の債務者	五・〇 十・〇

(注1) 標準的手法採用行がプロテクション提供者である場  
 合の掛目とプロテクション購入者である場合の掛目は  
 同一とする。ただし、標準的手法採用行がクレジット  
 ・デフォルト・スワップのプロテクション提供者であ  
 る場合においては、プロテクション購入者が支払不能  
 となった場合に、原債務者の信用事由（プロテクショ

---

ン提供者が支払を行うべき事由として当事者があらかじめ定めたものをいう。)の発生の有無にかかわらず、取引が清算されるものに限り与信相当額を算出するものとする。この場合において、標準的手法採用行は、この項の規定により算出される額について、取引の相手先から当該取引の約定に基づいて受け取ることとされていた額を上限とすることができる。

(注2)

優良債務者とは、次に掲げるものをいう。

① 第五十六条から第六十二条までの規定において、リスク・ウェイトが規定されている主体

② 金融機関(第一条第七号ロに掲げる者を除く。)

、外国銀行、銀行持株会社、銀行持株会社に準ずる外国の会社、第一種金融商品取引業者及び経営管理会社のうち第六十三条又は第六十四条の基準に照らして二十パーセントのリスク・ウェイトとすることが認められている主体並びに適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区分が4―3又は5―3以上である主体をいう。

(注3)

ファースト・トウ・デフォルト型クレジット・デリバティブについては、プロテクションの対象とする複数の資産のうち最も信用リスクの高い資産に基づいて原債務者の種類を定めるものとする。セカンド・トウ・デフォルト型クレジット・デリバティブについては

---

、プロテクションの対象とする複数の資産のうち二番目に信用リスクの高い資産に基づいて原債務者の種類を定めるものとする。これらの規定は、クレジット・デリバティブのうち、複数の資産をプロテクションの対象とし、当該プロテクションは当該複数の資産のうち、あらかじめ特定された順位において信用事由が発生した資産に対してのみ提供されるとともに契約が終了するものについて準用する。

二 法的に有効な相対ネットイング契約下にある取引について、次の算式により得られるネットのアドオンの額

$$\text{ネットのアドオン} = 0.4 \times \text{グロスのアドオン} \\ + 0.6 \times \frac{\text{ネット再構築コスト}}{\text{グロス再構築コスト}} \times \text{グロスのアドオン}$$

(標準的ボラティリティ調整率)

第九十四条 標準的手法採用行が標準的ボラティリティ調整率を用いる場合において、包括的手法の計算の対象とする取引について毎営業日の時価評価又は担保額調整を行っており、かつ、保有期間（ボラティリティ調整率を計算する際に、当該資産を保有すると仮定する期間をいう。以下この目から第四目までにおいて同じ。）が十営業日のときに用いるボラティリティ調整率は、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定めるものとする。

(標準的ボラティリティ調整率)

第九十四条 標準的手法採用行が標準的ボラティリティ調整率を用いる場合において、包括的手法の計算の対象とする取引について毎営業日の時価評価又は担保額調整を行っており、かつ、保有期間（ボラティリティ調整率を計算する際に、当該資産を保有すると仮定する期間をいう。以下この目から第四目までにおいて同じ。）が十営業日のときに用いるボラティリティ調整率は、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定めるものとする。

一 「略」

二 ボラテイリティ調整率を適用する対象である資産が次の表に掲げる資産種別に該当する場合 その該当する資産種別に応じて、同表の下欄に定めるボラテイリティ調整率

資産種別	ボラテイリティ調整率
<p>〔略〕</p> <p>適格金融資産担保以外の資産（当該資産について第七十八条第一項第八号に定める与信相当額を算出する場合、S A I C C R を用いて派生商品取引若しくは長期決済期間取引に係る与信相当額を算出する場合においてこれらの取引に係る与信相当額が算出される担保の提供に用いるとき又は第九十条ただし書の定めるところによりレポ形式の取引について第八十九条各号及び第九十条各号に掲げるもの以外の資産を用いる場合に限る。以</p>	<p>二十五パーセント</p>

一 「同上」

二 ボラテイリティ調整率を適用する対象である資産が次の表に掲げる資産種別に該当する場合 その該当する資産種別に応じて、同表の下欄に定めるボラテイリティ調整率

資産種別	ボラテイリティ調整率
<p>〔同上〕</p> <p>適格金融資産担保以外の資産（当該資産について第七十八条第一項第八号に定める与信相当額を算出する場合又は第九十条ただし書の定めるところによりレポ形式の取引について第八十九条各号及び第九十条各号に掲げるもの以外の資産を用いる場合に限る。以下同じ。）</p>	<p>二十五パーセント</p>



〔下同じ。〕

2  
〔略〕

(計算方法)

第百十三条 標準的手法採用行が包括的手法を適用する場合であつて、  
第七十九条第二項の規定により先渡、スワップ及びオプション等の派生商品取引についてカレント・エクスポート方式を使用し、かつ、適格金融資産担保を用いるときのエクスポート方式の額は、次の式により算出する。

$$E^* = (RC + \text{アドオン}) - C_A$$

E\*は、信用リスク削減手法適用後エクスポート方式額（ただし、零を下回らない値とする。）

RCは、第七十九条の四第二項第一号に定める再構築コスト

アドオンは、同条第三項第一号に定めるグロスのアドオン

C<sub>A</sub>は、H<sub>e</sub>（適格金融資産担保に適用するボラテイル調整率）及びV<sub>HFX</sub>（エクスポート方式と適格金融資産担保の通貨が異なる場合に適用するボラテイル調整率）を適用した後の担保額

2 法的に有効な相対ネットティング契約が存在する場合は、前項のRCは第七十九条の四第二項第二号に定めるネット再構築コストとし、また、アドオンは同条第三項第二号に定めるネットのアドオンとする。

〔同上〕

2  
〔同上〕

(計算方法)

第百十三条 標準的手法採用行が包括的手法を適用する場合であつて、先渡、スワップ及びオプション等の派生商品取引についてカレント・エクスポート方式を使用し、かつ、適格金融資産担保を用いるときのエクスポート方式の額は、次の式により算出する。

$$E^* = (RC + \text{アドオン}) - C_A$$

E\*は、信用リスク削減手法適用後エクスポート方式額（ただし、零を下回らない値とする。）

RCは、第七十九条の二第二項第一号に定める再構築コスト

アドオンは、同条第三項第一号に定めるグロスのアドオン

C<sub>A</sub>は、H<sub>e</sub>（適格金融資産担保に適用するボラテイル調整率）及びV<sub>HFX</sub>（エクスポート方式と適格金融資産担保の通貨が異なる場合に適用するボラテイル調整率）を適用した後の担保額

2 法的に有効な相対ネットティング契約が存在する場合は、前項のRCは第七十九条の二第二項第二号に定めるネット再構築コストとし、また、アドオンは同条第三項第二号に定めるネットのアドオンとする。

3 [略]

(間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出方法の特例)

第三百二十九条の二 標準的手法採用行が直接清算参加者として間接清算参加者の適格中央清算機関に対するトレード・エクスポージャーに係る清算取次ぎ等を行うことにより生ずる間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーについて、与信相当額の算出にカレント・エクスポージャー方式を用いている場合には、当該トレード・エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額は、次の算式により算出した額を当該信用リスク・アセットの額とみなすことができる。

$$RWA^* = RWA \times \sqrt{T_m/10}$$

RWA\*は、この条の規定の適用後の信用リスク・アセットの額

RWAは、第一節から前節までの規定により算出した当該トレード・

エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額

T<sub>m</sub>は、第七十九条の三第七項の規定により算出したリスクのワーゲン期間。この場合において、同項第一号の規定にかかわらず、日々の値洗いにより担保額が調整されるネットインゲ・セットに係るリスクのワーゲン期間は五営業日とすることができる。

(事業法人等向けエクスポージャー(EAD))

第百五十七条 [略]

3 [同上]

(間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出方法の特例)

第三百二十九条の二 標準的手法採用行が直接清算参加者として間接清算参加者の適格中央清算機関に対するトレード・エクスポージャーに係る清算取次ぎ等を行うことにより生ずる間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーについて、与信相当額の算出に第七十九条の四に定める期待エクスポージャー方式を用いていない場合には、当該トレード・エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額は、次の算式により算出した額を当該信用リスク・アセットの額とみなすことができる。

$$RWA^* = RWA \times \sqrt{T_m/10}$$

RWA\*は、この条の規定の適用後の信用リスク・アセットの額

RWAは、第一節から前節までの規定により算出した当該トレード・

エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額

T<sub>m</sub>は、第七十九条の四第七項の定めに従い算出したリスクのワーゲン期間。この場合において、同項第一号の規定にかかわらず、日々の値洗いにより担保額が調整されるネットインゲ・セットに係るリスクのワーゲン期間は五営業日とすることができる。

(事業法人等向けエクスポージャー(EAD))

第百五十七条 [同上]

「24 略」

5 第七十九条(第二項及び第三項を除く。)から第七十九条の三の六までの規定は、事業法人等向けエクスポージャーのEADについて準用する。この場合において、これらの規定中「標準的手法採用行」とあるのは「内部格付手法採用行」と、第七十九条第四項中「前三項」とあるのは「第一項」と読み替えるものとする。  
「項を削る。」

「24 同上」

5 第七十九条から第七十九条の四の六までの規定は、事業法人等向けエクスポージャーのEADについて準用する。この場合において、「標準的手法採用行」とあるのは「内部格付手法採用行」と読み替えるものとする。

6 内部格付手法採用行が直接清算参加者として間接清算参加者の適格中央清算機関向けトレード・エクスポージャーに係る清算取次ぎ等を行うことにより生ずる間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーのEADを算出する場合であつて、当該EADの算出に当たつて第七十九条の四に定める期待エクスポージャー方式を用いていないときには、前各項の規定により算出したEAD(当該エクスポージャーに係るものに限る。)に次の掛目を乗じた額を当該間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーのEADとする)とがべきである。

$$\text{掛目} = \sqrt{(\text{Im}/10)}$$

Imは、第七十九条の四第七項の規定を準用して算出したリスクのマネージン期間。この場合において、同項第一号中「ネットイング・セット 二十営業日」とあり、及び「ネットイング・セット 十営業日」とあるのは、「ネットイング・セット 五営業日」と読み替えるものとする。

(マチュリテイ)

(マチュリテイ)

第百五十八条 「略」

〔2・5 略〕

6 内部格付手法採用行が事業法人等向けエクスポージャーのEADについて第七十九条の三から第七十九条の三の六までの規定を準用する場合には、事業法人等向けエクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算式に用いるマチュリティは、第一号に掲げる算式により算出された実効マチュリティとし、同号に掲げる罫返<sup>①</sup>は第二号に掲げる算式により算出された額とする。ただし、実効マチュリティが一年に満たない場合には一年とし、五年を超える場合には五年とする。

〔一・二 略〕

〔7・8 略〕

(リテール向けエクスポージャーのEAD)

第百六十五条 「略」

〔2・4 略〕

5 第七十九条(第二項及び第三項を除く。)から第七十九条の三の六までの規定は、リテール向けエクスポージャーのEADについて準用する。この場合において、これらの規定中「標準的手法採用行」とあるのは「内部格付手法採用行」と、第七十九条第四項中「前三項」とあるのは「第一項」と読み替えるものとする。

〔項を削る。〕

第百五十八条 「同上」

〔2・5 同上〕

6 内部格付手法採用行が事業法人等向けエクスポージャーのEADについて第七十九条の四から第七十九条の四の六までの規定を準用する場合には、事業法人等向けエクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算式に用いるマチュリティは、第一号に掲げる算式により算出された実効マチュリティとし、同号に掲げる罫返<sup>①</sup>は第二号に掲げる算式により算出された額とする。ただし、実効マチュリティが一年に満たない場合には一年とし、五年を超える場合には五年とする。

〔一・二 同上〕

〔7・8 同上〕

(リテール向けエクスポージャーのEAD)

第百六十五条 「同上」

〔2・4 同上〕

5 第七十九条から第七十九条の四の六までの規定は、リテール向けエクスポージャーのEADについて準用する。この場合において、「標準的手法採用行」とあるのは「内部格付手法採用行」と読み替えるものとする。

6

第百五十七条第六項の規定は、リテール向けエクスポージャーであって、内部格付手法採用行が直接清算参加者として間接清算参加

者の適格中央清算機関向けトレード・エクスポージャーに係る清算取次ぎ等を行うことにより生ずる間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーのEADを算出する場合について準用する。

(エクスポージャーの厚さ(三))

第二百六十条 「略」

2 エクスポージャーの厚さを計算するに当たって、金利スワップ又は通貨スワップから生じるエクスポージャーの計算においては第十九条(第二項及び第三項を除く。)から第七十九条の三の六までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「標準的手法採用行」とあるのは「内部格付手法採用行」と、第七十九条第四項中「前三項」とあるのは「第一項」と読み替えるものとする。

(CVAリスク相当額の算出)

第二百七十条の二 「略」

2 前項の規定にかかわらず、銀行が債券等(第二百八十一条に規定する債券等をいう。以下この章において同じ。)に係る個別リスクの算出について第二百七十二条の承認を受けており、かつ、第七十九条の三第一項(第五百五十七条第五項又は第六十五条第五項において準用する場合を含む。)の承認を受けている場合には、第三節に定める先進的リスク測定方式を用いて、次の各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引に係るCVAリスク相当額を算出しなければならない。

(エクスポージャーの厚さ(三))

第二百六十条 「同上」

2 エクスポージャーの厚さを計算するに当たって、金利スワップ又は通貨スワップから生じるエクスポージャーの計算においては第十九条から第七十九条の四の六までの規定を準用する。この場合において、「標準的手法採用行」とあるのは「内部格付手法採用行」と読み替えるものとする。

(CVAリスク相当額の算出)

第二百七十条の二 「同上」

2 前項の規定にかかわらず、銀行が債券等(第二百八十一条に規定する債券等をいう。以下この章において同じ。)に係る個別リスクの算出について第二百七十二条の承認を受けており、かつ、第七十九条の四第一項(第五百五十七条第五項又は第六十五条第五項において準用する場合を含む。)の承認を受けている場合には、第三節に定める先進的リスク測定方式を用いて、次の各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引に係るCVAリスク相当額を算出しなければならない。

「一〇三 略」

3 第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる銀行のいずれにも該当しない国内基準行にあつては、第四節に定める簡便的リスク測定方式を用いて、同項各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引に係るCVAリスク相当額を算出することができる。

「一〇三 略」

4 期待エクスポージャー方式の使用について第七十九条の三第一項(第百五十七条第五項又は第百六十五条第五項において準用する場合を含む。)の承認を受けた銀行

4 「略」

(標準的リスク測定方式によるCVAリスク相当額)

第二百七十条の三 「略」

「2・3 略」

4 第一項のEAD<sub>total</sub>は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める取引相手方<sup>二</sup>に係るネットティング・セットごとに算出した額とする。

一 SA-CCRを用いる場合 第七十九条の二第一項に規定する与信相当額の割引現在価値

「号を削る。」

二 期待エクスポージャー方式を用いる場合 第七十九条の三第二

「一〇三 同上」

3 第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる銀行のいずれにも該当しない国内基準行にあつては、第四節に定める簡便的リスク測定方式を用いて、同項各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引に係るCVAリスク相当額を算出することができる。

「一〇三 同上」

4 期待エクスポージャー方式の使用について第七十九条の四第一項(第百五十七条第五項又は第百六十五条第五項において準用する場合を含む。)の承認を受けた銀行

4 「同上」

(標準的リスク測定方式によるCVAリスク相当額)

第二百七十条の三 「同上」

「2・3 同上」

4 第一項のEAD<sub>total</sub>は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める取引相手方<sup>二</sup>に係るネットティング・セットごとに算出した額とする。

一 カレント・エクスポージャー方式を用いる場合 第六章第五節第三款に規定する包括的手法を使用する場合の信用リスク削減手法を適用した後のエクスポージャーの額の割引現在価値

二 標準方式を用いる場合 第七十九条の三に規定する与信相当額の割引現在価値

三 期待エクスポージャー方式を用いる場合 第七十九条の四第二

項に規定する与信相当額

三|| カレント・エクスポージャー方式を用いる場合 第六章第五節第三款に規定する包括的手法を使用する場合の信用リスク削減手法を適用した後のエクスポージャーの額の割引現在価値

5 第一項並びに前項第一号及び第三号の割引現在価値は、次に掲げる算式により算出するものとする。

$$\text{(割引現在価値)} = (\text{想定元本額又は与信相当額}) \times (1 - \text{EXP}(-0.05 \times M_i)) / (0.05 \times M_i)$$

$M_i$ は、対応する $M_i$ 、 $M_i^{\text{holder}}$ 又は $M_i^{\text{mind}}$

6 [略]

7 第四項第三号に掲げる場合において、第一項の $EAD_i^{\text{total}}$ （直接清算参加者として間接清算参加者の適格中央清算機関向けトレード・エクスポージャーに係る清算取次ぎ等を行うことにより生ずる間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーに係るものに限る。）を算出する場合には、同号に定める額に次の掛目を乗じた額を、当該ネットイング・セットの $EAD_i^{\text{total}}$ とすることができ、

$$\text{掛目} = \sqrt{(T_m/10)}$$

$T_m$ は、第七十九条の三第七項の規定を準用して算出したリスクのナージョン期間。この場合において、同項中「前項」とあるのは「第一百七十条の三第七項」と、同項第一号中「ネットイング・セット」二十営業日」とあり、及び「ネットイング・セット」十営業日」とあるのは、「ネットイング・セット」五営業日」と読み替えるものとする。

項に規定する与信相当額

「号を加える。」

5 第一項並びに前項第一号及び第二号の割引現在価値は、次に掲げる算式により算出するものとする。

$$\text{(割引現在価値)} = (\text{想定元本額又は与信相当額}) \times (1 - \text{EXP}(-0.05 \times M_i)) / (0.05 \times M_i)$$

$M_i$ は、対応する $M_i$ 、 $M_i^{\text{holder}}$ 又は $M_i^{\text{mind}}$

6 [同上]

7 第四項第一号又は第二号に掲げる場合において、第一項の $EAD_i^{\text{total}}$ （直接清算参加者として間接清算参加者の適格中央清算機関向けトレード・エクスポージャーに係る清算取次ぎ等を行うことにより生ずる間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーに係るものに限る。）を算出する場合には、第四項第一号又は第二号に定める額に次の掛目を乗じた額を、当該ネットイング・セットの $EAD_i^{\text{total}}$ とすることができ、

$$\text{掛目} = \sqrt{(T_m/10)}$$

$T_m$ は、第七十九条の四第七項の規定を準用して算出したリスクのナージョン期間。この場合において、同項第一号中「ネットイング・セット」二十営業日」とあり、及び「ネットイング・セット」十営業日」とあるのは、「ネットイング・セット」五営業日」と読み替えるものとする。

(先進的リスク測定方式によるCVAリスク相当額)

第二百七十条の四 [略]

〔2〕4 略〕

〔項を削る。〕

5|| [略]  
6|| [略]

(適用除外)

第二百七十条の五 [略]

2 第二百七十条の二第二項に規定する場合において、期待エクスポージャー方式を用いないで与信相当額を算出する特定のポートフォリオに含まれる派生商品取引については、あらかじめ金融庁長官に届け出た場合に限り、当該派生商品取引に係るCVAリスク相当額を前節に定める標準的リスク測定方式を用いて算出することができる。

(先進的リスク測定方式によるCVAリスク相当額)

第二百七十条の四 [同上]

〔2〕4 同上〕

5|| 前項の規定にかかわらず、第七十九条の四第六項(第五十七条第五項又は第六十五条第五項において準用する場合を含む。)に規定する方法を使用する場合には、ネットティング・セットにおける最も長いマチュリティの二分の一に相当する期間又は当該ネットティング・セットに含まれる全ての派生商品取引に係る想定元本額の名目額により加重平均したマチュリティのいずれか大きい期間をとり、当該ネットティング・セットの満期日を同日としなければならない。

6|| [同上]  
7|| [同上]

(適用除外)

第二百七十条の五 [同上]

2 カレント・エクスポージャー方式又は標準方式を用いて与信相当額を算出する特定のポートフォリオに含まれる派生商品取引については、あらかじめ金融庁長官に届け出た場合に限り、当該派生商品取引に係るCVAリスク相当額を前節に定める標準的リスク測定方式を用いて算出することができる。



(中央清算機関に対するトレード・エクスポージャー及び直接清算参加者向けトレード・エクスポージャーの信用リスク・アセット)

第二百七十条の七 第六章(第七十九条の二第四項第二号及び第三号を除く。)の規定は、中央清算機関に対するトレード・エクスポージャー及び直接清算参加者向けトレード・エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出について準用する。この場合において、同章(第七十九条第二項及び第三項を除く。)の規定中「標準的手法採用行」とあるのは「銀行」と読み替えるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるトレード・エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出する場合における当該トレード・エクスポージャーのリスク・ウェイトは、二パーセントとする。

(中央清算機関に対するトレード・エクスポージャー及び直接清算参加者向けトレード・エクスポージャーの信用リスク・アセット)

第二百七十条の七 第六章の規定は、中央清算機関に対するトレード・エクスポージャー及び直接清算参加者向けトレード・エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出について準用する。この場合において、「標準的手法採用行」とあるのは「銀行」と読み替えるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるトレード・エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出する場合、当該トレード・エクスポージャーのリスク・ウェイトは、二パーセントとする。また、次の各号に掲げるトレード・エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出について前項の規定に基づき第六章の規定を準用する場合において、第七十九条の四第七項第一号中「イからニまで」とあるのは「イ、ロ又はニ」と、同号イ中「ロ又はハ」とあるのは「ロ」と、同号ニ中「イからハまで」とあるのは「イ又はロ」と、第百条第二項第一号ニ中「流動性の低い担保又は再構築の困難な派生商品取引を含むネットイング・セット及び算出基準日を含む四半期の一期前の四半期内のいずれかの時点で取引件数が五千件を超えたネットイング・セット」とあるのは「流動性の低い担保又は再構築の困難な派生商品取引を含むネットイング・セット」と読み替えるものとする。

「一・二 略」

3|| 第一項の規定により第六章の規定を準用する場合（S A C C R を用いる場合に限る。）において、適格中央清算機関が支払不能となり、当該適格中央清算機関から変動証拠金として受け入れることが予定されている担保に対する損失の発生を防ぐための方策が講じられていないときは、リスクのマージン期間は、ネットイング・セットに含まれる取引の⑤のうち最も長い営業日数（十営業日を下回る場合には、十営業日とする。）と一年間の営業日数のうちいずれか短い営業日数とする。

4|| 第一項の規定により第六章の規定を準用する場合において、期待エクスポージャー方式を用いるときは、第七十九条の三第七項第一号中「イからニまで」とあるのは「イ、ロ又はニ」と、同号イ中「ロ又はハ」とあるのは「ロ」と、同号ニ中「イからハまで」とあるのは「イ又はロ」と読み替えるものとする。ただし、当該適格中央清算機関が支払不能となった場合において、当該適格中央清算機関から変動証拠金として受け入れることが予定されている担保に対する損失の発生を防ぐための方策が講じられていないときは、リスクのマージン期間は、ネットイング・セットに含まれる取引の残存期間のうち最も長い営業日数（十営業日を下回る場合には、十営業日とする。）と一年間の営業日数のうちいずれか短い営業日数とする。

5|| 第一項の規定により第六章の規定を準用する場合において、第百条第二項第一号ニ中「流動性の低い担保又は再構築の困難な派生商

「一・二 同上」

3|| 第一項の規定にかかわらず、直接清算参加者向けトレード・エクスポージャー（銀行が間接清算参加者である場合において、直接清算参加者及び他の間接清算参加者が共に債務不履行又は支払不能となった場合に、銀行への損失の発生を防ぐための方策を適格中央清算機関又は直接清算参加者が講じていない場合に限る。）の信用リスク・アセットの額を算出する場合、当該直接清算参加者向けトレード・エクスポージャーのリスク・ウェイトは、四パーセントとする。

「項を加える。」

「項を加える。」

品取引を含むネットイング・セット及び算出基準日を含む四半期の一期前の四半期内のいずれかの時点で取引件数が五千件を超えたネットイング・セット」とあるのは「流動性の低い担保又は再構築の困難な派生商品取引を含むネットイング・セット」と読み替えるものとする。この場合において、当該適格中央清算機関が支払不能となった際に当該適格中央清算機関から変動証拠金として受け入れることが予定されている担保に対する損失の発生を防ぐための方策が講じられていないときは、最低保有期間は、ネットイング・セットに含まれる取引の残存期間のうちの最も長い営業日数（十営業日を下回る場合には、十営業日とする。）と一年間の営業日数のうちいずれか短い営業日数とする。

6|| 第一項の規定にかかわらず、直接清算参加者向けトレード・エクスポージャー（銀行が間接清算参加者である場合において、直接清算参加者及び他の間接清算参加者がともに債務不履行又は支払不能となった際に銀行への損失の発生を防ぐための方策を適格中央清算機関又は直接清算参加者が講じていないときに限る。）の信用リスク・アセットの額を算出する場合における当該直接清算参加者向けトレード・エクスポージャーのリスク・ウェイトは、四パーセントとする。

（適格中央清算機関に係る清算基金の信用リスク・アセット）

第二百七十条の八 適格中央清算機関に係る清算基金の信用リスク・アセットの額は、次の算式により算出した所要自己資本額 $(K_{req})$ に

「項を加える。」

（適格中央清算機関に係る清算基金の信用リスク・アセット）

第二百七十条の八 適格中央清算機関に係る清算基金の信用リスク・アセットの額は、次の各号に掲げるいずれかの手法を用いて算出す

十二・五を乗じて算出する。

一 所要自己資本額 ( $K_{\text{cal}}$ ) は、次の算式を用いて算出する。

$$K_{CM_i} = \max \left( K_{CCP} \times \left( \frac{DF_i^{\text{pref}}}{DF_{CCP} + DF_{CM}^{\text{pref}}} \right), 0.08 \times 0.02 \times DF_i^{\text{pref}} \right)$$

$$K_{CCP} = \sum_i EAD_i \times 0.2 \times 0.08$$

$DF_i^{\text{pref}}$  は、当該適格中央清算機関に直接清算参加者  $i$  が拠出した清算基金の額

$DF_{CCP}$  は、当該適格中央清算機関が有する資本その他これに類するものであって、直接清算参加者の債務不履行により当該適格中央清算機関に生ずる損失を清算基金（債務不履行参加者の清算基金を除く。）と同時に又は当該清算基金に先立ち負担するものの額

$DF_{CM}^{\text{pref}}$  は、当該適格中央清算機関に直接清算参加者が拠出した清算基金の額の合計

$EAD_i$  は、当該適格中央清算機関が有する直接清算参加者  $i$  に対するトレード・エクスポージャーの額

二 前号の  $EAD_i$  は、次のイ又はロに掲げる取引の区分に属する当該イ又はロに定める額とする。

イ 派生商品取引 S A C C R を用いて算出した額。ただし、受け入れ担保の額には直接清算参加者が拠出した清算基金の額を含まないとし、リスクのマージン期間は十営業日とする。

る。

- 一 リスク・センチティブ手法
- 二 簡便的手法

2 前項第一号に掲げる「リスク・センチティブ手法」とは、第一号に掲げる算式により算出した所要自己資本額 ( $K_{\text{cal}}$ ) に十二・五を乗じて信用リスク・アセットの額を算出する手法をいう。

一 所要自己資本額 ( $K_{CM}$ ) は次の算式を用いて算出する。

$$K_{CM} = \left( 1 + \frac{A_{\text{Net}1} + A_{\text{Net}2}}{\sum_i A_{\text{Net}i}} \cdot \frac{N}{N-2} \right) \cdot \frac{DF}{DF_{CM}} \cdot K_{CM}^*$$

$$K_{CM}^* = \begin{cases} 100\% \cdot 1.2 \cdot (K_{CCP} - DF') + 100\% \cdot DF_{CM}' & \text{if } DF' < K_{CCP} \quad \text{(i)} \\ 100\% \cdot (K_{CCP} - DF_{CCP}') + c_1 \cdot (DF' - K_{CCP}) & \text{if } DF_{CCP}' < K_{CCP} \leq DF' \quad \text{(ii)} \\ c_1 \cdot DF_{CM}' & \text{if } K_{CCP} \leq DF_{CCP}' \quad \text{(iii)} \end{cases}$$

$$K_{CCP} = \sum_i \max(EBRM_i - IM_i - DF_i, 0) \cdot 20\% \cdot 8\%$$

$$DF_{CM} = \sum_i DF_i$$

$$DF_{CM}' = DF_{CM} - 2 \cdot DF_{CM}/N$$

$$DF' = DF_{CCP} + DF_{CM}'$$

$$c_1 = \text{Max} \left\{ \frac{1.6\%}{(DF'/K_{CCP})^{0.3}}; 0.16\% \right\}$$

$K_{CM}$  は、当該適格中央清算機関に係るみなし所要自己資本額（第八号及び第九号において同じ。）

$N$  は、当該適格中央清算機関に係る直接清算参加者の数（第八号

ロ レポ形式の取引 次の算式により算出した額

$$EAD_i = \max(EBRM_i - IM_i - DF_i, 0)$$

EBRM<sub>i</sub>は、当該適格中央清算機関が有する直接清算参加者iに対するエクスプोजチャーの額に当該直接清算参加者が拠出した当初証拠金の額を加えた額（第百四条の信用リスク削減手法適用後の額とする。）

IM<sub>i</sub>は、直接清算参加者iが拠出した当初証拠金の額

DF<sub>i</sub>は、直接清算参加者iが拠出した清算基金の額

三 届出ロの規定により所要自己資本額(K<sub>req,i</sub>)を算出する場合ロはつては、第百条第二項第一号ロの規定にかかわらず、算出基準日を含む四半期の一期前の四半期内のいずれかの時点で取引件数が五千件を超えたネットレーン・セットに係る最低保有期間を二十営業日とすることを要しない。

四 第一号に規定する算式におけるトレード・エクスプोजチャーに係る当初証拠金が、派生商品取引とレポ形式の取引の双方を対象としているときは、当該派生商品取引に係る当初証拠金及び当該レポ形式の取引に係る当初証拠金の額は、第二号イに定める額（担保を授受していないと仮定した場合における額とする。）と同号ロに定める額との割合に応じた額とする。

五 当該適格中央清算機関において、清算基金が一定の区分ごとに分別管理されている場合には、第一号の所要自己資本額は、当該区分ごとに算出する。この場合において、DF<sub>cop</sub>が当該区分ごとに分別管理されていないときは、当該区分ごとのDF<sub>cop</sub>は、Σ EAD<sub>i</sub>

及び第九号において同じ。）

DF<sub>i</sub>は、当該適格中央清算機関に銀行が拠出した清算基金の額  
DF<sub>cop,i</sub>は、当該適格中央清算機関が有する資本その他これに類するものであって、直接清算参加者の債務不履行により中央清算機関に生ずる損失を清算基金（債務不履行参加者の清算基金を除く。）に先立ち負担するものの額

EBRM<sub>i</sub>は、当該適格中央清算機関が有する直接清算参加者iに対するエクスプोजチャーの額に当該直接清算参加者が拠出した当初証拠金の額を加えた額

IM<sub>i</sub>は、直接清算参加者iが拠出した当初証拠金（第九号において同じ。）

DF<sub>i</sub>は、直接清算参加者iが拠出した清算基金

A<sub>net,i</sub>は、直接清算参加者iに対するEBRM<sub>i</sub>の額（第八号及び第九号において同じ。）

A<sub>net,i</sub>は、当該適格中央清算機関が有する各直接清算参加者に対するエクスプोजチャーの額のうち最大の額（第八号及び第九号において同じ。）

A<sub>net,2</sub>は、当該適格中央清算機関が有する各直接清算参加者に対するエクスプोजチャーの額のうち二番目に大きい額（第八号及び第九号において同じ。）

Σ A<sub>net,i</sub>は、当該適格中央清算機関が有する各直接清算参加者に対するエクスプोजチャーの額の合計額（第八号及び第九号において同じ。）

の額の割合に応じた額とする。

六 第二号の規定にかかわらず、直接清算参加者が自己の勘定と間接清算参加者ごとの勘定（複数の間接清算参加者の勘定を一括して管理している場合にあつては、一括して管理しているそれぞれの勘定をいう。以下この号及び次号において同じ。）を分別管理している場合には、当該自己の勘定のトレード・エクスポージャーの額及び当該間接清算参加者ごとの勘定のトレード・エクスポージャーの額の合計額をEADとする。

七 前号の場合において、直接清算参加者が拠出した清算基金が、当該直接清算参加者の自己の勘定と間接清算参加者ごとの勘定の別に分けられていないときには、当該自己の勘定に係る当初証拠金の額と当該間接清算参加者ごとの勘定に係る当初証拠金との額の割合に応じて、当該清算基金を配分することとする。

2 前条及び前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額（以下この項において単に「合計額」という。）と、適格中央清算機関が適格中央清算機関以外の中央清算機関となつたと仮定した場合における次の各号に掲げる額の合計額（以下この項において「仮定した合計額」という。）を比較し、合計額が仮定した合計額を上回る場合には、当該仮定した合計額を当該適格中央清算機関に対するトレード・エクスポージャー及び当該適格中央清算機関に係る清算基金の信用リスク・アセットの額の合計額とする。

一 当該適格中央清算機関に対するトレード・エクスポージャーの信用リスク・アセットの額

二 前号におけるエクスポージャーの額は、第百四条及び第百十三條の信用リスク削減手法適用後エクスポージャー額とする。

三 前号の場合において、派生商品取引に係る信用リスク削減手法適用後エクスポージャー額の計算については、第七十九条の二のカレント・エクスポージャー方式を用いる。

四 前号の場合において、第七十九条の二第三項第二号のネットのアドオンについては、次の算式を用いる。

$$\text{ネットのアドオン} = 0.15 \times \text{グロスのアドオン}$$

$$+ 0.85 \times \frac{\text{ネットの繰上りコスト}}{\text{グロスの繰上りコスト}} \times \text{グロスのアドオン}$$

五 第三号の場合において、第七十九条の二第三項第一号に規定するグロスのアドオンの計算に当たり、オプションについては、第七十九条の三第一項第二号イ及びロに規定するリスク・ポジションの額とする。

六 第二号の場合において、第百条第二項第一号ニ（第百七条第五項において適用する場合を含む。）の定めにかかわらず、算出基準日を含む四半期の一期前の四半期内のいずれかの時点で取引件数が五千件を超えたネットینگ・セットに係る最低保有期間を二十営業日とすることを要しない。

七 当該適格中央清算機関において、清算基金が一定の区分ごとに分別管理されている場合は、第一号の所要自己資本額は当該区分ごとに算出することを要する。この場合において、 $DF_{net}$ が当該区分ごとに分別管理されていないときは、当該区分ごとの $DF_{net}$ は

二 当該適格中央清算機関に係る清算基金の信用リスク・アセットの額

$A_{Net,i}$ の額の割合に応じた額とする。

八 第一号において、各直接清算参加者が拠出した清算基金の額の合計額 ( $DF_{Cal}$ ) が零を上回らない場合は、次の算式を用いて所要自己資本額 ( $K_{Cal}$ ) を算出する必要がある。

$$K_{CM} = \left( 1 + \frac{A_{Net,1} + A_{Net,2}}{\sum_i A_{Net,i}} \cdot \frac{N}{N-2} \right) \cdot \frac{DF^*}{\sum_i DF_i^*} \cdot K_{CM}^*$$

$DF^*$ は、当該適格中央清算機関に対する銀行の未拠出の清算基金の額

$DF_i^*$ は、直接清算参加者*i*の未拠出の清算基金の額

九 前号において、各直接清算参加者の未拠出の清算基金の額の合計額が零を上回らない場合は、次の算式を用いて所要自己資本額 ( $K_{Cal}$ ) を計算する必要がある。

$$K_{CM} = \left( 1 + \frac{A_{Net,1} + A_{Net,2}}{\sum_i A_{Net,i}} \cdot \frac{N}{N-2} \right) \cdot \frac{IM}{\sum_i IM_i} \cdot K_{CM}^*$$

$IM$ は、当該適格中央清算機関に銀行が拠出した当初証拠金の額

3 第一項第二号に掲げる「簡便的手法」とは、次の算式により信用リスク・アセットの額を算出する手法をいう。この場合において、当該適格中央清算機関に対するトレード・エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出することを要しない。

$$\text{Min}\{2\% \cdot TE + 1250\% \cdot DF, 20\% \cdot TE\}$$

$TE$ は、当該適格中央清算機関に対するトレード・エクスポージャーの額

$DF$ は、当該適格中央清算機関に銀行が拠出した清算基金の額

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した部分を除く全体に付した傍線は注記である。



○ 銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第二十号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>「第一章～第三章 略」</p> <p>第四章 信用リスクの標準的手法</p> <p>「第一節～第三節 略」</p> <p>第四節 派生商品取引及び長期決済期間取引（第五十七条―第五十七條の四）</p> <p>「第四節の二～第六節 略」</p> <p>「第五章～第九章 略」</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p>	<p>目次</p> <p>「第一章～第三章 同上」</p> <p>第四章 信用リスクの標準的手法</p> <p>「第一節～第三節 同上」</p> <p>第四節 派生商品取引及び長期決済期間取引（第五十七条―第五十七條の六）</p> <p>「第四節の二～第六節 同上」</p> <p>「第五章～第九章 同上」</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p>

〔一〇七の二 略〕

七の三 適格中央清算機関 銀行持株会社が第二百四十八条の八第一項に定めるところにより信用リスク・アセットの額を算出するに当たって必要な情報を銀行持株会社に提供している者であつて、次に掲げる者をいう。

〔イ〜ハ 略〕

〔八〇三十五 略〕

三十六 ソブリン向けエクスポージャー 次に掲げるエクスポージャーをいう。

〔イ〜ハ 略〕

ト 国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、国際開発協会、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行、米州開発銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、北欧投資銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行、予防接種のための国際金融ファシリテイ、欧州評議会開発銀行及びアジアインフラ投資銀行向けエクスポージャー

〔チ・リ 略〕

〔三十七・三十七の二 略〕

三十七の三 トレード・エクスポージャー 派生商品取引、レポ形式の取引及び長期決済期間取引（第五十七条第四項に規定する長期決済期間取引をいう。第二十六条第一項第一号及び第五十六条第一項において同じ。）並びにこれらに関する担保の提供により生ずるエクスポージャーをいう。

〔一〇七の二 同上〕

七の三 適格中央清算機関 銀行持株会社が第二百四十八条の八第二項に定める手法により信用リスク・アセットの額を算出するに当たって必要な情報を銀行持株会社に提供している者であつて、次に掲げる者をいう。

〔イ〜ハ 同上〕

〔八〇三十五 同上〕

三十六 ソブリン向けエクスポージャー 次に掲げるエクスポージャーをいう。

〔イ〜ハ 同上〕

ト 国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行、米州開発銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、北欧投資銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行、予防接種のための国際金融ファシリテイ及び欧州評議会開発銀行向けエクスポージャー

〔チ・リ 同上〕

〔三十七・三十七の二 同上〕

三十七の三 トレード・エクスポージャー 派生商品取引及びレポ形式の取引並びにこれらに関する担保の差入れにより生ずるエクスポージャーをいう。

「三十七の四〇八十二 略」

(連結の範囲)

第三条 「略」

2 「略」

3 前二項の規定にかかわらず、銀行持株会社が法第五十二条の二十  
三第一項第四号、第四号の二又は第八号に掲げる会社及びこれらの  
子法人等（以下「保険会社等」という。）を子法人等としている場  
合における当該子法人等（第五条第二項第一号イ(1)、第十五条第三  
項及び第十七条第二項第一号イ(1)において「保険子法人等」という  
。）については、連結の範囲に含めないものとする。

(国際開発銀行向けエクスポージャー)

第三十八条 「略」

2 前項の規定にかかわらず、国際復興開発銀行、国際金融公社、多  
数国間投資保証機関、国際開発協会、アジア開発銀行、アフリカ開  
発銀行、欧州復興開発銀行、米州開発銀行、欧州投資銀行、欧州投  
資基金、北欧投資銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行、予防  
接種のための国際金融ファシリテイ、欧州評議会開発銀行及びアジ  
アインフラ投資銀行向けエクスポージャーのリスク・ウェイトは、  
零パーセントとする。

(オフ・バランス取引の与信相当額)

「三十七の四〇八十二 同上」

(連結の範囲)

第三条 「同上」

2 「同上」

3 前二項の規定にかかわらず、銀行持株会社が法第五十二条の二十  
三第一項第四号、第四号の二又は第八号に掲げる会社（以下「保険  
会社等」という。）を子法人等としている場合における当該子法人  
等（第五条第二項第一号イ(1)、第十五条第三項及び第十七条第二項  
第一号イ(1)において「保険子法人等」という。）については、連結  
の範囲に含めないものとする。

(国際開発銀行向けエクスポージャー)

第三十八条 「同上」

2 前項の規定にかかわらず、国際復興開発銀行、国際金融公社、多  
数国間投資保証機関、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復  
興開発銀行、米州開発銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、北欧投  
資銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行、予防接種のための国  
際金融ファシリテイ及び欧州評議会開発銀行向けエクスポージャー  
のリスク・ウェイトは、零パーセントとする。

(オフ・バランス取引の与信相当額)

第五十六条 標準的手法採用行が次の表の中欄に掲げるオフ・バランス取引を行う場合、当該取引の相手方に対する信用リスクに係る与信相当額は、当該取引に係る想定元本額（見かけの額ではなく、その取引の経済効果を反映した額であることを要する。以下同じ。）に次の表の上欄に掲げる掛目を乗じて得た額とする。

百	七 信用供与に直接的に代替する偶発債務	信用供与に直接的に代替する偶発債務とは、一般的な債務の保証、手形の引受け（手形の引受けの性格を持つ裏書を含む。及び元本補填信託契約等をいう。	掛目 (パーセント)	オフ・バランス取引の種類	備考
			「略」		
			八 有価証券の貸付、現		

第五十六条 標準的手法採用行が次の表の中欄に掲げるオフ・バランス取引を行う場合、当該取引の相手方に対する信用リスクに係る与信相当額は、当該取引に係る想定元本額（見かけの額ではなく、その取引の経済効果を反映した額であることを要する。以下同じ。）に次の表の上欄に掲げる掛目を乗じて得た額とする。

百	七 信用供与に直接的に代替する偶発債務	信用供与に直接的に代替する偶発債務とは、一般的な債務の保証、手形の引受け（手形の引受けの性格を持つ裏書を含む。及び元本補てん信託契約等をいう。	掛目 (パーセント)	オフ・バランス取引の種類	備考
			「同上」		
			八 有価証券の貸付、現		

---

---

金若しくは有価証券に  
よる担保の提供（S A  
I C C R（第五十七条  
の二に定めるところに  
より与信相当額を算出  
することを用いる。以下  
同じ。）を用いて派生  
商品取引若しくは長期  
決済期間取引に係る与  
信相当額を算出し、又  
は期待エクスポージャ  
ー方式（第五十七条の  
三に定めるところによ  
り与信相当額を算出す  
ることを用いる。以下同  
じ。）を用いて派生商  
品取引、長期決済期間  
取引若しくはレポ形式  
の取引若しくは信用取  
引その他これに類する  
海外の取引に係る与信  
相当額を算出する場合  
において、これらの取

---

---

---

---

金若しくは有価証券に  
よる担保の提供又は有  
価証券の買戻条件付売  
却若しくは売戻条件付  
購入

---

---

---

---

	引における担保の提供 で与信相当額が算出さ れるものを除く。)又 は有価証券の買戻条件 付売却若しくは売戻条 件付購入

2 「(注1)・(注2) 略」  
「略」

(与信相当額の算出)

第五十七条 先渡、スワップ、オプションその他の派生商品取引(次  
項及び第三項において「派生商品取引」という。)の与信相当額は  
、次条から第五十七条の三の六までに定めるところによりS A I C  
C R又は期待エクスポージャー方式を用いて算出する。ただし、原  
契約期間が五営業日以内の外国為替関連取引については、与信相当  
額の算出対象から除くことができる。

2 前項の規定にかかわらず、標準的手法採用行は、自己が国内基準  
行であり、かつ、次の各号に掲げる銀行持株会社のいずれにも該当  
しない場合にあつては、カレント・エクスポージャー方式(第五十  
七条の四に定めるところにより与信相当額を算出することをいう。  
以下同じ。)を用いて、派生商品取引の与信相当額を算出すること  
ができる。この場合において、当該標準的手法採用行は、全ての派


2 「(注1)・(注2) 同上」  
「同上」

(与信相当額の算出)

第五十七条 先渡、スワップ、オプションその他の派生商品取引の与  
信相当額は、次条から第五十七条の四の六までに定めるところによ  
りカレント・エクスポージャー方式、標準方式又は期待エクスポー  
ジャー方式を用いて算出する。ただし、原契約期間が五営業日以内  
の外国為替関連取引については、与信相当額の算出対象から除くこ  
とができる。

「項を加える。」

生商品取引について、S A I C C Rを用いて与信相当額を算出することができない。

一 内部モデル方式採用行

二 先進的計測手法採用行

三 第五十七条の三第一項の承認を受けた銀行持株会社

3|| 前項の規定にかかわらず、標準的手法採用行は、自己が国内基準行であり、かつ、前項各号に掲げる銀行持株会社のいずれにも該当しない場合において、直近の算出基準日においてS A I C C Rを用いて派生商品取引の与信相当額を算出しているときは、あらかじめ、やむを得ない理由によりその使用を継続することができない旨を金融庁長官に届け出たとき又は第五十七条の三第一項の承認を受けたときを除き、これを継続して用いるものとする。

4|| 前三項の規定は、長期決済期間取引（有価証券等及びその対価の受渡し又は決済を行う取引（派生商品取引に該当するものを除く。）であって、約定日から受渡し又は決済の期日までの期間が五営業日又は市場慣行による期間を超えることが約定され、かつ、次の各号に掲げるものに該当する場合において、当該各号に定める要件を満たすものをいう。以下同じ。）の与信相当額の算出について準用する。この場合において、標準的手法採用行は、派生商品取引と長期決済期間取引について異なる方式を用いることができる。

「一・二 略」

5|| 標準的手法採用行が第五十七条の三から第五十七条の三の六までに定めるところにより期待エクスポージャー方式を用いる場合には

「項を加える。」

2|| 前項の規定は、長期決済期間取引（有価証券等及びその対価の受渡し又は決済を行う取引（派生商品取引に該当するものを除く。）であって、約定日から受渡し又は決済の期日までの期間が五営業日又は市場慣行による期間を超えることが約定され、かつ、次の各号に掲げるものに該当する場合において、当該各号に定める要件を満たすものをいう。以下同じ。）の与信相当額の算出について準用する。この場合において、標準的手法採用行は、派生商品取引と長期決済期間取引について異なる方式を用いることができる。

「一・二 同上」

3|| 標準的手法採用行が第五十七条の四から第五十七条の四の六までに定めるところにより期待エクスポージャー方式を用いる場合には

、レポ形式の取引及び信用取引その他これに類する海外の取引についても期待エクスポージャー方式を用いて与信相当額を算出することができる。

6|| 標準的手法採用行は、次の各号に定める場合には、クレジット・デリバティブについてこの条から第五十七条の四までの規定により与信相当額を算出することを要しない。

「一・二 略」

7|| 標準的手法採用行は、この節における与信相当額の算出に当たっては、CVAの影響を勘案しないものとする。

8|| 「略」

(S A I C C R)

第五十七条の二 標準的手法採用行がS A I C C Rを用いる場合には、ネットイング・セット（法的に有効な相対ネットイング契約下にある取引にあつては当該取引の集合をいい、それ以外の取引にあつては個別取引をいう。以下同じ。）ごとに、次の算式により与信相当額を算出する。ただし、ネットイング・セット（法的に有効な相対ネットイング契約下にある取引の集合に限る。）において、複数のマージン・アグリーメント（取引相手方に係るエクスポージャーの額が指定された額を超えたときに、当該取引相手方に対して担保の提供を求めることができる旨の契約をいう。以下この条並びに次条第五項及び第十一項において同じ。）が締結されている場合には、個々の当該マージン・アグリーメントの下にある取引の集合ごと

、レポ形式の取引及び信用取引その他これに類する海外の取引についても期待エクスポージャー方式を用いて与信相当額を算出することができる。

4|| 標準的手法採用行は、次の各号に定める場合には、クレジット・デリバティブについてこの条から第五十七条の四の六までの規定により与信相当額を算出することを要しない。

「一・二 同上」

5|| 標準的手法採用行は、この節における与信相当額の算出に当たっては、CVAの影響を勘案してはならない。

6|| 「同上」

(カレント・エクスポージャー方式)

第五十七条の二 標準的手法採用行がカレント・エクスポージャー方式を用いる場合は、次項及び第三項に掲げる額を合計することにより与信相当額を算出する。

2 次の各号に掲げるいずれかの額

一 派生商品取引を時価評価することにより算出した再構築コストの額。ただし、零を下回らないものとする。

二 法的に有効な相対ネットイング契約下にある取引については、ネット再構築コストの額とすることができる。ただし、零を下回らないものとする。

3 次の各号に掲げるいずれかの額

一 派生商品取引（クレジット・デリバティブを除く。）を次のイ



に、与信相当額を算出するものとする。

$$\text{与信相当額} = 1.4 \times (RC + PFE)$$

RCは、再構築コスト（以下この条において同じ。）

PFEは、将来の潜在的なエクスポージャー額（以下この条において同じ。）

2 前項のRCは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める算式を用いて算出するものとする。

一 マージン・アグリメントを締結していない場合

$$RC = \max\{V - C, 0\}$$

$$C = C_{collect} \times (1 - Hc_{collect} - Hfx_{collect})$$

$$-C_{post} \times (1 + Hc_{post} + Hfx_{post})$$

Vは、ネットインク・セットに含まれる取引の時価の合計額（次号及び第六項において同じ。）

Cは、ヘアカット調整後のネット担保額（次号及び第六項において同じ。）

$C_{collect}$ は、取引相手方から受け入れた適格金融資産担保の額

$Hc_{collect}$ は、適格金融資産担保を受け入れる場合において適用する

ボラテイル率調整率（担保の価格変動リスクを勘案して担保の額を調整するための値をいう。以下この条において同じ。）

$Hfx_{collect}$ は、適格金融資産担保を受け入れる場合においてエクスポ

ージャーと適格金融資産担保の通貨が異なるときに適用するボラテイル率調整率

$C_{post}$ は、取引相手方へ差し入れた担保（取引相手方以外の第三者

の表の上欄に掲げる取引及び同表の中欄に掲げる残存期間に応じ  
て区分し当該取引の想定元本額に同表の下欄に掲げる掛目（ただ  
し、元本を複数回交換する取引については、各掛目を残存交換回  
数倍するものとする。）を乗じて得た額又はクレジット・デリバ  
ティブを次のロの表の上欄に掲げる取引の種類及び同表の中欄に  
掲げる原債務者の種類に応じて区分し当該取引の想定元本額に同  
表の下欄に掲げる掛目を乗じて得た額（以下「グロスのアドオン  
」という。）

イ 派生商品取引（クレジット・デリバティブを除く。）の掛目

取引の区分	残存期間の区分	掛目 (パーセント)
外国為替関連取引及び 金関連取引	一年以内 一年超五年以内 五年超	一・〇 五・〇 七・五
金利関連取引	一年以内 一年超五年以内 五年超	〇・〇 〇・五 一・五
株式関連取引	一年以内 一年超五年以内	六・〇 八・〇

によって分別管理されており、かつ、取引相手方に係る倒産手続又は外国における倒産手続と同種類の手続に伴う当該担保に対する損失の発生を防ぐために必要な方策が講ぜられているものを除く。)の額

$H_{e_{post}}$ は、担保を差し入れる場合において、取引相手方に引き渡した資産の種類に応じて適用するボラテイルテ調整率

$H_{f_{post}}$ は、担保を差し入れる場合においてエクスポージャーと担保の通貨が異なるときに適用するボラテイルテ調整率

二  $T_N$ は、ネットインデグ・セットを締結している場合

$$RC = \max\{V - C, TH + MTA - NICA, 0\}$$

THは、信用極度額 (取引相手方からの変動証拠金の徴求を要しない額としてあらかじめ定めた額)

MTAは、最低引渡担保額 (取引相手方から徴求する変動証拠金の額の最低単位としてあらかじめ定めた額)

NICAは、前号に規定するCと同じ。ただし、変動証拠金は除く。

3 前項のボラテイルテ調整率は、次の各号に掲げる場合の区分に均し、当該各号に定める算式を用いて算出する。

一  $T_N$ は、ネットインデグ・セットを締結していない場合

$$H_N \times \sqrt{\frac{\min\{M_{NS}, 250\}}{T_N}}$$

NSは、ネットインデグ・セット (以下この項、第十七項及び第十八項において同じ。)

Hは、第四章第五節第三款第二目に規定する標準的ボラテイルテ

	五年超	十・〇
貴金属関連取引 (金 関連取引を除く。)	一年以内 一年超五年以内 五年超	七・〇 七・〇 八・〇
その他のコモディティ 関連取引	一年以内 一年超五年以内 五年超	十・〇 十二・〇 十五・〇

(注1) 特定の支払期日においてその時点でのエクスポージャーを清算する構造で、かつ、当該特定の期日において市場価値が零になるように契約条件が再設定される契約については、残存期間を次の再設定日までの期間とみなすことができる。この基準を満たす残存期間が一年超の金利関連取引については、アドオン掛目は〇・五パーセントを下限とする。

(注2) 取引の区分欄に掲げられた各取引に当てはまらない派生商品取引 (クレジット・デリバティブを除く。)は、「その他のコモディティ関連取引」として取り扱うこととする。

(注3) 同一通貨間かつ変動金利相互間の金利スワップについては、この項に係る額を与信相当額に加えることを

調整率又は同款第三日に規定する自行推計ボラテリテ調整率 (次号において同じ。)

Msは、NSに含まれる取引の残存期間 (当該取引の原資産が派生商品取引であり、かつ、当該原資産を受け渡すこととなっている場合には、原資産である派生商品取引の満期日と算出基準日の間の営業日数をいう。)のうち最も長い営業日数。ただし、十営業日未満であるときは、十営業日とする。

Tnは、Ytを算出するために用いた保有期間 (次号において同じ。)

二 マージン・アグリーメントを締結している場合

$$H_N \times \frac{MPOR}{T_N}$$

MPORは、次項に規定するリスクのマージン期間 (マージン・アグリーメントに基づき取引相手方から担保の提供を受けた時点から当該取引相手方のデフォルトに伴い発生した当該取引相手方との取引に係るマーケット・リスクに対するヘッジが完了する時点までの期間をいう。以下同じ。)

4 前項第二号のリスクのマージン期間は、次の各号に掲げるネットイング・セットの区分に応じ、当該各号に定める営業日数とする。

一 日々の値洗いにより変動証拠金の額が調整され、かつ、流動性の低い担保又は再構築の困難な派生商品取引を含むネットイング・セット 二十営業日

二 日々の値洗いにより変動証拠金の額が調整され、かつ、算出基

要しない。

(注4) 外国為替関連取引とは、異種通貨間の金利スワップ、為替先渡取引 (FXA)、先物外国為替取引、通貨先物取引及び通貨オプション (オプション権の取得に限る。)等をいう。

(注5) 金関連取引とは、金に基づく先渡、スワップ及びオプション (オプション権の取得に限る。)等をいう。

(注6) 金利関連取引とは、同一通貨間の金利スワップ、金利先渡取引 (FRA)、金利先物取引及び金利オプション (オプション権の取得に限る。)等をいう。

(注7) 株式関連取引とは、個別の株式や株価指数に基づく先渡、スワップ及びオプション (オプション権の取得に限る。)等をいう。

(注8) 貴金属関連取引とは、貴金属に基づく先渡、スワップ及びオプション (オプション権の取得に限る。)等をいう。

(注9) その他のコモディティ関連取引とは、エネルギー取引、農産物取引及び卑金属その他の貴金属以外の金属のコモディティ取引に基づく先渡、スワップ及びオプション (オプション権の取得に限る。)等をいう。

ロ クレジット・デリバティブの掛目

取引の種類	原債務者の種類	掛目

準日の属する四半期の一期前の四半期内のいずれかの時点で取引件数が五千件を超えたネットテイング・セット 二十営業日

三 日々の値洗いにより変動証拠金の額が調整され、かつ、直接清算参加者として間接清算参加者の適格中央清算機関向け取引に係る清算取次ぎ等を行うことにより間接清算参加者に対して生ずるネットテイング・セット 五営業日

四 日々の値洗いにより変動証拠金の額が調整されるネットテイング・セット(前三号に該当するものを除く。) 十営業日

五 Z(二以上の整数とする。)日ごとの値洗いにより変動証拠金の額が調整されるネットテイング・セット  $\frac{Z}{10} + Z - 1$

5 前項の規定にかかわらず、算出基準日を含む四半期の前の直近の連続する二の四半期の間に、ネットテイング・セットについて、担保額調整(エクスポージャーと担保の価格変動に伴う信用供与額の変化を担保額によって調整する仕組みをいう。以下同じ。)に係る係争により、前項各号に定めるリスクのマージン期間を超える清算期間を要する場合は三回以上生じた場合には、次の連続する二の四半期の間は、当該ネットテイング・セットについては、前項各号に定めるリスクのマージン期間の少なくとも二倍以上の期間をリスクのマージン期間とする。

6 第一項のPFEは、次の算式を用いて算出する。

$$PFE = multiplier \times AddOn$$

トータル・リターン	優良債務者	五・〇	(パーセント)
・スワップ又はクレジット・デフォルト	その他の債務者	十・〇	
・スワップ			

(注1) 標準的手法採用行がプロテクション提供者である場合の掛目とプロテクション購入者である場合の掛目は同一とする。ただし、標準的手法採用行がクレジット・デフォルト・スワップのプロテクション提供者である場合においては、プロテクション購入者が支払不能となった場合に、原債務者の信用事由(プロテクション提供者が支払を行うべき事由として当事者があらかじめ定めたものをいう。)の発生の有無にかかわらず、取引が清算されるものに限り与信相当額を算出するものとする。この場合において、標準的手法採用行は、この項に基づいて算出される額について、取引の相手先から当該取引の約定に基づいて受け取ることとされていた額を上限とすることができる。

(注2) 優良債務者とは、次に掲げるものをいう。

① 第三十四条から第四十条までの規定において、リス

$$\text{multiplier} = \min(1, 0.05 + (1 - 0.05))$$

$$\times \exp \left( \frac{V - C}{2 \times (1 - 0.05) \times \text{AddOn}_{\text{aggregate}}} \right)$$

$$\text{AddOn}_{\text{aggregate}} = \text{AddOn}_{(IR)} + \text{AddOn}_{(FX)} + \text{AddOn}_{(Credit)} + \text{AddOn}_{(Equity)} + \text{AddOn}_{(Com)}$$

AddOn<sup>(IR)</sup> は、金利デリバティブに係るアドオン

AddOn<sup>(FX)</sup> は、外国為替デリバティブに係るアドオン

AddOn<sup>(Credit)</sup> は、信用デリバティブに係るアドオン

AddOn<sup>(Equity)</sup> は、エクイティ・デリバティブに係るアドオン

AddOn<sup>(Com)</sup> は、コモディティ・デリバティブに係るアドオン

7 前項の規定により第一項のPEEを算出する場合において、ネット・イング・セットに含まれる取引は、次の各号に掲げる当該取引のリスク・ドライバ（当該取引の時価に影響を及ぼす主要因をいう。以下この項において同じ。）に応じ、当該各号に定める取引に割り当てるものとする。ただし、当該取引が複数のリスク・ドライバを有する場合には、当該各号に定める複数の取引に同時に割り当てることができる。

- 一 金利の変動等 金利デリバティブ
- 二 外国為替の変動等 外国為替デリバティブ
- 三 原債務者に係る信用状態の変動 信用デリバティブ
- 四 株価の変動等 エクイティ・デリバティブ
- 五 コモディティ価格の変動等その他前四号に掲げるリスク・ドラ

ク・ウェイトが規定されている主体

② 金融機関（第一条第七号ロに掲げる者を除く。）、外国銀行、銀行持株会社、銀行持株会社に準ずる外国の会社、第一種金融商品取引業者及び経営管理会社のうち第四十一条又は第四十二条の基準に照らして二十パーセントのリスク・ウェイトとすることが認められている主体並びに適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区分が4―3又は5―3以上である主体をいう。

(注3) ファースト・トウ・デフォルト型クレジット・デリバティブについては、プロテクションの対象とする複数の資産のうち最も信用リスクの高い資産に基づいて原債務者の種類を定めるものとする。セカンド・トウ・デフォルト型クレジット・デリバティブについては、プロテクションの対象とする複数の資産のうち二番目に信用リスクの高い資産に基づいて原債務者の種類を定めるものとする。これらの規定は、クレジット・デリバティブのうち、複数の資産をプロテクションの対象とし、当該プロテクションは当該複数の資産のうち、あらかじめ特定された順位において信用事由が発生した資産に対してのみ提供されるとともに契約が終了するものについて準用する。

二 法的に有効な相対ネットイング契約下にある取引については、

- 8| イバー以外の変動等 コモディティ・デリバティブ  
 前項各号に定める取引に割り当てた取引は、次の各号に掲げる取引の区分に応じ、当該各号に定めるヘッジセットに割り当てるとする。
- 一 金利デリバティブ 同一通貨の金利を参照する金利デリバティブごとに設けられたヘッジセット
  - 二 外国為替デリバティブ 同一の異種通貨間の為替レートを参照する外国為替デリバティブごとに設けられたヘッジセット
  - 三 信用デリバティブ 一の区分のヘッジセット
  - 四 エクイティ・デリバティブ 一の区分のヘッジセット
  - 五 コモディティ・デリバティブ エネルギー、金属、農産物その他のコモディティ等を参照するコモディティ・デリバティブごとに設けられたヘッジセット
- 9| 前項の規定にかかわらず、ベシス（同一通貨の異なるリスク・ファクター（当該取引の時価に影響を及ぼす要因をいう。以下この項及び第五十七条の三の三において同じ。）間の差異をいう。）を参照する取引については、前項に掲げる取引の区分ごと及びリスク・ファクターの同一の組み合わせごとに設けられたヘッジセットに、当該取引を割り当てるとする。
- 10| 前二項の規定にかかわらず、ボラティリティを参照する取引については、第八項各号に掲げる取引の区分ごとに、同項各号に定めるヘッジセットと別に設けられたヘッジセットに当該取引を割り当てるとする。

次の算式により得られた額（ネットのアドオン）とすることができ  
 きる。

$$\text{ネットのアドオン} = 0.4 \times \text{グロスのアドオン}$$

$$+ 0.6 \times \frac{\text{ネット再構築コスト}}{\text{グロス再構築コスト}} \times \text{グロスのアドオン}$$

11) 第六項の算式中AddOn<sub>j</sub><sup>(R)</sup>は、次の各号に従い算出する。

一 算出に用いる算式は、次のとおりとする。

$$AddOn_j^{(R)} = \sum_j AddOn_j^{(R)}$$

AddOn<sub>j</sub><sup>(R)</sup>は、通貨j建ての金利デリバティブのヘッジセットに係る  
アドオンの額の合計額

二 前号の算式中AddOn<sub>j</sub><sup>(R)</sup>は、次の表の上欄に掲げるヘッジセッ  
トの区分に応じ、同表の下欄に定める掛目を当該ヘッジセットに  
係る実効想定元本額に乗じて得た額の合計額とする。

ヘッジセットの区分	掛目 (パーセント)
第八項各号に定めるヘッジセット	〇・五〇
第九項に規定するヘッジセット	〇・二五
第十項に規定する別に設けられた ヘッジセット	二・五〇

三 前号に規定するヘッジセットに係る実効想定元本額を算出する

場合には、次のイ又はロのいずれかの算式を用いて算出する。

イ 
$$\left[ \left( D_{J1}^{(R)} \right)^2 + \left( D_{J2}^{(R)} \right)^2 + \left( D_{J3}^{(R)} \right)^2 + 1.4 \times D_{J1}^{(R)} \times D_{J2}^{(R)} \right. \\ \left. + 1.4 \times D_{J2}^{(R)} \times D_{J3}^{(R)} + 0.6 \times D_{J1}^{(R)} \times D_{J3}^{(R)} \right]^{\frac{1}{2}}$$

$D_{J1}^{(R)}$ は、通貨建てであり、かつ、 $E_1$ （第五号に規定する $E_1$ をいう。以下この号において同じ。）が一年未満である金利デリバティブに係る実効想定元本額の合計額（ロにおいて同じ。）

$D_{J2}^{(R)}$ は、通貨建てであり、かつ、 $E_1$ が一年以上五年以下である金利デリバティブに係る実効想定元本額の合計額（ロにおいて同じ。）

$D_{J3}^{(R)}$ は、通貨建てであり、かつ、 $E_1$ が五年超である金利デリバティブに係る実効想定元本額の合計額（ロにおいて同じ。）

ロ 
$$\left| D_{J1}^{(R)} \right| + \left| D_{J2}^{(R)} \right| + \left| D_{J3}^{(R)} \right|$$

四 前号の算式中金利デリバティブに係る実効想定元本額は、当該金利デリバティブに係るデュレーション調整後想定元本額にデльта調整値及びマージン期間調整値を乗じて得た額とする。

五 前号のデュレーション調整後想定元本額は、金利デリバティブに係る想定元本額に、次の算式により得られるデュレーション調整値を乗じて得た額とする。ただし、当該デュレーション調整値が十営業日を年換算した値未満となるときは、デュレーション調



整値は十営業日を年換算した値とする。

$$\text{デュレーション調整値} = \frac{\exp(-0.05 \times S_i) - \exp(-0.05 \times E_i)}{0.05}$$

S<sub>i</sub>は、同号の金利デリバティブが参照する金利契約の計算期間の最も早い日と算出基準日の間の営業日数を年換算で表した値をいい、当該金利デリバティブの原資産が金利デリバティブ又は負債性商品の場合には、原資産である金利デリバティブが参照する金利等又は負債性商品の金利等の計算期間の開始日と算出基準日の間の営業日数を年換算で表した値をいう。ただし、既に当該金利等又は負債性商品の金利等の計算期間の開始日が経過している場合には、零とする。

E<sub>i</sub>は、同号の金利デリバティブが参照する金利契約の計算期間の最も遅い日と算出基準日の間の営業日数を年換算で表した値をいい、当該金利デリバティブの原資産が金利デリバティブ又は負債性商品の場合には、原資産である金利デリバティブが参照する金利等又は負債性商品の金利等の計算期間の終了日と算出基準日の間の営業日数を年換算で表した値をいう。

六 第四号のベルタ調整値は、次のイからハまでに掲げる取引の区分に応じ、当該イからハまでに定める値とする。

イ オプション 次の表の上欄に掲げる取引の区分に応じ、同表の下欄に定める算式を用いて算出した値

取引の区分	算式
-------	----

コール・オプションの買い	$\Phi \left( \frac{\ln(P_i/K_i) + 0.5 \times \sigma_i^2 \times T_i}{\sigma_i \times \sqrt{T_i}} \right)$
コール・オプションの売り	$-\Phi \left( \frac{\ln(P_i/K_i) + 0.5 \times \sigma_i^2 \times T_i}{\sigma_i \times \sqrt{T_i}} \right)$
プット・オプションの買い	$-\Phi \left( \frac{\ln(P_i/K_i) + 0.5 \times \sigma_i^2 \times T_i}{\sigma_i \times \sqrt{T_i}} \right)$
プット・オプションの売り	$\Phi \left( \frac{\ln(P_i/K_i) + 0.5 \times \sigma_i^2 \times T_i}{\sigma_i \times \sqrt{T_i}} \right)$

(注1)  $K_i$ は、当該オプション*i*が参照する金利等の水準

(注2)  $\sigma_i$ は、当該オプション*i*の行使価格

(注3)  $\sigma_i$ は、〇・五

(注4)  $T_i$ は、当該オプション*i*における最も遅い権利行使日と現時点の間の営業日数を年換算で表した値

(注5)  $\Phi(x)$ は、標準正規分布の累積分布関数

(注6) この表において「コール・オプション」とは、当該オプションが参照する金利等が上昇する場合に、当該オプションの時価が上昇するものをいう。

(注7) この表において「プット・オプション」とは、当該

オプションが参照する金利等が上昇する場合に、当該オプションの時価が下落するものをいう。

ロ イに掲げる取引に該当しない金利デリバティブのうち、当該金利デリバティブが参照する金利等が上昇する場合に、当該金利デリバティブの時価が上昇するもの 一

ハ イに掲げる取引に該当しない金利デリバティブのうち、当該金利デリバティブが参照する金利等が上昇する場合に、当該金利デリバティブの時価が下落するもの マイナス 一

七 第四号のマージン期間調整値は、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める算式を用いて算出する。

イ マージン・アグリーメントを締結していない場合

$$\sqrt{\frac{\min\{M_i, 250\}}{250}}$$

$M_i$ は、当該金利デリバティブの残存期間をいい、当該金利デリバティブの原資産が金利デリバティブであり、かつ、当該原資産を受け渡すこととなっている場合にあつては、原資産である金利デリバティブの満期日と算出基準日の間の営業日数（十営業日未満であるときは、十営業日）をいう。

ロ マージン・アグリーメントを締結している場合

$$\frac{3}{2} \times \sqrt{\frac{MPOR_i}{250}}$$

$MPOR_i$ は、当該金利デリバティブを含むネットインゲ・セットのリスクのマージン期間

八 第四項の規定は、前号ロのリスクのマージン期間の算出について準用する。この場合において、「前項第二号」とあるのは、「第十一項第七号ロ」と読み替えるものとする。

九 第五項の規定は、担保額調整に係る係争がある場合における第七号ロのリスクのマージン期間の算出について準用する。この場合において、「前項の」とあるのは「第十一項第八号において読み替えて準用する前項の」と、「前項各号」とあるのは「第十一項第八号において読み替えて準用する前項各号」と読み替えるものとする。

12

第六項の算式中  $Addon_{FX}$  は、次の各号に従い算出する。

一 算出に用いる算式は、次のとおりとする。

$$Addon_{FX} = \sum_j Addon_{HS_j}$$

$Addon_{HS_j}$  は、ヘッジセット  $j$  に係るアブオホへの費

二 前号の算式中  $Addon_{HS_j}$  は、次の表の上欄に掲げるヘッジセットの区分に応じ、同表の下欄に定める掛目を当該ヘッジセットに係る実効想定元本額の絶対値に乗じて得た額とする。

ヘッジセットの区分	掛目 (パーセント)
第八項各号に定めるヘッジセット	四

第十項に規定する別に設けられた

二十

ヘッジセット

三 前号に規定するヘッジセットに係る実効想定元本額は、ヘッジセットに含まれる外国為替デリバティブごとに、当該外国為替デリバティブに係る想定元本額にデルタ調整値及びマージン期間調整値を乗じて得た額の合計額とする。

四 前号のデルタ調整値は、次のイからハまでに掲げる取引の区分に応じ、当該イからハまでに定める値とする。ただし、同一の異種通貨間の為替レートを参照する外国為替デリバティブがネットイング・セットに複数含まれる場合には、為替レートの方向を揃えて、当該異種通貨間の為替レートの上昇及び下落を表すものとする。

イ オプション 値の算出については、前項第六号（イに係る部分に限る。）の規定を準用する。この場合において、「第四号のデルタ調整値」とあるのは「次項第三号のデルタ調整値（同項第四号イに掲げる取引の区分に係るものに限る。）」と、「イからハまで」とあるのは「イ」と、「金利等」とあるのは「為替レート等」と、「a」は、「〇・五」とあるのは「a」は、「〇・一五」と読み替えるものとする。

ロ イに掲げる取引以外の取引のうち、当該外国為替デリバティブが参照する為替レート等が上昇する場合に、当該外国為替デリバティブの時価が上昇するもの 一

ハ イに掲げる取引以外の取引のうち、当該外国為替デリバティブが参照する為替レート等が上昇する場合に、当該外国為替デリバティブの時価が下落するもの マイナス

五 前項第七号から第九号までの規定は、第三号のマージン期間調整値の算出について準用する。この場合において、同項第七号中「第四号」とあるのは「次項第三号」と、「念世ヲ」とあるのは「次項第三号」と、同項第八号中「第十一項第七号ロ」とあるのは「第十二項第五号において読み替えて準用する第十一項第七号ロ」と、同項第九号中「第十一項第八号において読み替えて準用する前項の」とあるのは「第十二項第五号において読み替えて準用する前項の」と、「第十一項第八号において読み替えて準用する前項各号」とあるのは「第十二項第五号において読み替えて準用する第十一項第八号において読み替えて準用する前項各号」と読み替えるものとする。

13

第六項の算式中AddOn<sup>(Credit)</sup>は、次の各号に従い算出する。

一 算出に用いる算式は、次のとおりとする。

$$\text{AddOn}^{\text{(Credit)}} = \left[ \left( \sum_k \rho_k^{\text{(Credit)}} \times \text{AddOn}(\text{Entity}_k) \right)^2 + \sum_k \left( 1 - \rho_k^{\text{(Credit)}} \right)^2 \times \left( \text{AddOn}(\text{Entity}_k) \right)^2 \right]^{\frac{1}{2}}$$

AddOn(Entity<sub>k</sub>)は、Entity<sub>k</sub>を参照する信用デリバティブに係る  
 アドオンの額の合計額

Entity<sub>k</sub>は、当該信用デリバティブが参照する事業法人等。ただし、当該信用デリバティブがインデックス・クレジット・ブレン  
 オルト・スワップの場合には、当該インデックス。

$\rho_k^{(Credit)}$  は、Entity<sub>k</sub>に係る相関係数

二 前号の算式中AddOn(Entity<sub>k</sub>)は、次のイ又はロに掲げる信用デリバティブの区分に応じ、当該イ又はロに定める掛目をそれぞれ信用デリバティブに係る実効想定元本額に乗じて得た額の合計額とする。

イ 事業法人等を参照する信用デリバティブ 次の表の上欄に掲げる適格格付機関により付与された事業法人等の格付に対応する信用リスク区分に応じ、同表の下欄に定める掛目

適格格付機関により付与された事業法人等の格付に対応する信用リスク区分	掛目 (パーセント)
1-1	0.38
1-2	0.42
1-3	0.54

1   4	1   4
1   5	1   六〇
1   6	六   〇〇

(注) 第三十四条第一項に掲げる主体以外の主体の信用リスク区分についても、同項第一号の表を準用するものとする。

ロ インデックスを参照する信用デリバティブ 次の表の上欄に掲げる適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区分に応じ、同表の下欄に定める掛目

適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区分	掛目 (パーセント)
4-3 又は 5-3 以上	〇・三八
4-3 又は 5-3 未満	一・〇六

三 第一号の算式中  $\rho_k$  (Credit) は、次のイ又はロに掲げる信用デリバティブの区分に応じ、当該イ又はロに定める値とする。





るのは「信用デリバティブが参照する事業法人等又はインデックスの信用状態」と、「a」は、「0.5」とあるのは「a」は、当該信用デリバティブが事業法人等を参照する場合にあつては「1.0」、インデックスを参照する場合にあつては「0.8」と、「上昇する場合」とあるのは「悪化する場合」と読み替えるものとする。

ロ 合成型証券化取引 当該合成型証券化取引の階層ごとに、次の表の上欄に掲げる取引の区分に応じ、同表の下欄に定める算式を用いて算出した値

取引の区分	算式
プロテクションの購入	$\frac{15}{(1 + 14 \times A_i) \times (1 + 14 \times D_i)}$
プロテクションの提供	$\frac{15}{(1 + 14 \times A_i) \times (1 + 14 \times D_i)}$

(注1) Aは、当該階層よりも劣後する全ての階層の額の合計額を合成型証券化取引の原資産の額で除した値

(注2) Dは、当該階層及び当該階層よりも劣後する全ての階層の額の合計額を合成型証券化取引の原資産の額で除した値

ハ イ及びロに掲げる取引に該当しない信用デリバティブのうち、当該信用デリバティブが参照する事業法人等又はインデックスの信用状態が悪化する場合に、当該信用デリバティブの時価が上昇するもの 一

ニ イ及びロに掲げる取引に該当しない信用デリバティブのうち、当該信用デリバティブが参照する事業法人等又はインデックスの信用状態が悪化する場合に、当該信用デリバティブの時価が下落するもの マイナス一

七 第十一項第七号から第九号までの規定は、第四号のマージン期間調整値の算出について準用する。この場合において、同項第七号中「第四号」とあるのは「第十三項第四号」と、「 $\frac{1}{2}$ 」とあるのは「 $\frac{1}{3}$ 」とあるのは「 $\frac{1}{4}$ 」と、同項第八号中「第十一項第七号ロ」とあるのは「第十三項第七号において読み替えて準用する第十一項第七号ロ」と、同項第九号中「第十一項第八号において読み替えて準用する前項の」とあるのは「第十三項第七号において読み替えて準用する前項の」と、「第十一項第八号において読み替えて準用する前項各号」とあるのは「第十三項第七号において読み替えて準用する前項各号」と読み替えるものとする。

14 第六項の算式中AddOn (Equity)は、次の各号に従い算出する。

一 算出に用いる算式は、次のとおりとする。

$$AddOn(Equity) = \left[ \left( \sum_k \rho_k^{(Equity)} \times AddOn(Equity_k) \right)^2 + \sum_k \left( 1 - \left( \rho_k^{(Equity)} \right)^2 \right) \times \left( AddOn(Equity_k) \right)^2 \right]^{\frac{1}{2}}$$

$AddOn(Equity_k)$ は、 $Equity_k$ を参照するエクイティ・デリバティブに係るアドオンの額の合計額

$Equity_k$ は、当該エクイティ・デリバティブが参照する株価又は株価指数

$\rho_k^{(Equity)}$ は、 $Equity_k$ に係る相関係数

二 前号の算式中 $AddOn(Equity_k)$ は、次の表の上欄に掲げるエクイティ・デリバティブの区分に応じ、同表の下欄に定める掛目を、エクイティ・デリバティブに係る実効想定元本額に乗じて得た額の合計額とする。

エクイティ・デリバティブの区分	掛目 (パーセント)
第八項各号に定めるヘッジセットに含まれるエクイティ・デリバティブのうち、株価を参照するエクイティ・デリバティブ	三十二

<p>第九項に規定するヘッジセットに含まれるエクイティ・デリバティブのうち、株価を参照するエクイティ・デリバティブ</p>	<p>十六</p>
<p>第十項に規定する別に設けられたヘッジセットに含まれるエクイティ・デリバティブのうち、株価を参照するエクイティ・デリバティブ</p>	<p>百六十</p>
<p>第八項各号に定めるヘッジセットに含まれるエクイティ・デリバティブのうち、株価指数を参照するエクイティ・デリバティブ</p>	<p>二十</p>
<p>第九項に規定するヘッジセットに含まれるエクイティ・デリバティブのうち、株価指数を参照するエクイティ・デリバティブ</p>	<p>十</p>
<p>第十項に規定する別に設けられたヘッジセットに含まれるエクイティ・デリバティブのうち、株価指数を参照するエクイティ・デリバティブ</p>	<p>百</p>

三 第一号の算式中  $\rho_k$  (Gamma) は、次のイ又はロに掲げるエクイティ

- ・デリバティブの区分に応じ、当該イ又はロに定める値とする。
- イ 株価を参照するエクイティ・デリバティブ 〇・五
- ロ 株価指数を参照するエクイティ・デリバティブ 〇・八
- 四 第二号に規定するエクイティ・デリバティブに係る実効想定元本額は、当該エクイティ・デリバティブに係る時価調整後想定元本額（原資産の単位数に算出基準日の株価又は株価指数等乗じて得た額をいう。）にデルタ調整値及びマージン期間調整値を乗じて得た額とする。
- 五 前号のデルタ調整値は、次のイからハまでに掲げる取引の区分に応じ、当該イからハまでに定める値とする。
- イ オプション 値の算出については、第十一項第六号（イに係る部分に限る。）の規定を準用する。この場合において、「第四号のデルタ調整値」とあるのは「第十四項第四号のデルタ調整値（同項第五号イに掲げる取引の区分に係るものに限る。）と、「イからハまで」とあるのは「イ」と、「金利等」とあるのは「株価又は株価指数等」と、「 $\rho$ 」は、「 $\rho$ 」とあるのは「 $\rho$ 」は、当該エクイティ・デリバティブが株価を参照する場合にあつては「一・二〇」、株価指数を参照する場合にあつては「〇・七五」と読み替えるものとする。
- ロ イに掲げる取引以外の取引のうち、当該エクイティ・デリバティブが参照する株価又は株価指数等が上昇する場合に、当該エクイティ・デリバティブの時価が上昇するもの 一
- ハ イに掲げる取引以外の取引のうち、当該エクイティ・デリバ

タイプが参照する株価又は株価指数等が上昇する場合に、当該  
 エクイティ・デリバティブの時価が下落するもの マイナス一  
 六| 第十一項第七号から第九号までの規定は、第四号のマージン期  
 間調整値の算出について準用する。この場合において、同項第七  
 号中「第四号」とあるのは「第十四項第四号」と、「 $\frac{1}{2}$ 」とあるのは「 $\frac{1}{4}$ 」  
 とあるのは「 $\frac{1}{8}$ 」とあるのは「 $\frac{1}{16}$ 」とあるのは「 $\frac{1}{32}$ 」と、同項第八  
 号中「第十一項第七号ロ」とあるのは「第十四項第六号において  
 読み替えて準用する第十一項第七号ロ」と、同項第九号中「第十  
 一項第八号において読み替えて準用する前項の」とあるのは「第  
 十四項第六号において読み替えて準用する第十一項第八号におい  
 て読み替えて準用する前項の」と、「第十一項第八号において読  
 み替えて準用する前項各号」とあるのは「第十四項第六号におい  
 て読み替えて準用する第十一項第八号において読み替えて準用す  
 る前項各号」と読み替えるものとする。

15|

第六項の算式中  $AddOn_{Com}$  は、次の各号に従い算出する。

一 算出に用いる算式は、次のとおりとする。

$$\begin{aligned}
 AddOn_{HS_j}^{(Com)} &= \sum_j AddOn_{HS_j}^{(Com)} \\
 AddOn_{HS_j}^{(Com)} &= \left[ \left( p_j^{(Com)} \times \sum_k AddOn_{Type_k}^j \right)^2 \right. \\
 &\quad \left. + \left( 1 - \left( p_j^{(Com)} \right)^2 \right) \times \sum_k \left( AddOn_{Type_k}^j \right)^2 \right]^{\frac{1}{2}}
 \end{aligned}$$

$AddOn_{HSJ}^{(Com)}$  は、ヘッジセット J に係るアドオンの額

$AddOn(TypeJ)$  は、ヘッジセット J においてコモデインテイクを参照するコモデインテイク・デリバティブに係るアドオンの額の合計額

$\rho_j^{(Com)}$  は、0.4

二 前号の算式中  $AddOn(TypeK)$  は、次の表の上欄に掲げるコモデインテイク・デリバティブの区分に応じ、同表の下欄に定める掛目を、当該コモデインテイク・デリバティブに係る実効想定元本額に乗じて得た額の合計額とする。

コモデインテイク・デリバティブの区分	掛目 (パーセント)
第八項各号に定めるヘッジセットに含まれるコモデインテイク・デリバティブのうち、電力を参照するコモデインテイク・デリバティブ	四十
第九項に規定するヘッジセットに含まれるコモデインテイク・デリバティブのうち、電力を参照するコモデインテイク・デリバティブ	二十
第十項に規定する別に設けられたヘッジセットに含まれるコモデインテイク・デリバティブのうち、電力を参照するコモデインテイク・	二百



デリバティブ	
第八項各号に定めるヘッジセットに含まれるコモディティ・デリバティブのうち、電力以外を参照するコモディティ・デリバティブ	十八
第九項に規定するヘッジセットに含まれるコモディティ・デリバティブのうち、電力以外を参照するコモディティ・デリバティブ	九
第十項に規定する別に設けられたヘッジセットに含まれるコモディティ・デリバティブのうち、電力以外を参照するコモディティ・デリバティブ	九十

三 前号に規定するコモディティ・デリバティブに係る実効想定元本額は、当該コモディティ・デリバティブに係る時価調整後想定元本額（原資産の単位数に算出基準日のコモディティ価格等乗じて得た額をいう。）にデルタ調整値及びマージン期間調整値を乗じて得た額とする。

四 前号のデルタ調整値は、次のイからハまでに掲げる取引の区分

に  
應じ、当該イからハまでに定める値とする。

イ オプション 値の算出については、第十一項第六号（イに係る部分に限る。）の規定を準用する。この場合において、「第四号のデルタ調整値」とあるのは「第十五項第三号のデルタ調整値（同項第四号イに掲げる取引の区分に係るものに限る。）と、「イからハまで」とあるのは「イ」と、「金利等」とあるのは「コモディティ価格等」と、「 $\rho$ 」は、「 $0.5$ 」とあるのは「 $0$ 」は、当該コモディティ・デリバティブが電力を参照する場合にあつては「 $0.5$ 、電力以外を参照する場合には「 $0.7$ 」と読み替えるものとする。

ロ イに掲げる取引以外の取引のうち、当該コモディティ・デリバティブが参照するコモディティ価格等が上昇する場合に、当該コモディティ・デリバティブの時価が上昇するもの  
一  
ハ イに掲げる取引以外の取引のうち、当該コモディティ・デリバティブが参照するコモディティ価格等が上昇する場合に、当該コモディティ・デリバティブの時価が下落するもの  
マイナ  
ス一

五 第十一項第七号から第九号までの規定は、第三号のマージン期間調整値の算出について準用する。この場合において、同項第七号中「第四号」とあるのは「第十五項第三号」と、「 $\rho$ 」とあるのは「 $0.5$ 」と、「 $\rho$ 」とあるのは「 $0$ 」と、「 $\rho$ 」とあるのは「 $0.5$ 」と、同項第八号中「第十一項第七号ロ」とあるのは「第十五項第五号において読み替えて準用する第十一項第七号ロ」と、同項第九号中「第

十一項第八号において読み替えて準用する前項の」とあるのは「第十五項第五号において読み替えて準用する第十一項第八号において読み替えて準用する前項の」と、「第十一項第八号において読み替えて準用する前項各号」とあるのは「第十五項第五号において読み替えて準用する第十一項第八号において読み替えて準用する前項各号」と読み替えるものとする。

16) 第一項ただし書の規定にかかわらず、単一のマージン・アグリメントが複数のネットティング・セットを対象とする場合には、これらのネットティング・セットの集合ごとに与信相当額を算出する。

17) 前項の規定により与信相当額を算出する場合において、RCは、次の算式を用いて算出する。

$$RC = \max \left[ \sum_{NSEMA} \max(V_{NS}, 0) \right] - \max\{C_{MA}, 0\}, 0 \left[ \right. \\ \left. + \max \left[ \sum_{NSEMA} \min(V_{NS}, 0) \right] - \min\{C_{MA}, 0\}, 0 \right] \\ C_{MA} = C_{MA,collect} \times (1 - H_{C_{MA,collect}} - H_{f_{x_{MA,collect}}}) \\ - C_{MA,post} \times (1 + H_{C_{MA,post}} + H_{f_{x_{MA,post}}})$$

MAは、マージン・アグリメント（以下この項及び次項において同じ。）

$V_{NS}$ は、NSに含まれる取引の時価の合計額

$C_{MA}$ は、MAの下におけるヘアカット調整後のネット担保額

$C_{MA,collect}$ は、MAの下における取引相手方から受け入れた適格金融資産担保の額

$Ho_{MA, collect}$ は、MAの下において、適格金融資産担保を受け入れる場  
合において適用するボラテイル率調整率

$Hf_{XMA, collect}$ は、MAの下において、適格金融資産担保を受け入れる場  
合においてエクスポージャーと適格金融資産担保の通貨が異なる  
ときに適用するボラテイル率調整率

$C_{MA, post}$ は、MAの下における取引相手方へ差し入れた担保（取引相手  
方以外の第三者によって分別管理されており、かつ、取引相手方  
に係る倒産手続又は外国における倒産手続と同種類の手続に伴う  
当該担保に対する損失の発生を防ぐために必要な方策が講ぜられ  
ているものを除く。）の額

$Ho_{MA, post}$ は、MAの下において、担保を差し入れる場合において取引  
相手方に引き渡した資産の種類に応じて適用するボラテイル率  
調整率

$Hf_{XMA, post}$ は、MAの下において、担保を差し入れる場合においてエク  
スポージャーと担保の通貨が異なるときに適用するボラテイル率  
調整率

18 第十六項の規定による与信限度額を算出する場合に、PFE  
は、次の算式を用いて算出する。

$$PFE = \sum_{NSEMA} PFE_{NS}^{unmarginated}$$

$PFE_{NS}^{unmarginated}$ は、NSに係るPFEについて、第六項のPFEに係る算式を準  
用して算出した額。ただし、ワージン・アグリメントを締結し  
ていないものとして算出することとする。

「条を削る。」

(標準方式)

第五十七条の三 標準的手法採用行が標準方式を用いる場合は、ネットイング・セット（法的に有効な相対ネットイング契約下にある取引については当該取引の集合をいい、それ以外の取引については個別取引をいう。以下同じ。）ごとに、次の各号に従い与信相当額を算出する。ただし、通貨が異なる変動金利相互間の金利スワップについては与信相当額を算出することを要しない。

一 ネットイング・セットの与信相当額は、次に掲げる算式により算出した額とする。ただし、受入れ担保は正の符号、差入れ担保は負の符号をもつものとして扱う。

与信相当額 =  $1.4 \times \max(CMV - CMC$

$$; \sum_j \sum_t RPT_{ij} - \sum_t RP_{G_{ij}} | \times CCF_j )$$

CMVは、ネットイング・セットに含まれる取引（担保の受入れ及び差入れを除く。）の時価の合計額

CMCは、ネットイング・セットに含まれる担保（受入れ担保については適格金融資産担保に限る。以下この条において同じ。）の時価の合計額

RPT<sub>ij</sub>は、ヘッジ・セット（次項に定める区分をいう。以下同じ。）jにおける取引iのリスク・ポジション（次号に定める額をいう。以下同じ。）

RCI<sub>j</sub>は、ヘッジ・セット*j*における担保1のリスク・ポジション CCF<sub>j</sub>は、ヘッジ・セット*j*に対する軸田

一 リスク・ポジションは、次のいずれかの規定により算出する。ただし、いずれの規定によってもリスク・ポジションを算出することができない場合、カレント・エクスポージャー方式により個別取引ごとに与信相当額を算出しなければならない。

イ 負債性商品（債券及び貸出金を含む。）以外のものを原資産とする場合、次の算式によりリスク・ポジションを算出する。

$$\text{リスク・ポジション} = p_{ref} \times \frac{\partial v}{\partial p}$$

$p_{ref}$ は、原資産の価格（外国通貨建ての場合には円換算の額）

$v$ は、線形リスクを有する場合には原資産の時価、非線形リスクを有する派生商品取引の場合はその時価

$p$ は、原資産の価格（ $v$ と同じ表示通貨による。）

ロ 負債性商品を原資産とする場合又は支払部分である場合（クレジット・デフォルト・スワップを除く。）、次の算式によりリスク・ポジションを算出する。ただし、残存期間等（残存期間又は次の金利更改日までの期間をいう。以下同じ。）が一年以下の支払部分は、金利リスクに関してリスク・ポジションを算出することを要しない。

$$\text{リスク・ポジション} = \frac{\partial v}{\partial r}$$

$v$ は、線形リスクを有する場合には原資産の時価又は支払部分

の価値（約定の基礎となる計算上の総支払額（想定元本を含む。）を対象とする。）、非線形リスクを有する派生商品取引の場合はその価値（いずれも、外国通貨建ての場合には円換算の額）

は、金利水準

ハ クレジット・デフォルト・スワップについては、次の算式によりリスク・ポジションを算出する。

リスク・ポジション＝ $\frac{\text{想定元本額} \times \text{残存期間}}$

三 支払部分とは、次の各号に掲げるものをいう。

イ 金融商品の対価として支払がなされる取引の場合は、当該支払

ロ 互いに支払を行う取引の場合は、それぞれの支払。この場合において、それぞれの支払が同一の通貨建てである複数の取引がある場合、当該複数の取引を一の取引とみなすことができる。

2 ヘッジ・セットは、次の各号に従って設けるものとする。

一 個別リスクの低い負債性商品（第二百六十二条において一・六〇パーセント以下のリスク・ウェイトが定められているものをいう。以下同じ。）を原資産とするリスク・ポジション、支払部分の金利リスクに係るリスク・ポジション（個別リスクの高い負債性商品（第二百六十二条において一・六〇パーセントを上回るリスク・ウェイトが定められているものをいう。以下同じ。）に類似した支払内容を持つものを除く。）、取引の相手方から受入れ

---

た担保金の金利リスクに係るリスク・ポジション又は取引相手方に差入れた担保金の金利リスクに係るリスク・ポジション（当該取引相手方の債務に第二百六十二条において一・六〇パーセント以下のリスク・ウェイトに該当するものがある場合に限る。）については、その金利が中央政府又は我が国の地方公共団体が負う金利に係るものであるか否かに基づき区分したうえで、負債性商品を原資産とする場合には負債性商品の、支払部分については取引の残存期間等が一年以下、一年超五年以内又は五年超のいずれであるかにより更に区分し、この号に規定するリスク・ポジションに共通するものとして、通貨ごとに六のヘッジ・セットを設ける。

二 個別リスクの高い負債性商品を原資産とするリスク・ポジション、支払部分の金利リスクに係るリスク・ポジション（個別リスクの高い負債性商品に類似した支払内容を持つものに限る。）、取引相手方に差入れた担保金の金利リスクに係るリスク・ポジション（当該取引相手方の債務に第二百六十二条において一・六〇パーセント以下のリスク・ウェイトに該当するものがない場合に限る。）又はクレジット・デフォルト・スワップに係るリスク・ポジションについては、これらのリスク・ポジションに共通するものとして、負債性商品の発行体、担保金の取引相手方又はクレジット・デフォルト・スワップの参照資産の発行体ごとに一のヘッジ・セットを設ける。

三 負債性商品以外のものを原資産とする場合、ヘッジ・セットは

---



---

、同一又は類似の商品ごとに設ける。ただし、原資産が次に掲げるものである場合は、それぞれに定めるところに従いヘッジ・セットを設けなければならない。

イ 株式 同一の発行体ごと又はインデックスごと

ロ 貴金属 同一の貴金属ごと又はインデックスごと

ハ 電力 二十四時間のうち対象とする送電時間帯（ピーク時間帯、非ピーク時間帯その他の取引上の時間帯の区分をいう。）を同一とする権利ごと

ニ コモディティ（貴金属及び電力を除く。） 同一のコモディティごと又はインデックスごと

四 外国為替に関するヘッジ・セットは、同一の通貨ごとに設ける。

3 リスク・ポジションは、次の各号に定める方法に従いヘッジ・セットに区分するものとする。

一 株式（株式指数を含む。）、金、貴金属又はその他のコモディティを原資産とする取引については、支払部分のリスク・ポジションを金利リスクに関するヘッジ・セットに区分し、それ以外のリスク・ポジションを原資産に関するヘッジ・セットに区分する。

二 負債性商品を原資産とする取引については、当該負債性商品と支払部分のそれぞれのリスク・ポジションを、金利リスクに関するヘッジ・セットに区分する。

三 支払同士を交換する取引（為替先渡取引を含む。）については

---

、各支払部分のリスク・ポジションを金利リスクに関するヘッジ・セットに区分する。

四 負債性商品又は支払部分が外国通貨建ての場合、リスク・ポジションを当該通貨の外国為替に関するヘッジ・セットにも区分する。

4 CCFは、次の各号に定めるものとする。

一 負債性商品以外のものを原資産とする場合、CCFは、その原資産の種類に応じ、それぞれ左欄に掲げる掛目とする。

原資産	掛目 (パーセント)
金	五
株式	七
貴金属（金を除く）	八・五
電力	四
コモディティ（貴金属及び電力を除く。）	十

二 負債性商品を原資産とする場合、CCFは、その原資産の種類に応じ、それぞれ左欄に掲げる掛目とする。

原資産	掛目
個別リスクの高い負債性商	七
個別リスクの低い負債性商品（クレジット）	四
その他	十

(期待エクスポージャー方式)

第五十七条の三 「略」

- 2 「略」
- 3 標準的手法採用行は、前項第一号に掲げる与信相当額の算出に当たっては、ポートフォリオごとに、現在の市場データを用いて算出した $\Delta VaR$ 又は適切なストレス期間を含むデータを用いて算出した $\Delta VaR$ のうち、所要自己資本が大きくなるものを用いるものとする。
- 4 「略」
- 5 標準的手法採用行は、ネットイング・セットに係る取引相手方に

- 三 外国為替に関するCCFは、二・五パーセントとする。
- 四 前三号に該当しないもの場合、CCFは十パーセントとする。

品		
ト・デフォルト・スワップに係るリスク・ポジションに限る。	掛目 (パーセント)	〇・六
		〇・三
		〇・二

(期待エクスポージャー方式)

第五十七条の四 「同上」

- 2 「同上」
- 3 標準的手法採用行は、前項第一号に掲げる与信相当額の算出に当たっては、ポートフォリオごとに、現在の市場データを用いて算出した $\Delta VaR$ 又は適切なストレス期間を含むデータを用いて算出した $\Delta VaR$ のうち、所要自己資本が大きくなるものを用いなければならない。
- 4 「同上」
- 5 標準的手法採用行は、ネットイング・セットに係る取引相手方に

対するマージン・アグリーメントに基づき、期待エクスポージャー計測モデル（期待エクスポージャーを計測するモデルをいう。以下同じ。）において当該担保による効果を反映している場合には、第二項第三号に規定する冊送 $\Delta MtM$ の算出において、当該担保による効果を勘案した冊送 $\Delta MtM$ を用いることにより同項第二号に規定する冊送 $\Delta MtM$ を計測する方法を使用することができる。ただし、取引相手方の信用状態が悪化した時に当該取引相手方に担保の提供を求めることができるものとされているマージン・アグリーメントに基づく担保による効果は反映しないものとする。

6|| 標準的手法採用行は、前項に規定する方法を使用して冊送 $\Delta MtM$ を計測する場合には、リスクのマージン期間内における取引相手方との取引の時価の変化額を勘案するものとする。

対するマージン・アグリーメント（当該取引相手方に係るエクスポージャーの額が指定された額を超えたときに、当該取引相手方に対して担保の提供を求めることができる旨の契約をいう。以下この条において同じ。）に基づき、期待エクスポージャー計測モデル（期待エクスポージャーを計測するモデルをいう。以下同じ。）において当該担保による効果を反映している場合には、第二項第三号に規定する冊送 $\Delta MtM$ の算出において、当該担保による効果を勘案した冊送 $\Delta MtM$ を用いることにより同項第二号に規定する冊送 $\Delta MtM$ を計測する方法を使用することができる。ただし、取引相手方の信用状態が悪化した時に当該取引相手方に担保の提供を求めることができるものとされているマージン・アグリーメントに基づく担保による効果は反映してはならない。

6|| 標準的手法採用行は、前項に規定する方法に代えて、次に掲げる額のうち、いずれか小さい額を第二項第二号に規定する冊送 $\Delta MtM$ とする方法を使用することができる。

- 一 ネットテイング・セットに係る取引相手方に対するマージン・アグリーメントに基づく担保による効果を反映しない場合の冊送 $\Delta MtM$ に当該取引相手方に提供される全ての担保（日々の値洗いによりその額が調整されるものを除く。）の額を加えた額

二 次のイの算式により算出されたアドオンにロ又はハに掲げる額のうちいずれか大きい額を加えた額

イ  $\Delta \text{アドオン} = E[\max(\Delta \text{MtM}, 0)]$

E[]は、[]内の期待値

△MEMホ、リスクのマージン期間（マージン・アグリーメント

に基づき取引相手方から担保の提供を受けた時点から当該取引相手方のデフォルトに伴い発生した当該取引相手方との取引に係るマージン・リスクに対するヘッジが完了する時点までの期間をいう。）内における取引相手方との取引の時価の変化額。ただし、マージン・アグリーメントに基づく担保による効果を勘察してはならない。

ロ マージン・アグリーメントに基づき提供をし、又は提供を受けた担保（コールされたもの及び係争中のものを除く。）による効果を反映した場合のネットティング・セットの現時点のエクスポージャーの額

ハ マージン・アグリーメントに基づき提供をし、又は提供を受ける担保による効果を反映した場合のネットティング・セットにおいて生じ得る最大のエクスポージャーの額

7 前項第二号イのリスクのマージン期間は、次の各号に掲げるネットティング・セットの区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

一 「同上」

二 日ごとの値洗いにより担保の額が調整されるネットティング・セット  $F+N-1$

Fは前項の規定により算出されるリスクのマージン期間

8 前項の規定にかかわらず、算出基準日を含む四半期の前の直近の連続する二の四半期の間、同項第一号イからニまで又は第二号に掲げるいずれかのネットティング・セットについて、担保額調整（エ

7 前項のリスクのマージン期間は、次の各号に掲げるネットティング・セットの区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

一 「略」

二 日（二以上の整数とする。）ごとの値洗いにより担保の額が調整されるネットティング・セット  $F+N-1$

Fは前項の規定により算出されるリスクのマージン期間

8 前項の規定にかかわらず、算出基準日を含む四半期の前の直近の連続する二の四半期の間、同項第一号イからニまで又は第二号に掲げるいずれかのネットティング・セットについて、担保額調整に係

る係争により、同項のリスクのマージン期間を超える清算期間を要する場合は三回以上生じた場合には、次の連続する二の四半期の間は、当該ネットイング・セットについては、同項のリスクのマージン期間の少なくとも二倍以上の期間をリスクのマージン期間とする。

9 標準的手法採用行は、ネットイング・セットを構成する取引において、取引相手方及び参照企業の間<sup>に</sup>法的な関係が存在し、かつ、個別誤方向リスク（特定の取引相手方に対する将来のエクスポージャーの額が、当該取引相手方のPBと高い相関を持って増減するリスクをいう。以下同じ。）が特定された場合には、当該取引を当該ネットイング・セットから除外するものとする。

10 標準的手法採用行は、取引相手方及び参照企業の間<sup>に</sup>法的な関係が存在し、かつ、個別誤方向リスクが特定された取引に係る信用リスク・アセットの額の算出においては、当該個別誤方向リスクの特性を勘案するものとする。

11 標準的手法採用行は、マージン・アグリーメントにより提供をし、又は提供を受ける担保が現金以外の資産を含む場合には、当該担保の価格変動を適切に反映するものとする。

〔12・13 略〕

（承認申請書の提出）

第五十七条の三の二 期待エクスポージャー方式の使用について前条

クスポージャーと担保の価格変動に伴う信用供与額の変化を担保額によって調整する仕組みをいう。以下同じ。）に係る係争により、同項のリスクのマージン期間を超える清算期間を要する場合は三回以上生じた場合には、次の連続する二の四半期の間は、当該ネットイング・セットについては、同項のリスクのマージン期間の少なくとも二倍以上の期間をリスクのマージン期間とする。

9 標準的手法採用行は、ネットイング・セットを構成する取引において、取引相手方及び参照企業の間<sup>に</sup>法的な関係が存在し、かつ、個別誤方向リスク（特定の取引相手方に対する将来のエクスポージャーの額が、当該取引相手方のPBと高い相関を持って増減するリスクをいう。以下同じ。）が特定された場合には、当該取引を当該ネットイング・セットから除外しなければならない。

10 標準的手法採用行は、取引相手方及び参照企業の間<sup>に</sup>法的な関係が存在し、かつ、個別誤方向リスクが特定された取引に係る信用リスク・アセットの額の算出においては、当該個別誤方向リスクの特性を勘案しなければならない。

11 標準的手法採用行は、マージン・アグリーメントにより提供をし、又は提供を受ける担保が現金以外の資産を含む場合には、当該担保の価格変動を適切に反映しなければならない。

〔12・13 同上〕

（承認申請書の提出）

第五十七条の四の二 期待エクスポージャー方式の使用について前条

第一項の承認を受けようとする銀行持株会社は、次に掲げる事項を記載した承認申請書を金融庁長官に提出するものとする。

〔一・二 略〕

2 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

〔一・五 略〕

3 前項第四号に掲げる期待エクスポージャー方式実施計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

〔一・二 略〕

(承認の基準)

第五十七条の三の三 金融庁長官は、期待エクスポージャー方式の使用について第五十七条の三第一項の承認をしようとするときは、次に掲げる基準に適合する期待エクスポージャー計測モデルが当該承認に先立って一年以上にわたって内部管理において運用されており、かつ、期待エクスポージャー方式の使用を開始する日以降において、内部管理に関する体制が当該基準に適合することが見込まれるかどうかを審査するものとする。

〔一・三 略〕

四 期待エクスポージャー計測モデルが、当該モデルの開発から独立し、かつ、十分な能力を有する者により、開発時点及びその後定期的に、かつ、期待エクスポージャー計測モデルへの重要な変更、市場の構造的な変化又はポートフォリオ構成の大きな変化に

第一項の承認を受けようとする銀行持株会社は、次に掲げる事項を記載した承認申請書を金融庁長官に提出しなければならない。

〔一・二 同上〕

2 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

〔一・五 同上〕

3 前項第四号に掲げる期待エクスポージャー方式実施計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

〔一・二 同上〕

(承認の基準)

第五十七条の四の三 金融庁長官は、期待エクスポージャー方式の使用について第五十七条の四第一項の承認をしようとするときは、次に掲げる基準に適合する期待エクスポージャー計測モデルが当該承認に先立って一年以上にわたって内部管理において運用されており、かつ、期待エクスポージャー方式の使用を開始する日以降において、内部管理に関する体制が当該基準に適合することが見込まれるかどうかを審査しなければならない。

〔一・三 同上〕

四 期待エクスポージャー計測モデルが、当該モデルの開発から独立し、かつ、十分な能力を有する者により、開発時点及びその後定期的に、かつ、期待エクスポージャー計測モデルへの重要な変更、市場の構造的な変化又はポートフォリオ構成の大きな変化に

よって期待エクスポージャー計測モデルの正確性が失われるおそれが生じた場合に検証されており、かつ、当該モデルが適切に見直されるための体制を整備していること。この場合において、当該検証は次に掲げる事項を含むものとする。

「イ〜ハ 略」

「五〜十二の二 略」

十三 aを独自に推計している場合には、第五十七条の三第四項各号に掲げる要件を満たしていること。

十三の二 派生商品取引とレポ形式の取引をその対象とする法的に有効な相対ネットティング契約の効果を勘案している場合には、第五十七条の三第十二項各号に掲げる条件を満たしていること。

十四 「略」

(変更に係る届出)

第五十七条の三の四 期待エクスポージャー方式の使用について承認を受けた標準的手法採用行は、次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、その旨及びその内容を金融庁長官に届け出るものとする。

「一〜三 略」

2 前項第三号に基づく届出を行う場合には、標準的手法採用行は、当該標準的手法採用行が承認の基準を満たさない事項に関する改善計画を当該届出と併せて、又はその後速やかに提出するものとする。

よって期待エクスポージャー計測モデルの正確性が失われるおそれが生じた場合に検証されており、かつ、当該モデルが適切に見直されるための体制を整備していること。この場合において、当該検証は次に掲げる事項を含まなければならない。

「イ〜ハ 同上」

「五〜十二の二 同上」

十三 aを独自に推計している場合には、第五十七条の四第四項各号に掲げる要件を満たしていること。

十三の二 派生商品取引とレポ形式の取引をその対象とする法的に有効な相対ネットティング契約の効果を勘案している場合には、第五十七条の四第十二項各号に掲げる条件を満たしていること。

十四 「同上」

(変更に係る届出)

第五十七条の四の四 期待エクスポージャー方式の使用について承認を受けた標準的手法採用行は、次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、その旨及びその内容を金融庁長官に届け出なければならない。

「一〜三 同上」

2 前項第三号に基づく届出を行う場合には、標準的手法採用行は、当該標準的手法採用行が承認の基準を満たさない事項に関する改善計画を当該届出とあわせて、又はその後速やかに提出しなければならない。



(承認の取消し)

第五十七条の三の五 金融庁長官は、期待エクスポージャー方式の使用について承認を受けた標準的手法採用行が前条第一項第二号の届出を怠った場合又は同項第三号に該当する場合には、第五十七条の三第一項の承認を取り消すことができる。

(段階的適用等)

第五十七条の三の六 期待エクスポージャー方式の使用について承認を受けた標準的手法採用行は、全ての派生商品取引又は全てのレポ形式の取引について期待エクスポージャー方式を適用するものとする。ただし、期待エクスポージャー方式の適用を開始した後の一定の期間について、一部の取引の与信相当額について期待エクスポージャー方式を適用しない旨を第五十七条の三の二第二項第四号に掲げる期待エクスポージャー方式実施計画に定めている場合は、この限りでない。

2 [略]

(カレント・エクスポージャー方式)

第五十七条の四 標準的手法採用行が第五十七条第二項の規定によりカレント・エクスポージャー方式を用いる場合には、再構築コストの額及びアドオンの額を合計することにより与信相当額を算出するものとする。

(承認の取消し)

第五十七条の四の五 金融庁長官は、期待エクスポージャー方式の使用について承認を受けた標準的手法採用行が前条第一項第二号の届出を怠った場合又は同項第三号に該当する場合には、第五十七条の四第一項の承認を取り消すことができる。

(段階的適用等)

第五十七条の四の六 期待エクスポージャー方式の使用について承認を受けた標準的手法採用行は、すべての派生商品取引又はすべてのレポ形式の取引について期待エクスポージャー方式を適用しなければならない。ただし、期待エクスポージャー方式の適用を開始した後の一定の期間について、一部の取引の与信相当額について期待エクスポージャー方式を適用しない旨を第五十七条の四の二第二項第四号に掲げる期待エクスポージャー方式実施計画に定めている場合は、この限りでない。

2 [同上]

「条を加える。」

2 前項の再構築コストの額は、次の各号に掲げるいずれかの額とする。

一 派生商品取引を時価評価することにより算出した再構築コストの額（零を下回る場合には、零とする。）

二 法的に有効な相対ネットティング契約下にある取引に係るネット再構築コストの額（零を下回る場合には、零とする。）

3 第一項のアドオンの額は、次の各号に掲げるいずれかの額とする。

一 次のイ又はロに掲げる額（以下「グロスのアドオン」という。）

イ 派生商品取引（クレジット・デリバティブを除く。）については、次の表の上欄に掲げる取引の区分及び同表の中欄に掲げる残存期間の区分に応じ、当該取引の想定元本額に同表の下欄に定める掛目（元本を複数回交換する取引にあつては、各掛目に残存交換回数に乗ずるものとする。）を乗じて得た額

取引の区分	残存期間の区分	掛目 (パーセント)
外国為替関連取引 及び金関連取引	一年以内 一年超五年以内 五年超	一・〇 五・〇 七・五

金利関連取引	一年以内 一年超五年以内 五年超	〇・〇 〇・五 一・五
株式関連取引	一年以内 一年超五年以内 五年超	六・〇 八・〇 十・〇
貴金属関連取引（金 関連取引を除く。）	一年以内 一年超五年以内 五年超	七・〇 七・〇 八・〇
その他のコモディ ティ関連取引	一年以内 一年超五年以内 五年超	十・〇 十二・〇 十五・〇

(注1) 特定の支払期日においてその時点でのエクスポージ  
ヤーを清算する構造で、かつ、当該特定の期日におい  
て市場価値が零になるように契約条件が再設定される  
契約については、残存期間を次の再設定日までの期間  
とみなすことができる。この基準を満たす残存期間が  
一年超の金利関連取引については、アドオン掛目は〇  
・五パーセントを下限とする。

- 
- (注2) 取引の区分欄に掲げられた各取引に当てはまらない派生商品取引(クレジット・デリバティブを除く。)は、「その他のコモディティ関連取引」として取り扱うこととする。
- (注3) 同一通貨間かつ変動金利相互間の金利スワップについては、この項に係る額を与信相当額に加えることを要しない。
- (注4) 外国為替関連取引とは、異種通貨間の金利スワップ、為替先渡取引(FXV)、先物外国為替取引、通貨先物取引及び通貨オプション(オプション権の取得に限る。)等をいう。
- (注5) 金関連取引とは、金に基づく先渡、スワップ及びオプション(オプション権の取得に限る。)等をいう。
- (注6) 金利関連取引とは、同一通貨間の金利スワップ、金利先渡取引(FORM)、金利先物取引及び金利オプション(オプション権の取得に限る。)等をいう。
- (注7) 株式関連取引とは、個別の株式や株価指数に基づく先渡、スワップ及びオプション(オプション権の取得に限る。)等をいう。
- (注8) 貴金属関連取引とは、貴金属に基づく先渡、スワップ及びオプション(オプション権の取得に限る。)等をいう。
- (注9) その他のコモディティ関連取引とは、エネルギー取
-

引、農産物取引及び卑金属その他の貴金属以外の金属  
 のコモディティ取引に基づく先渡、スワップ及びオプ  
 ション（オプション権の取得に限る。）等をいう。  
 ロ クレジット・デリバティブについては、次の表の上欄に掲げ  
 る取引の種類及び同表の中欄に掲げる原債務者の種類に応じ、  
 当該取引の想定元本額に同表の下欄に定める掛目を乗じて得た  
 額

取引の種類	原債務者の種類	掛目 (パーセント)
トータル・リターン ・スワップ又はクレ ジット・デフォルト ・スワップ	優良債務者 その他の債務者	五・〇 十・〇

(注1) 標準的手法採用行がプロテクション提供者である場  
 合の掛目とプロテクション購入者である場合の掛目は  
 同一とする。ただし、標準的手法採用行がクレジット  
 ・デフォルト・スワップのプロテクション提供者であ  
 る場合においては、プロテクション購入者が支払不能  
 となった場合に、原債務者の信用事由（プロテクショ

---

ン提供者が支払を行うべき事由として当事者があらかじめ定めたものをいう。)の発生の有無にかかわらず、取引が清算されるものに限り与信相当額を算出するものとする。この場合において、標準的手法採用行は、この項の規定により算出される額について、取引の相手先から当該取引の約定に基づいて受け取ることとされていた額を上限とすることができる。

(注2)

優良債務者とは、次に掲げるものをいう。

① 第三十四条から第四十条までの規定において、リスク・ウェイトが規定されている主体

② 金融機関(第一条第七号ロに掲げる者を除く。)

、外国銀行、銀行持株会社、銀行持株会社に準ずる外国の会社、第一種金融商品取引業者及び経営管理会社のうち第四十一条又は第四十二条の基準に照らして二十パーセントのリスク・ウェイトとすることが認められている主体並びに適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区分が4―3又は5―3以上である主体をいう。

(注3)

ファースト・トウ・デフォルト型クレジット・デリバティブについては、プロテクションの対象とする複数の資産のうち最も信用リスクの高い資産に基づいて原債務者の種類を定めるものとする。セカンド・トウ・デフォルト型クレジット・デリバティブについては

---

、プロテクションの対象とする複数の資産のうち二番目に信用リスクの高い資産に基づいて原債務者の種類を定めるものとする。これらの規定は、クレジット・デリバティブのうち、複数の資産をプロテクションの対象とし、当該プロテクションは当該複数の資産のうち、あらかじめ特定された順位において信用事由が発生した資産に対してのみ提供されるとともに契約が終了するものについて準用する。

二 法的に有効な相対ネットイング契約下にある取引について、次の算式により得られるネットのアドオンの額

$$\begin{aligned} \text{ネットのアドオン} &= 0.4 \times \text{グロスのアドオン} \\ &+ 0.6 \times \frac{\text{ネット再構築コスト}}{\text{グロス再構築コスト}} \times \text{グロスのアドオン} \end{aligned}$$

(標準的ボラティリティ調整率)

第七十二条 標準的手法採用行が標準的ボラティリティ調整率を用いる場合において、包括的手法の計算の対象とする取引について毎営業日の時価評価又は担保額調整を行っており、かつ、保有期間（ボラティリティ調整率を計算する際に、当該資産を保有すると仮定する期間をいう。以下この目から第四目までにおいて同じ。）が十営業日のときに用いるボラティリティ調整率は、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定めるものとする。

(標準的ボラティリティ調整率)

第七十二条 標準的手法採用行が標準的ボラティリティ調整率を用いる場合において、包括的手法の計算の対象とする取引について毎営業日の時価評価又は担保額調整を行っており、かつ、保有期間（ボラティリティ調整率を計算する際に、当該資産を保有すると仮定する期間をいう。以下この目から第四目までにおいて同じ。）が十営業日のときに用いるボラティリティ調整率は、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定めるものとする。

一 「略」

二 ボラテイリティ調整率を適用する対象である資産が次の表に掲げる資産種別に該当する場合、その該当する資産種別に応じて、同表の下欄に定めるボラテイリティ調整率

資産種別	ボラテイリティ調整率
「略」	二十五パーセント

一 「同上」

二 ボラテイリティ調整率を適用する対象である資産が次の表に掲げる資産種別に該当する場合、その該当する資産種別に応じて、同表の下欄に定めるボラテイリティ調整率

資産種別	ボラテイリティ調整率
「同上」	二十五パーセント



。以下同じ。）

2 「略」

(計算方法)

第九十一条 標準的手法採用行が包括的手法を適用する場合であつて、第五十七条第二項の規定により先渡、スワップ及びオプション等の派生商品取引についてカレント・エクスポート・エクスポート方式を使用し、かつ、適格金融資産担保を用いるときのエクスポート・エクスポートの額は、次の式により算出する。

$$E^* = (RC + \text{アドオン}) - C_A$$

E\*は、信用リスク削減手法適用後エクスポート・エクスポート額（ただし、零を下回らない値とする。）

RCは、第五十七条の四第二項第一号に定める再構築コスト

アドオンは、同条第三項第一号に定めるグロスのアドオン

C<sub>A</sub>は、H<sub>e</sub>（適格金融資産担保に適用するボラテイル・調整率）及びH<sub>Fx</sub>（エクスポート・エクスポートと適格金融資産担保の通貨が異なる場合に適用するボラテイル・調整率）を適用した後の担保額

2 法的に有効な相対ネットティング契約が存在する場合は、前項のRCは第五十七条の四第二項第二号に定めるネット再構築コストとし、また、アドオンは同条第三項第二号に定めるネットのアドオンとする。

2 「同上」

(計算方法)

第九十一条 標準的手法採用行が包括的手法を適用する場合であつて、先渡、スワップ及びオプション等の派生商品取引についてカレント・エクスポート・エクスポート方式を使用し、かつ、適格金融資産担保を用いるときのエクスポート・エクスポートの額は、次の式により算出する。

$$E^* = (RC + \text{アドオン}) - C_A$$

E\*は、信用リスク削減手法適用後エクスポート・エクスポート額（ただし、零を下回らない値とする。）

RCは、第五十七条の二第二項第一号に定める再構築コスト

アドオンは、同条第三項第一号に定めるグロスのアドオン

C<sub>A</sub>は、H<sub>e</sub>（適格金融資産担保に適用するボラテイル・調整率）及びH<sub>Fx</sub>（エクスポート・エクスポートと適格金融資産担保の通貨が異なる場合に適用するボラテイル・調整率）を適用した後の担保額

2 法的に有効な相対ネットティング契約が存在する場合は、前項のRCは第五十七条の二第二項第二号に定めるネット再構築コストとし、また、アドオンは同条第三項第二号に定めるネットのアドオンとする。

3 [略]

(間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出方法の特例)

第百十七条の二 標準的手法採用行が直接清算参加者として間接清算参加者の適格中央清算機関に対するトレード・エクスポージャーに係る清算取次ぎ等を行うことにより生ずる間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーについて、与信相当額の算出にカレント・エクスポージャー方式を用いている場合には、当該トレード・エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額は、次の算式により算出した額を当該信用リスク・アセットの額とみなすことができる。

$$RWA^* = RWA \times \sqrt{T_m/10}$$

RWA\*は、この条の規定の適用後の信用リスク・アセットの額

RWAは、第一節から前節までの規定により算出した当該トレード・

エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額

T<sub>m</sub>は、第五十七条の三第七項の規定により算出したリスクのワーゲン期間。この場合において、同項第一号の規定にかかわらず、日々の値洗いにより担保額が調整されるネットインゲ・セットに係るリスクのワーゲン期間は五営業日とすることができる。

(事業法人等向けエクスポージャー(EAD))

第百二十五条 [略]

3 [同上]

(間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出方法の特例)

第百十七条の二 標準的手法採用行が直接清算参加者として間接清算参加者の適格中央清算機関に対するトレード・エクスポージャーに係る清算取次ぎ等を行うことにより生ずる間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーについて、与信相当額の算出に第五十七条の四に定める期待エクスポージャー方式を用いていない場合には、当該トレード・エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額は、次の算式により算出した額を当該信用リスク・アセットの額とみなすことができる。

$$RWA^* = RWA \times \sqrt{T_m/10}$$

RWA\*は、この条の規定の適用後の信用リスク・アセットの額

RWAは、第一節から前節までの規定により算出した当該トレード・

エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額

T<sub>m</sub>は、第五十七条の四第七項の定めに従い算出したリスクのワーゲン期間。この場合において、同項第一号の規定にかかわらず、日々の値洗いにより担保額が調整されるネットインゲ・セットに係るリスクのワーゲン期間は五営業日とすることができる。

(事業法人等向けエクスポージャー(EAD))

第百二十五条 [同上]

「24 略」

5 第五十七条(第二項及び第三項を除く。)から第五十七条の三の六までの規定は、事業法人等向けエクスポージャーのEADについて準用する。この場合において、これらの規定中「標準的手法採用行」とあるのは「内部格付手法採用行」と、第五十七条第四項中「前三項」とあるのは「第一項」と読み替えるものとする。  
「項を削る。」

「24 同上」

5 第五十七条から第五十七条の四の六までの規定は、事業法人等向けエクスポージャーのEADについて準用する。この場合において、「標準的手法採用行」とあるのは「内部格付手法採用行」と読み替えるものとする。

6 内部格付手法採用行が直接清算参加者として間接清算参加者の適格中央清算機関向けトレード・エクスポージャーに係る清算取次ぎ等を行うことにより生ずる間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーのEADを算出する場合であつて、当該EADの算出に当たつて第五十七条の四に定める期待エクスポージャー方式を用いていないときには、前各項の規定により算出したEAD(当該エクスポージャーに係るものに限る。)に次の掛目を乗じた額を当該間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーのEADとする<sup>(1)</sup>とが加えられる。

$$\text{掛目} = \sqrt{\text{Tm}/10}$$

Tmは、第五十七条の四第七項の規定を準用して算出したリスクのマネージン期間。この場合において、同項第一号中「ネットインデグ・セット 二十営業日」とあり、及び「ネットインデグ・セット 十営業日」とあるのは、「ネットインデグ・セット 五営業日」と読み替えるものとする。

(マチュリテイ)

(マチュリテイ)

第三百三十六条 「略」

〔2・5 略〕

6 内部格付手法採用行が事業法人等向けエクスポージャーのEADについて第五十七条の三から第五十七条の三の六までの規定を準用する場合には、事業法人等向けエクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算式に用いるマチュリティは、第一号に掲げる算式により算出された実効マチュリティとし、同号に掲げる罫返<sup>①</sup>は第二号に掲げる算式により算出された額とする。ただし、実効マチュリティが一年に満たない場合には一年とし、五年を超える場合には五年とする。

〔一・二 略〕

〔7・8 略〕

(リテール向けエクスポージャーのEAD)

第四百四十三条 「略」

〔2・4 略〕

5 第五十七条(第二項及び第三項を除く。)から第五十七条の三の六までの規定は、リテール向けエクスポージャーのEADについて準用する。この場合において、これらの規定中「標準的手法採用行」とあるのは「内部格付手法採用行」と、第五十七条第四項中「前三項」とあるのは「第一項」と読み替えるものとする。

〔項を削る。〕

第三百三十六条 「同上」

〔2・5 同上〕

6 内部格付手法採用行が事業法人等向けエクスポージャーのEADについて第五十七条の四から第五十七条の四の六までの規定を準用する場合には、事業法人等向けエクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算式に用いるマチュリティは、第一号に掲げる算式により算出された実効マチュリティとし、同号に掲げる罫返<sup>①</sup>は第二号に掲げる算式により算出された額とする。ただし、実効マチュリティが一年に満たない場合には一年とし、五年を超える場合には五年とする。

〔一・二 同上〕

〔7・8 同上〕

(リテール向けエクスポージャーのEAD)

第四百四十三条 「同上」

〔2・4 同上〕

5 第五十七条から第五十七条の四の六までの規定は、リテール向けエクスポージャーのEADについて準用する。この場合において、「標準的手法採用行」とあるのは「内部格付手法採用行」と読み替えるものとする。

6

第三百三十五条第六項の規定は、リテール向けエクスポージャーであって、内部格付手法採用行が直接清算参加者として間接清算参加

者の適格中央清算機関向けトレード・エクスポージャーに係る清算  
取次ぎ等を行うことにより生ずる間接清算参加者に対するトレード  
・エクスポージャーのEADを算出する場合について準用する。

(エクスポージャーの厚さ(三))

第二百三十八条 「略」

2 エクスポージャーの厚さを計算するに当たって、金利スワップ又は通貨スワップから生じるエクスポージャーの計算においては第五十七条(第二項及び第三項を除く。)から第五十七条の三の六までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「標準的手法採用行」とあるのは「内部格付手法採用行」と、第五十七条第四項中「前三項」とあるのは「第一項」と読み替えるものとする。

(CVAリスク相当額の算出)

第二百四十八条の二 「略」

2 前項の規定にかかわらず、銀行持株会社が債券等(第二百五十九条に規定する債券等をいう。以下この章において同じ。)に係る個別リスクの算出について第二百五十条の承認を受けており、かつ、第五十七条の三第一項(第百三十五条第五項又は第百四十三条第五項において準用する場合を含む。)の承認を受けている場合には、第三節に定める先進的リスク測定方式を用いて、次の各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引に係るCVAリスク相当額を算出しなければならない。

(エクスポージャーの厚さ(三))

第二百三十八条 「同上」

2 エクスポージャーの厚さを計算するに当たって、金利スワップ又は通貨スワップから生じるエクスポージャーの計算においては第五十七条から第五十七条の四の六までの規定を準用する。この場合において、「標準的手法採用行」とあるのは「内部格付手法採用行」と読み替えるものとする。

(CVAリスク相当額の算出)

第二百四十八条の二 「同上」

2 前項の規定にかかわらず、銀行持株会社が債券等(第二百五十九条に規定する債券等をいう。以下この章において同じ。)に係る個別リスクの算出について第二百五十条の承認を受けており、かつ、第五十七条の四第一項(第百三十五条第五項又は第百四十三条第五項において準用する場合を含む。)の承認を受けている場合には、第三節に定める先進的リスク測定方式を用いて、次の各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引に係るCVAリスク相当額を算出しなければならない。

「一〇三 略」

3 第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる銀行持株会社のいずれにも該当しない国内基準行にあつては、第四節に定める簡便的リスク測定方式を用いて、同項各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引に係るCVAリスク相当額を算出することができる。

「一〇三 略」

四 期待エクスポージャー方式の使用について第五十七条の三第一項(第三百三十五条第五項又は第四百四十三条第五項において準用する場合を含む。)の承認を受けた銀行持株会社

4 「略」

(標準的リスク測定方式によるCVAリスク相当額)

第二百四十八条の三 「略」

「2・3 略」

4 第一項のEAD<sub>total</sub>は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める取引相手方<sup>二</sup>に係るネットテイング・セットごとに算出した額とする。

一 SA-CCRを用いる場合 第五十七条の二第一項に規定する与信相当額の割引現在価値

「号を削る。」

「一〇三 同上」

3 第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる銀行持株会社のいずれにも該当しない国内基準行にあつては、第四節に定める簡便的リスク測定方式を用いて、同項各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引に係るCVAリスク相当額を算出することができる。

「一〇三 同上」

四 期待エクスポージャー方式の使用について第五十七条の四第一項(第三百三十五条第五項又は第四百四十三条第五項において準用する場合を含む。)の承認を受けた銀行持株会社

4 「同上」

(標準的リスク測定方式によるCVAリスク相当額)

第二百四十八条の三 「同上」

「2・3 同上」

4 第一項のEAD<sub>total</sub>は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める取引相手方<sup>二</sup>に係るネットテイング・セットごとに算出した額とする。

一 カレント・エクスポージャー方式を用いる場合 第四章第五節第三款に規定する包括的手法を使用する場合の信用リスク削減手法を適用した後のエクスポージャーの額の割引現在価値

二 標準方式を用いる場合 第五十七条の三に規定する与信相当額の割引現在価値

<p>二 期待エクスポージャー方式を用いる場合 第五十七条の三第二項に規定する与信相当額</p> <p>三 カレント・エクスポージャー方式を用いる場合 第四章第五節第三款に規定する包括的手法を使用する場合の信用リスク削減手法を適用した後のエクスポージャーの額の割引現在価値</p> <p>5 第一項並びに前項第一号及び第三号の割引現在価値は、次に掲げる算式により算出するものとする。</p> $\text{(割引現在価値)} = (\text{想定元本額又は与信相当額}) \times (1 - \text{EXP}(-0.05 \times M_i)) / (0.05 \times M_i)$ <p><math>M_i</math>は、対応する<math>M_i</math>、<math>M_i^{\text{holder}}</math>又は<math>M_i^{\text{ind}}</math></p> <p>6 [略]</p> <p>7 第四項第三号に掲げる場合において、第一項の<math>EAD_i^{\text{total}}</math>（直接清算参加者として間接清算参加者の適格中央清算機関向けトレード・エクスポージャーに係る清算取次ぎ等を行うことにより生ずる間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーに係るものに限る。）を算出する場合には、同号に定める額に次の掛目を乗じた額を、当該ネットイング・セットの<math>EAD_i^{\text{total}}</math>とすることができる。</p> $\text{掛目} = \sqrt{(T_m/10)}$ <p><math>T_m</math>は、第五十七条の三第七項の規定を準用して算出したリスクのナージブ期間。この場合において、同項中「前項」とあるのは「第二百四十八条の三第七項」と、同項第一号中「ネットイング・セット」二十営業日」とあり、及び「ネットイング・セット」十営業日」とあるのは、「ネットイング・セット 五営業日」と読み</p>	<p>三 期待エクスポージャー方式を用いる場合 第五十七条の四第二項に規定する与信相当額</p> <p>「号を加える。」</p> <p>5 第一項並びに前項第一号及び第二号の割引現在価値は、次に掲げる算式により算出するものとする。</p> $\text{(割引現在価値)} = (\text{想定元本額又は与信相当額}) \times (1 - \text{EXP}(-0.05 \times M_i)) / (0.05 \times M_i)$ <p><math>M_i</math>は、対応する<math>M_i</math>、<math>M_i^{\text{holder}}</math>又は<math>M_i^{\text{ind}}</math></p> <p>6 [同上]</p> <p>7 第四項第一号又は第二号に掲げる場合において、第一項の<math>EAD_i^{\text{total}}</math>（直接清算参加者として間接清算参加者の適格中央清算機関向けトレード・エクスポージャーに係る清算取次ぎ等を行うことにより生ずる間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーに係るものに限る。）を算出する場合には、第四項第一号又は第二号に定める額に次の掛目を乗じた額を、当該ネットイング・セットの<math>EAD_i^{\text{total}}</math>とすることができる。</p> $\text{掛目} = \sqrt{(T_m/10)}$ <p><math>T_m</math>は、第五十七条の四第七項の規定を準用して算出したリスクのナージブ期間。この場合において、同項第一号中「ネットイング・セット」二十営業日」とあり、及び「ネットイング・セット」十営業日」とあるのは、「ネットイング・セット 五営業日」と読み</p>
--	---

替えるものとする。

(先進的リスク測定方式によるCVAリスク相当額)

第二百四十八条の四 [略]

[2~4 略]

[項を削る。]

み替えるものとする。

(先進的リスク測定方式によるCVAリスク相当額)

第二百四十八条の四 [同上]

[2~4 同上]

5|| 前項の規定にかかわらず、第五十七条の四第六項(第三百三十五条第五項又は第四百三十三条第五項において準用する場合を含む。)に規定する方法を使用する場合には、ネットイング・セットにおける最も長いマチュリティの二分の一に相当する期間又は当該ネットイング・セットに含まれる全ての派生商品取引に係る想定元本額の名目額により加重平均したマチュリティのいずれか大きい期間をとり、当該ネットイング・セットの満登回を回としなければならない。

6|| [同上]

7|| [同上]

(適用除外)

第二百四十八条の五 [略]

2 第二百四十八条の二第二項に規定する場合において、期待エクスポージャー方式を用いないで与信相当額を算出する特定のポートフォリオに含まれる派生商品取引については、あらかじめ金融庁長官に届け出た場合限り、当該派生商品取引に係るCVAリスク相当額を前節に定める標準的リスク測定方式を用いて算出することができる。

(適用除外)

第二百四十八条の五 [同上]

2 カレント・エクスポージャー方式又は標準方式を用いて与信相当額を算出する特定のポートフォリオに含まれる派生商品取引については、あらかじめ金融庁長官に届け出た場合限り、当該派生商品取引に係るCVAリスク相当額を前節に定める標準的リスク測定方式を用いて算出することができる。



きる。

(中央清算機関に対するトレード・エクスポージャー及び直接清算参加者向けトレード・エクスポージャーの信用リスク・アセット)

第二百四十八条の七 第四章(第五十七条の二第四項第二号及び第三号を除く。)の規定は、中央清算機関に対するトレード・エクスポージャー及び直接清算参加者向けトレード・エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出について準用する。この場合において、同章(第五十七条第二項及び第三項を除く。)の規定中「標準的手法採用行」とあるのは「銀行持株会社」と読み替えるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるトレード・エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出する場合における当該トレード・エクスポージャーのリスク・ウェイトは、二パーセントとする。

(中央清算機関に対するトレード・エクスポージャー及び直接清算参加者向けトレード・エクスポージャーの信用リスク・アセット)

第二百四十八条の七 第四章の規定は、中央清算機関に対するトレード・エクスポージャー及び直接清算参加者向けトレード・エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出について準用する。この場合において、「標準的手法採用行」とあるのは「銀行持株会社」と読み替えるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるトレード・エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出する場合、当該トレード・エクスポージャーのリスク・ウェイトは、二パーセントとする。また、次の各号に掲げるトレード・エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出について前項の規定に基づき第四章の規定を準用する場合において、第五十七条の四第七項第一号中「イからニまで」とあるのは「イ、ロ又はニ」と、同号イ中「ロ又はハ」とあるのは「ロ」と、同号ニ中「イからハまで」とあるのは「イ又はロ」と、第七十八条第二項第一号ニ中「流動性の低い担保又は再構築の困難な派生商品取引を含むネットティング・セット及び算出基準日を含む四半期の一期前の四半期内のいずれかの時点で取引件数が五千件を超えたネットティング・セット」とあるのは「流動性の低い

「一・二 略」

3|| 第一項の規定により第四章の規定を準用する場合（S A I C C Rを用いる場合に限る。）において、適格中央清算機関が支払不能となり、当該適格中央清算機関から変動証拠金として受け入れることが予定されている担保に対する損失の発生を防ぐための方策が講じられていないときは、リスクのマージン期間は、ネットینگ・セットに含まれる取引の≒のうち最も長い営業日数（十営業日を下回る場合には、十営業日とする。）と一年間の営業日数のうちいずれか短い営業日数とする。

4|| 第一項の規定により第四章の規定を準用する場合において、期待エクスポージャー方式を用いるときは、第五十七条の三第七項第一号中「イからニまで」とあるのは「イ、ロ又はニ」と、同号イ中「ロ又はハ」とあるのは「ロ」と、同号ニ中「イからハまで」とあるのは「イ又はロ」と読み替えるものとする。ただし、当該適格中央清算機関が支払不能となった場合において、当該適格中央清算機関から変動証拠金として受け入れることが予定されている担保に対する損失の発生を防ぐための方策が講じられていないときは、リスクのマージン期間は、ネットینگ・セットに含まれる取引の残存期間のうち最も長い営業日数（十営業日を下回る場合には、十営業日とする。）と一年間の営業日数のうちいずれか短い営業日数とする。

担保又は再構築の困難な派生商品取引を含むネットینگ・セット」と読み替えるものとする。

「一・二 同上」

3|| 第一項の規定にかかわらず、直接清算参加者向けトレード・エクスポージャー（銀行持株会社が間接清算参加者である場合において、直接清算参加者及び他の間接清算参加者が共に債務不履行又は支払不能となった場合に、銀行持株会社への損失の発生を防ぐための方策を適格中央清算機関又は直接清算参加者が講じていない場合に限る。）の信用リスク・アセットの額を算出する場合、当該直接清算参加者向けトレード・エクスポージャーのリスク・ウェイトは、四パーセントとする。

「項を加える。」

5|| 第一項の規定により第四章の規定を準用する場合において、第七

十八条第二項第一号ニ中「流動性の低い担保又は再構築の困難な派  
生商品取引を含むネットティング・セット及び算出基準日を含む四半  
期の一期前の四半期内のいずれかの時点で取引件数が五千件を超え  
たネットティング・セット」とあるのは「流動性の低い担保又は再構  
築の困難な派生商品取引を含むネットティング・セット」と読み替え  
るものとする。この場合において、当該適格中央清算機関が支払不  
能となった際に当該適格中央清算機関から変動証拠金として受け入  
れることが予定されている担保に対する損失の発生を防ぐための方  
策が講じられていないときは、最低保有期間は、ネットティング・セ  
ットに含まれる取引の残存期間のうちの最も長い営業日数（十営業  
日を下回る場合には、十営業日とする。）と一年間の営業日数のう  
ちいずれか短い営業日数とする。

6|| 第一項の規定にかかわらず、直接清算参加者向けトレード・エク  
スポージャー（銀行持株会社が間接清算参加者である場合において  
、直接清算参加者及び他の間接清算参加者がともに債務不履行又は  
支払不能となった際に銀行持株会社への損失の発生を防ぐための方  
策を適格中央清算機関又は直接清算参加者が講じていないときに限  
る。）の信用リスク・アセットの額を算出する場合における当該直  
接清算参加者向けトレード・エクスポージャーのリスク・ウエイト  
は、四パーセントとする。

（適格中央清算機関に係る清算基金の信用リスク・アセット）

「項を加える。」

「項を加える。」

（適格中央清算機関に係る清算基金の信用リスク・アセット）

第二百四十八条の八 適格中央清算機関に係る清算基金の信用リスク

・アセットの額は、次の算式により算出した所要自己資本額 ( $K_{CM}^*$ ) に十二・五を乗じて算出する。

一 所要自己資本額 ( $K_{CM}^*$ ) は、次の算式を用いて算出する。

$$K_{CMi} = \max \left( K_{CCP} \times \left( \frac{DF_i^{pref}}{DF_{CCP} + DF_{CM}^{pref}} \right), 0.08 \times 0.02 \times DF_i^{pref} \right)$$

$$K_{CCP} = \sum_i EAD_i \times 0.2 \times 0.08$$

$DF_i^{pref}$  は、当該適格中央清算機関に直接清算参加者  $i$  が拠出した清算基金の額

$DF_{CCP}$  は、当該適格中央清算機関が有する資本その他これに類するものであって、直接清算参加者の債務不履行により当該適格中央清算機関に生ずる損失を清算基金（債務不履行参加者の清算基金を除く。）と同時に又は当該清算基金に先立ち負担するものの額

$DF_{CM}^{pref}$  は、当該適格中央清算機関に直接清算参加者が拠出した清算基金の額の合計

$EAD_i$  は、当該適格中央清算機関が有する直接清算参加者  $i$  に対するトレード・エクスポージャーの額

二 前項の  $EAD_i$  は、次のイ又はロに掲げる取引の区分に応じ、当該イ又はロに定める額とする。

イ 派生商品取引 S A C C R を用いて算出した額。ただし、受け入れ担保の額には直接清算参加者が拠出した清算基金の額

第二百四十八条の八 適格中央清算機関に係る清算基金の信用リスク

・アセットの額は、次の各号に掲げるいずれかの手法を用いて算出する。

一 リスク・センシティブ手法

二 簡便的手法

2 前項第一号に掲げる「リスク・センシティブ手法」とは、第一号に掲げる算式により算出した所要自己資本額 ( $K_{CM}^*$ ) に十二・五を乗じて信用リスク・アセットの額を算出する手法をいう。

一 所要自己資本額 ( $K_{CM}^*$ ) は次の算式を用いて算出する。

$$K_{CM}^* = \left( 1 + \frac{A_{Net,1} + A_{Net,2}}{\sum_i A_{Net,i}} \cdot \frac{N}{N-2} \right) \cdot \frac{DF}{DF_{CM}} \cdot K_{CM}^*$$

$$K_{CM}^* = \begin{cases} 100\% \cdot 1.2 \cdot (K_{CCP} - DF') + 100\% \cdot DF_{CM}' & \text{if } DF' < K_{CCP} \quad \text{(i)} \\ 100\% \cdot (K_{CCP} - DF_{CCP}') + c_1 \cdot (DF' - K_{CCP}) & \text{if } DF_{CCP}' < K_{CCP} \leq DF' \quad \text{(ii)} \\ c_1 \cdot DF_{CM}' & \text{if } K_{CCP} \leq DF_{CCP}' \quad \text{(iii)} \end{cases}$$

$$K_{CCP} = \sum_i \max(EBRM_i - IM_i - DF_{i,0}) \cdot 20\% \cdot 8\%$$

$$DF_{CM}' = \sum_i DF_i$$

$$DF_{CM}' = DF_{CM}' - 2 \cdot DF_{CM}' / N$$

$$DF' = DF_{CCP}' + DF_{CM}'$$

$$c_1 = \max \left\{ \frac{1.6\%}{(DF' / K_{CCP})^{0.3}}; 0.16\% \right\}$$

$K_{CM}^*$  は、当該適格中央清算機関に係るみなし所要自己資本額（第八号及び第九号において同じ。）

を合算した後のリスクリーン期間は十営業日とする。

ロ レポ形式の取引 次の算式により算出した額

$$EAD_i = \max(EBRM_i - IM_i - DF_i, 0)$$

EBRM<sub>i</sub>は、当該適格中央清算機関が有する直接清算参加者iに対するエクスプोजチャーの額に当該直接清算参加者が拠出した当初証拠金の額を加えた額（第八十二条の信用リスク削減手法適用後の額とする。）

IM<sub>i</sub>は、直接清算参加者iが拠出した当初証拠金の額

DF<sub>i</sub>は、直接清算参加者iが拠出した清算基金の額

三 前号ロの規定により所要自己資本額(K<sub>cal</sub>)を算出する場合においては、第七十八条第二項第一号ニの規定にかかわらず、算出基準日を含む四半期の一期前の四半期内のいずれかの時点で取引件数が五千件を超えたネットインク・セットに係る最低保有期間を二十営業日とすることを要しない。

四 第一号に規定する算式におけるトレード・エクスプोजチャーに係る当初証拠金が、派生商品取引とレポ形式の取引の双方を対象としているときは、当該派生商品取引に係る当初証拠金及び当該レポ形式の取引に係る当初証拠金の額は、第二号イに定める額（担保を授受していないと仮定した場合における額とする。）と同号ロに定める額との割合に応じた額とする。

五 当該適格中央清算機関において、清算基金が一定の区分ごとに分別管理されている場合には、第一号の所要自己資本額は、当該区分ごとに算出する。この場合において、DF<sub>cop</sub>が当該区分ごとに

Nは、当該適格中央清算機関に係る直接清算参加者の数（第八号及び第九号において同じ。）

DF<sub>i</sub>は、当該適格中央清算機関に銀行持株会社が拠出した清算基金の額

DF<sub>cop</sub>は、当該適格中央清算機関が有する資本その他これに類するものであって、直接清算参加者の債務不履行により中央清算機関に生ずる損失を清算基金（債務不履行参加者の清算基金を除く。）に先立ち負担するものの額

EBRM<sub>i</sub>は、当該適格中央清算機関が有する直接清算参加者iに対するエクスプोजチャーの額に当該直接清算参加者が拠出した当初証拠金の額を加えた額

IM<sub>i</sub>は、直接清算参加者iが拠出した当初証拠金（第九号において同じ。）

DF<sub>i</sub>は、直接清算参加者iが拠出した清算基金

A<sub>net, i</sub>は、直接清算参加者iに対するEBRM<sub>i</sub>の額（第八号及び第九号において同じ。）

A<sub>net, 1</sub>は、当該適格中央清算機関が有する各直接清算参加者に対するエクスプोजチャーの額のうち最大の額（第八号及び第九号において同じ。）

A<sub>net, 2</sub>は、当該適格中央清算機関が有する各直接清算参加者に対するエクスプोजチャーの額のうち二番目に大きい額（第八号及び第九号において同じ。）

Σ<sub>i</sub>A<sub>net, i</sub>は、当該適格中央清算機関が有する各直接清算参加者に

分別管理されていないときは、当該区分ごとのDF<sub>cap</sub>は、ΣEADIの額の割合に応じた額とする。

六 第二号の規定にかかわらず、直接清算参加者が自己の勘定と間接清算参加者ごとの勘定（複数の間接清算参加者の勘定を一括して管理している場合にあつては、一括して管理しているそれぞれ勘定をいう。以下この号及び次号において同じ。）を分別管理している場合には、当該自己の勘定のトレード・エクスポージャーの額及び当該間接清算参加者ごとの勘定のトレード・エクスポージャーの額の合計額をEADIとする。

七 前号の場合において、直接清算参加者が拠出した清算基金が、当該直接清算参加者の自己の勘定と間接清算参加者ごとの勘定の別に分けられていないときには、当該自己の勘定に係る当初証拠金の額と当該間接清算参加者ごとの勘定に係る当初証拠金との額の割合に応じて、当該清算基金を配分することとする。

2 | 前条及び前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額（以下この項において単に「合計額」という。）と、適格中央清算機関が適格中央清算機関以外の中央清算機関となつたと仮定した場合における次の各号に掲げる額の合計額（以下この項において「仮定した合計額」という。）を比較し、合計額が仮定した合計額を上回る場合には、当該仮定した合計額を当該適格中央清算機関に対するトレード・エクスポージャー及び当該適格中央清算機関に係る清算基金の信用リスク・アセットの額の合計額とする。

一 当該適格中央清算機関に対するトレード・エクスポージャーの

おけるエクスポージャーの額の合計額（第八号及び第九号に於ける同じ。）

二 前号におけるエクスポージャーの額は、第八十二条及び第九十一条の信用リスク削減手法適用後エクスポージャー額とする。

三 前号の場合において、派生商品取引に係る信用リスク削減手法適用後エクスポージャー額の計算については、第五十七条の二のカレント・エクスポージャー方式を用いる。

四 前号の場合において、第五十七条の二第三項第二号のネットのアドオンについては、次の算式を用いる。

$$\text{ネットのアドオン} = 0.15 \times \text{グロスのアドオン}$$

$$+ 0.85 \times \frac{\text{ネットの繰上りコスト}}{\text{グロスのアドオン}}$$

五 第三号の場合において、第五十七条の二第三項第一号に規定するグロスのアドオンの計算に当たり、オプションについては、第五十七条の三第一項第二号イ及びロに規定するリスク・ポジションの額とする。

六 第二号の場合において、第七十八条第二項第一号ニ（第八十五条第五項において適用する場合を含む。）の定めにかかわらず、算出基準日を含む四半期の一期前の四半期内のいずれかの時点で取引件数が五千件を超えたネットینگ・セットに係る最低保有期間を二十営業日とすることを要しない。

七 当該適格中央清算機関において、清算基金が一定の区分ごとに分別管理されている場合は、第一号の所要自己資本額は当該区分

信用リスク・アセットの額

二 当該適格中央清算機関に係る清算基金の信用リスク・アセットの額

つとに算出することを要する。この場合において、 $DF_{out,i}$ が当該区分ごとに分別管理されていないときは、当該区分ごとの $DF_{out,i}$ は $A_{Net,i}$ の額の割合に応じた額とする。

八 第一号において、各直接清算参加者が拠出した清算基金の額の合計額 ( $DF_{out}$ ) が零を上回らない場合は、次の算式を用いて所要自己資本額 ( $K_{CM}$ ) を算出することを要する。

$$K_{CM} = \left( 1 + \frac{A_{Net,1} + A_{Net,2}}{\sum_i A_{Net,i}} \cdot \frac{N}{N-2} \right) \cdot \frac{DF_{out}^*}{\sum_i DF_i^*} \cdot K_{CM}^*$$

$DF_{out}^*$ は、当該適格中央清算機関に対する銀行持株会社の未拠出の清算基金の額

$DF_i^*$ は、直接清算参加者*i*の未拠出の清算基金の額

九 前号において、各直接清算参加者の未拠出の清算基金の額の合計額が零を上回らない場合は、次の算式を用いて所要自己資本額 ( $K_{CM}$ ) を算出することを要する。

$$K_{CM} = \left( 1 + \frac{A_{Net,1} + A_{Net,2}}{\sum_i A_{Net,i}} \cdot \frac{N}{N-2} \right) \cdot \frac{IM}{\sum_i IM_i} \cdot K_{CM}^*$$

$IM$ は、当該適格中央清算機関に銀行持株会社が拠出した当初証拠金の額

3 第一項第二号に掲げる「簡便的手法」とは、次の算式により信用リスク・アセットの額を算出する手法をいう。この場合において、当該適格中央清算機関に対するトレード・エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出することを要しない。

$$\text{Min}\{2\% \cdot TE + 1250\% \cdot DF, 20\% \cdot TE\}$$

	<p>TEは、当該適格中央清算機関に対するトレード・エクスポージャーの額</p> <p>DFは、当該適格中央清算機関に銀行持株会社が拠出した清算基金の額</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	



○ 信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第二十一号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>「第一章～第五章 略」</p> <p>第六章 信用リスクの標準的手法</p> <p>「第一節～第三節 略」</p> <p>第四節 派生商品取引及び長期決済期間取引（第七十三条―第七十六条）</p> <p>「第五節～第七節 略」</p> <p>「第七章～第十一章 略」</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p>	<p>目次</p> <p>「第一章～第五章 同上」</p> <p>第六章 信用リスクの標準的手法</p> <p>「第一節～第三節 同上」</p> <p>第四節 派生商品取引及び長期決済期間取引（第七十三条―第七十六条の六）</p> <p>「第五節～第七節 同上」</p> <p>「第七章～第十一章 同上」</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p>

「一〇七の二 略」

七の三 適格中央清算機関 信用金庫又は信用金庫連合会が第二百七十条の九第一項に定めるところにより信用リスク・アセットの額を算出するに当たつて必要な情報を信用金庫又は信用金庫連合会に提供している者であつて、次に掲げる者をいう。

「イ〜ハ 略」

「八〇三十四 略」

三十五 ソブリン向けエクスポージャー 次に掲げるエクスポージャーをいう。

「イ〜ハ 略」

ト 国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、国際開発協会、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行、米州開発銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、北欧投資銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行、予防接種のための国際金融ファシリテイ、欧州評議会開発銀行及びアジアインフラ投資銀行向けエクスポージャー

「チ・リ 略」

「三十六・三十六の二 略」

三十六の三 トレード・エクスポージャー 派生商品取引、レポ形式の取引及び長期決済期間取引（第七十三条第四項に規定する長期決済期間取引をいう。第四十二条第一項第一号及び第七十二条第一項において同じ。）並びにこれらに関する担保の提供により生ずるエクスポージャーをいう。

「一〇七の二 同上」

七の三 適格中央清算機関 信用金庫又は信用金庫連合会が第二百七十条の九第二項に定める手法により信用リスク・アセットの額を算出するに当たつて必要な情報を信用金庫又は信用金庫連合会に提供している者であつて、次に掲げる者をいう。

「イ〜ハ 同上」

「八〇三十四 同上」

三十五 ソブリン向けエクスポージャー 次に掲げるエクスポージャーをいう。

「イ〜ハ 同上」

ト 国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行、米州開発銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、北欧投資銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行、予防接種のための国際金融ファシリテイ及び欧州評議会開発銀行向けエクスポージャー

「チ・リ 同上」

「三十六・三十六の二 同上」

三十六の三 トレード・エクスポージャー 派生商品取引及びレポ形式の取引並びにこれらに関する担保の差入れにより生ずるエクスポージャーをいう。

「三十六の四〇八十一 略」

(連結の範囲)

第三条 「略」

2 前項の規定にかかわらず、信用金庫連合会が法第五十四条の二十  
三第一項第四号、第四号の二又は第八号に掲げる会社及びこれらの  
子法人等(以下「保険会社等」という。)を子法人等としている場  
合における当該子法人等(次条第二項第一号イ(1)、第二十条第二項  
及び第二十二条第二項第一号イ(1)において「保険子法人等」とい  
う。)については、連結の範囲に含めないものとする。

(国際開発銀行向けエクスポージャー)

第五十四条 「略」

2 前項の規定にかかわらず、国際復興開発銀行、国際金融公社、多  
数国間投資保証機関、国際開発協会、アジア開発銀行、アフリカ開  
発銀行、欧州復興開発銀行、米州開発銀行、欧州投資銀行、欧州投  
資基金、北欧投資銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行、予防  
接種のための国際金融ファシリテイ、欧州評議会開発銀行及びアジ  
アインフラ投資銀行向けエクスポージャーのリスク・ウェイトは、  
零パーセントとする。

(オフ・バランス取引の与信相当額)

第七十二条 標準的手法採用金庫が次の表の中欄に掲げるオフ・バラ

「三十六の四〇八十一 同上」

(連結の範囲)

第三条 「同上」

2 前項の規定にかかわらず、信用金庫連合会が法第五十四条の二十  
三第一項第四号、第四号の二又は第八号に掲げる会社(以下「保険  
会社等」という。)を子法人等としている場合における当該子法人  
等(次条第二項第一号イ(1)、第二十条第二項及び第二十二条第二項  
第一号イ(1)において「保険子法人等」という。)については、連結  
の範囲に含めないものとする。

(国際開発銀行向けエクスポージャー)

第五十四条 「同上」

2 前項の規定にかかわらず、国際復興開発銀行、国際金融公社、多  
数国間投資保証機関、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復  
興開発銀行、米州開発銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、北欧投  
資銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行、予防接種のための国  
際金融ファシリテイ及び欧州評議会開発銀行向けエクスポージャー  
のリスク・ウェイトは、零パーセントとする。

(オフ・バランス取引の与信相当額)

第七十二条 標準的手法採用金庫が次の表の中欄に掲げるオフ・バラ

ンス取引を行う場合、当該取引の相手方に対する信用リスクに係る  
与信相当額は、当該取引に係る想定元本額（見かけの額ではなく、  
その取引の経済効果を反映した額であることを要する。以下同じ。  
）に次の表の上欄に掲げる掛目を乗じて得た額とする。

百	七 信用供与に直接的に 代替する偶発債務	信用供与に直接的に代替する偶発債務とは、一般的な債務の保証、手形の引受け（手形の引受けの性格を持つ裏書を含む。 ）及び元本補填信託契約等をいう。	掛目 (パーセント)	オフ・バランス取引の種類	備考
			「略」		
			八 有価証券の貸付、現金若しくは有価証券に		

ンス取引を行う場合、当該取引の相手方に対する信用リスクに係る  
与信相当額は、当該取引に係る想定元本額（見かけの額ではなく、  
その取引の経済効果を反映した額であることを要する。以下同じ。  
）に次の表の上欄に掲げる掛目を乗じて得た額とする。

百	七 信用供与に直接的に 代替する偶発債務	信用供与に直接的に代替する偶発債務とは、一般的な債務の保証、手形の引受け（手形の引受けの性格を持つ裏書を含む。 ）及び元本補てん信託契約等をいう。	掛目 (パーセント)	オフ・バランス取引の種類	備考
			「同上」		
			八 有価証券の貸付、現金若しくは有価証券に		

---

---

よる担保の提供（S A  
I C C R（第七十四条  
に定めるところにより  
与信相当額を算出する  
ことをいう。以下同じ  
。）を用いて派生商品  
取引若しくは長期決済  
期間取引に係る与信相  
当額を算出し、又は期  
待エクスポージャー方  
式（第七十五条に定め  
るところにより与信相  
当額を算出すること  
をいう。以下同じ。）を  
用いて派生商品取引、  
長期決済期間取引若し  
くはレポ形式の取引若  
しくは信用取引その他  
これに類する海外の取  
引に係る与信相当額を  
算出する場合において  
、これらの取引におけ  
る担保の提供で与信相

---

---

---

---

よる担保の提供又は有  
価証券の買戻条件付売  
却若しくは売戻条件付  
購入

---

---

当額が算出されるものを除く。)又は有価証券の買戻条件付売却若しくは売戻条件付購入

2 「(注1)・(注2) 略」

2 「略」

(与信相当額の算出)

第七十三条 先渡、スワップ、オプションその他の派生商品取引(次項及び第三項において「派生商品取引」という。)の与信相当額は、次条から第七十五条の六までに定めるところによりS A I C C R又は期待エクスポージャー方式を用いて算出する。ただし、原契約期間が五営業日以内の外国為替関連取引については、与信相当額の算出対象から除くことができる。

2 前項の規定にかかわらず、標準的手法採用金庫は、次の各号に掲げる信用金庫又は信用金庫連合会のいずれにも該当しない場合にあつては、カレント・エクスポージャー方式(第七十六条に定めるところにより与信相当額を算出することをいう。以下同じ。)を用いて、派生商品取引の与信相当額を算出することができる。この場合において、当該標準的手法採用金庫は、全ての派生商品取引について、S A I C C Rを用いることができない。

一 内部モデル方式採用金庫

2 「(注1)・(注2) 同上」

2 「同上」

(与信相当額の算出)

第七十三条 先渡、スワップ、オプションその他の派生商品取引の与信相当額は、次条から第七十六条の六までに定めるところによりカレント・エクスポージャー方式、標準方式又は期待エクスポージャー方式を用いて算出する。ただし、原契約期間が五営業日以内の外国為替関連取引については、与信相当額の算出対象から除くことができる。

「項を加える。」

二 先進的計測手法採用金庫

三 第七十五条第一項の承認を受けた信用金庫又は信用金庫連合会

3|| 前項の規定にかかわらず、標準的手法採用金庫は、前項各号に掲げる信用金庫又は信用金庫連合会のいずれにも該当しない場合において、直近の算出基準日においてS A I C C Rを用いて派生商品取引の与信相当額を算出しているときは、あらかじめ、やむを得ない理由によりその使用を継続することができない旨を金融庁長官に届け出たとき又は第七十五条第一項の承認を受けたときを除き、これを継続して用いるものとする。

4|| 前3項の規定は、長期決済期間取引（有価証券等及びその対価の受渡し又は決済を行う取引（派生商品取引に該当するものを除く。）であつて、約定日から受渡し又は決済の期日までの期間が五営業日又は市場慣行による期間を超えることが約定され、かつ、次の各号に掲げるものに該当する場合において、当該各号に定める要件を満たすものをいう。以下同じ。）の与信相当額の算出について準用する。この場合において、標準的手法採用金庫は、派生商品取引と長期決済期間取引について異なる方式を用いることができる。

「一・二 略」

5|| 標準的手法採用金庫が第七十五条から第七十五条の六までに定めるところにより期待エクスポージャー方式を用いる場合には、レポ形式の取引及び信用取引その他これに類する海外の取引についても期待エクスポージャー方式を用いて与信相当額を算出することができる。

「項を加える。」

2|| 前項の規定は、長期決済期間取引（有価証券等及びその対価の受渡し又は決済を行う取引（派生商品取引に該当するものを除く。）であつて、約定日から受渡し又は決済の期日までの期間が五営業日又は市場慣行による期間を超えることが約定され、かつ、次の各号に掲げるものに該当する場合において、当該各号に定める要件を満たすものをいう。以下同じ。）の与信相当額の算出について準用する。この場合において、標準的手法採用金庫は、派生商品取引と長期決済期間取引について異なる方式を用いることができる。

「一・二 同上」

3|| 標準的手法採用金庫が第七十六条から第七十六条の六までに定めるところにより期待エクスポージャー方式を用いる場合には、レポ形式の取引及び信用取引その他これに類する海外の取引についても期待エクスポージャー方式を用いて与信相当額を算出することができる。

6|| 標準的手法採用金庫は、次の各号に定める場合には、クレジット・デリバティブについてこの条から第七十六条までの規定により与信相当額を算出することを要しない。

「一・二 略」

7|| 標準的手法採用金庫は、この節における与信相当額の算出に当たっては、CVAの影響を勘案しないものとする。

8|| 「略」

(SAICCR)

第七十四条 標準的手法採用金庫がSAICCRを用いる場合には、ネットイング・セット（法的に有効な相対ネットイング契約下にある取引にあつては当該取引の集合をいい、それ以外の取引にあつては個別取引をいう。以下同じ。）ごとに、次の算式により与信相当額を算出する。ただし、ネットイング・セット（法的に有効な相対ネットイング契約下にある取引の集合に限る。）において、複数のマージン・アグリメント（取引相手方に係るエクスポージャーの額が指定された額を超えたときに、当該取引相手方に対して担保の提供を求めることができる旨の契約をいう。以下この条並びに次条第五項及び第十一項において同じ。）が締結されている場合には、個々の当該マージン・アグリメントの下にある取引の集合ごとに、与信相当額を算出するものとする。

与信相当額 =  $1.4 \times (RC + PFE)$

RCは、再構築コスト（以下この条において同じ。）

4|| 標準的手法採用金庫は、次の各号に定める場合には、クレジット・デリバティブについてこの条から第七十六条の六までの規定により与信相当額を算出することを要しない。

「一・二 同上」

5|| 標準的手法採用金庫は、この節における与信相当額の算出に当たっては、CVAの影響を勘案してはならない。

6|| 「同上」

(カレント・エクスポージャー方式)

第七十四条 標準的手法採用金庫がカレント・エクスポージャー方式を用いる場合は、次項及び第三項に掲げる額を合計することにより与信相当額を算出する。

2 次の各号に掲げるいずれかの額

一 派生商品取引を時価評価することにより算出した再構築コストの額。ただし、零を下回らないものとする。

二 法的に有効な相対ネットイング契約下にある取引については、ネット再構築コストの額とすることができる。ただし、零を下回らないものとする。

3 次の各号に掲げるいずれかの額

一 派生商品取引（クレジット・デリバティブを除く。）を次のイの表の上欄に掲げる取引及び同表の中欄に掲げる残存期間に応じた区分し当該取引の想定元本額に同表の下欄に掲げる掛目（ただし、元本を複数回交換する取引については、各掛目を残存交換回



PREは、将来の潜在的なエクスポージャー額（以下この条において同じ。）

2 前項のRCは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める算式を用いて算出するものとする。

一 ヤーゲン・アグリーメントを締結していない場合

$$RC = \max\{V - C, 0\}$$

$$C = C_{collect} \times (1 - H_{c_{collect}} - H_{fx_{collect}})$$

$$-C_{post} \times (1 + H_{c_{post}} + H_{fx_{post}})$$

Vは、ネットインゲ・セットに含まれる取引の時価の合計額（次号及び第六項において同じ。）

Cは、ヘアカット調整後のネット担保額（次号及び第六項において同じ。）

$C_{collect}$ は、取引相手方から受け入れた適格金融資産担保の額

$H_{c_{collect}}$ は、適格金融資産担保を受け入れる場合において適用するボラテリテイ調整率（担保の価格変動リスクを勘案して担保の額を調整するための値をいう。以下この条において同じ。）

$H_{fx_{collect}}$ は、適格金融資産担保を受け入れる場合においてエクスポージャーと適格金融資産担保の通貨が異なるときに適用するボラテリテイ調整率

$C_{post}$ は、取引相手方へ差し入れた担保（取引相手方以外の第三者によって分別管理されており、かつ、取引相手方に係る倒産手続又は外国における倒産手続と同種類の手続に伴う当該担保に対する損失の発生を防ぐために必要な方策が講ぜられているも

数倍するものとする。）を乗じて得た額又はクレジット・デリバティブを次のロの表の上欄に掲げる取引の種類及び同表の中欄に掲げる原債務者の種類に応じて区分し当該取引の想定元本額に同表の下欄に掲げる掛目を乗じて得た額（以下「グロスのアドオン」という。）

イ 派生商品取引（クレジット・デリバティブを除く。）の掛目

取引の区分	残存期間の区分	掛目 (パーセント)
外国為替関連取引及び金関連取引	一年以内 一年超五年以内 五年超	一・〇 五・〇 七・五
金利関連取引	一年以内 一年超五年以内 五年超	〇・〇 〇・五 一・五
株式関連取引	一年以内 一年超五年以内 五年超	六・〇 八・〇 十・〇
貴金属関連取引（金）	一年以内	七・〇

のを除く。)の額

$H_{c_{post}}$ は、担保を差し入れる場合において、取引相手方に引き渡した資産の種類に応じて適用するボラテイル率調整率

$H_{f_{post}}$ は、担保を差し入れる場合においてエクスポージャーと担保の通貨が異なるときに適用するボラテイル率調整率

「 $T_N$ 」は、ボラテイル率調整率の算出に用いるべき期間

$$RC = \max\{V - C, TH + MTA - NICA, 0\}$$

THは、信用極度額 (取引相手方からの変動証拠金の徴求を要しない額としてあらかじめ定めた額)

MTAは、最低引渡担保額 (取引相手方から徴求する変動証拠金の額の最低単位としてあらかじめ定めた額)

NICAは、前号に規定するCと同じ。ただし、変動証拠金は除く。

3 前項のボラテイル率調整率は、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、当該各号に定める算式を用いて算出する。

一  $T_N$ が「 $T_N$ 」に規定する期間に当たらない場合

$$H_N \times \frac{\min\{M_{NS}, 250\}}{T_N}$$

NSは、ネットインデグ・セット (以下この項、第十七項及び第十八項において同じ。)

Hは、第六章第六節第三款第二目に規定する標準的ボラテイル率調整率又は同款第三目に規定する自在庫推計ボラテイル率調整率 (次号において同じ。)

$M_{NS}$ は、NSに含まれる取引の残存期間 (当該取引の原資産が派生商

関連取引を除く。)	一年超五年以内	七・〇
	五年超	八・〇
その他のコモディティ関連取引	一年以内	十・〇
	一年超五年以内	十二・〇
	五年超	十五・〇

(注1) 特定の支払期日においてその時点でのエクスポージャーを清算する構造で、かつ、当該特定の期日において市場価値が零になるように契約条件が再設定される契約については、残存期間を次の再設定日までの期間とみなすことができる。この基準を満たす残存期間が一年超の金利関連取引については、アドオン掛目は〇・五パーセントを下限とする。

(注2) 取引の区分欄に掲げられた各取引に当てはまらない派生商品取引(クレジット・デリバティブを除く。)は、「その他のコモディティ関連取引」として取り扱うこととする。

(注3) 同一通貨間かつ変動金利相互間の金利スワップについては、この項に係る額を与信相当額に加えることを要しない。

(注4) 外国為替関連取引とは、異種通貨間の金利スワップ、為替先渡取引(FXA)、先物外国為替取引、通貨

品取引であり、かつ、当該原資産を受け渡すこととなっている場合には、原資産である派生商品取引の満期日と算出基準日の間の営業日数をいう。)のうち最も長い営業日数。ただし、十営業日未満であるときは、十営業日とする。

$T_N$ は、 $H_N$ を算出するために用いた保有期間(次号において同じ。

)

二 マージン・アグリーメントを締結している場合

$$H_N \times \frac{MPOR}{T_N}$$

MPORは、次項に規定するリスクのマージン期間(マージン・アグ

リーメントに基づき取引相手方から担保の提供を受けた時点から当該取引相手方のデフォルトに伴い発生した当該取引相手方との取引に係るマージン・リスクに対するヘッジが完了する時点までの期間をいう。以下同じ。)

4 前項第二号のリスクのマージン期間は、次の各号に掲げるネット

一 日々の値洗いにより変動証拠金の額が調整され、かつ、流動性の低い担保又は再構築の困難な派生商品取引を含むネット

・セット 二十営業日

二 日々の値洗いにより変動証拠金の額が調整され、かつ、算出基準日の属する四半期の一期前の四半期内のいずれかの時点で取引件数が五千件を超えたネット

・セット 二十営業日

三 日々の値洗いにより変動証拠金の額が調整され、かつ、直接清

先物取引及び通貨オプション(オプション権の取得に限る。)等をいう。

(注5) 金関連取引とは、金に基づく先渡、スワップ及びオプション(オプション権の取得に限る。)等をいう。

(注6) 金利関連取引とは、同一通貨間の金利スワップ、金利先渡取引(FORWARD)、金利先物取引及び金利オプション(オプション権の取得に限る。)等をいう。

(注7) 株式関連取引とは、個別の株式や株価指数に基づく先渡、スワップ及びオプション(オプション権の取得に限る。)等をいう。

(注8) 貴金属関連取引とは、貴金属に基づく先渡、スワップ及びオプション(オプション権の取得に限る。)等をいう。

(注9) その他のコモディティ関連取引とは、エネルギー取引、農産物取引及び卑金属その他の貴金属以外の金属のコモディティ取引に基づく先渡、スワップ及びオプション(オプション権の取得に限る。)等をいう。

ロ クレジット・デリバティブの掛目

取引の種類	原債務者の種類	掛目
トータル・リターン	優良債務者	五・〇
		(パーセント)



$$\text{AddOn}_{\text{aggregate}} = \text{AddOn}_{(R)} + \text{AddOn}_{(FX)} + \text{AddOn}_{(Credit)} \\ + \text{AddOn}_{(Equity)} + \text{AddOn}_{(Com)}$$

AddOn<sup>(R)</sup> は、金利デリバティブに係るアドオン

AddOn<sup>(FX)</sup> は、外国為替デリバティブに係るアドオン

AddOn<sup>(Credit)</sup> は、信用デリバティブに係るアドオン

AddOn<sup>(Equity)</sup> は、エクイティ・デリバティブに係るアドオン

AddOn<sup>(Com)</sup> は、コモディティ・デリバティブに係るアドオン

7 前項の規定により第一項のPFEを算出する場合において、ネットエイング・セットに含まれる取引は、次の各号に掲げる当該取引のリスク・ドライバー（当該取引の時価に影響を及ぼす主な要因をいう。以下この項において同じ。）に応じ、当該各号に定める取引に割り当てるとする。ただし、当該取引が複数のリスク・ドライバーを有する場合には、当該各号に定める複数の取引に同時に割り当てることができる。

一 金利の変動等 金利デリバティブ

二 外国為替の変動等 外国為替デリバティブ

三 原債務者に係る信用状態の変動 信用デリバティブ

四 株価の変動等 エクイティ・デリバティブ

五 コモディティ価格の変動等その他前四号に掲げるリスク・ドライバー以外の変動等 コモディティ・デリバティブ

8 前項各号に定める取引に割り当てた取引は、次の各号に掲げる取

外国の会社、第一種金融商品取引業者及び経営管理会社のうち第五十七条又は第五十八条の基準に照らして二十パーセントのリスク・ウェイトとすることが認められている主体並びに適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区分が4―3又は5―3以上である主体をいう。

(注3)

ファースト・トウ・デフォルト型クレジット・デリバティブについては、プロテクションの対象とする複数の資産のうち最も信用リスクの高い資産に基づいて原債務者の種類を定めるものとする。セカンド・トウ・デフォルト型クレジット・デリバティブについては、プロテクションの対象とする複数の資産のうち二番目に信用リスクの高い資産に基づいて原債務者の種類を定めるものとする。これらの規定は、クレジット・デリバティブのうち、複数の資産をプロテクションの対象とし、当該プロテクションは当該複数の資産のうち、あらかじめ特定された順位において信用事由が発生した資産に対してのみ提供されるとともに契約が終了するものについて準用する。

二 法的に有効な相対ネットイング契約下にある取引については、次の算式により得られた額（ネットのアドオン）とすることがで

引の区分に応じ、当該各号に定めるヘッジセットに割り当てるものとする。

一 金利デリバティブ 同一通貨の金利を参照する金利デリバティブごとに設けられたヘッジセット

二 外国為替デリバティブ 同一の異種通貨間の為替レートを参照する外国為替デリバティブごとに設けられたヘッジセット

三 信用デリバティブ 一の区分のヘッジセット

四 エクイティ・デリバティブ 一の区分のヘッジセット

五 コモディティ・デリバティブ エネルギー、金属、農産物その他のコモディティ等を参照するコモディティ・デリバティブごとに設けられたヘッジセット

9 前項の規定にかかわらず、ベシス（同一通貨の異なるリスク・ファクター（当該取引の時価に影響を及ぼす要因をいう。以下この項及び第七十五条の三において同じ。）間の差異をいう。）を参照する取引については、前項に掲げる取引の区分ごと及びリスク・ファクターの同一の組み合わせごとに設けられたヘッジセットに、当該取引を割り当てるものとする。

10 前二項の規定にかかわらず、ボラティリティを参照する取引については、第八項各号に掲げる取引の区分ごとに、同項各号に定めるヘッジセットと別に設けられたヘッジセットに当該取引を割り当てるものとする。

11 第六項の算式中Add-on<sub>(B)</sub>は、次の各号に従い算出する。

きる。

ネットのアドオン =  $0.4 \times$  グロスのアドオン

$$+ 0.6 \times \frac{\text{ネット再構築コスト}}{\text{グロス再構築コスト}} \times \text{グロスのアドオン}$$

一 算出に用いる算式は、次のとおりとする。

$$AddOn_j^{(R)} = \sum_j AddOn_j^{(R)}$$

$AddOn_j^{(R)}$  は、通貨 $j$ 建ての金利デリバティブのヘッジセットに係る  
アドオンの額の合計額

二 前号の算式中  $AddOn_j^{(R)}$  は、次の表の上欄に掲げるヘッジセッ  
トの区分に応じ、同表の下欄に定める掛目を当該ヘッジセットに  
係る実効想定元本額に乗じて得た額の合計額とする。

ヘッジセットの区分	掛目 (パーセント)
第八項各号に定めるヘッジセット	〇・五〇
第九項に規定するヘッジセット	〇・二五
第十項に規定する別に設けられた ヘッジセット	二・五〇

三 前号に規定するヘッジセットに係る実効想定元本額を算出する

場合には、次のイ又はロのいずれかの算式を用いて算出する。

$$\text{イ} \quad \frac{\left[ \left( D_{j1}^{(R)} \right)^2 + \left( D_{j2}^{(R)} \right)^2 + \left( D_{j3}^{(R)} \right)^2 + 1.4 \times D_{j1}^{(R)} \times D_{j2}^{(R)} \right. \\ \left. + 1.4 \times D_{j2}^{(R)} \times D_{j3}^{(R)} + 0.6 \times D_{j1}^{(R)} \times D_{j3}^{(R)} \right]^{\frac{1}{2}}}{1}$$

$D_{j1}^{(R)}$ は、通貨建てであり、かつ、 $E_i$ （第五号に規定する $E_i$ をいう。以下この号において同じ。）が一年未満である金利デリバティブに係る実効想定元本額の合計額（ロにおいて同じ。）

$D_{j2}^{(R)}$ は、通貨建てであり、かつ、 $E_i$ が一年以上五年以下である金利デリバティブに係る実効想定元本額の合計額（ロにおいて同じ。）

$D_{j3}^{(R)}$ は、通貨建てであり、かつ、 $E_i$ が五年超である金利デリバティブに係る実効想定元本額の合計額（ロにおいて同じ。）

$$\text{ロ} \quad \frac{\left| D_{j1}^{(R)} \right| + \left| D_{j2}^{(R)} \right| + \left| D_{j3}^{(R)} \right|}{1}$$

四 前号の算式中金利デリバティブに係る実効想定元本額は、当該金利デリバティブに係るデュレーション調整後想定元本額にデльта調整値及びマージン期間調整値を乗じて得た額とする。

五 前号のデュレーション調整後想定元本額は、金利デリバティブに係る想定元本額に、次の算式により得られるデュレーション調整値を乗じて得た額とする。ただし、当該デュレーション調整値が十営業日を年換算した値未満となるときは、デュレーション調



整値は十営業日を年換算した値とする。

$$\text{デュレーション調整値} = \frac{\exp(-0.05 \times S_i) - \exp(-0.05 \times E_i)}{0.05}$$

S<sub>i</sub>は、同号の金利デリバティブが参照する金利契約の計算期間の最も早い日と算出基準日の間の営業日数を年換算で表した値をいい、当該金利デリバティブの原資産が金利デリバティブ又は負債性商品の場合には、原資産である金利デリバティブが参照する金利等又は負債性商品の金利等の計算期間の開始日と算出基準日の間の営業日数を年換算で表した値をいう。ただし、既に当該金利等又は負債性商品の金利等の計算期間の開始日が経過している場合には、零とする。

E<sub>i</sub>は、同号の金利デリバティブが参照する金利契約の計算期間の最も遅い日と算出基準日の間の営業日数を年換算で表した値をいい、当該金利デリバティブの原資産が金利デリバティブ又は負債性商品の場合には、原資産である金利デリバティブが参照する金利等又は負債性商品の金利等の計算期間の終了日と算出基準日の間の営業日数を年換算で表した値をいう。

六 第四号のベルタ調整値は、次のイからハまでに掲げる取引の区分に応じ、当該イからハまでに定める値とする。

イ オプション 次の表の上欄に掲げる取引の区分に応じ、同表の下欄に定める算式を用いて算出した値

取引の区分	算式
-------	----

コール・オプションの買い	$\Phi \left( \frac{\ln(P_i/K_i) + 0.5 \times \sigma_i^2 \times T_i}{\sigma_i \times \sqrt{T_i}} \right)$
コール・オプションの売り	$-\Phi \left( \frac{\ln(P_i/K_i) + 0.5 \times \sigma_i^2 \times T_i}{\sigma_i \times \sqrt{T_i}} \right)$
プット・オプションの買い	$-\Phi \left( \frac{\ln(P_i/K_i) + 0.5 \times \sigma_i^2 \times T_i}{\sigma_i \times \sqrt{T_i}} \right)$
プット・オプションの売り	$\Phi \left( \frac{\ln(P_i/K_i) + 0.5 \times \sigma_i^2 \times T_i}{\sigma_i \times \sqrt{T_i}} \right)$

(注1)  $K_i$ は、当該オプション*i*が参照する金利等の水準

(注2)  $\sigma_i$ は、当該オプション*i*の行使価格

(注3)  $\sigma_i$ は、〇・五

(注4)  $T_i$ は、当該オプション*i*における最も遅い権利行使日と現時点の間の営業日数を年換算で表した値

(注5)  $\Phi(x)$ は、標準正規分布の累積分布関数

(注6) この表において「コール・オプション」とは、当該オプションが参照する金利等が上昇する場合に、当該オプションの時価が上昇するものをいう。

(注7) この表において「プット・オプション」とは、当該

オプションが参照する金利等が上昇する場合に、当該オプションの時価が下落するものをいう。

ロ イに掲げる取引に該当しない金利デリバティブのうち、当該金利デリバティブが参照する金利等が上昇する場合に、当該金利デリバティブの時価が上昇するもの 一

ハ イに掲げる取引に該当しない金利デリバティブのうち、当該金利デリバティブが参照する金利等が上昇する場合に、当該金利デリバティブの時価が下落するもの マイナス一

七 第四号のマージン期間調整値は、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める算式を用いて算出する。

イ マージン・アグリーメントを締結していない場合

$$\sqrt{\frac{\min\{M_i, 250\}}{250}}$$

$M_i$ は、当該金利デリバティブの残存期間をいい、当該金利デリバティブの原資産が金利デリバティブであり、かつ、当該原資産を受け渡すこととなっている場合にあつては、原資産である金利デリバティブの満期日と算出基準日の間の営業日数（十営業日未満であるときは、十営業日）をいう。

ロ マージン・アグリーメントを締結している場合

$$\frac{3}{2} \times \sqrt{\frac{MPOR_i}{250}}$$

$MPOR_i$ は、当該金利デリバティブを含むネットインゲ・セットのリスクのマージン期間

八 第四項の規定は、前号ロのリスクのマージン期間の算出について準用する。この場合において、「前項第二号」とあるのは、「第十一項第七号ロ」と読み替えるものとする。

九 第五項の規定は、担保額調整に係る係争がある場合における第七号ロのリスクのマージン期間の算出について準用する。この場合において、「前項の」とあるのは「第十一項第八号において読み替えて準用する前項の」と、「前項各号」とあるのは「第十一項第八号において読み替えて準用する前項各号」と読み替えるものとする。

12

第六項の算式中  $Addon_{FX}$  は、次の各号に従い算出する。

一 算出に用いる算式は、次のとおりとする。

$$Addon_{FX} = \sum_j Addon_{HS_j}$$

$Addon_{HS_j}$  は、ヘッジセット  $j$  に係るアマオへの費

二 前号の算式中  $Addon_{HS_j}$  は、次の表の上欄に掲げるヘッジセットの区分に応じ、同表の下欄に定める掛目を当該ヘッジセットに係る実効想定元本額の絶対値に乗じて得た額とする。

ヘッジセットの区分	掛目 (パーセント)
第八項各号に定めるヘッジセット	四

第十項に規定する別に設けられた

二十

ヘッジセット

三 前号に規定するヘッジセットに係る実効想定元本額は、ヘッジセットに含まれる外国為替デリバティブごとに、当該外国為替デリバティブに係る想定元本額にデルタ調整値及びマージン期間調整値を乗じて得た額の合計額とする。

四 前号のデルタ調整値は、次のイからハまでに掲げる取引の区分に応じ、当該イからハまでに定める値とする。ただし、同一の異種通貨間の為替レートを参照する外国為替デリバティブがネットイング・セットに複数含まれる場合には、為替レートの方向を揃えて、当該異種通貨間の為替レートの上昇及び下落を表すものとする。

イ オプション 値の算出については、前項第六号（イに係る部分に限る。）の規定を準用する。この場合において、「第四号のデルタ調整値」とあるのは「次項第三号のデルタ調整値（同項第四号イに掲げる取引の区分に係るものに限る。）」と、「イからハまで」とあるのは「イ」と、「金利等」とあるのは「為替レート等」と、「a」は、「〇・五」とあるのは「a」は、「〇・一五」と読み替えるものとする。

ロ イに掲げる取引以外の取引のうち、当該外国為替デリバティブが参照する為替レート等が上昇する場合に、当該外国為替デリバティブの時価が上昇するもの 一

ハ イに掲げる取引以外の取引のうち、当該外国為替デリバティブが参照する為替レート等が上昇する場合に、当該外国為替デリバティブの時価が下落するもの マイナス

五 前項第七号から第九号までの規定は、第三号のマージン期間調整値の算出について準用する。この場合において、同項第七号中「第四号」とあるのは「次項第三号」と、「念世ヲコンクマツ」とあるのは「多圓ヲ購フ」と、同項第八号中「第十一項第七号ロ」とあるのは「第十二項第五号において読み替えて準用する第十一項第七号ロ」と、同項第九号中「第十一項第八号において読み替えて準用する前項の」とあるのは「第十二項第五号において読み替えて準用する前項の」と、「第十一項第八号において読み替えて準用する前項各号」とあるのは「第十二項第五号において読み替えて準用する第十一項第八号において読み替えて準用する前項各号」と読み替えるものとする。

13

第六項の算式中  $AddOn^{(Credit)}$  は、次の各号に従い算出する。

一 算出に用いる算式は、次のとおりとする。

$$AddOn^{(Credit)} = \left[ \left( \sum_k \rho_k^{(Credit)} \times AddOn^{(Entity_k)} \right)^2 + \sum_k \left( 1 - \rho_k^{(Credit)} \right)^2 \times \left( AddOn^{(Entity_k)} \right)^2 \right]^{\frac{1}{2}}$$

AddOn(Entity<sub>k</sub>)は、Entity<sub>k</sub>を参照する信用デリバティブに係る  
 アドオンの額の合計額

Entity<sub>k</sub>は、当該信用デリバティブが参照する事業法人等。ただし、当該信用デリバティブがインデックス・クレジット・ブレン  
 オルト・スワップの場合には、当該インデックス。

$\rho_k^{(Credit)}$  は、Entity<sub>k</sub>に係る相関係数

二 前号の算式中AddOn(Entity<sub>k</sub>)は、次のイ又はロに掲げる信用デリバティブの区分に応じ、当該イ又はロに定める掛目をそれぞれ信用デリバティブに係る実効想定元本額に乗じて得た額の合計額とする。

イ 事業法人等を参照する信用デリバティブ 次の表の上欄に掲げる適格格付機関により付与された事業法人等の格付に対応する信用リスク区分に応じ、同表の下欄に定める掛目

適格格付機関により付与された事業法人等の格付に対応する信用リスク区分	掛目 (パーセント)
1-1	0.38
1-2	0.42
1-3	0.54

1-4	1・〇六
1-5	1・六〇
1-6	六・〇〇

(注) 第五十条第一項に掲げる主体以外の主体の信用リスク区分についても、同項第一号の表を準用するものとする。

ロ インデックスを参照する信用デリバティブ 次の表の上欄に掲げる適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区分に応じ、同表の下欄に定める掛目

適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区分	掛目 (パーセント)
4-3又は5-3以上	〇・三八
4-3又は5-3未満	一・〇六

三 第一号の算式中  $\rho_k$  (Credit) は、次のイ又はロに掲げる信用デリバティブの区分に応じ、当該イ又はロに定める値とする。





るのは「信用デリバティブが参照する事業法人等又はインデックスの信用状態」と、「a」は、「0.5」とあるのは「a」は、当該信用デリバティブが事業法人等を参照する場合にあつては「1.0」、インデックスを参照する場合にあつては「0.8」と、「上昇する場合」とあるのは「悪化する場合」と読み替えるものとする。

ロ 合成型証券化取引 当該合成型証券化取引の階層ごとに、次の表の上欄に掲げる取引の区分に応じ、同表の下欄に定める算式を用いて算出した値

取引の区分	算式
プロテクションの購入	$\frac{15}{(1 + 14 \times A_i) \times (1 + 14 \times D_i)}$
プロテクションの提供	$\frac{15}{(1 + 14 \times A_i) \times (1 + 14 \times D_i)}$

(注1) Aは、当該階層よりも劣後する全ての階層の額の合計額を合成型証券化取引の原資産の額で除した値

(注2) Dは、当該階層及び当該階層よりも劣後する全ての階層の額の合計額を合成型証券化取引の原資産の額で除した値

ハ イ及びロに掲げる取引に該当しない信用デリバティブのうち、当該信用デリバティブが参照する事業法人等又はインデックスの信用状態が悪化する場合に、当該信用デリバティブの時価が上昇するもの 一

ニ イ及びロに掲げる取引に該当しない信用デリバティブのうち、当該信用デリバティブが参照する事業法人等又はインデックスの信用状態が悪化する場合に、当該信用デリバティブの時価が下落するもの マイナス一

七 第十一項第七号から第九号までの規定は、第四号のマージン期間調整値の算出について準用する。この場合において、同項第七号中「第四号」とあるのは「第十三項第四号」と、「 $\frac{1}{2}$ 」とあるのは「 $\frac{1}{3}$ 」とあるのは「 $\frac{1}{4}$ 」と、同項第八号中「第十一項第七号ロ」とあるのは「第十三項第七号において読み替えて準用する第十一項第七号ロ」と、同項第九号中「第十一項第八号において読み替えて準用する前項の」とあるのは「第十三項第七号において読み替えて準用する前項の」と、「第十一項第八号において読み替えて準用する前項各号」とあるのは「第十三項第七号において読み替えて準用する前項各号」と読み替えるものとする。

14 第六項の算式中AddOn (Equity)は、次の各号に従い算出する。

一 算出に用いる算式は、次のとおりとする。

$$AddOn(Equity) = \left[ \left( \sum_k \rho_k^{(Equity)} \times AddOn(Equity_k) \right)^2 + \sum_k \left( 1 - \left( \rho_k^{(Equity)} \right)^2 \right) \times \left( AddOn(Equity_k) \right)^2 \right]^{1/2}$$

AddOn(Equity<sub>k</sub>)は、Equity<sub>k</sub>を参照するエクイティ・デリバティブに係るアドオンの額の合計額

Equity<sub>k</sub>は、当該エクイティ・デリバティブが参照する株価又は株価指数

$\rho_k^{(Equity)}$ は、Equity<sub>k</sub>に係る相関係数

二 前号の算式中AddOn(Equity<sub>k</sub>)は、次の表の上欄に掲げるエクイティ・デリバティブの区分に応じ、同表の下欄に定める掛目を、エクイティ・デリバティブに係る実効想定元本額に乗じて得た額の合計額とする。

エクイティ・デリバティブの区分	掛目 (パーセント)
第八項各号に定めるヘッジセットに含まれるエクイティ・デリバティブのうち、株価を参照するエクイティ・デリバティブ	三十二

<p>第九項に規定するヘッジセットに含まれる エクイティ・デリバティブのうち、株価を 参照するエクイティ・デリバティブ</p>	<p>十六</p>
<p>第十項に規定する別に設けられたヘッジセ ットに含まれるエクイティ・デリバティブ のうち、株価を参照するエクイティ・デリ バティブ</p>	<p>百六十</p>
<p>第八項各号に定めるヘッジセットに含まれ るエクイティ・デリバティブのうち、株価 指数を参照するエクイティ・デリバティブ</p>	<p>二十</p>
<p>第九項に規定するヘッジセットに含まれる エクイティ・デリバティブのうち、株価指 数を参照するエクイティ・デリバティブ</p>	<p>十</p>
<p>第十項に規定する別に設けられたヘッジセ ットに含まれるエクイティ・デリバティブ のうち、株価指数を参照するエクイティ・ デリバティブ</p>	<p>百</p>

三 第一号の算式中  $\rho_k$  (Gamma) は、次のイ又はロに掲げるエクイティ

- ・デリバティブの区分に応じ、当該イ又はロに定める値とする。
- イ 株価を参照するエクイティ・デリバティブ 〇・五
- ロ 株価指数を参照するエクイティ・デリバティブ 〇・八
- 四 第二号に規定するエクイティ・デリバティブに係る実効想定元本額は、当該エクイティ・デリバティブに係る時価調整後想定元本額（原資産の単位数に算出基準日の株価又は株価指数等乗じて得た額をいう。）にデルタ調整値及びマージン期間調整値を乗じて得た額とする。
- 五 前号のデルタ調整値は、次のイからハまでに掲げる取引の区分に応じ、当該イからハまでに定める値とする。
- イ オプション 値の算出については、第十一項第六号（イに係る部分に限る。）の規定を準用する。この場合において、「第四号のデルタ調整値」とあるのは「第十四項第四号のデルタ調整値（同項第五号イに掲げる取引の区分に係るものに限る。）と、「イからハまで」とあるのは「イ」と、「金利等」とあるのは「株価又は株価指数等」と、「 $\rho$ 」は、「 $\rho$ 」とあるのは「 $\rho$ 」は、当該エクイティ・デリバティブが株価を参照する場合にあつては「一・二〇」、株価指数を参照する場合にあつては「〇・七五」と読み替えるものとする。
- ロ イに掲げる取引以外の取引のうち、当該エクイティ・デリバティブが参照する株価又は株価指数等が上昇する場合に、当該エクイティ・デリバティブの時価が上昇するもの 一
- ハ イに掲げる取引以外の取引のうち、当該エクイティ・デリバ

タイプが参照する株価又は株価指数等が上昇する場合に、当該  
 エクイティ・デリバティブの時価が下落するもの マイナス一  
 六 第十一項第七号から第九号までの規定は、第四号のマージン期  
 間調整値の算出について準用する。この場合において、同項第七  
 号中「第四号」とあるのは「第十四項第四号」と、「 $\rho_j^{(Com)}$ 」とあるのは「 $\rho_j^{(Com)}$ 」と、同項第八  
 号中「第十一項第七号ロ」とあるのは「第十四項第六号において  
 読み替えて準用する第十一項第七号ロ」と、同項第九号中「第十  
 一項第八号において読み替えて準用する前項の」とあるのは「第  
 十四項第六号において読み替えて準用する第十一項第八号におい  
 て読み替えて準用する前項の」と、「第十一項第八号において読  
 み替えて準用する前項各号」とあるのは「第十四項第六号におい  
 て読み替えて準用する第十一項第八号において読み替えて準用す  
 る前項各号」と読み替えるものとする。

15

第六項の算式中  $AddOn_{HS_j}^{(Com)}$  は、次の各号に従い算出する。

一 算出に用いる算式は、次のとおりとする。

$$\begin{aligned}
 AddOn_{HS_j}^{(Com)} &= \sum_j AddOn_{HS_j}^{(Com)} \\
 AddOn_{HS_j}^{(Com)} &= \left[ \left( \rho_j^{(Com)} \times \sum_k AddOn_{Type_k^j} \right)^2 \right. \\
 &\quad \left. + \left( 1 - \left( \rho_j^{(Com)} \right)^2 \right) \times \sum_k \left( AddOn_{Type_k^j} \right) \right]^{1/2}
 \end{aligned}$$

$AddOn_{HSJ}^{(Com)}$  は、ヘッジセット J に係るアドオンの額

$AddOn(Type)$  は、ヘッジセット J においてコモデインテイクを参照するコモデインテイク・デリバティブに係るアドオンの額の合計額

$\rho_j^{(Com)}$  は、0.4

- 二 前号の算式中  $AddOn(Type_k)$  は、次の表の上欄に掲げるコモデインテイク・デリバティブの区分に応じ、同表の下欄に定める掛目を、当該コモデインテイク・デリバティブに係る実効想定元本額に乗じて得た額の合計額とする。

コモデインテイク・デリバティブの区分	掛目 (パーセント)
第八項各号に定めるヘッジセットに含まれるコモデインテイク・デリバティブのうち、電力を参照するコモデインテイク・デリバティブ	四十
第九項に規定するヘッジセットに含まれるコモデインテイク・デリバティブのうち、電力を参照するコモデインテイク・デリバティブ	二十
第十項に規定する別に設けられたヘッジセットに含まれるコモデインテイク・デリバティブのうち、電力を参照するコモデインテイク・	二百



デリバティブ	
第八項各号に定めるヘッジセットに含まれるコモディティ・デリバティブのうち、電力以外を参照するコモディティ・デリバティブ	十八
第九項に規定するヘッジセットに含まれるコモディティ・デリバティブのうち、電力以外を参照するコモディティ・デリバティブ	九
第十項に規定する別に設けられたヘッジセットに含まれるコモディティ・デリバティブのうち、電力以外を参照するコモディティ・デリバティブ	九十

三 前号に規定するコモディティ・デリバティブに係る実効想定元本額は、当該コモディティ・デリバティブに係る時価調整後想定元本額（原資産の単位数に算出基準日のコモディティ価格等乗じて得た額をいう。）にデルタ調整値及びマージン期間調整値を乗じて得た額とする。

四 前号のデルタ調整値は、次のイからハまでに掲げる取引の区分



十一項第八号において読み替えて準用する前項の」とあるのは「第十五項第五号において読み替えて準用する第十一項第八号において読み替えて準用する前項の」と、「第十一項第八号において読み替えて準用する前項各号」とあるのは「第十五項第五号において読み替えて準用する第十一項第八号において読み替えて準用する前項各号」と読み替えるものとする。

16) 第一項ただし書の規定にかかわらず、単一のマージン・アグリメントが複数のネットテイング・セットを対象とする場合には、これらのネットテイング・セットの集合」とに与信相当額を算出する。

17) 前項の規定により与信相当額を算出する場合において、RCは、次の算式を用いて算出する。

$$RC = \max \left[ \sum_{NSEMA} \max(V_{Ns}, 0) \right] - \max\{C_{MA}, 0\}, 0$$

$$+ \max \left[ \sum_{NSEMA} \min(V_{Ns}, 0) \right] - \min\{C_{MA}, 0\}, 0$$

$$C_{MA} = C_{MA,collect} \times (1 - H_{C_{MA,collect}} - Hf_{x_{MA,collect}})$$

$$- C_{MA,post} \times (1 + H_{C_{MA,post}} + Hf_{x_{MA,post}})$$

MAは、マージン・アグリメント（以下この項及び次項において同じ。）

$V_{Ns}$ は、NSに含まれる取引の時価の合計額

$C_{MA}$ は、MAの下におけるヘアカット調整後のネット担保額

$C_{MA,collect}$ は、MAの下における取引相手方から受け入れた適格金融資

産担保の額

$Ho_{MA, collect}$  は、MAの下において、適格金融資産担保を受け入れる場合において適用するボラテイル率調整率

$Hf_{XMA, collect}$  は、MAの下において、適格金融資産担保を受け入れる場合においてエクスポージャーと適格金融資産担保の通貨が異なるときに適用するボラテイル率調整率

$C_{MA, post}$  は、MAの下における取引相手方へ差し入れた担保（取引相手方以外の第三者によって分別管理されており、かつ、取引相手方に係る倒産手続又は外国における倒産手続と同種類の手続に伴う当該担保に対する損失の発生を防ぐために必要な方策が講ぜられているものを除く。）の額

$Ho_{MA, post}$  は、MAの下において、担保を差し入れる場合において取引相手方に引き渡した資産の種類に応じて適用するボラテイル率調整率

$Hf_{XMA, post}$  は、MAの下において、担保を差し入れる場合においてエクスポージャーと担保の通貨が異なるときに適用するボラテイル率調整率

⑧ 第十六項の規定による計算額を算出する場合に、PFEが、次の算式を用いて算出される。

$$PFE = \sum_{NS \in MA} PFE_{NS}^{unmarginated}$$

$PFE_{NS}^{unmarginated}$  は、NSに係るPFEについて、第六項のPFEに係る算式を準用して算出した額。ただし、マージン・アグリーメントを締結し

ていないものとして算出することとする。

「条を削る。」

(標準方式)

第七十五条 標準的手法採用金庫が標準方式を用いる場合は、ネットイング・セット（法的に有効な相対ネットイング契約下にある取引については当該取引の集合をいい、それ以外の取引については個別取引をいう。以下同じ。）ごとに、次の各号に従い与信相当額を算出する。ただし、通貨が異なる変動金利相互間の金利スワップについては与信相当額を算出することを要しない。

一 ネットイング・セットの与信相当額は、次に掲げる算式により算出した額とする。ただし、受入れ担保は正の符号、差入れ担保は負の符号をもちものとして扱う。

与信相当額 =  $1.4 \times \max(\text{CMV} - \text{CMC}$

$$; \sum_j | \sum_i \text{RPT}_{ij} - \sum_l \text{RPC}_{jl} | \times \text{CCF}_j )$$

CMVは、ネットイング・セットに含まれる取引（担保の受入れ及び差入れを除く。）の時価の合計額

CMCは、ネットイング・セットに含まれる担保（受入れ担保については適格金融資産担保に限る。以下この条において同じ。）の時価の合計額

RPT<sub>ij</sub>は、ヘッジ・セット（次項に定める区分をいう。以下同じ。）jにおける取引iのリスク・ポジション（次号に定める額を

いう。以下同じ。)

RCI<sub>J</sub>は、ヘッジ・セットJにおける担保1のリスク・ポジション CCF<sub>J</sub>は、ヘッジ・セットJに対する軸田

一 リスク・ポジションは、次のいずれかの規定により算出する。ただし、いずれの規定によってもリスク・ポジションを算出することができない場合、カレント・エクスポージャー方式により個別取引ごとに与信相当額を算出しなければならない。

イ 負債性商品（債券及び貸出金を含む。）以外のものを原資産とする場合、次の算式によりリスク・ポジションを算出する。

$$\text{リスク・ポジション} = P_{ref} \times \frac{\partial v}{\partial p}$$

P<sub>ref</sub>は、原資産の価格（外国通貨建ての場合には円換算の額）

vは、線形リスクを有する場合には原資産の時価、非線形リス

クを有する派生商品取引の場合はその時価

pは、原資産の価格（vと同じ表示通貨による。）

ロ 負債性商品を原資産とする場合又は支払部分である場合（クレジット・デフォルト・スワップを除く。）、次の算式によりリスク・ポジションを算出する。ただし、残存期間等（残存期間又は次の金利更改日までの期間をいう。以下同じ。）が一年以下の支払部分は、金利リスクに関してリスク・ポジションを算出することを要しない。

$$\text{リスク・ポジション} = \frac{\partial v}{\partial r}$$

ハ、線形リスクを有する場合には原資産の時価又は支払部分の価値（約定の基礎となる計算上の総支払額（想定元本を含む。）を対象とする。）、非線形リスクを有する派生商品取引の場合はその価値（いずれも、外国通貨建ての場合には円換算の額）

イは、金利水準

ハ クレジット・デフォルト・スワップについては、次の算式によりリスク・ポジションを算出する。

リスク・ポジション＝総元本額×残存期間

三 支払部分とは、次の各号に掲げるものをいう。

イ 金融商品の対価として支払がなされる取引の場合は、当該支払

ロ 互いに支払を行う取引の場合は、それぞれの支払。この場合において、それぞれの支払が同一の通貨建てである複数の取引がある場合、当該複数の取引を一の取引とみなすことができる。

2 ヘッジ・セットは、次の各号に従って設けるものとする。

一 個別リスクの低い負債性商品（第二百八十四条において一・六〇パーセント以下のリスク・ウェイトが定められているものをいう。以下同じ。）を原資産とするリスク・ポジション、支払部分の金利リスクに係るリスク・ポジション（個別リスクの高い負債性商品（第二百八十四条において一・六〇パーセントを上回るリスク・ウェイトが定められているものをいう。以下同じ。）に類

---

似した支払内容を持つものを除く。）、取引の相手方から受入れた担保金の金利リスクに係るリスク・ポジション又は取引相手方に差入れた担保金の金利リスクに係るリスク・ポジション（当該取引相手方の債務に第二百八十四条において一・六〇パーセント以下のリスク・ウェイトに該当するものがある場合に限る。）については、その金利が中央政府又は我が国の地方公共団体が負う金利に係るものであるか否かに基づき区分したうえで、負債性商品を原資産とする場合には負債性商品の、支払部分については取引の残存期間等が一年以下、一年超五年以内又は五年超のいずれであるかにより更に区分し、この号に規定するリスク・ポジションに共通するものとして、通貨ごとに六のヘッジ・セットを設ける。

二 個別リスクの高い負債性商品を原資産とするリスク・ポジション、支払部分の金利リスクに係るリスク・ポジション（個別リスクの高い負債性商品に類似した支払内容を持つものに限る。）、取引相手方に差入れた担保金の金利リスクに係るリスク・ポジション（当該取引相手方の債務に第二百八十四条において一・六〇パーセント以下のリスク・ウェイトに該当するものがない場合に限る。）又はクレジット・デフォルト・スワップに係るリスク・ポジションについては、これらのリスク・ポジションに共通するものとして、負債性商品の発行体、担保金の取引相手方又はクレジット・デフォルト・スワップの参照資産の発行体ごとに一のヘッジ・セットを設ける。

---



- 
- 三 負債性商品以外のものを原資産とする場合、ヘッジ・セットは、同一又は類似の商品ごとに設ける。ただし、原資産が次に掲げるものである場合は、それぞれに定めるところに従いヘッジ・セットを設けなければならない。
- イ 株式 同一の発行体ごと又はインデックスごと
  - ロ 貴金属 同一の貴金属ごと又はインデックスごと
  - ハ 電力 二十四時間のうち対象とする送電時間帯（ピーク時間帯、非ピーク時間帯その他の取引上の時間帯の区分をいう。）を同一とする権利ごと
  - ニ コモディティ（貴金属及び電力を除く。） 同一のコモディティごと又はインデックスごと
- 四 外国為替に関するヘッジ・セットは、同一の通貨ごとに設ける。
- 3 リスク・ポジションは、次の各号に定める方法に従いヘッジ・セットに区分するものとする。
- 一 株式（株式指数を含む。）、金、貴金属又はその他のコモディティを原資産とする取引については、支払部分のリスク・ポジションを金利リスクに関するヘッジ・セットに区分し、それ以外のリスク・ポジションを原資産に関するヘッジ・セットに区分する。
  - 二 負債性商品を原資産とする取引については、当該負債性商品と支払部分のそれぞれのリスク・ポジションを、金利リスクに関するヘッジ・セットに区分する。
-

三 支払同士を交換する取引（為替先渡取引を含む。）については、各支払部分のリスク・ポジションを金利リスクに関するヘッジ・セットに区分する。

四 負債性商品又は支払部分が外国通貨建ての場合、リスク・ポジションを当該通貨の外国為替に関するヘッジ・セットにも区分する。

4 CCFは、次の各号に定めるものとする。

一 負債性商品以外のものを原資産とする場合、CCFは、その原資産の種類に応じ、それぞれ左欄に掲げる掛目とする。

原資産	金	株式	貴金属（金を除く）	電力	コモディティ（貴金属及び電力を除く。）
掛目（パーセント）	五	七	八・五	四	十

二 負債性商品を原資産とする場合、CCFは、その原資産の種類に応じ、それぞれ左欄に掲げる掛目とする。

原資産	個別リスクの	個別リスクの低い負	その他

掛目 (パーセント)	〇・六	〇・三	〇・二
		高い負債性商品 債性商品(クレジット・デフォルト・スワップに係るリスク・ポジションに限る)。	

- 三 外国為替に関するCCFは、二・五パーセントとする。  
 四 前三号に該当しないもの場合、CCFは十パーセントとする。

(期待エクスポージャー方式)

第七十五条 [略]

2 [略]

- 3 標準的手法採用金庫は、前項第一号に掲げる与信相当額の算出に当たっては、ポートフォリオごとに、現在の市場データを用いて算出した冊窓ロレロ又は適切なストレス期間を含むデータを用いて算出した冊窓ロレロのうち、所要自己資本が大きくなるものを用いるものとする。

4 [略]

(期待エクスポージャー方式)

第七十六条 [同上]

2 [同上]

- 3 標準的手法採用金庫は、前項第一号に掲げる与信相当額の算出に当たっては、ポートフォリオごとに、現在の市場データを用いて算出した冊窓ロレロ又は適切なストレス期間を含むデータを用いて算出した冊窓ロレロのうち、所要自己資本が大きくなるものを用いなければならない。

4 [同上]

5 標準的手法採用金庫は、ネットイング・セットに係る取引相手方に対するマージン・アグリーメントに基づき、期待エクスポージャー計測モデル（期待エクスポージャーを計測するモデルをいう。以下同じ。）において当該担保による効果を反映している場合には、第二項第三号に規定する $\Delta MtM$ の算出において、当該担保による効果を勘案した $\Delta MtM$ を用いることにより同項第二号に規定する $\Delta MtM$ を計測する方法を使用することができる。ただし、取引相手方の信用状態が悪化した時に当該取引相手方に担保の提供を求めることができるものとされているマージン・アグリーメントに基づく担保による効果は反映しないものとする。

6 標準的手法採用金庫は、前項に規定する方法を使用して $\Delta MtM$ を計測する場合には、リスクのマージン期間内における取引相手方との取引の時価の変化額を勘案するものとする。

5 標準的手法採用金庫は、ネットイング・セットに係る取引相手方に対するマージン・アグリーメント（当該取引相手方に係るエクスポージャーの額が指定された額を超えたときに、当該取引相手方に対して担保の提供を求めることができる旨の契約をいう。以下この条において同じ。）に基づき、期待エクスポージャー計測モデル（期待エクスポージャーを計測するモデルをいう。以下同じ。）において当該担保による効果を反映している場合には、第二項第三号に規定する $\Delta MtM$ の算出において、当該担保による効果を勘案した $\Delta MtM$ を用いることにより同項第二号に規定する $\Delta MtM$ を計測する方法を使用することができる。ただし、取引相手方の信用状態が悪化した時に当該取引相手方に担保の提供を求めることができるものとされているマージン・アグリーメントに基づく担保による効果は反映してはならない。

6 標準的手法採用金庫は、前項に規定する方法に代えて、次に掲げる額のうち、いずれか小さい額を第二項第二号に規定する $\Delta MtM$ とする方法を使用することができる。

- 一 ネットイング・セットに係る取引相手方に対するマージン・アグリーメントに基づく担保による効果を反映しない場合の $\Delta MtM$ に当該取引相手方に提供される全ての担保（日々の値洗いによりその額が調整されるものを除く。）の額を加えた額
- 二 次のイの算式により算出されたアドオンに $\Delta MtM$ 又は $\Delta MtM$ に掲げる額のうちいずれか大きい額を加えた額

イ  $\Delta MtM = E[\max(\Delta MtM, 0)]$

E[]は、[]内の期待値

ΔMEMは、リスクのマージン期間（マージン・アグリメントに基づき取引相手方から担保の提供を受けた時点から当該取引相手方のデフォルトに伴い発生した当該取引相手方との取引に係るマーケット・リスクに対するヘッジが完了する時点までの期間をいう。）内における取引相手方との取引の時価の変化額。ただし、マージン・アグリメントに基づく担保による効果を勘察してはならない。

ロ マージン・アグリメントに基づき提供をし、又は提供を受けた担保（コールされたもの及び係争中のものを除く。）による効果を反映した場合のネットイング・セットの現時点のエクスポージャーの額

ハ マージン・アグリメントに基づき提供をし、又は提供を受ける担保による効果を反映した場合のネットイング・セットにおいて生じ得る最大のエクスポージャーの額

7 前項第二号イのリスクのマージン期間は、次の各号に掲げるネットイング・セットの区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

一 〔同上〕

二 Z日ごとの値洗いにより担保の額が調整されるネットイング・セット F<sub>1</sub>+Z<sub>1</sub>-1

F<sub>1</sub>は前項の規定により算出されるリスクのマージン期間

8 前項の規定にかかわらず、算出基準日を含む四半期の前の直近の連続する二の四半期の間は、同項第一号イからニまで又は第二号に

7 前項のリスクのマージン期間は、次の各号に掲げるネットイング・セットの区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

一 〔略〕

二 Z（二以上の整数とする。）日ごとの値洗いにより担保の額が調整されるネットイング・セット F<sub>1</sub>+Z<sub>1</sub>-1

F<sub>1</sub>は前項の規定により算出されるリスクのマージン期間

8 前項の規定にかかわらず、算出基準日を含む四半期の前の直近の連続する二の四半期の間は、同項第一号イからニまで又は第二号に

掲げるいずれかのネットティング・セットについて、担保額調整に係る係争により、同項のリスクのマージン期間を超える清算期間を要する場合は三回以上生じた場合には、次の連続する二の四半期の間は、当該ネットティング・セットについては、同項のリスクのマージン期間の少なくとも二倍以上の期間をリスクのマージン期間とする。

9 標準的手法採用金庫は、ネットティング・セットを構成する取引において、取引相手方及び参照企業間に法的な関係が存在し、かつ、個別誤方向リスク（特定の取引相手方に対する将来のエクスポージャーの額が、当該取引相手方の $\geq$ と高い相関を持つて増減するリスクをいう。以下同じ。）が特定された場合には、当該取引を当該ネットティング・セットから除外するものとする。

10 標準的手法採用金庫は、取引相手方及び参照企業間に法的な関係が存在し、かつ、個別誤方向リスクが特定された取引に係る信用リスク・アセットの額の算出においては、当該個別誤方向リスクの特性を勘案するものとする。

11 標準的手法採用金庫は、マージン・アグリーメントにより提供を受け、又は提供を受ける担保が現金以外の資産を含む場合には、当該担保の価格変動を適切に反映するものとする。

〔12・13 略〕

（承認申請書の提出）

掲げるいずれかのネットティング・セットについて、担保額調整（エクスポージャーと担保の価格変動に伴う信用供与額の変化を担保額によって調整する仕組みをいう。以下同じ。）に係る係争により、同項のリスクのマージン期間を超える清算期間を要する場合は三回以上生じた場合には、次の連続する二の四半期の間は、当該ネットティング・セットについては、同項のリスクのマージン期間の少なくとも二倍以上の期間をリスクのマージン期間とする。

9 標準的手法採用金庫は、ネットティング・セットを構成する取引において、取引相手方及び参照企業間に法的な関係が存在し、かつ、個別誤方向リスク（特定の取引相手方に対する将来のエクスポージャーの額が、当該取引相手方の $\geq$ と高い相関を持つて増減するリスクをいう。以下同じ。）が特定された場合には、当該取引を当該ネットティング・セットから除外しなければならない。

10 標準的手法採用金庫は、取引相手方及び参照企業間に法的な関係が存在し、かつ、個別誤方向リスクが特定された取引に係る信用リスク・アセットの額の算出においては、当該個別誤方向リスクの特性を勘案しなければならない。

11 標準的手法採用金庫は、マージン・アグリーメントにより提供を受け、又は提供を受ける担保が現金以外の資産を含む場合には、当該担保の価格変動を適切に反映しなければならない。

〔12・13 同上〕

（承認申請書の提出）

第七十五条の二 期待エクスポージャー方式の使用について前条第一項の承認を受けようとする信用金庫又は信用金庫連合会は、次に掲げる事項を記載した承認申請書を金融庁長官に提出するものとする。

2 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

〔一〕五 略〕

3 前項第四号に掲げる期待エクスポージャー方式実施計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

〔一・二 略〕

(承認の基準)

第七十五条の三 金融庁長官は、期待エクスポージャー方式の使用について第七十五条第一項の承認をしようとするときは、次に掲げる基準に適合する期待エクスポージャー計測モデルが当該承認に先立って一年以上にわたって内部管理において運用されており、かつ、期待エクスポージャー方式の使用を開始する日以降において、内部管理に関する体制が当該基準に適合することが見込まれるかどうかを審査するものとする。

〔一〕三 略〕

四 期待エクスポージャー計測モデルが、当該モデルの開発から独立し、かつ、十分な能力を有する者により、開発時点及びその後定期的に、かつ、期待エクスポージャー計測モデルへの重要な変

第七十六条の二 期待エクスポージャー方式の使用について前条第一項の承認を受けようとする信用金庫又は信用金庫連合会は、次に掲げる事項を記載した承認申請書を金融庁長官に提出しなければならない。

2 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

〔一〕五 同上〕

3 前項第四号に掲げる期待エクスポージャー方式実施計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

〔一・二 同上〕

(承認の基準)

第七十六条の三 金融庁長官は、期待エクスポージャー方式の使用について第七十六条第一項の承認をしようとするときは、次に掲げる基準に適合する期待エクスポージャー計測モデルが当該承認に先立って一年以上にわたって内部管理において運用されており、かつ、期待エクスポージャー方式の使用を開始する日以降において、内部管理に関する体制が当該基準に適合することが見込まれるかどうかを審査しなければならない。

〔一〕三 同上〕

四 期待エクスポージャー計測モデルが、当該モデルの開発から独立し、かつ、十分な能力を有する者により、開発時点及びその後定期的に、かつ、期待エクスポージャー計測モデルへの重要な変

更、市場の構造的な変化又はポートフォリオ構成の大きな変化によつて期待エクスポージャー計測モデルの正確性が失われるおそれが生じた場合に検証されており、かつ、当該モデルが適切に見直されるための体制を整備していること。この場合において、当該検証は次に掲げる事項を含むものとする。

〔イ〜ハ 略〕

〔五〜十二の二 略〕

十三  $\alpha$ を独自に推計している場合には、第七十五条第四項各号に掲げる要件を満たしていること。

十四 派生商品取引とレポ形式の取引をその対象とする法的に有効な相対ネットティング契約の効果を勘案している場合には、第七十五条第十二項各号に掲げる条件を満たしていること。

十五 〔略〕

(変更に係る届出)

第七十五条の四 期待エクスポージャー方式の使用について承認を受けた標準的手法採用金庫は、次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、その旨及びその内容を金融庁長官に届け出るものとする。

〔一〜三 略〕

2 前項第三号に基づく届出を行う場合には、標準的手法採用金庫は、当該標準的手法採用金庫が承認の基準を満たさない事項に関する改善計画を当該届出と併せて、又はその後速やかに提出するものと

更、市場の構造的な変化又はポートフォリオ構成の大きな変化によつて期待エクスポージャー計測モデルの正確性が失われるおそれが生じた場合に検証されており、かつ、当該モデルが適切に見直されるための体制を整備していること。この場合において、当該検証は次に掲げる事項を含まなければならない。

〔イ〜ハ 同上〕

〔五〜十二の二 同上〕

十三  $\alpha$ を独自に推計している場合には、第七十六条第四項各号に掲げる要件を満たしていること。

十四 派生商品取引とレポ形式の取引をその対象とする法的に有効な相対ネットティング契約の効果を勘案している場合には、第七十六条第十二項各号に掲げる条件を満たしていること。

十五 〔同上〕

(変更に係る届出)

第七十六条の四 期待エクスポージャー方式の使用について承認を受けた標準的手法採用金庫は、次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、その旨及びその内容を金融庁長官に届け出なければならない。

〔一〜三 同上〕

2 前項第三号に基づく届出を行う場合には、標準的手法採用金庫は、当該標準的手法採用金庫が承認の基準を満たさない事項に関する改善計画を当該届出とあわせて、又はその後速やかに提出しなければ



する。

(承認の取消し)

第七十五条の五 金融庁長官は、期待エクスポージャー方式の使用について承認を受けた標準的手法採用金庫が前条第一項第二号の届出を怠った場合又は同項第三号に該当する場合には、第七十五条第一項の承認を取り消すことができる。

(段階的適用等)

第七十五条の六 期待エクスポージャー方式の使用について承認を受けた標準的手法採用金庫は、全ての派生商品取引又は全てのレポ形式の取引について期待エクスポージャー方式を適用するものとする。ただし、期待エクスポージャー方式の適用を開始した後の一定の期間について、一部の取引の与信相当額について期待エクスポージャー方式を適用しない旨を第七十五条の二第二項第四号に掲げる期待エクスポージャー方式実施計画に定めている場合は、この限りでない。

2 「略」

(カレント・エクスポージャー方式)

第七十六条 標準的手法採用金庫が第七十三条第二項の規定によりカレント・エクスポージャー方式を用いる場合には、再構築コストの額及びアドオンの額を合計することにより与信相当額を算出するも

ばならない。

(承認の取消し)

第七十六条の五 金融庁長官は、期待エクスポージャー方式の使用について承認を受けた標準的手法採用金庫が前条第一項第二号の届出を怠った場合又は同項第三号に該当する場合には、第七十六条第一項の承認を取り消すことができる。

(段階的適用等)

第七十六条の六 期待エクスポージャー方式の使用について承認を受けた標準的手法採用金庫は、すべての派生商品取引又はすべてのレポ形式の取引について期待エクスポージャー方式を適用しなければならない。ただし、期待エクスポージャー方式の適用を開始した後の一定の期間について、一部の取引の与信相当額について期待エクスポージャー方式を適用しない旨を第七十六条の二第二項第四号に掲げる期待エクスポージャー方式実施計画に定めている場合は、この限りでない。

2 「同上」

「条を加える。」

のとする。

2 前項の再構築コストの額は、次の各号に掲げるいずれかの額とする。

一 派生商品取引を時価評価することにより算出した再構築コストの額（零を下回る場合には、零とする。）

二 法的に有効な相対ネットティング契約下にある取引に係るネット再構築コストの額（零を下回る場合には、零とする。）

3 第一項のアドオンの額は、次の各号に掲げるいずれかの額とする。

一 次のイ又はロに掲げる額（以下「グロスのアドオン」という。）

イ 派生商品取引（クレジット・デリバティブを除く。）については、次の表の上欄に掲げる取引の区分及び同表の中欄に掲げる残存期間の区分に応じ、当該取引の想定元本額に同表の下欄に定める掛目（元本を複数回交換する取引にあつては、各掛目に残存交換回数に乗ずるものとする。）を乗じて得た額

取引の区分	残存期間の区分	掛目 (パーセント)
外国為替関連取引 及び金関連取引	一年以内 一年超五年以内 五年超	一・〇 五・〇 七・五

金利関連取引	一年以内 一年超五年以内 五年超	〇・〇 〇・五 一・五
株式関連取引	一年以内 一年超五年以内 五年超	六・〇 八・〇 十・〇
貴金属関連取引（金 関連取引を除く。）	一年以内 一年超五年以内 五年超	七・〇 七・〇 八・〇
その他のコモディ ティ関連取引	一年以内 一年超五年以内 五年超	十・〇 十二・〇 十五・〇

(注1) 特定の支払期日においてその時点でのエクスポージャーを清算する構造で、かつ、当該特定の期日において市場価値が零になるように契約条件が再設定される契約については、残存期間を次の再設定日までの期間とみなすことができる。この基準を満たす残存期間が一年超の金利関連取引については、アドオン掛目は〇

---

・五パーセントを下限とする。

(注2) 取引の区分欄に掲げられた各取引に当てはまらない  
派生商品取引(クレジット・デリバティブを除く。)  
は、「その他のコモディティ関連取引」として取り扱  
うこととする。

(注3) 同一通貨間かつ変動金利相互間の金利スワップにつ  
いては、この項に係る額を与信相当額に加えることを  
要しない。

(注4) 外国為替関連取引とは、異種通貨間の金利スワップ  
、為替先渡取引(FX)、先物外国為替取引、通貨  
先物取引及び通貨オプション(オプション権の取得に  
限る。)等をいう。

(注5) 金関連取引とは、金に基づく先渡、スワップ及びオ  
プション(オプション権の取得に限る。)等をいう。

(注6) 金利関連取引とは、同一通貨間の金利スワップ、金  
利先渡取引(FORWARD)、金利先物取引及び金利オプシ  
ョン(オプション権の取得に限る。)等をいう。

(注7) 株式関連取引とは、個別の株式や株価指数に基づ  
く先渡、スワップ及びオプション(オプション権の取得  
に限る。)等をいう。

(注8) 貴金属関連取引とは、貴金属に基づく先渡、スワッ  
プ及びオプション(オプション権の取得に限る。)等  
をいう。

---

(注9) その他のコモディティ関連取引とは、エネルギー取引、農産物取引及び卑金属その他の貴金属以外の金属のコモディティ取引に基づく先渡、スワップ及びオプション（オプション権の取得に限る。）等をいう。

ロ クレジット・デリバティブについては、次の表の上欄に掲げる取引の種類及び同表の中欄に掲げる原債務者の種類に応じ、当該取引の想定元本額に同表の下欄に定める掛目を乗じて得た額

取引の種類	原債務者の種類	掛目 (パーセント)
トータル・リターン ・スワップ又はクレジット・デフォルト ・スワップ	優良債務者 その他の債務者	五・〇 十・〇

(注1) 標準的手法採用金庫がプロテクション提供者である場合の掛目とプロテクション購入者である場合の掛目は同一とする。ただし、標準的手法採用金庫がクレジット・デフォルト・スワップのプロテクション提供者である場合においては、プロテクション購入者が支払

---

不能となった場合に、原債務者の信用事由（プロテクション提供者が支払を行うべき事由として当事者があらかじめ定めたものをいう。）の発生の有無にかかわらず、取引が清算されるものに限り与信相当額を算出するものとする。この場合において、標準的手法採用金庫は、この項の規定により算出される額について、取引の相手先から当該取引の約定に基づいて受け取ることとされていた額を上限とすることができる。

（注2）

優良債務者とは、次に掲げるものをいう。

① 第五十条から第五十六条までの規定において、リスク・ウエイトが規定されている主体

② 金融機関（第一条第七号ロに掲げる者を除く。）  
、外国銀行、銀行持株会社、銀行持株会社に準ずる外国の会社、第一種金融商品取引業者及び経営管理会社のうち第五十七条又は第五十八条の基準に照らして二十パーセントのリスク・ウエイトとすることが認められている主体並びに適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区分が4―3又は5―3以上である主体をいう。

（注3）

ファースト・トウ・デフォルト型クレジット・デリバティブについては、プロテクションの対象とする複数の資産のうち最も信用リスクの高い資産に基づいて原債務者の種類を定めるものとする。セカンド・トウ

---

・デフォルト型クレジット・デリバティブについては、プロテクションの対象とする複数の資産のうち二番目に信用リスクの高い資産に基づいて原債務者の種類を定めるものとする。これらの規定は、クレジット・デリバティブのうち、複数の資産をプロテクションの対象とし、当該プロテクションは当該複数の資産のうち、あらかじめ特定された順位において信用事由が発生した資産に対してのみ提供されるとともに契約が終了するものについて準用する。

二 法的に有効な相対ネットイング契約下にある取引について、次の算式により得られるネットのアドオンの額

$$\begin{aligned} \text{ネットのアドオン} &= 0.4 \times \text{グロスのアドオン} \\ &+ 0.6 \times \frac{\text{ネット再構築コスト}}{\text{グロス再構築コスト}} \times \text{グロスのアドオン} \end{aligned}$$

(標準的ボラティリティ調整率)

第九十二条 標準的手法採用金庫が標準的ボラティリティ調整率を用いる場合において、包括的手法の計算の対象とする取引について毎営業日の時価評価又は担保額調整を行っており、かつ、保有期間（ボラティリティ調整率を計算する際に、当該資産を保有すると仮定する期間をいう。以下この目から第四目までにおいて同じ。）が十営業日のときに用いるボラティリティ調整率は、次の各号に掲げる

(標準的ボラティリティ調整率)

第九十二条 標準的手法採用金庫が標準的ボラティリティ調整率を用いる場合において、包括的手法の計算の対象とする取引について毎営業日の時価評価又は担保額調整を行っており、かつ、保有期間（ボラティリティ調整率を計算する際に、当該資産を保有すると仮定する期間をいう。以下この目から第四目までにおいて同じ。）が十営業日のときに用いるボラティリティ調整率は、次の各号に掲げる

場合において、当該各号に定めるものとする。

一 「略」

二 ボラテイリティ調整率を適用する対象である資産が次の表に掲げる資産種別に該当する場合 その該当する資産種別に応じて、同表の下欄に定めるボラテイリティ調整率

資産種別	ボラテイリティ調整率
「略」 適格金融資産担保以外の資産（当該資産について第七十二条第一項第八号に定める与信相当額を算出する場合、SAICCRを用いて派生商品取引若しくは長期決済期間取引に係る与信相当額を算出する場合においてこれらの取引に係る与信相当額が算出される担保に用いるとき又は第八十八条ただし書の定めるところによりレポ形式の取引について第八十七条各号及び第八十八条各号に掲げるもの	二十五パーセント

場合において、当該各号に定めるものとする。

一 「同上」

二 ボラテイリティ調整率を適用する対象である資産が次の表に掲げる資産種別に該当する場合 その該当する資産種別に応じて、同表の下欄に定めるボラテイリティ調整率

資産種別	ボラテイリティ調整率
「同上」 適格金融資産担保以外の資産（当該資産について第七十二条第一項第八号に定める与信相当額を算出する場合又は第八十八条ただし書の定めるところによりレポ形式の取引について第八十七条各号及び第八十八条各号に掲げるもの以外の資産を用いる場合に限る。以下同じ。）	二十五パーセント



<p>以外の資産を用いる場合に限る。 （以下同じ。）</p>	
<p>2 「略」</p> <p>(計算方法)</p> <p>第百十一条 標準的手法採用金庫が包括的手法を適用する場合であつて、<u>第七十三条第二項の規定により先渡、スワップ及びオプション等の派生商品取引についてカレント・エクスポート方式を使用し、かつ、適格金融資産担保を用いるときのエクスポート方式の額は、次の式により算出する。</u></p> $E^* = (RC + \text{アドオン}) - C_A$ <p>E*は、信用リスク削減手法適用後エクスポート方式額（ただし、零を下回らない値とする。）</p> <p>RCは、<u>第七十六条第二項第一号に定める再構築コスト</u></p> <p>アドオンは、<u>同条第三項第一号に定めるグロスのアドオン</u></p> <p>C<sub>A</sub>は、He（適格金融資産担保に適用するボラテリテニ調整率）及びVHfx（エクスポート方式と適格金融資産担保の通貨が異なる場合に適用するボラテリテニ調整率）を適用した後の担保額</p> <p>2 法的に有効な相対ネットテイング契約が存在する場合は、前項のRCは<u>第七十六条第二項第二号に定めるネット再構築コストとし、また、アドオンは同条第三項第二号に定めるネットのアドオンとする。</u></p>	<p>2 「同上」</p> <p>(計算方法)</p> <p>第百十一条 標準的手法採用金庫が包括的手法を適用する場合であつて、<u>先渡、スワップ及びオプション等の派生商品取引についてカレント・エクスポート方式を使用し、かつ、適格金融資産担保を用いるときのエクスポート方式の額は、次の式により算出する。</u></p> $E^* = (RC + \text{アドオン}) - C_A$ <p>E*は、信用リスク削減手法適用後エクスポート方式額（ただし、零を下回らない値とする。）</p> <p>RCは、<u>第七十四条第二項第一号に定める再構築コスト</u></p> <p>アドオンは、<u>同条第三項第一号に定めるグロスのアドオン</u></p> <p>C<sub>A</sub>は、He（適格金融資産担保に適用するボラテリテニ調整率）及びVHfx（エクスポート方式と適格金融資産担保の通貨が異なる場合に適用するボラテリテニ調整率）を適用した後の担保額</p> <p>2 法的に有効な相対ネットテイング契約が存在する場合は、前項のRCは<u>第七十四条第二項第二号に定めるネット再構築コストとし、また、アドオンは同条第三項第二号に定めるネットのアドオンとする。</u></p>

3 「略」

(間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出方法の特例)

第三百三十七条の二 標準的手法採用金庫が直接清算参加者として間接清算参加者の適格中央清算機関に対するトレード・エクスポージャーに係る清算取次ぎ等を行うことにより生ずる間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーについて、与信相当額の算出にカレント・エクスポージャー方式を用いている場合には、当該トレード・エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額は、次の算式により算出した額を当該信用リスク・アセットの額とみなすことができる。

$$RWA^* = RWA \times \sqrt{T_m/10}$$

RWA\*は、この条の規定の適用後の信用リスク・アセットの額

RWAは、第一節から前節までの規定により算出した当該トレード・

エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額

T<sub>m</sub>は、第七十五条第七項の規定により算出したリスクのマーゼン期間。この場合において、同項第一号の規定にかかわらず、日々の値洗いにより担保額が調整されるネットインゲ・セットに係るリスクのマーゼン期間は五営業日とすることができる。

(事業法人等向けエクスポージャー(EAD))

第三百五十六条 「略」

3 「同上」

(間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出方法の特例)

第三百三十七条の二 標準的手法採用金庫が直接清算参加者として間接清算参加者の適格中央清算機関に対するトレード・エクスポージャーに係る清算取次ぎ等を行うことにより生ずる間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーについて、与信相当額の算出に第七十六条に定める期待エクスポージャー方式を用いていない場合には、当該トレード・エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額は、次の算式により算出した額を当該信用リスク・アセットの額とみなすことができる。

$$RWA^* = RWA \times \sqrt{T_m/10}$$

RWA\*は、この条の規定の適用後の信用リスク・アセットの額

RWAは、第一節から前節までの規定により算出した当該トレード・

エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額

T<sub>m</sub>は、第七十六条第七項の定めに従い算出したリスクのマーゼン期間。この場合において、同項第一号の規定にかかわらず、日々の値洗いにより担保額が調整されるネットインゲ・セットに係るリスクのマーゼン期間は五営業日とすることができる。

(事業法人等向けエクスポージャー(EAD))

第三百五十六条 「同上」

「24 略」

5 第七十三条(第二項及び第三項を除く。)から第七十五条の六までの規定は、事業法人等向けエクスポージャーのEADについて準用する。この場合において、これらの規定中「標準的手法採用金庫」とあるのは「内部格付手法採用金庫」と、第七十三条第四項中「前三項」とあるのは「第一項」と読み替えるものとする。  
「項を削る。」

「24 同上」

5 第七十三条から第七十六条の六までの規定は、事業法人等向けエクスポージャーのEADについて準用する。この場合において、「標準的手法採用金庫」とあるのは「内部格付手法採用金庫」と読み替えるものとする。

6 内部格付手法採用金庫が直接清算参加者として間接清算参加者の適格中央清算機関向けトレード・エクスポージャーに係る清算取次ぎ等を行うことにより生ずる間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーのEADを算出する場合であつて、当該EADの算出に当たつて第七十六条に定める期待エクスポージャー方式を用いていないときには、前各項の規定により算出したEAD(当該エクスポージャーに係るものに限る。)に次の掛目を乗じた額を当該間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーのEADとすることができ  
る。

掛目 =  $\sqrt{T_m/10}$

$T_m$ は、第七十六条第七項の規定を準用して算出したリスクのマーキング期間。この場合において、同項第一号中「ネットインデグ・セット 二十営業日」とあり、及び「ネットインデグ・セット 十営業日」とあるのは、「ネットインデグ・セット 五営業日」と読み替えるものとする。

(マチュリテイ)

(マチュリテイ)

第百五十七條 [略]

〔2・5 略〕

6 内部格付手法採用金庫が事業法人等向けエクスポージャーのEADについては第七十五条から第七十五条の六までの規定を準用する場合には、事業法人等向けエクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算式に用いるマチュリティは、第一号に掲げる算式により算出された実効マチュリティとし、同号に掲げる冊<sub>注</sub>ロ<sub>ニ</sub>は第二号に掲げる算式により算出された額とする。ただし、実効マチュリティが一年に満たない場合には一年とし、五年を超える場合には五年とする。

〔一・二 略〕

〔7・8 略〕

(リテール向けエクスポージャーのEAD)

第百六十四條 [略]

〔2・4 略〕

5 第七十三条(第二項及び第三項を除く。)から第七十五条の六までの規定は、リテール向けエクスポージャーのEADについて準用する。この場合において、これらの規定中「標準的手法採用金庫」とあるのは「内部格付手法採用金庫」と、第七十三条第四項中「前三項」とあるのは「第一項」と読み替えるものとする。

〔項を削る。〕

第百五十七條 [同上]

〔2・5 同上〕

6 内部格付手法採用金庫が事業法人等向けエクスポージャーのEADについては第七十六条から第七十六条の六までの規定を準用する場合には、事業法人等向けエクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算式に用いるマチュリティは、第一号に掲げる算式により算出された実効マチュリティとし、同号に掲げる冊<sub>注</sub>ロ<sub>ニ</sub>は第二号に掲げる算式により算出された額とする。ただし、実効マチュリティが一年に満たない場合には一年とし、五年を超える場合には五年とする。

〔一・二 同上〕

〔7・8 同上〕

(リテール向けエクスポージャーのEAD)

第百六十四條 [同上]

〔2・4 同上〕

5 第七十三条から第七十六条の六までの規定は、リテール向けエクスポージャーのEADについて準用する。この場合において、「標準的手法採用金庫」とあるのは「内部格付手法採用金庫」と読み替えるものとする。

6

第百五十六条第六項の規定は、リテール向けエクスポージャーであつて、内部格付手法採用金庫が直接清算参加者として間接清算参

加者の適格中央清算機関向けトレード・エクスポージャーに係る清算取次ぎ等を行うことにより生ずる間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーの(三)を算出する場合について準用する。

(エクスポージャーの厚さ(三))

第二百六十条 「略」

2 エクスポージャーの厚さを計算するに当たって、金利スワップ又は通貨スワップから生じるエクスポージャーの計算においては第十三条(第二項及び第三項を除く。)から第七十五条の六までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「標準的手法採用金庫」とあるのは「内部格付手法採用金庫」と、第七十三条第四項中「前三項」とあるのは「第一項」と読み替えるものとする。

(CVAリスク相当額の算出)

第二百七十条の二 「略」

2 前項の規定にかかわらず、信用金庫連合会が債券等(第二百八十一条に規定する債券等をいう。以下この章において同じ。)に係る個別リスクの算出について第二百七十二條の承認を受けており、かつ、第七十五条第一項(第百五十六条第五項又は第百六十四条第五項において準用する場合を含む。)の承認を受けている場合には、第三節に定める先進的リスク測定方式を用いて、次の各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引に係るCVAリスク相当額を算出しなければならない。

加者の適格中央清算機関向けトレード・エクスポージャーに係る清算取次ぎ等を行うことにより生ずる間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーの(三)を算出する場合について準用する。

(エクスポージャーの厚さ(三))

第二百六十条 「同上」

2 エクスポージャーの厚さを計算するに当たって、金利スワップ又は通貨スワップから生じるエクスポージャーの計算においては第十三条から第七十六条の六までの規定を準用する。この場合において、「標準的手法採用金庫」とあるのは「内部格付手法採用金庫」と読み替えるものとする。

(CVAリスク相当額の算出)

第二百七十条の二 「同上」

2 前項の規定にかかわらず、信用金庫連合会が債券等(第二百八十一条に規定する債券等をいう。以下この章において同じ。)に係る個別リスクの算出について第二百七十二條の承認を受けており、かつ、第七十六条第一項(第百五十六条第五項又は第百六十四条第五項において準用する場合を含む。)の承認を受けている場合には、第三節に定める先進的リスク測定方式を用いて、次の各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引に係るCVAリスク相当額を算出しなければならない。

「一〇三 略」

3 第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる信用金庫又は信用金庫連合会のいずれにも該当しない国内基準金庫にあつては、第四節に定める簡便的リスク測定方式を用いて、同項各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引に係るCVAリスク相当額を算出することができる。

「一〇三 略」

四 期待エクスポージャー方式の使用について第七十五条第一項（第一百五十六条第五項又は第六十四条第五項において準用する場合を含む。）の承認を受けた信用金庫又は信用金庫連合会

4 「略」

（標準的リスク測定方式によるCVAリスク相当額）

第二百七十条の三 「略」

「2・3 略」

4 第一項のEAD<sub>total</sub>は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める取引相手方<sup>二</sup>に係るネットテイング・セット<sup>二</sup>ごとに算出した額とする。

一 SA-CCRを用いる場合 第七十四条第一項に規定する与信相当額の割引現在価値

「号を削る。」

「一〇三 同上」

3 第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる信用金庫又は信用金庫連合会のいずれにも該当しない国内基準金庫にあつては、第四節に定める簡便的リスク測定方式を用いて、同項各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引に係るCVAリスク相当額を算出することができる。

「一〇三 同上」

四 期待エクスポージャー方式の使用について第七十六条第一項（第一百五十六条第五項又は第六十四条第五項において準用する場合を含む。）の承認を受けた信用金庫又は信用金庫連合会

4 「同上」

（標準的リスク測定方式によるCVAリスク相当額）

第二百七十条の三 「同上」

「2・3 同上」

4 第一項のEAD<sub>total</sub>は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める取引相手方<sup>二</sup>に係るネットテイング・セット<sup>二</sup>ごとに算出した額とする。

一 カレント・エクスポージャー方式を用いる場合 第六章第六節第三款に規定する包括的手法を使用する場合の信用リスク削減手法を適用した後のエクスポージャーの額の割引現在価値

二 標準方式を用いる場合 第七十五条に規定する与信相当額の割引現在価値

二 期待エクスポージャー方式を用いる場合 第七十五条第二項に規定する与信相当額

三 カレント・エクスポージャー方式を用いる場合 第六章第六節第三款に規定する包括的手法を使用する場合の信用リスク削減手法を適用した後のエクスポージャーの額の割引現在価値

5 第一項並びに前項第一号及び第三号の割引現在価値は、次に掲げる算式により算出するものとする。

$$\text{(割引現在価値)} = (\text{想定元本額又は与信相当額}) \times (1 - \text{EXP}(-0.05 \times M_i)) / (0.05 \times M_i)$$

$M_i$ は、対応する $M_i$ 、 $M_i^{\text{holder}}$ 又は $M_i^{\text{liab}}$

6 [略]

7 第四項第三号に掲げる場合において、第一項の $EAD_i^{\text{total}}$ （直接清算参加者として間接清算参加者の適格中央清算機関向けトレード・エクスポージャーに係る清算取次ぎ等を行うことにより生ずる間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーに係るものに限る。）を算出する場合には、同号に定める額に次の掛目を乗じた額を、当該ネットイング・セットの $EAD_i^{\text{total}}$ とすることができる。

$$\text{掛目} = \sqrt{(T_m/10)}$$

$T_m$ は、第七十五条第七項の規定を準用して算出したリスクのマージン期間。この場合において、同項中「前項」とあるのは「第二十条の三第七項」と、同項第一号中「ネットイング・セット」「十営業日」とあり、及び「ネットイング・セット」「十営業日」と読み替える

三 期待エクスポージャー方式を用いる場合 第七十六条第二項に規定する与信相当額  
「号を加える。」

5 第一項並びに前項第一号及び第二号の割引現在価値は、次に掲げる算式により算出するものとする。

$$\text{(割引現在価値)} = (\text{想定元本額又は与信相当額}) \times (1 - \text{EXP}(-0.05 \times M_i)) / (0.05 \times M_i)$$

$M_i$ は、対応する $M_i$ 、 $M_i^{\text{holder}}$ 又は $M_i^{\text{liab}}$

6 [同上]

7 第四項第一号又は第二号に掲げる場合において、第一項の $EAD_i^{\text{total}}$ （直接清算参加者として間接清算参加者の適格中央清算機関向けトレード・エクスポージャーに係る清算取次ぎ等を行うことにより生ずる間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーに係るものに限る。）を算出する場合には、第四項第一号又は第二号に定める額に次の掛目を乗じた額を、当該ネットイング・セットの $EAD_i^{\text{total}}$ とすることができる。

$$\text{掛目} = \sqrt{(T_m/10)}$$

$T_m$ は、第七十六条第七項の規定を準用して算出したリスクのマージン期間。この場合において、同項第一号中「ネットイング・セット」「十営業日」とあり、及び「ネットイング・セット」「十営業日」と読み替える

ものとする。

(先進的リスク測定方式によるCVAリスク相当額)

第二百七十条の四 「略」

〔2～4 略〕

〔項を削る。〕

えるものとする。

(先進的リスク測定方式によるCVAリスク相当額)

第二百七十条の四 「同上」

〔2～4 同上〕

5|| 前項の規定にかかわらず、第七十六条第六項(第一百五十六条第五項又は第六十四条第五項において準用する場合を含む。)に規定する方法を使用する場合には、ネットینگ・セットにおける最も長いマチュリティの二分の一に相当する期間又は当該ネットینگ・セットに含まれる全ての派生商品取引に係る想定元本額の名目額により加重平均したマチュリティのいずれか大きい期間を $\alpha$ とし、当該ネットینگ・セットの $\alpha$ を $\beta$ としなければならない。

6|| 「同上」

7|| 「同上」

(適用除外)

第二百七十条の五 「略」

2 第二百七十条の二第二項に規定する場合において、期待エクスポージャー方式を用いないで与信相当額を算出する特定のポートフォリオに含まれる派生商品取引については、あらかじめ金融庁長官に届け出た場合に限り、当該派生商品取引に係るCVAリスク相当額を前節に定める標準的リスク測定方式を用いて算出することができる。

(適用除外)

第二百七十条の五 「同上」

2 カレント・エクスポージャー方式又は標準方式を用いて与信相当額を算出する特定のポートフォリオに含まれる派生商品取引については、あらかじめ金融庁長官に届け出た場合に限り、当該派生商品取引に係るCVAリスク相当額を前節に定める標準的リスク測定方式を用いて算出することができる。



る。

(中央清算機関に対するトレード・エクスポージャー及び直接清算参加者向けトレード・エクスポージャーの信用リスク・アセット)

第二百七十条の八 第六章(第七十四条第四項第二号及び第三号を除く。)の規定は、中央清算機関に対するトレード・エクスポージャー及び直接清算参加者向けトレード・エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出について準用する。この場合において、同章(第七十三条第二項及び第三項を除く。)の規定中「標準的手法採用金庫」とあるのは「信用金庫又は信用金庫連合会」と読み替えるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるトレード・エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出する場合における当該トレード・エクスポージャーのリスク・ウェイトは、二パーセントとする。

(中央清算機関に対するトレード・エクスポージャー及び直接清算参加者向けトレード・エクスポージャーの信用リスク・アセット)

第二百七十条の八 第六章の規定は、中央清算機関に対するトレード・エクスポージャー及び直接清算参加者向けトレード・エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出について準用する。この場合において、「標準的手法採用金庫」とあるのは「信用金庫又は信用金庫連合会」と読み替えるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるトレード・エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出する場合、当該トレード・エクスポージャーのリスク・ウェイトは、二パーセントとする。また、次の各号に掲げるトレード・エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出について前項の規定に基づき第六章の規定を準用する場合において、第七十六条第七項第一号中「イからニまで」とあるのは「イ、ロ又はニ」と、同号イ中「ロ又はハ」とあるのは「ロ」と、同号ニ中「イからハまで」とあるのは「イ又はロ」と、第九十八条第二項第一号ニ中「流動性の低い担保又は再構築の困難な派生商品取引を含むネットイング・セット及び算出基準日を含む四半期の一期前の四半期内のいずれかの時点で取引件数が五千件を超えたネットイング・セット」とあるのは「流動性の低い担保

「一・二 略」

3|| 第一項の規定により第六章の規定を準用する場合（S A I C C Rを用いる場合に限る。）において、適格中央清算機関が支払不能となり、当該適格中央清算機関から変動証拠金として受け入れることが予定されている担保に対する損失の発生を防ぐための方策が講じられていないときは、リスクのマージン期間は、ネットینگ・セットに含まれる取引の⑤のうち最も長い営業日数（十営業日を下回る場合には、十営業日とする。）と一年間の営業日数のうちいずれか短い営業日数とする。

4|| 第一項の規定により第六章の規定を準用する場合において、期待エクスポージャー方式を用いるときは、第七十五条第七項第一号中「イからニまで」とあるのは「イ、ロ又はニ」と、同号イ中「ロ又はハ」とあるのは「ロ」と、同号ニ中「イからハまで」とあるのは「イ又はロ」と読み替えるものとする。ただし、当該適格中央清算機関が支払不能となった場合において、当該適格中央清算機関から変動証拠金として受け入れることが予定されている担保に対する損失の発生を防ぐための方策が講じられていないときは、リスクのマージン期間は、ネットینگ・セットに含まれる取引の残存期間のうち最も長い営業日数（十営業日を下回る場合には、十営業日とする。）と一年間の営業日数のうちいずれか短い営業日数とする。

5|| 第一項の規定により第六章の規定を準用する場合において、第九

又は再構築の困難な派生商品取引を含むネットینگ・セット」と読み替えるものとする。

「一・二 同上」

3|| 第一項の規定にかかわらず、直接清算参加者向けトレード・エクスポージャー（信用金庫又は信用金庫連合会が間接清算参加者である場合において、直接清算参加者及び他の間接清算参加者が共に債務不履行又は支払不能となった場合に、信用金庫又は信用金庫連合会への損失の発生を防ぐための方策を適格中央清算機関又は直接清算参加者が講じていない場合に限る。）の信用リスク・アセットの額を算出する場合、当該直接清算参加者向けトレード・エクスポージャーのリスク・ウェイトは、四パーセントとする。

「項を加える。」

「項を加える。」

十八条第二項第一号ニ中「流動性の低い担保又は再構築の困難な派生商品取引を含むネットイング・セット及び算出基準日を含む四半期の一期前の四半期内のいずれかの時点で取引件数が五千件を超えたネットイング・セット」とあるのは「流動性の低い担保又は再構築の困難な派生商品取引を含むネットイング・セット」と読み替えるものとする。この場合において、当該適格中央清算機関が支払不能となった際に当該適格中央清算機関から変動証拠金として受け入れることが予定されている担保に対する損失の発生を防ぐための方策が講じられていないときは、最低保有期間は、ネットイング・セットに含まれる取引の残存期間のうちの最も長い営業日数（十営業日を下回る場合には、十営業日とする。）と一年間の営業日数のうちいずれか短い営業日数とする。

6|| 第一項の規定にかかわらず、直接清算参加者向けトレード・エクスポージャー（信用金庫又は信用金庫連合会が間接清算参加者である場合において、直接清算参加者及び他の間接清算参加者がともに債務不履行又は支払不能となった際に信用金庫又は信用金庫連合会への損失の発生を防ぐための方策を適格中央清算機関又は直接清算参加者が講じていないときに限る。）の信用リスク・アセットの額を算出する場合における当該直接清算参加者向けトレード・エクスポージャーのリスク・ウェイトは、四パーセントとする。

（適格中央清算機関に係る清算基金の信用リスク・アセット）

第二百七十条の九 適格中央清算機関に係る清算基金の信用リスク・

「項を加える。」

（適格中央清算機関に係る清算基金の信用リスク・アセット）

第二百七十条の九 適格中央清算機関に係る清算基金の信用リスク・

アセットの額は、次の算式により算出した所要自己資本額 ( $K_{cal}$ ) に十二・五を乗じて算出する。

一 所要自己資本額 ( $K_{cal}$ ) は、次の算式を用いて算出する。

$$K_{CMi} = \max \left( K_{CCP} \times \left( \frac{DF_i^{prel}}{DF_{CCP} + DF_{CM}^{prel}} \right), 0.08 \times 0.02 \times DF_i^{prel} \right)$$

$$K_{CCP} = \sum_i EAD_i \times 0.2 \times 0.08$$

$DF_i^{prel}$  は、当該適格中央清算機関に直接清算参加者  $i$  が拠出した清算基金の額

$DF_{CCP}$  は、当該適格中央清算機関が有する資本その他これに類するものであって、直接清算参加者の債務不履行により当該適格中央清算機関に生ずる損失を清算基金（債務不履行参加者の清算基金を除く。）と同時に又は当該清算基金に先立ち負担するものの額

$DF_{CM}^{prel}$  は、当該適格中央清算機関に直接清算参加者が拠出した清算基金の額の合計

$EAD_i$  は、当該適格中央清算機関が有する直接清算参加者  $i$  に対するトレード・エクスポージャーの額

二 前項の  $EAD_i$  は、次のイ又はロに掲げる取引の区分に於いて、当該イ又はロに定める額とする。

イ 派生商品取引 S A C C R を用いて算出した額。ただし、受け入れ担保の額には直接清算参加者が拠出した清算基金の額

アセットの額は、次の各号に掲げるいずれかの手法を用いて算出する。

一 リスク・センシティブ手法

二 簡便的手法

2 前項第一号に掲げる「リスク・センシティブ手法」とは、第一号に掲げる算式により算出した所要自己資本額 ( $K_{cal}$ ) に十二・五を乗じて信用リスク・アセットの額を算出する手法をいう。

一 所要自己資本額 ( $K_{CM}$ ) は次の算式を用いて算出する。

$$K_{CM} = \left( 1 + \frac{A_{Net,1} + A_{Net,2}}{\sum_i A_{Net,i}} \cdot \frac{N}{N-2} \right) \cdot \frac{DF}{DF_{CM}} \cdot K_{CM}^*$$

$$K_{CM}^* = \begin{cases} 100\% \cdot 1.2 \cdot (K_{CCP} - DF') + 100\% \cdot DF_{CM}' & \text{if } DF' < K_{CCP} & \text{(i)} \\ 100\% \cdot (K_{CCP} - DF_{CCP}') + c_1 \cdot (DF' - K_{CCP}) & \text{if } DF_{CCP}' < K_{CCP} \leq DF' & \text{(ii)} \\ c_1 \cdot DF_{CM}' & \text{if } K_{CCP} \leq DF_{CCP}' & \text{(iii)} \end{cases}$$

$$K_{CCP} = \sum_i \max(EBRM_i - IM_i - DF_i, 0) \cdot 20\% \cdot 8\%$$

$$DF_{CM}' = \sum_i DF_i$$

$$DF_{CM}' = DF_{CM}' - 2 \cdot DF_{CM}' / N$$

$$DF' = DF_{CCP}' + DF_{CM}'$$

$$c_1 = \text{Max} \left\{ \frac{1.6\%}{(DF' / K_{CCP}')^{0.3}}; 0.16\% \right\}$$

$K_{CM}$  は、当該適格中央清算機関に係るみなし所要自己資本額（第八号八号及び第九号において同じ。）

$N$  は、当該適格中央清算機関に係る直接清算参加者の数（第八号

を合算し、かつ、リスクのマージン期間は十営業日とする。

ロ レポ形式の取引 次の算式により算出した額

$$EAD_i = \max(EBRM_i - IM_i - DF_i, 0)$$

EBRM<sub>i</sub>は、当該適格中央清算機関が有する直接清算参加者iに対するエクスプोजーの額に当該直接清算参加者が拠出した当初証拠金の額を加えた額（第百二条の信用リスク削減手法適用後の額とする。）

IM<sub>i</sub>は、直接清算参加者iが拠出した当初証拠金の額

DF<sub>i</sub>は、直接清算参加者iが拠出した清算基金の額

三 前号ロの規定による所要自己資本額(K<sub>req,i</sub>)を算出する場合は、準日を含む四半期の一期前の四半期内のいずれかの時点で取引件数が五千件を超えたネットインク・セットに係る最低保有期間を二十営業日とすることを要しない。

四 第一号に規定する算式におけるトレード・エクスプोजーに係る当初証拠金が、派生商品取引とレポ形式の取引の双方を対象としているときは、当該派生商品取引に係る当初証拠金及び当該レポ形式の取引に係る当初証拠金の額は、第二号イに定める額（担保を授受していないと仮定した場合における額とする。）と同号ロに定める額との割合に応じた額とする。

五 当該適格中央清算機関において、清算基金が一定の区分ごとに分別管理されている場合には、第一号の所要自己資本額は、当該区分ごとに算出する。この場合において、DF<sub>cap</sub>が当該区分ごとに

及び第九号において同じ。）

DF<sub>i</sub>は、当該適格中央清算機関に信用金庫又は信用金庫連合会が拠出した清算基金の額

DF<sub>cap,i</sub>は、当該適格中央清算機関が有する資本その他これに類するものであって、直接清算参加者の債務不履行により中央清算機関に生ずる損失を清算基金（債務不履行参加者の清算基金を除く。）に先立ち負担するものの額

EBRM<sub>i</sub>は、当該適格中央清算機関が有する直接清算参加者iに対するエクスプोजーの額に当該直接清算参加者が拠出した当初証拠金の額を加えた額

IM<sub>i</sub>は、直接清算参加者iが拠出した当初証拠金（第九号において同じ。）

DF<sub>i</sub>は、直接清算参加者iが拠出した清算基金

A<sub>net,i</sub>は、直接清算参加者iに対するEBRM<sub>i</sub>の額（第八号及び第九号において同じ。）

A<sub>net,1</sub>は、当該適格中央清算機関が有する各直接清算参加者に対するエクスプोजーの額のうち最大の額（第八号及び第九号において同じ。）

A<sub>net,2</sub>は、当該適格中央清算機関が有する各直接清算参加者に対するエクスプोजーの額のうち二番目に大きい額（第八号及び第九号において同じ。）

Σ<sub>i</sub>A<sub>net,i</sub>は、当該適格中央清算機関が有する各直接清算参加者に対するエクスプोजーの額の合計額（第八号及び第九号にお

分別管理されていないときは、当該区分ごとのDF<sub>net</sub>は、 $\Sigma$ FEAD<sub>i</sub>の額の割合に応じた額とする。

六 第二号の規定にかかわらず、直接清算参加者が自己の勘定と間接清算参加者ごとの勘定（複数の間接清算参加者の勘定を一括して管理している場合にあつては、一括して管理しているそれぞれの勘定をいう。以下この号及び次号において同じ。）を分別管理している場合には、当該自己の勘定のトレード・エクスポージャーの額及び当該間接清算参加者ごとの勘定のトレード・エクスポージャーの額の合計額をFEAD<sub>i</sub>とする。

七 前号の場合において、直接清算参加者が拠出した清算基金が、当該直接清算参加者の自己の勘定と間接清算参加者ごとの勘定の別に分けられていないときには、当該自己の勘定に係る当初証拠金の額と当該間接清算参加者ごとの勘定に係る当初証拠金との額の割合に応じて、当該清算基金を配分することとする。

2 | 前条及び前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額（以下この項において単に「合計額」という。）と、適格中央清算機関が適格中央清算機関以外の中央清算機関となつたと仮定した場合における次の各号に掲げる額の合計額（以下この項において「仮定した合計額」という。）を比較し、合計額が仮定した合計額を上回る場合には、当該仮定した合計額を当該適格中央清算機関に対するトレード・エクスポージャー及び当該適格中央清算機関に係る清算基金の信用リスク・アセットの額の合計額とする。

一 当該適格中央清算機関に対するトレード・エクスポージャーの

（以下同じ。）

二 前号におけるエクスポージャーの額は、第百二条及び第百十一条の信用リスク削減手法適用後エクスポージャー額とする。

三 前号の場合において、派生商品取引に係る信用リスク削減手法適用後エクスポージャー額の計算については、第七十四条のネット・エクスポージャー方式を用いる。

四 前号の場合において、第七十四条第三項第二号のネットのアドオンについては、次の算式を用いる。

$$\text{ネットのアドオン} = 0.15 \times \text{グロスのアドオン}$$

$$\frac{\text{ネット再調整コスト}}{+0.85 \times \text{グロスの再調整コスト}} \times \text{グロスのアドオン}$$

五 第三号の場合において、第七十四条第三項第一号に規定するグロスのアドオンの計算に当たり、オプションについては、第七十五条第一項第二号イ及びロに規定するリスク・ポジションの額とする。

六 第二号の場合において、第九十八条第二項第一号ニ（第百五条第五項において適用する場合を含む。）の定めにかかわらず、算出基準日を含む四半期の一期前の四半期内のいずれかの時点で取引件数が五千件を超えたネットイング・セットに係る最低保有期間を二十営業日とすることを要しない。

七 当該適格中央清算機関において、清算基金が一定の区分ごとに分別管理されている場合は、第一号の所要自己資本額は当該区分ごとに算出することを要する。この場合において、DF<sub>net</sub>が当該区

信用リスク・アセットの額

二 当該適格中央清算機関に係る清算基金の信用リスク・アセットの額

分ごとに分別管理されていないときは、当該区分ごとの  $DF_{col}^*$  は  $A_{Net,i}$  の額の割合に応じた額とする。

八 第一号において、各直接清算参加者が拠出した清算基金の額の合計額 ( $DF_{col}$ ) が零を上回らない場合は、次の算式を用いて所要自己資本額 ( $K_{col}$ ) を算出することを要する。

$$K_{CM} = \left( 1 + \frac{A_{Net,1} + A_{Net,2}}{\sum_i A_{Net,i}} \cdot \frac{N}{N-2} \right) \cdot \frac{DF^*}{\sum_i DF_i^*} \cdot K_{CM}^*$$

$DF^*$ は、当該適格中央清算機関に対する信用金庫又は信用金庫連合会の未拠出の清算基金の額

$DF_i^*$ は、直接清算参加者*i*の未拠出の清算基金の額

九 前号において、各直接清算参加者の未拠出の清算基金の額の合計額が零を上回らない場合は、次の算式を用いて所要自己資本額 ( $K_{col}$ ) を計算することを要する。

$$K_{CM} = \left( 1 + \frac{A_{Net,1} + A_{Net,2}}{\sum_i A_{Net,i}} \cdot \frac{N}{N-2} \right) \cdot \frac{IM}{\sum_i IM_i} \cdot K_{CM}^*$$

$IM$ は、当該適格中央清算機関に信用金庫又は信用金庫連合会が拠出した当初証拠金の額

3 第一項第二号に掲げる「簡便的手法」とは、次の算式により信用リスク・アセットの額を算出する手法をいう。この場合において、当該適格中央清算機関に対するトレード・エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出することを要しない。

$$\text{Min}\{2\% \cdot TE + 1250\% \cdot DF, 20\% \cdot TE\}$$

$TE$ は、当該適格中央清算機関に対するトレード・エクスポージャー

	<p style="text-align: center;">の額</p> <p style="text-align: center;">DFは、当該適格中央清算機関に信用金庫又は信用金庫連合会が拠出した清算基金の額</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	



○ 協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第二十二号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>「第一章～第三章 略」</p> <p>第四章 信用リスクの標準的手法</p> <p>「第一節～第三節 略」</p> <p>第四節 派生商品取引及び長期決済期間取引（第五十条―第五十条の三）</p> <p>「第五節～第七節 略」</p> <p>「第五章～第八章 略」</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p>	<p>目次</p> <p>「第一章～第三章 同上」</p> <p>第四章 信用リスクの標準的手法</p> <p>「第一節～第三節 同上」</p> <p>第四節 派生商品取引及び長期決済期間取引（第五十条―第五十条の六）</p> <p>「第五節～第七節 同上」</p> <p>「第五章～第八章 同上」</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p>

「一〇七の二 略」

七の三 適格中央清算機関 信用協同組合等が第二百四十六条の七第二項に定めるところにより信用リスク・アセットの額を算出するに当たって必要な情報を信用協同組合等に提供している者であつて、次に掲げる者をいう。

「イ〜ハ 略」

「八〇三十四 略」

三十五 ソブリン向けエクスポージャー 次に掲げるエクスポージャーをいう。

「イ〜ハ 略」

ト 国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、国際開発協会、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行、米州開発銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、北欧投資銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行、予防接種のための国際金融ファシリテイ、欧州評議会開発銀行及びアジアインフラ投資銀行向けエクスポージャー

「チ・リ 略」

「三十六・三十六の二 略」

三十六の三 トレード・エクスポージャー 派生商品取引、レポ形式の取引及び長期決済期間取引（第五十条第四項に規定する長期決済期間取引をいう。第十九条第一項第一号及び第四十九条第一項において同じ。）並びにこれらに関する担保の提供により生ずるエクスポージャーをいう。

「一〇七の二 同上」

七の三 適格中央清算機関 信用協同組合等が第二百四十六条の七第二項に定めるところにより信用リスク・アセットの額を算出するに当たって必要な情報を信用協同組合等に提供している者であつて、次に掲げる者をいう。

「イ〜ハ 同上」

「八〇三十四 同上」

三十五 ソブリン向けエクスポージャー 次に掲げるエクスポージャーをいう。

「イ〜ハ 同上」

ト 国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行、米州開発銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、北欧投資銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行、予防接種のための国際金融ファシリテイ及び欧州評議会開発銀行向けエクスポージャー

「チ・リ 同上」

「三十六・三十六の二 同上」

三十六の三 トレード・エクスポージャー 派生商品取引及びレポ形式の取引並びにこれらに関する担保の差入れにより生ずるエクスポージャーをいう。

〔三十六の四〇七十八 略〕

(連結の範囲)

第三条 「略」

- 2 前項の規定にかかわらず、信用協同組合連合会が法第四条の四第一項第四号又は第四号の二に掲げる会社及びこれらの子法人等(以下「保険会社等」という。)を子法人等としている場合における当該子法人等(次条第二項第一号イ(1)において「保険子法人等」という。)については、連結の範囲に含めないものとする。

(国際開発銀行向けエクスポージャー)

第三十一条 「略」

- 2 前項の規定にかかわらず、国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、国際開発協会、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行、米州開発銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、北欧投資銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行、予防接種のための国際金融ファシリテイ、欧州評議会開発銀行及びアジアインフラ投資銀行向けエクスポージャーのリスク・ウェイトは、零パーセントとする。

(オフ・バランス取引の与信相当額)

第四十九条 標準的手法を採用する信用協同組合等が次の表の中欄に掲げるオフ・バランス取引を行う場合、当該取引の相手方に対する

〔三十六の四〇七十八 同上〕

(連結の範囲)

第三条 「同上」

- 2 前項の規定にかかわらず、信用協同組合連合会が法第四条の四第一項第四号又は第四号の二に掲げる会社(以下「保険会社等」という。)を子法人等としている場合における当該子法人等(次条第二項第一号イ(1)において「保険子法人等」という。)については、連結の範囲に含めないものとする。

(国際開発銀行向けエクスポージャー)

第三十一条 「同上」

- 2 前項の規定にかかわらず、国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行、米州開発銀行、欧州投資銀行、アフリカ開発銀行、欧州投資基金、北欧投資銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行、予防接種のための国際金融ファシリテイ及び欧州評議会開発銀行向けエクスポージャーのリスク・ウェイトは、零パーセントとする。

(オフ・バランス取引の与信相当額)

第四十九条 標準的手法を採用する信用協同組合等が次の表の中欄に掲げるオフ・バランス取引を行う場合、当該取引の相手方に対する

信用リスクに係る与信相当額は、当該取引に係る想定元本額（見かけの額ではなく、その取引の経済効果を反映した額であることを要する。以下同じ。）に次の表の上欄に掲げる掛目を乗じて得た額とする。

百	七 信用供与に直接的に代替する偶発債務	信用供与に直接的に代替する偶発債務とは、一般的な債務の保証、手形の引受け（手形の引受けの性格を持つ裏書を含む。）及び元本補填信託契約等をいう。	掛目 (パーセント)	備考
			オフ・バランス取引の種類	
			「略」	
八 有価証券の貸付、現金若しくは有価証券に				

信用リスクに係る与信相当額は、当該取引に係る想定元本額（見かけの額ではなく、その取引の経済効果を反映した額であることを要する。以下同じ。）に次の表の上欄に掲げる掛目を乗じて得た額とする。

百	七 信用供与に直接的に代替する偶発債務	信用供与に直接的に代替する偶発債務とは、一般的な債務の保証、手形の引受け（手形の引受けの性格を持つ裏書を含む。）及び元本補てん信託契約等をいう。	掛目 (パーセント)	備考
			オフ・バランス取引の種類	
			「同上」	
八 有価証券の貸付、現金若しくは有価証券に				

---

---

よる担保の提供（S A  
I C C R（第五十一条  
に定めるところにより  
与信相当額を算出する  
ことをいう。以下同じ  
。）を用いて派生商品  
取引若しくは長期決済  
期間取引に係る与信相  
当額を算出し、又は期  
待エクスポージャー方  
式（第五十二条に定め  
るところにより与信相  
当額を算出すること  
をいう。以下同じ。）を  
用いて派生商品取引、  
長期決済期間取引若し  
くはレポ形式の取引若  
しくは信用取引その他  
これに類する海外の取  
引に係る与信相当額を  
算出する場合において  
、これらの取引におけ  
る担保の提供で与信相

---

---

---

---

---

---

よる担保の提供又は有  
価証券の買戻条件付売  
却若しくは売戻条件付  
購入

---

---

---

---

---

---

	当額が算出されるものを除く。)又は有価証券の買戻条件付売却若しくは売戻条件付購入	
--	--	--

2 「(注1)・(注2) 略」

2 「略」

(与信相当額の算出)

第五十条 先渡、スワップ、オプションその他の派生商品取引(次項及び第三項において「派生商品取引」という。)の与信相当額は、次条から第五十二条の六までに定めるところによりS A I C C R又は期待エクスポージャー方式を用いて算出する。ただし、原契約期間が五営業日以内の外国為替関連取引については、与信相当額の算出対象から除くことができる。

2 前項の規定にかかわらず、標準的手法を採用する信用協同組合等は、次の各号に掲げる信用協同組合等(以下「協同組合」という。)にあつては、カレント・エクスポージャー方式(第五十三条に定めるところにより与信相当額を算出することをいう。以下同じ。)を用いて、派生商品取引の与信相当額を算出することができる。この場合において、当該標準的手法を採用する信用協同組合等は、全ての派生商品取引について、S A I C C Rを用いて与信相当額を算出することができない。

--	--	--

2 「(注1)・(注2) 同上」

2 「同上」

(与信相当額の算出)

第五十条 先渡、スワップ、オプションその他の派生商品取引の与信相当額は、次条から第五十三条の六までに定めるところによりカレント・エクスポージャー方式、標準方式又は期待エクスポージャー方式を用いて算出する。ただし、原契約期間が五営業日以内の外国為替関連取引については、与信相当額の算出対象から除くことができる。

「項を加える。」

一 先進的計測手法を採用する信用協同組合等

二 第五十二条第一項の承認を受けた信用協同組合等

3|| 前項の規定にかかわらず、標準的手法を採用する信用協同組合等は、前項各号に掲げる信用協同組合等のいずれにも該当しない場合において、直近の算出基準日においてS A I C C Rを用いて派生商品取引の与信相当額を算出しているときは、あらかじめ、やむを得ない理由によりその使用を継続することができない旨を金融庁長官に届け出たとき又は第五十二条第一項の承認を受けたときを除き、これを継続して用いるものとする。

4|| 前三項の規定は、長期決済期間取引（有価証券等及びその対価の受渡し又は決済を行う取引（派生商品取引に該当するものを除く。）であつて、約定日から受渡し又は決済の期日までの期間が五営業日又は市場慣行による期間を超えることが約定され、かつ、次の各号に掲げるものに該当する場合において、当該各号に定める要件を満たすものをいう。以下同じ。）の与信相当額の算出について準用する。この場合において、標準的手法を採用する信用協同組合等は、派生商品取引と長期決済期間取引について異なる方式を用いることができる。

「一・二 略」

5|| 標準的手法を採用する信用協同組合等が第五十二条から第五十二条の六までに定めるところにより期待エクスポージャー方式を用いる場合には、レポ形式の取引及び信用取引その他これに類する海外の取引についても期待エクスポージャー方式を用いて与信相当額を

「項を加える。」

2|| 前項の規定は、長期決済期間取引（有価証券等及びその対価の受渡し又は決済を行う取引（派生商品取引に該当するものを除く。）であつて、約定日から受渡し又は決済の期日までの期間が五営業日又は市場慣行による期間を超えることが約定され、かつ、次の各号に掲げるものに該当する場合において、当該各号に定める要件を満たすものをいう。以下同じ。）の与信相当額の算出について準用する。この場合において、標準的手法を採用する信用協同組合等は、派生商品取引と長期決済期間取引について異なる方式を用いることができる。

「一・二 同上」

3|| 標準的手法を採用する信用協同組合等が第五十三条から第五十三条の六までに定めるところにより期待エクスポージャー方式を用いる場合には、レポ形式の取引及び信用取引その他これに類する海外の取引についても期待エクスポージャー方式を用いて与信相当額を

算出することができる。

6|| 標準的手法を採用する信用協同組合等は、次の各号に定める場合には、クレジット・デリバティブについてこの条から第五十三条までの規定により与信相当額を算出することを要しない。

〔一・二 略〕

7|| 標準的手法を採用する信用協同組合等は、この節における与信相当額の算出に当たっては、CVAの影響を勘案しないものとする。

8|| 〔略〕

(S A I C C R)

第五十一条 標準的手法を採用する信用協同組合等がS A I C C Rを用いる場合には、ネットイング・セット（法的に有効な相對ネットイング契約下にある取引にあつては当該取引の集合をいい、それ以外の取引にあつては個別取引をいう。以下同じ。）ごとに、次の算式により与信相当額を算出する。ただし、ネットイング・セット（法的に有効な相對ネットイング契約下にある取引の集合に限る。）において、複数のマージン・アグリーメント（取引相手方に係るエクスపోジヤーの額が指定された額を超えたときに、当該取引相手方に対して担保の提供を求めることができる旨の契約をいう。以下この条並びに次条第五項及び第十一項において同じ。）が締結されている場合には、個々の当該マージン・アグリーメントの下にある取引の集合ごとに、与信相当額を算出するものとする。

与信相当額 = 1.4 × (RC + PFE)

算出することができる。

4|| 標準的手法を採用する信用協同組合等は、次の各号に定める場合には、クレジット・デリバティブについてこの条から第五十三条の六までの規定により与信相当額を算出することを要しない。

〔一・二 同上〕

5|| 標準的手法を採用する信用協同組合等は、この節における与信相当額の算出に当たっては、CVAの影響を勘案してはならない。

6|| 〔同上〕

(カレント・エクスポジジャー方式)

第五十一条 標準的手法を採用する信用協同組合等がカレント・エクスポジジャー方式を用いる場合は、次項及び第三項に掲げる額を合計することにより与信相当額を算出する。

2 次の各号に掲げるいずれかの額

一 派生商品取引を時価評価することにより算出した再構築コストの額。ただし、零を下回らないものとする。

二 法的に有効な相對ネットイング契約下にある取引については、ネット再構築コストの額とすることができる。ただし、零を下回らないものとする。

3 次の各号に掲げるいずれかの額

一 派生商品取引（クレジット・デリバティブを除く。）を次のイの表の上欄に掲げる取引及び同表の中欄に掲げる残存期間に応じた区分し当該取引の想定元本額に同表の下欄に掲げる掛目（ただ



RCは、再構築コスト（以下この条において同じ。）

PFEは、将来の潜在的なエクスポージャー額（以下この条において同じ。）

2 前項のRCは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める算式を用いて算出するものとする。

一 ヤーゲン・イングリーメントを締結していない場合

$$RC = \max\{V - C, 0\}$$

$$C = C_{collect} \times (1 - H_{collect} - H_{fx_{collect}})$$

$$-C_{post} \times (1 + H_{C_{post}} + H_{fx_{post}})$$

Vは、ネットインゲ・セットに含まれる取引の時価の合計額（次号及び第六項において同じ。）

Cは、ヘアカット調整後のネット担保額（次号及び第六項において同じ。）

$C_{collect}$ は、取引相手方から受け入れた適格金融資産担保の額

$H_{collect}$ は、適格金融資産担保を受け入れる場合において適用するボラテリテイ調整率（担保の価格変動リスクを勘案して担保の額を調整するための値をいう。以下この条において同じ。）

$H_{fx_{collect}}$ は、適格金融資産担保を受け入れる場合においてエクスポージャーと適格金融資産担保の通貨が異なるときに適用するボラテリテイ調整率

$C_{post}$ は、取引相手方へ差し入れた担保（取引相手方以外の第三者によって分別管理されており、かつ、取引相手方に係る倒産手続又は外国における倒産手続と同種類の手続に伴う当該担保に

し、元本を複数回交換する取引については、各掛目を残存交換回数倍するものとする。）を乗じて得た額又はクレジット・デリバティブを次のロの表の上欄に掲げる取引の種類及び同表の中欄に掲げる原債務者の種類に応じて区分し当該取引の想定元本額に同表の下欄に掲げる掛目を乗じて得た額（以下「グロスのアドオン」という。）

イ 派生商品取引（クレジット・デリバティブを除く。）の掛目

取引の区分	残存期間の区分	掛目 (パーセント)
外国為替関連取引及び金関連取引	一年以内 一年超五年以内 五年超	一・〇 五・〇 七・五
金利関連取引	一年以内 一年超五年以内 五年超	〇・〇 〇・五 一・五
株式関連取引	一年以内 一年超五年以内 五年超	六・〇 八・〇 十・〇

に対する損失の発生を防ぐために必要な方策が講ぜられているものを除く。)の額

$H_{post}$ は、担保を差し入れる場合において、取引相手方に引き渡した資産の種類に応じて適用するボラテイルテイル調整率

$H_{post}$ は、担保を差し入れる場合においてエクスポージャーと担保の通貨が異なるときに適用するボラテイルテイル調整率

「 $T_N$ 」は、ボラテイルテイル調整率

$$RC = \max\{Y - C, TH + MTA - NICA, 0\}$$

THは、信用極度額 (取引相手方からの変動証拠金の徴求を要しない額としてあらかじめ定めた額)

MTAは、最低引渡担保額 (取引相手方から徴求する変動証拠金の額の最低単位としてあらかじめ定めた額)

NICAは、前号に規定すること同じ。ただし、変動証拠金は除く。

3 前項のボラテイルテイル調整率は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める算式を用いて算出する。

一  $T_N$ は、ボラテイルテイル調整率

$$H_N \times \frac{\min\{M_{NS}, 250\}}{T_N}$$

NSは、ネットインデグ・セット (以下この項、第十七項及び第十八項において同じ。)

Hは、第四章第六節第三款第二目に規定する標準的ボラテイルテイル調整率又は同款第三目に規定する自組合推計ボラテイルテイル調整率 (次号において同じ。)

貴金属関連取引 (金関連取引を除く。)	一年以内 一年超五年以内 五年超	七・〇 七・〇 八・〇
その他のコモディティ関連取引	一年以内 一年超五年以内 五年超	十・〇 十二・〇 十五・〇

(注1) 特定の支払期日においてその時点でのエクスポージャーを清算する構造で、かつ、当該特定の期日において市場価値が零になるように契約条件が再設定される契約については、残存期間を次の再設定日までの期間とみなすことができる。この基準を満たす残存期間が一年超の金利関連取引については、アドオン掛目は〇・五パーセントを下限とする。

(注2) 取引の区分欄に掲げられた各取引に当てはまらない派生商品取引 (クレジット・デリバティブを除く。)は、「その他のコモディティ関連取引」として取り扱うこととする。

(注3) 同一通貨間かつ変動金利相互間の金利スワップについては、この項に係る額を与信相当額に加えることを要しない。

(注4) 外国為替関連取引とは、異種通貨間の金利スワップ

$M_{NS}$ は、NSに含まれる取引の残存期間（当該取引の原資産が派生商品取引であり、かつ、当該原資産を受け渡すこととなっている場合には、原資産である派生商品取引の満期日と算出基準日の間の営業日数をいう。）のうち最も長い営業日数。ただし、十営業日未満であるときは、十営業日とする。

$T_{NS}$ は、 $H_N$ を算出するために用いた保有期間（次号において同じ。）

二 マージン・アグリーメントを締結している場合

$$\frac{MPOR}{H_N \times \sqrt{T_N}}$$

MPORは、次項に規定するリスクのマージン期間（マージン・アグリーメントに基づき取引相手方から担保の提供を受けた時点から当該取引相手方のデフォルトに伴い発生した当該取引相手方との取引に係るマーケット・リスクに対するヘッジが完了する時点までの期間をいう。以下同じ。）

4 | 前項第二号のリスクのマージン期間は、次の各号に掲げるネット・セッティング・セットの区分に応じ、当該各号に定める営業日数とする。

一 日々の値洗いにより変動証拠金の額が調整され、かつ、流動性の低い担保又は再構築の困難な派生商品取引を含むネット・セッティング・セット 二十営業日

二 日々の値洗いにより変動証拠金の額が調整され、かつ、算出基準日の属する四半期の一期前の四半期内のいずれかの時点で取引件数が五千件を超えたネット・セッティング・セット 二十営業日

、為替先渡取引（FXA）、先物外国為替取引、通貨先物取引及び通貨オプション（オプション権の取得に限る。）等をいう。

(注5) 金関連取引とは、金に基づく先渡、スワップ及びオプション（オプション権の取得に限る。）等をいう。

(注6) 金利関連取引とは、同一通貨間の金利スワップ、金利先渡取引（FRA）、金利先物取引及び金利オプション（オプション権の取得に限る。）等をいう。

(注7) 株式関連取引とは、個別の株式や株価指数に基づく先渡、スワップ及びオプション（オプション権の取得に限る。）等をいう。

(注8) 貴金属関連取引とは、貴金属に基づく先渡、スワップ及びオプション（オプション権の取得に限る。）等をいう。

(注9) その他のコモディティ関連取引とは、エネルギー取引、農産物取引及び卑金属その他の貴金属以外の金属のコモディティ取引に基づく先渡、スワップ及びオプション（オプション権の取得に限る。）等をいう。

ロ クレジット・デリバティブの掛目

取引の種類	原債務者の種類	掛目
		(パーセント)

- 三 日々の値洗いにより変動証拠金の額が調整され、かつ、直接清算参加者として間接清算参加者の適格中央清算機関向け取引に係る清算取次ぎ等を行うことにより間接清算参加者に対して生ずるネットイング・セット 五営業日
- 四 日々の値洗いにより変動証拠金の額が調整されるネットイング・セット(前三号に該当するものを除く。) 十営業日
- 五 Z(二以上の整数とする。)日ごとの値洗いにより変動証拠金の額が調整されるネットイング・セット F+N-Z  
Fは、前回の値洗いから今回の値洗いまでの期間に連続する二の四半期の間に、ネットイング・セットについて、担保額調整(エクスポージャーと担保の価格変動に伴う信用供与額の変化を担保額によって調整する仕組みをいう。以下同じ。)に係る係争により、前項各号に定めるリスクのマージン期間を超える清算期間を要する場合は三回以上生じた場合には、次の連続する二の四半期の間は、当該ネットイング・セットについては、前項各号に定めるリスクのマージン期間の少なくとも二倍以上の期間をリスクのマージン期間とする。
- 6 第一項のPFEは、次の算式を用いて算出する。  
$$PFE = multiplier \times AddOn_{average}$$

トータル・リターン ・スワップ又はクレジット・デフォルト ・スワップ	優良債務者 その他の債務者	五・〇 十・〇
--	------------------	------------

(注1) 標準的手法を採用する信用協同組合等がプロテクション提供者である場合の掛目とプロテクション購入者である場合の掛目は同一とする。ただし、標準的手法を採用する信用協同組合等がクレジット・デフォルト・スワップのプロテクション提供者である場合においては、プロテクション購入者が支払不能となった場合には、原債務者の信用事由(プロテクション提供者が支払を行うべき事由として当事者があらかじめ定めたものをいう。)の発生の有無にかかわらず、取引が清算されるもの限り与信相当額を算出するものとする。

この場合において、標準的手法を採用する信用協同組合等は、この項に基づいて算出される額について、取引の相手先から当該取引の約定に基づいて受け取ることとされていた額を上限とすることができる。

(注2) 優良債務者とは、次に掲げるものをいう。

$$\text{multiplier} = \min\{1, 0.05 + (1 - 0.05)$$

$$\times \exp\left(\frac{V - C}{2 \times (1 - 0.05) \times \text{AddOn}_{\text{aggregate}}}\right)\}$$

$$\text{AddOn}_{\text{aggregate}} = \text{AddOn}_{(R)} + \text{AddOn}_{(FX)} + \text{AddOn}_{(Credit)} + \text{AddOn}_{(Equity)} + \text{AddOn}_{(Com)}$$

$\text{AddOn}_{(R)}$  は、金利デリバティブに係るアドオン

$\text{AddOn}_{(FX)}$  は、外国為替デリバティブに係るアドオン

$\text{AddOn}_{(Credit)}$  は、信用デリバティブに係るアドオン

$\text{AddOn}_{(Equity)}$  は、エクイティ・デリバティブに係るアドオン

$\text{AddOn}_{(Com)}$  は、コモディティ・デリバティブに係るアドオン

7 前項の規定により第一項のPEEを算出する場合において、ネット・イング・セットに含まれる取引は、次の各号に掲げる当該取引のリスク・ドライバー（当該取引の時価に影響を及ぼす主な要因をいう。以下この項において同じ。）に応じ、当該各号に定める取引に割り当てるものとする。ただし、当該取引が複数のリスク・ドライバーを有する場合には、当該各号に定める複数の取引に同時に割り当てることができる。

- 一 金利の変動等 金利デリバティブ
- 二 外国為替の変動等 外国為替デリバティブ
- 三 原債務者に係る信用状態の変動 信用デリバティブ
- 四 株価の変動等 エクイティ・デリバティブ
- 五 コモディティ価格の変動等その他前四号に掲げるリスク・ドラ

① 第二十七条から第三十三条までの規定において、リスク・ウェイトが規定されている主体

② 金融機関（第一条第七号ロに掲げる者を除く。）、外国銀行、銀行持株会社、銀行持株会社に準ずる外国の会社、第一種金融商品取引業者及び経営管理会社のうち第三十四条又は第三十五条の基準に照らして二十パーセントのリスク・ウェイトとすることが認められている主体並びに適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区分が4―3又は5―3以上である主体をいう。

（注3）

ファースト・トウ・デフォルト型クレジット・デリバティブについては、プロテクションの対象とする複数の資産のうち最も信用リスクの高い資産に基づいて原債務者の種類を定めるものとする。セカンド・トウ・デフォルト型クレジット・デリバティブについては、プロテクションの対象とする複数の資産のうち二番目に信用リスクの高い資産に基づいて原債務者の種類を定めるものとする。これらの規定は、クレジット・デリバティブのうち、複数の資産をプロテクションの対象とし、当該プロテクションは当該複数の資産のうち、あらかじめ特定された順位において信用事由が発生した資産に対してのみ提供されるとともに契約が終了するものについて準用する。

イバー以外の変動等 コモディティ・デリバティブ

8| 前項各号に定める取引に割り当てた取引は、次の各号に掲げる取引の区分に応じ、当該各号に定めるヘッジセットに割り当てるものとする。

一 金利デリバティブ 同一通貨の金利を参照する金利デリバティブごとに設けられたヘッジセット

二 外国為替デリバティブ 同一の異種通貨間の為替レートを参照する外国為替デリバティブごとに設けられたヘッジセット

三 信用デリバティブ 一の区分のヘッジセット

四 エクイティ・デリバティブ 一の区分のヘッジセット

五 コモディティ・デリバティブ エネルギー、金属、農産物その他のコモディティ等を参照するコモディティ・デリバティブごとに設けられたヘッジセット

9| 前項の規定にかかわらず、ベシス（同一通貨の異なるリスク・ファクター（当該取引の時価に影響を及ぼす要因をいう。以下この項及び第五十二条の三において同じ。）間の差異をいう。）を参照する取引については、前項に掲げる取引の区分ごと及びリスク・ファクターの同一の組み合わせごとに設けられたヘッジセットに、当該取引を割り当てるものとする。

10| 前二項の規定にかかわらず、ボラティリティを参照する取引については、第八項各号に掲げる取引の区分ごとに、同項各号に定めるヘッジセットと別に設けられたヘッジセットに当該取引を割り当てるものとする。

二 法的に有効な相対ネットイング契約下にある取引については、次の算式により得られた額（ネットのアドオン）とすることができる。

$$\begin{aligned} \text{ネットのアドオン} &= 0.4 \times \text{グロスのアドオン} \\ &+ 0.6 \times \frac{\text{ネット再構築コスト}}{\text{グロス再構築コスト}} \times \text{グロスのアドオン} \end{aligned}$$

11) 第六項の算式中AddOn<sub>j</sub><sup>(R)</sup>は、次の各号に従い算出する。

一 算出に用いる算式は、次のとおりとする。

$$AddOn_j^{(R)} = \sum_j AddOn_j^{(R)}$$

AddOn<sub>j</sub><sup>(R)</sup>は、通貨建てでの金利デリバティブのヘッジセットに係る  
アドオンの額の合計額

二 前号の算式中AddOn<sub>j</sub><sup>(R)</sup>は、次の表の上欄に掲げるヘッジセ  
ットの区分に応じ、同表の下欄に定める掛目を当該ヘッジセットに  
係る実効想定元本額に乗じて得た額の合計額とする。

ヘッジセットの区分	掛目 (パーセント)
第八項各号に定めるヘッジセット	〇・五〇
第九項に規定するヘッジセット	〇・二五
第十項に規定する別に設けられた ヘッジセット	二・五〇

三 前号に規定するヘッジセットに係る実効想定元本額を算出する

場合には、次のイ又はロのいずれかの算式を用いて算出する。

$$\text{イ} \quad \frac{\left[ \left( D_{j1}^{(R)} \right)^2 + \left( D_{j2}^{(R)} \right)^2 + \left( D_{j3}^{(R)} \right)^2 + 1.4 \times D_{j1}^{(R)} \times D_{j2}^{(R)} \right.}{\left. + 1.4 \times D_{j2}^{(R)} \times D_{j3}^{(R)} + 0.6 \times D_{j1}^{(R)} \times D_{j3}^{(R)} \right]^{1/2}}$$

$D_{j1}^{(R)}$ は、通貨建てであり、かつ、 $E_i$ （第五号に規定する $E_i$ をいう。以下この号において同じ。）が一年未満である金利デリバティブに係る実効想定元本額の合計額（ロにおいて同じ。）

$D_{j2}^{(R)}$ は、通貨建てであり、かつ、 $E_i$ が一年以上五年以下である金利デリバティブに係る実効想定元本額の合計額（ロにおいて同じ。）

$D_{j3}^{(R)}$ は、通貨建てであり、かつ、 $E_i$ が五年超である金利デリバティブに係る実効想定元本額の合計額（ロにおいて同じ。）

$$\text{ロ} \quad \frac{\left| D_{j1}^{(R)} \right| + \left| D_{j2}^{(R)} \right| + \left| D_{j3}^{(R)} \right|}{2}$$

四 前号の算式中金利デリバティブに係る実効想定元本額は、当該金利デリバティブに係るデュレーション調整後想定元本額にデльта調整値及びマージン期間調整値を乗じて得た額とする。

五 前号のデュレーション調整後想定元本額は、金利デリバティブに係る想定元本額に、次の算式により得られるデュレーション調整値を乗じて得た額とする。ただし、当該デュレーション調整値が十営業日を年換算した値未満となるときは、デュレーション調



整値は十営業日を年換算した値とする。

$$\text{デュレーション調整値} = \frac{\exp(-0.05 \times S_i) - \exp(-0.05 \times E_i)}{0.05}$$

S<sub>i</sub>は、同号の金利デリバティブが参照する金利契約の計算期間の最も早い日と算出基準日の間の営業日数を年換算で表した値をいい、当該金利デリバティブの原資産が金利デリバティブ又は負債性商品の場合には、原資産である金利デリバティブが参照する金利等又は負債性商品の金利等の計算期間の開始日と算出基準日の間の営業日数を年換算で表した値をいう。ただし、既に当該金利等又は負債性商品の金利等の計算期間の開始日が経過している場合には、零とする。

E<sub>i</sub>は、同号の金利デリバティブが参照する金利契約の計算期間の最も遅い日と算出基準日の間の営業日数を年換算で表した値をいい、当該金利デリバティブの原資産が金利デリバティブ又は負債性商品の場合には、原資産である金利デリバティブが参照する金利等又は負債性商品の金利等の計算期間の終了日と算出基準日の間の営業日数を年換算で表した値をいう。

六 第四号のベルタ調整値は、次のイからハまでに掲げる取引の区分に応じ、当該イからハまでに定める値とする。

イ オプション 次の表の上欄に掲げる取引の区分に応じ、同表の下欄に定める算式を用いて算出した値

取引の区分	算式
-------	----

コール・オプションの買い	$\Phi \left( \frac{\ln(P_i/K_i) + 0.5 \times \sigma_i^2 \times T_i}{\sigma_i \times \sqrt{T_i}} \right)$
コール・オプションの売り	$-\Phi \left( \frac{\ln(P_i/K_i) + 0.5 \times \sigma_i^2 \times T_i}{\sigma_i \times \sqrt{T_i}} \right)$
プット・オプションの買い	$-\Phi \left( \frac{\ln(P_i/K_i) + 0.5 \times \sigma_i^2 \times T_i}{\sigma_i \times \sqrt{T_i}} \right)$
プット・オプションの売り	$\Phi \left( \frac{\ln(P_i/K_i) + 0.5 \times \sigma_i^2 \times T_i}{\sigma_i \times \sqrt{T_i}} \right)$

(注1)  $K_i$ は、当該オプション*i*が参照する金利等の水準

(注2)  $\sigma_i$ は、当該オプション*i*の行使価格

(注3)  $\sigma_i$ は、〇・五

(注4)  $T_i$ は、当該オプション*i*における最も遅い権利行使日と現時点の間の営業日数を年換算で表した値

(注5)  $\Phi(x)$ は、標準正規分布の累積分布関数

(注6) この表において「コール・オプション」とは、当該オプションが参照する金利等が上昇する場合に、当該オプションの時価が上昇するものをいう。

(注7) この表において「プット・オプション」とは、当該

オプションが参照する金利等が上昇する場合に、当該オプションの時価が下落するものをいう。

ロ イに掲げる取引に該当しない金利デリバティブのうち、当該金利デリバティブが参照する金利等が上昇する場合に、当該金利デリバティブの時価が上昇するもの 一

ハ イに掲げる取引に該当しない金利デリバティブのうち、当該金利デリバティブが参照する金利等が上昇する場合に、当該金利デリバティブの時価が下落するもの マイナス一

七 第四号のマージン期間調整値は、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める算式を用いて算出する。

イ マージン・アグリーメントを締結していない場合

$$\sqrt{\frac{\min\{M_i, 250\}}{250}}$$

$M_i$ は、当該金利デリバティブの残存期間をいい、当該金利デリバティブの原資産が金利デリバティブであり、かつ、当該原資産を受け渡すこととなっている場合にあつては、原資産である金利デリバティブの満期日と算出基準日の間の営業日数（十営業日未満であるときは、十営業日）をいう。

ロ マージン・アグリーメントを締結している場合

$$\frac{3}{2} \times \sqrt{\frac{MPOR_i}{250}}$$

$MPOR_i$ は、当該金利デリバティブを含むネットインゲ・セットのリスクのマージン期間

八 第四項の規定は、前号ロのリスクのマージン期間の算出について準用する。この場合において、「前項第二号」とあるのは、「第十一項第七号ロ」と読み替えるものとする。

九 第五項の規定は、担保額調整に係る係争がある場合における第七号ロのリスクのマージン期間の算出について準用する。この場合において、「前項の」とあるのは「第十一項第八号において読み替えて準用する前項の」と、「前項各号」とあるのは「第十一項第八号において読み替えて準用する前項各号」と読み替えるものとする。

12

第六項の算式中  $AddOn_{FX}$  は、次の各号に従い算出する。

一 算出に用いる算式は、次のとおりとする。

$$AddOn_{FX} = \sum_j AddOn_{HS_j}$$

$AddOn_{HS_j}$  は、ヘッジセット  $j$  に係るアブオホへの費

二 前号の算式中  $AddOn_{HS_j}$  は、次の表の上欄に掲げるヘッジセットの区分に応じ、同表の下欄に定める掛目を当該ヘッジセットに係る実効想定元本額の絶対値に乗じて得た額とする。

ヘッジセットの区分	掛目 (パーセント)
第八項各号に定めるヘッジセット	四

第十項に規定する別に設けられた

二十

ヘッジセット

三 前号に規定するヘッジセットに係る実効想定元本額は、ヘッジセットに含まれる外国為替デリバティブごとに、当該外国為替デリバティブに係る想定元本額にデルタ調整値及びマージン期間調整値を乗じて得た額の合計額とする。

四 前号のデルタ調整値は、次のイからハまでに掲げる取引の区分に応じ、当該イからハまでに定める値とする。ただし、同一の異種通貨間の為替レートを参照する外国為替デリバティブがネットイング・セットに複数含まれる場合には、為替レートの方向を揃えて、当該異種通貨間の為替レートの上昇及び下落を表すものとする。

イ オプション 値の算出については、前項第六号（イに係る部分に限る。）の規定を準用する。この場合において、「第四号のデルタ調整値」とあるのは「次項第三号のデルタ調整値（同項第四号イに掲げる取引の区分に係るものに限る。）」と、「イからハまで」とあるのは「イ」と、「金利等」とあるのは「為替レート等」と、「a」は、「〇・五」とあるのは「a」は、「〇・一五」と読み替えるものとする。

ロ イに掲げる取引以外の取引のうち、当該外国為替デリバティブが参照する為替レート等が上昇する場合に、当該外国為替デリバティブの時価が上昇するもの 一

ハ イに掲げる取引以外の取引のうち、当該外国為替デリバティブが参照する為替レート等が上昇する場合に、当該外国為替デリバティブの時価が下落するもの マイナス

五 前項第七号から第九号までの規定は、第三号のマージン期間調整値の算出について準用する。この場合において、同項第七号中「第四号」とあるのは「次項第三号」と、「念世ヲコンクマツ」とあるのは「多圓ヲ購フ」と、同項第八号中「第十一項第七号ロ」とあるのは「第十二項第五号において読み替えて準用する第十一項第七号ロ」と、同項第九号中「第十一項第八号において読み替えて準用する前項の」とあるのは「第十二項第五号において読み替えて準用する前項の」と、「第十一項第八号において読み替えて準用する前項各号」とあるのは「第十二項第五号において読み替えて準用する第十一項第八号において読み替えて準用する前項各号」と読み替えるものとする。

13

第六項の算式中  $AddOn^{(Credit)}$  は、次の各号に従い算出する。

一 算出に用いる算式は、次のとおりとする。

$$AddOn^{(Credit)} = \left[ \left( \sum_k \rho_k^{(Credit)} \times AddOn^{(Entity_k)} \right)^2 + \sum_k \left( 1 - \rho_k^{(Credit)} \right)^2 \times \left( AddOn^{(Entity_k)} \right)^2 \right]^{\frac{1}{2}}$$

AddOn(Entity<sub>k</sub>)は、Entity<sub>k</sub>を参照する信用デリバティブに係る  
 アドオンの額の合計額

Entity<sub>k</sub>は、当該信用デリバティブが参照する事業法人等。ただし、当該信用デリバティブがインデックス・クレジット・ブレン  
 オルト・スワップの場合には、当該インデックス。

$\rho_k^{(Credit)}$  は、Entity<sub>k</sub>に係る相関係数

二 前号の算式中AddOn(Entity<sub>k</sub>)は、次のイ又はロに掲げる信用デリバティブの区分に応じ、当該イ又はロに定める掛目をそれぞれ信用デリバティブに係る実効想定元本額に乗じて得た額の合計額とする。

イ 事業法人等を参照する信用デリバティブ 次の表の上欄に掲げる適格格付機関により付与された事業法人等の格付に対応する信用リスク区分に応じ、同表の下欄に定める掛目

適格格付機関により付与された事業法人等の格付に対応する信用リスク区分	掛目 (パーセント)
1-1	0.38
1-2	0.42
1-3	0.54

1-4	1・〇六
1-5	1・六〇
1-6	六・〇〇

(注) 第二十七条第一項に掲げる主体以外の主体の信用リスク区分についても、同項第一号の表を準用するものとする。

ロ インデックスを参照する信用デリバティブ 次の表の上欄に掲げる適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区分に応じ、同表の下欄に定める掛目

適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区分	掛目 (パーセント)
4-3又は5-3以上	〇・三八
4-3又は5-3未満	一・〇六

三 第一号の算式中  $\rho_k$  (Credit) は、次のイ又はロに掲げる信用デリバティブの区分に応じ、当該イ又はロに定める値とする。



イ 事業法人等を参照する信用デリバティブ ○・五

ロ インデックスを参照する信用デリバティブ ○・八

四 第二号の信用デリバティブに係る実効想定元本額は、当該信用デリバティブに係るデュレーション調整後想定元本額にデルタ調整値及びマージン期間調整値を乗じて得た額とする。

五 前号のデュレーション調整後想定元本額の算出については、第十一項第五号の規定を準用する。この場合において、「前号」とあるのは「第十三項第四号」と、「金利デリバティブに」とあるのは「信用デリバティブに」と、「金利デリバティブに」とあるのは「信用デリバティブに」と、「金利契約」とあるのは「原債務者に係る契約」と、「金利デリバティブの」とあるのは「信用デリバティブの」と、「金利デリバティブ又は負債性商品」とあるのは「信用デリバティブ」と、「金利デリバティブ」とあるのは「信用デリバティブが」と、「金利等又は負債性商品の金利等」とあるのは「原債務者に係る契約」と読み替えるものとする。

六 第四号のデルタ調整値は、次のイからニまでに掲げる取引の区分に応じ、当該イからニまでに定める値とする。

イ オプション 値の算出については、第十一項第六号（イに係る部分に限る。）の規定を準用する。この場合において、「第四号のデルタ調整値」とあるのは「第十三項第四号のデルタ調整値（同項第六号イに掲げる取引の区分に係るものに限る。）」と、「イからハまで」とあるのは「イ」と、「金利等」とあ

るのは「信用デリバティブが参照する事業法人等又はインデックスの信用状態」と、「a」は、「0.5」とあるのは「a」は、当該信用デリバティブが事業法人等を参照する場合にあつては「1.0」、インデックスを参照する場合にあつては「0.8」と、「上昇する場合」とあるのは「悪化する場合」と読み替えるものとする。

ロ 合成型証券化取引 当該合成型証券化取引の階層ごとに、次の表の上欄に掲げる取引の区分に応じ、同表の下欄に定める算式を用いて算出した値

取引の区分	算式
プロテクションの購入	$\frac{15}{(1 + 14 \times A_i) \times (1 + 14 \times D_i)}$
プロテクションの提供	$\frac{15}{(1 + 14 \times A_i) \times (1 + 14 \times D_i)}$

(注1) Aは、当該階層よりも劣後する全ての階層の額の合計額を合成型証券化取引の原資産の額で除した値

(注2) Dは、当該階層及び当該階層よりも劣後する全ての階層の額の合計額を合成型証券化取引の原資産の額で除した値

ハ イ及びロに掲げる取引に該当しない信用デリバティブのうち、当該信用デリバティブが参照する事業法人等又はインデックスの信用状態が悪化する場合に、当該信用デリバティブの時価が上昇するもの 一

ニ イ及びロに掲げる取引に該当しない信用デリバティブのうち、当該信用デリバティブが参照する事業法人等又はインデックスの信用状態が悪化する場合に、当該信用デリバティブの時価が下落するもの マイナス一

七 第十一項第七号から第九号までの規定は、第四号のマージン期間調整値の算出について準用する。この場合において、同項第七号中「第四号」とあるのは「第十三項第四号」と、「 $\frac{1}{2}$ 」とあるのは「 $\frac{1}{3}$ 」とあるのは「 $\frac{1}{4}$ 」と、同項第八号中「第十一項第七号ロ」とあるのは「第十三項第七号において読み替えて準用する第十一項第七号ロ」と、同項第九号中「第十一項第八号において読み替えて準用する前項の」とあるのは「第十三項第七号において読み替えて準用する前項各号」と読み替えるものとする。

14 第六項の算式中AddOn (Equity)は、次の各号に従い算出する。

一 算出に用いる算式は、次のとおりとする。

$$AddOn(Equity) = \left[ \left( \sum_k \rho_k^{(Equity)} \times AddOn(Equity_k) \right)^2 + \sum_k \left( 1 - \left( \rho_k^{(Equity)} \right)^2 \right) \times \left( AddOn(Equity_k) \right)^2 \right]^{\frac{1}{2}}$$

$AddOn(Equity_k)$ は、 $Equity_k$ を参照するエクイティ・デリバティブに係るアドオンの額の合計額

$Equity_k$ は、当該エクイティ・デリバティブが参照する株価又は株価指数

$\rho_k^{(Equity)}$ は、 $Equity_k$ に係る相関係数

二 前号の算式中 $AddOn(Equity_k)$ は、次の表の上欄に掲げるエクイティ・デリバティブの区分に応じ、同表の下欄に定める掛目を、エクイティ・デリバティブに係る実効想定元本額に乗じて得た額の合計額とする。

エクイティ・デリバティブの区分	掛目
(パーセント)	(パーセント)
第八項各号に定めるヘッジセットに含まれるエクイティ・デリバティブのうち、株価を参照するエクイティ・デリバティブ	三十二

<p>第九項に規定するヘッジセットに含まれるエクイティ・デリバティブのうち、株価を参照するエクイティ・デリバティブ</p>	<p>十六</p>
<p>第十項に規定する別に設けられたヘッジセットに含まれるエクイティ・デリバティブのうち、株価を参照するエクイティ・デリバティブ</p>	<p>百六十</p>
<p>第八項各号に定めるヘッジセットに含まれるエクイティ・デリバティブのうち、株価指数を参照するエクイティ・デリバティブ</p>	<p>二十</p>
<p>第九項に規定するヘッジセットに含まれるエクイティ・デリバティブのうち、株価指数を参照するエクイティ・デリバティブ</p>	<p>十</p>
<p>第十項に規定する別に設けられたヘッジセットに含まれるエクイティ・デリバティブのうち、株価指数を参照するエクイティ・デリバティブ</p>	<p>百</p>

三 第一号の算式中  $\rho_k$  (Gamma) は、次のイ又はロに掲げるエクイティ

- ・デリバティブの区分に応じ、当該イ又はロに定める値とする。
- イ 株価を参照するエクイティ・デリバティブ 〇・五
- ロ 株価指数を参照するエクイティ・デリバティブ 〇・八
- 四 第二号に規定するエクイティ・デリバティブに係る実効想定元本額は、当該エクイティ・デリバティブに係る時価調整後想定元本額（原資産の単位数に算出基準日の株価又は株価指数等乗じて得た額をいう。）にデルタ調整値及びマージン期間調整値を乗じて得た額とする。
- 五 前号のデルタ調整値は、次のイからハまでに掲げる取引の区分に応じ、当該イからハまでに定める値とする。
- イ オプション 値の算出については、第十一項第六号（イに係る部分に限る。）の規定を準用する。この場合において、「第四号のデルタ調整値」とあるのは「第十四項第四号のデルタ調整値（同項第五号イに掲げる取引の区分に係るものに限る。）と、「イからハまで」とあるのは「イ」と、「金利等」とあるのは「株価又は株価指数等」と、「 $\rho$ 」は、「 $\rho$ 」とあるのは「 $\rho$ 」は、当該エクイティ・デリバティブが株価を参照する場合にあつては「一・二〇」、株価指数を参照する場合にあつては「〇・七五」と読み替えるものとする。
- ロ イに掲げる取引以外の取引のうち、当該エクイティ・デリバティブが参照する株価又は株価指数等が上昇する場合に、当該エクイティ・デリバティブの時価が上昇するもの 一
- ハ イに掲げる取引以外の取引のうち、当該エクイティ・デリバ

タイプが参照する株価又は株価指数等が上昇する場合に、当該  
 エクイティ・デリバティブの時価が下落するもの マイナス一  
 六 第十一項第七号から第九号までの規定は、第四号のマージン期  
 間調整値の算出について準用する。この場合において、同項第七  
 号中「第四号」とあるのは「第十四項第四号」と、「 $\rho_j^{(com)}$ 」とあるのは「 $\rho_j^{(com)}$ 」と、同項第八  
 号中「第十一項第七号ロ」とあるのは「第十四項第六号において  
 読み替えて準用する第十一項第七号ロ」と、同項第九号中「第十  
 一項第八号において読み替えて準用する前項の」とあるのは「第  
 十四項第六号において読み替えて準用する第十一項第八号におい  
 て読み替えて準用する前項の」と、「第十一項第八号において読  
 み替えて準用する前項各号」とあるのは「第十四項第六号におい  
 て読み替えて準用する第十一項第八号において読み替えて準用す  
 る前項各号」と読み替えるものとする。

15

第六項の算式中  $AddOn_{HS_j}^{(com)}$  は、次の各号に従い算出する。  
 一 算出に用いる算式は、次のとおりとする。

$$AddOn_{HS_j}^{(com)} = \sum_j AddOn_{HS_j}^{(com)}$$

$$AddOn_{HS_j}^{(com)} = \left[ \left( \rho_j^{(com)} \times \sum_k AddOn_{Type_k^j} \right)^2 + \left( 1 - \left( \rho_j^{(com)} \right)^2 \right) \times \sum_k \left( AddOn_{Type_k^j} \right) \right]^{1/2}$$

$AddOn_{HSJ}^{(Com)}$  は、ヘッジセット J に係るアドオンの額

$AddOn(TypeJ)$  は、ヘッジセット J においてコモデインテイクを参照するコモデインテイク・デリバティブに係るアドオンの額の合計額

$\rho_j^{(Com)}$  は、0.4

二 前号の算式中  $AddOn(Typek)$  は、次の表の上欄に掲げるコモデインテイク・デリバティブの区分に応じ、同表の下欄に定める掛目を、当該コモデインテイク・デリバティブに係る実効想定元本額に乗じて得た額の合計額とする。

コモデインテイク・デリバティブの区分	掛目 (パーセント)
第八項各号に定めるヘッジセットに含まれるコモデインテイク・デリバティブのうち、電力を参照するコモデインテイク・デリバティブ	四十
第九項に規定するヘッジセットに含まれるコモデインテイク・デリバティブのうち、電力を参照するコモデインテイク・デリバティブ	二十
第十項に規定する別に設けられたヘッジセットに含まれるコモデインテイク・デリバティブのうち、電力を参照するコモデインテイク・	二百



デリバティブ	
第八項各号に定めるヘッジセットに含まれるコモディティ・デリバティブのうち、電力以外を参照するコモディティ・デリバティブ	十八
第九項に規定するヘッジセットに含まれるコモディティ・デリバティブのうち、電力以外を参照するコモディティ・デリバティブ	九
第十項に規定する別に設けられたヘッジセットに含まれるコモディティ・デリバティブのうち、電力以外を参照するコモディティ・デリバティブ	九十

三 前号に規定するコモディティ・デリバティブに係る実効想定元本額は、当該コモディティ・デリバティブに係る時価調整後想定元本額（原資産の単位数に算出基準日のコモディティ価格等乗じて得た額をいう。）にデルタ調整値及びマージン期間調整値を乗じて得た額とする。

四 前号のデルタ調整値は、次のイからハまでに掲げる取引の区分

に  
應じ、当該イからハまでに定める値とする。

イ オプション 値の算出については、第十一項第六号（イに係る部分に限る。）の規定を準用する。この場合において、「第四号のデルタ調整値」とあるのは「第十五項第三号のデルタ調整値（同項第四号イに掲げる取引の区分に係るものに限る。）と、「イからハまで」とあるのは「イ」と、「金利等」とあるのは「コモディティ価格等」と、「 $\rho$ 」は、「 $0.5$ 」とあるのは「 $\rho$ 」は、当該コモディティ・デリバティブが電力を参照する場合にあつては「 $0.5$ 、電力以外を参照する場合には「 $0.7$ 」と読み替えるものとする。

ロ イに掲げる取引以外の取引のうち、当該コモディティ・デリバティブが参照するコモディティ価格等が上昇する場合に、当該コモディティ・デリバティブの時価が上昇するもの 一

ハ イに掲げる取引以外の取引のうち、当該コモディティ・デリバティブが参照するコモディティ価格等が上昇する場合に、当該コモディティ・デリバティブの時価が下落するもの マイナス 一

五 第十一項第七号から第九号までの規定は、第三号のマージン期間調整値の算出について準用する。この場合において、同項第七号中「第四号」とあるのは「第十五項第三号」と、「 $\rho$ 」とあるのは「 $0.5$ 」と、「 $\rho$ 」とあるのは「 $0.5$ 」と、同項第八号中「第十一項第七号ロ」とあるのは「第十五項第五号において読み替えて準用する第十一項第七号ロ」と、同項第九号中「第

十一項第八号において読み替えて準用する前項の」とあるのは「第十五項第五号において読み替えて準用する第十一項第八号において読み替えて準用する前項の」と、「第十一項第八号において読み替えて準用する前項各号」とあるのは「第十五項第五号において読み替えて準用する第十一項第八号において読み替えて準用する前項各号」と読み替えるものとする。

16) 第一項ただし書の規定にかかわらず、単一のマージン・アグリメントが複数のネットテイング・セットを対象とする場合には、これらのネットテイング・セットの集合」とに与信相当額を算出する。

17) 前項の規定により与信相当額を算出する場合において、RCは、次の算式を用いて算出する。

$$RC = \max \left[ \sum_{NSEMA} \max(V_{NS}, 0) \right] - \max\{C_{MA}, 0, 0\} \\ + \max \left[ \sum_{NSEMA} \min(V_{NS}, 0) \right] - \min\{C_{MA}, 0, 0\} \\ C_{MA} = C_{MA,collect} \times (1 - H_{C_{MA,collect}} - Hf^{x_{MA,collect}}) \\ - C_{MA,post} \times (1 + H_{C_{MA,post}} + Hf^{x_{MA,post}})$$

MAは、マージン・アグリメント（以下この項及び次項において同じ。）

$V_{NS}$ は、NSに含まれる取引の時価の合計額

$C_{MA}$ は、MAの下におけるヘアカット調整後のネット担保額

$C_{MA,collect}$ は、MAの下における取引相手方から受け入れた適格金融資

産担保の額

$Ho_{MA, collect}$ は、MAの下において、適格金融資産担保を受け入れる場合において適用するボラテイルテイル調整率

$Hf_{XMA, collect}$ は、MAの下において、適格金融資産担保を受け入れる場合においてエクスポージャーと適格金融資産担保の通貨が異なるときに適用するボラテイルテイル調整率

$C_{MA, post}$ は、MAの下における取引相手方へ差し入れた担保（取引相手方以外の第三者によって分別管理されており、かつ、取引相手方に係る倒産手続又は外国における倒産手続と同種類の手続に伴う当該担保に対する損失の発生を防ぐために必要な方策が講ぜられているものを除く。）の額

$Ho_{MA, post}$ は、MAの下において、担保を差し入れる場合において取引相手方に引き渡した資産の種類に応じて適用するボラテイルテイル調整率

$Hf_{XMA, post}$ は、MAの下において、担保を差し入れる場合においてエクスポージャーと担保の通貨が異なるときに適用するボラテイルテイル調整率

18 第十六項の規定による与信限度額や算出に係るPFEは、次の算式を用いて算出する。

$$PFE = \sum_{NSEMA} PFE_{unmarginated}^{NS}$$

$PFE_{unmarginated}^{NS}$ は、NSに係るPFEについて、第六項のPFEに係る算式を準用して算出した額。ただし、マージン・アグリーメントを締結し

ていないものとして算出することとする。

「条を削る。」

(標準方式)

第五十二条 標準的手法を採用する信用協同組合等が標準方式を用いる場合は、ネットイング・セット（法的に有効な相対ネットイング契約下にある取引については当該取引の集合をいい、それ以外の取引については個別取引をいう。以下同じ。）ごとに、次の各号に従い与信相当額を算出する。ただし、通貨が異なる変動金利相互間の金利スワップについては与信相当額を算出することを要しない。

一 ネットイング・セットの与信相当額は、次に掲げる算式により算出した額とする。ただし、受入れ担保は正の符号、差入れ担保は負の符号をもちものとして扱う。

与信相当額 =  $1.4 \times \max(\text{CMV} - \text{CMC}$

$$; \sum_j \left( \sum_i \text{RPT}_{ij} - \sum_l \text{RPC}_{lj} \right) \times \text{CCF}_j$$

CMVは、ネットイング・セットに含まれる取引（担保の受入れ及び差入れを除く。）の時価の合計額  
CMCは、ネットイング・セットに含まれる担保（受入れ担保については適格金融資産担保に限る。以下この条において同じ。）の時価の合計額

RPT<sub>ij</sub>は、ヘッジ・セット（次項に定める区分をいう。以下同じ。）jにおける取引iのリスク・ポジション（次号に定める額を

いう。以下同じ。)

RCI<sub>J</sub>は、ヘッジ・セットJにおける担保1のリスク・ポジション CCF<sub>J</sub>は、ヘッジ・セットJに対する軸田

一 リスク・ポジションは、次のいずれかの規定により算出する。ただし、いずれの規定によってもリスク・ポジションを算出することができない場合、カレント・エクスポージャー方式により個別取引ごとに与信相当額を算出しなければならない。

イ 負債性商品（債券及び貸出金を含む。）以外のものを原資産とする場合、次の算式によりリスク・ポジションを算出する。

$$\text{リスク・ポジション} = Pref \times \frac{\partial v}{\partial p}$$

Prefは、原資産の価格（外国通貨建ての場合には円換算の額）

vは、線形リスクを有する場合には原資産の時価、非線形リス

クを有する派生商品取引の場合はその時価

pは、原資産の価格（vと同じ表示通貨による。）

ロ 負債性商品を原資産とする場合又は支払部分である場合（クレジット・デフォルト・スワップを除く。）、次の算式によりリスク・ポジションを算出する。ただし、残存期間等（残存期間又は次の金利更改日までの期間をいう。以下同じ。）が一年以下の支払部分は、金利リスクに関してリスク・ポジションを算出することを要しない。

$$\text{リスク・ポジション} = \frac{\partial v}{\partial r}$$

又は、線形リスクを有する場合には原資産の時価又は支払部分の価値（約定の基礎となる計算上の総支払額（想定元本を含む。）を対象とする。）、非線形リスクを有する派生商品取引の場合はその価値（いずれも、外国通貨建ての場合には円換算の額）

イは、金利水準

ハ クレジット・デフォルト・スワップについては、次の算式によりリスク・ポジションを算出する。

リスク・ポジション＝総元本額×残存期間

三 支払部分とは、次の各号に掲げるものをいう。

イ 金融商品の対価として支払がなされる取引の場合は、当該支払

ロ 互いに支払を行う取引の場合は、それぞれの支払。この場合において、それぞれの支払が同一の通貨建てである複数の取引がある場合、当該複数の取引を一の取引とみなすことができる。

2 ヘッジ・セットは、次の各号に従って設けるものとする。

一 個別リスクの低い負債性商品（政府債のうち適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区分が1―2又は1―3であるもの、公共部門又は国際開発銀行の発行した債券等、金融機関、第一種金融商品取引業者及び経営管理会社の発行した債券等のうち第三十四条又は第三十五条の基準に照らして二十パーセントのリスク・ウェイトとすることが認められているもの並びに

---

適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区分が4―3又は5―3以上である債券等をいう。以下同じ。)を原資産とするリスク・ポジション、支払部分の金利リスクに係るリスク・ポジション(個別リスクの高い負債性商品(個別リスクの低い負債性商品に該当しない債券等をいう。以下同じ。)に類似した支払内容を持つものを除く。)、取引の相手方から受入れた担保金の金利リスクに係るリスク・ポジション又は取引相手方に差入れた担保金の金利リスクに係るリスク・ポジション(当該取引相手方の債務に個別リスクの低い負債性商品がある場合に限る。))については、その金利が中央政府又は我が国の地方公共団体が負う金利に係るものであるか否かに基づき区分したうえで、負債性商品を原資産とする場合には負債性商品の、支払部分については取引の残存期間等が一年以下、一年超五年以内又は五年超のいずれであるかにより更に区分し、この号に規定するリスク・ポジションに共通するものとして、通貨ごとに六のヘッジ・セットを設ける。

二 個別リスクの高い負債性商品を原資産とするリスク・ポジション、支払部分の金利リスクに係るリスク・ポジション(個別リスクの高い負債性商品に類似した支払内容を持つものに限る。)、取引相手方に差入れた担保金の金利リスクに係るリスク・ポジション(当該取引相手方の債務に個別リスクの低い負債性商品がない場合に限る。))又はクレジット・デフォルト・スワップに係るリスク・ポジションについては、これらのリスク・ポジションに

---



---

共通するものとして、負債性商品の発行体、担保金の取引相手方又はクレジット・デフォルト・スワップの参照資産の発行体ごとに一のヘッジ・セットを設ける。

三 負債性商品以外のものを原資産とする場合、ヘッジ・セットは、同一又は類似の商品ごとに設ける。ただし、原資産が次に掲げるものである場合は、それぞれに定めるところに従いヘッジ・セットを設けなければならない。

イ 株式 同一の発行体ごと又はインデックスごと

ロ 貴金属 同一の貴金属ごと又はインデックスごと

ハ 電力 二十四時間のうち対象とする送電時間帯（ピーク時間帯、非ピーク時間帯その他の取引上の時間帯の区分をいう。）を同一とする権利ごと

ニ コモディティ（貴金属及び電力を除く。） 同一のコモディティごと又はインデックスごと

四 外国為替に関するヘッジ・セットは、同一の通貨ごとに設ける。

3 リスク・ポジションは、次の各号に定める方法に従いヘッジ・セットに区分するものとする。

一 株式（株式指数を含む。）、金、貴金属又はその他のコモディティを原資産とする取引については、支払部分のリスク・ポジションを金利リスクに関するヘッジ・セットに区分し、それ以外のリスク・ポジションを原資産に関するヘッジ・セットに区分する。

---

二 負債性商品を原資産とする取引については、当該負債性商品と支払部分のそれぞれのリスク・ポジションを、金利リスクに関するヘッジ・セットに区分する。

三 支払同士を交換する取引（為替先渡取引を含む。）については、各支払部分のリスク・ポジションを金利リスクに関するヘッジ・セットに区分する。

四 負債性商品又は支払部分が外国通貨建ての場合、リスク・ポジションを当該通貨の外国為替に関するヘッジ・セットにも区分する。

4 CCFは、次の各号に定めるものとする。

一 負債性商品以外のものを原資産とする場合、CCFは、その原資産の種類に応じ、それぞれ左欄に掲げる掛目とする。

原資産	掛目
金	五
株式	七
貴金属（金を除く。）	八・五
電力	四
コモディティ（貴金属及び電力を除く。）	十

二 負債性商品を原資産とする場合、CCFは、その原資産の種類に

応じ、それぞれ左欄に掲げる掛目とする。

原資産	掛目 (パーセント)
個別リスクの高い負債性商品	〇・六
個別リスクの低い負債性商品(クレジツト・デフォルト・スワツプに係るリスク・ポジシヨンに限る。)	〇・三
その他	〇・二

- 三 外国為替に関するCCFは、二・五パーセントとする。  
 四 前三号に該当しないもの場合、CCFは十パーセントとする。

(期待エクスポージャー方式)

第五十三条 「同上」

2 「同上」

3 標準的手法を採用する信用協同組合等は、前項第一号に掲げる与信相当額の算出に当たっては、ポートフォリオごとに、現在の市場データを用いて算出した $\Delta R_{i,t}$ 又は適切なストレス期間を含む

(期待エクスポージャー方式)

第五十二条 「略」

2 「略」

3 標準的手法を採用する信用協同組合等は、前項第一号に掲げる与信相当額の算出に当たっては、ポートフォリオごとに、現在の市場データを用いて算出した $\Delta R_{i,t}$ 又は適切なストレス期間を含む

データを用いて算出した $\Delta R_{\text{net}}^{\text{net}}$ のうち、所要自己資本が大きく  
なるものを用いるものとする。

4 「略」

5 標準的手法を採用する信用協同組合等は、ネットイング・セット  
に係る取引相手方に対するマージン・アグリーメントに基づき、期  
待エクスポージャー計測モデル（期待エクスポージャーを計測する  
モデルをいう。以下同じ。）において当該担保による効果を反映し  
ている場合には、第二項第三号に規定する $\Delta R_{\text{net}}^{\text{net}}$ の算出におい  
て、当該担保による効果を勘案した $\Delta R_{\text{net}}^{\text{net}}$ を用いることにより同項  
第二号に規定する $\Delta R_{\text{net}}^{\text{net}}$ を計測する方法を使用することができ  
る。ただし、取引相手方の信用状態が悪化した時に当該取引相手方  
に担保の提供を求めることができるものとされているマージン・ア  
グリーメントに基づく担保による効果は反映しないものとする。

6 標準的手法を採用する信用協同組合等は、前項に規定する方法を  
使用して $\Delta R_{\text{net}}^{\text{net}}$ を計測する場合には、リスクのマージン期間内  
における取引相手方との取引の時価の変化額を勘案するものとする。

データを用いて算出した $\Delta R_{\text{net}}^{\text{net}}$ のうち、所要自己資本が大きく  
なるものを用いなければならない。

4 「同上」

5 標準的手法を採用する信用協同組合等は、ネットイング・セット  
に係る取引相手方に対するマージン・アグリーメント（当該取引相  
手方に係るエクスポージャーの額が指定された額を超えたときに、  
当該取引相手方に対して担保の提供を求めることができる旨の契約  
をいう。以下この条において同じ。）に基づき、期待エクスポー  
ジャー計測モデル（期待エクスポージャーを計測するモデルをいう。  
以下同じ。）において当該担保による効果を反映している場合には  
、第二項第三号に規定する $\Delta R_{\text{net}}^{\text{net}}$ の算出において、当該担保に  
よる効果を勘案した $\Delta R_{\text{net}}^{\text{net}}$ を用いることにより同項第二号に規定す  
る $\Delta R_{\text{net}}^{\text{net}}$ を計測する方法を使用することができる。ただし、取  
引相手方の信用状態が悪化した時に当該取引相手方に担保の提供を  
求めることができるものとされているマージン・アグリーメントに  
基づく担保による効果は反映してはならない。

6 標準的手法を採用する信用協同組合等は、前項に規定する方法に  
代えて、次に掲げる額のうち、いずれか小さい額を第二項第二号に  
規定する $\Delta R_{\text{net}}^{\text{net}}$ とする方法を使用することができる。  
一 ネットイング・セットに係る取引相手方に対するマージン・ア  
グリーメントに基づく担保による効果を反映しない場合の $\Delta R_{\text{net}}^{\text{net}}$   
 $\Delta R_{\text{net}}^{\text{net}}$ に当該取引相手方に提供される全ての担保（日々の値洗いに  
よりその額が調整されるものを除く。）の額を加えた額

<p>7 前項のリスクのマージン期間は、次の各号に掲げるネットテイニング・セットの区分に応じ、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 「略」</p> <p>二 <u>Ｚ</u>（二以上の整数とする。）日ごとの値洗いにより担保の額が調整されるネットテイニング・セット <math>\text{ヨ} + \text{Ｚ} - \text{一}</math></p>	<p>二 次のイの算式により算出されたアドオンにロ又はハに掲げる額のうちいずれか大きい額を加えた額</p> <p>イ <math>\text{アドオン} = E[\max(\Delta \text{MtM}, 0)]</math></p> <p>E[]は、[]内の期待値</p> <p><math>\Delta \text{MtM}</math>は、リスクのマージン期間（マージン・アグリメントに基づき取引相手方から担保の提供を受けた時点から当該取引相手方のデフォルトに伴い発生した当該取引相手方との取引に係るマーケット・リスクに対するヘッジが完了する時点までの期間をいう。）内における取引相手方との取引の時価の変化額。ただし、マージン・アグリメントに基づく担保による効果を勘案してはならない。</p> <p>ロ マージン・アグリメントに基づき提供をし、又は提供を受けた担保（コールされたもの及び係争中のものを除く。）による効果を反映した場合のネットテイニング・セットの現時点のエクスポージャーの額</p> <p>ハ マージン・アグリメントに基づき提供をし、又は提供を受ける担保による効果を反映した場合のネットテイニング・セットにおいて生じ得る最大のエクスポージャーの額</p> <p>7 前項第二号イのリスクのマージン期間は、次の各号に掲げるネットテイニング・セットの区分に応じ、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 「同上」</p> <p>二 <u>Ｚ</u>日ごとの値洗いにより担保の額が調整されるネットテイニング・セット <math>\text{ヨ} + \text{Ｚ} - \text{一}</math></p>
---	--

Fは前項の規定により算出されるリスクのマーヅン期間

8 前項の規定にかかわらず、算出基準日を含む四半期の前の直近の連続する二の四半期の間に、同項第一号イからニまで又は第二号に掲げるいずれかのネットテイグ・セットについて、担保額調整に係る係争により、同項のリスクのマーヅン期間を超える清算期間を要する場合は三回以上生じた場合には、次の連続する二の四半期の間は、当該ネットテイグ・セットについては、同項のリスクのマーヅン期間の少なくとも二倍以上の期間をリスクのマーヅン期間とする。

9 標準的手法を採用する信用協同組合等は、ネットテイグ・セットを構成する取引において、取引相手方及び参照企業間に法的な関係が存在し、かつ、個別誤方向リスク（特定の取引相手方に対する将来のエクスポージャーの額が、当該取引相手方のと高い相関を持って増減するリスクをいう。以下同じ。）が特定された場合には、当該取引を当該ネットテイグ・セットから除外するものとする。

10 標準的手法を採用する信用協同組合等は、取引相手方及び参照企業間に法的な関係が存在し、かつ、個別誤方向リスクが特定された取引に係る信用リスク・アセットの額の算出においては、当該個別誤方向リスクの特性を勘案するものとする。

11 標準的手法を採用する信用協同組合等は、マーヅン・アグリーメントにより提供をし、又は提供を受ける担保が現金以外の資産を含む

Fは前項の規定により算出されるリスクのマーヅン期間

8 前項の規定にかかわらず、算出基準日を含む四半期の前の直近の連続する二の四半期の間に、同項第一号イからニまで又は第二号に掲げるいずれかのネットテイグ・セットについて、担保額調整（エクスポージャーと担保の価格変動に伴う信用供与額の変化を担保額によつて調整する仕組みをいう。以下同じ。）に係る係争により、同項のリスクのマーヅン期間を超える清算期間を要する場合は三回以上生じた場合には、次の連続する二の四半期の間は、当該ネットテイグ・セットについては、同項のリスクのマーヅン期間の少なくとも二倍以上の期間をリスクのマーヅン期間とする。

9 標準的手法を採用する信用協同組合等は、ネットテイグ・セットを構成する取引において、取引相手方及び参照企業間に法的な関係が存在し、かつ、個別誤方向リスク（特定の取引相手方に対する将来のエクスポージャーの額が、当該取引相手方のと高い相関を持って増減するリスクをいう。以下同じ。）が特定された場合には、当該取引を当該ネットテイグ・セットから除外しなければならない。

10 標準的手法を採用する信用協同組合等は、取引相手方及び参照企業間に法的な関係が存在し、かつ、個別誤方向リスクが特定された取引に係る信用リスク・アセットの額の算出においては、当該個別誤方向リスクの特性を勘案しなければならない。

11 標準的手法を採用する信用協同組合等は、マーヅン・アグリーメントにより提供をし、又は提供を受ける担保が現金以外の資産を含む

む場合には、当該担保の価格変動を適切に反映するものとする。

〔12・13 略〕

(承認申請書の提出)

第五十二条の二 期待エクスポージャー方式の使用について前条第一項の承認を受けようとする信用協同組合等は、次に掲げる事項を記載した承認申請書を金融庁長官に提出するものとする。

〔一・二 略〕

2 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

〔一〇五 略〕

3 前項第四号に掲げる期待エクスポージャー方式実施計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

〔一・二 略〕

(承認の基準)

第五十二条の三 金融庁長官は、期待エクスポージャー方式の使用について第五十二条第一項の承認をしようとするときは、次に掲げる基準に適合する期待エクスポージャー計測モデルが当該承認に先立って一年以上にわたって内部管理において運用されており、かつ、期待エクスポージャー方式の使用を開始する日以降において、内部管理に関する体制が当該基準に適合することが見込まれるかどうか

む場合には、当該担保の価格変動を適切に反映しなければならない。

〔12・13 同上〕

(承認申請書の提出)

第五十三条の二 期待エクスポージャー方式の使用について前条第一項の承認を受けようとする信用協同組合等は、次に掲げる事項を記載した承認申請書を金融庁長官に提出しなければならない。

〔一・二 同上〕

2 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。  
い。

〔一〇五 同上〕

3 前項第四号に掲げる期待エクスポージャー方式実施計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

〔一・二 同上〕

(承認の基準)

第五十三条の三 金融庁長官は、期待エクスポージャー方式の使用について第五十三条第一項の承認をしようとするときは、次に掲げる基準に適合する期待エクスポージャー計測モデルが当該承認に先立って一年以上にわたって内部管理において運用されており、かつ、期待エクスポージャー方式の使用を開始する日以降において、内部管理に関する体制が当該基準に適合することが見込まれるかどうか

を審査するものとする。

【一〇三 略】

四 期待エクスポージャー計測モデルが、当該モデルの開発から独立し、かつ、十分な能力を有する者により、開発時点及びその後定期的に、かつ、期待エクスポージャー計測モデルへの重要な変更、市場の構造的な変化又はポートフォリオ構成の大きな変化によつて期待エクスポージャー計測モデルの正確性が失われるおそれが生じた場合に検証されており、かつ、当該モデルが適切に見直されるための体制を整備していること。この場合において、当該検証は次に掲げる事項を含むものとする。

【イ〜ハ 略】

【五〇十二の二 略】

十三  $\alpha$ を独自に推計している場合には、第五十二条第四項各号に掲げる要件を満たしていること。

十四 派生商品取引とレポ形式の取引をその対象とする法的に有効な相対ネットティング契約の効果を勘案している場合には、第五十二条第十二項各号に掲げる条件を満たしていること。

(変更に係る届出)

第五十二条の四 期待エクスポージャー方式の使用について承認を受けた標準的手法を採用する信用協同組合等は、次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、その旨及びその内容を金融庁長官に届け出るものとする。

を審査しなければならない。

【一〇三 同上】

四 期待エクスポージャー計測モデルが、当該モデルの開発から独立し、かつ、十分な能力を有する者により、開発時点及びその後定期的に、かつ、期待エクスポージャー計測モデルへの重要な変更、市場の構造的な変化又はポートフォリオ構成の大きな変化によつて期待エクスポージャー計測モデルの正確性が失われるおそれが生じた場合に検証されており、かつ、当該モデルが適切に見直されるための体制を整備していること。この場合において、当該検証は次に掲げる事項を含まなければならない。

【イ〜ハ 同上】

【五〇十二の二 同上】

十三  $\alpha$ を独自に推計している場合には、第五十三条第四項各号に掲げる要件を満たしていること。

十四 派生商品取引とレポ形式の取引をその対象とする法的に有効な相対ネットティング契約の効果を勘案している場合には、第五十三条第十二項各号に掲げる条件を満たしていること。

(変更に係る届出)

第五十三条の四 期待エクスポージャー方式の使用について承認を受けた標準的手法を採用する信用協同組合等は、次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、その旨及びその内容を金融庁長官に届け出なければならない。



「一〇三 略」

2 前項第三号に基づく届出を行う場合には、標準的手法を採用する信用協同組合等は、当該信用協同組合等が承認の基準を満たさない事項に関する改善計画を当該届出と併せて、又はその後速やかに提出するものとする。

(承認の取消し)

第五十二条の五 金融庁長官は、期待エクスポージャー方式の使用について承認を受けた標準的手法を採用する信用協同組合等が前条第一項第二号の届出を怠った場合又は同項第三号に該当する場合には、第五十二条第一項の承認を取り消すことができる。

(段階的適用等)

第五十二条の六 期待エクスポージャー方式の使用について承認を受けた標準的手法を採用する信用協同組合等は、全ての派生商品取引又は全てのレポ形式の取引について期待エクスポージャー方式を適用するものとする。ただし、期待エクスポージャー方式を開始した後の一定の期間について、一部の取引の与信相当額について期待エクスポージャー方式を適用しない旨を第五十二条の二第二項第四号に掲げる期待エクスポージャー方式実施計画に定めている場合は、この限りでない。

2 「略」

「一〇三 同上」

2 前項第三号に基づく届出を行う場合には、標準的手法を採用する信用協同組合等は、当該信用協同組合等が承認の基準を満たさない事項に関する改善計画を当該届出とあわせて、又はその後速やかに提出しなければならない。

(承認の取消し)

第五十三条の五 金融庁長官は、期待エクスポージャー方式の使用について承認を受けた標準的手法を採用する信用協同組合等が前条第一項第二号の届出を怠った場合又は同項第三号に該当する場合には、第五十三条第一項の承認を取り消すことができる。

(段階的適用等)

第五十三条の六 期待エクスポージャー方式の使用について承認を受けた標準的手法を採用する信用協同組合等は、すべての派生商品取引又はすべてのレポ形式の取引について期待エクスポージャー方式を適用しなければならない。ただし、期待エクスポージャー方式を開始した後の一定の期間について、一部の取引の与信相当額について期待エクスポージャー方式を適用しない旨を第五十三条の二第二項第四号に掲げる期待エクスポージャー方式実施計画に定めている場合は、この限りでない。

2 「同上」

(カレント・エクスポージャー方式)

第五十三条 標準的手法を採用する信用協同組合等が第五十条第二項の規定によりカレント・エクスポージャー方式を用いる場合には、再構築コストの額及びアドオンの額を合計することにより与信相当額を算出するものとする。

2 前項の再構築コストの額は、次の各号に掲げるいずれかの額とする。

一 派生商品取引を時価評価することにより算出した再構築コストの額(零を下回る場合には、零とする。)

二 法的に有効な相対ネットティング契約下にある取引に係るネット再構築コストの額(零を下回る場合には、零とする。)

3 第一項のアドオンの額は、次の各号に掲げるいずれかの額とする。

一 次のイ又はロに掲げる額(以下「グロスのアドオン」という。)

イ 派生商品取引(クレジット・デリバティブを除く。)については、次の表の上欄に掲げる取引の区分及び同表の中欄に掲げる残存期間の区分に応じ、当該取引の想定元本額に同表の下欄に定める掛目(元本を複数回交換する取引にあつては、各掛目に残存交換回数に乗ずるものとする。)を乗じて得た額

取引の区分	残存期間の区分	掛目 (パーセント)
-------	---------	---------------

〔条を加える。〕

外国為替関連取引 及び金関連取引	一年以内 一年超五年以内 五年超	一・〇 五・〇 七・五
金利関連取引	一年以内 一年超五年以内 五年超	〇・〇 〇・五 一・五
株式関連取引	一年以内 一年超五年以内 五年超	六・〇 八・〇 十・〇
貴金属関連取引（金 関連取引を除く。）	一年以内 一年超五年以内 五年超	七・〇 七・〇 八・〇
その他のコモディ ティ関連取引	一年以内 一年超五年以内 五年超	十・〇 十二・〇 十五・〇

(注1) 特定の支払期日においてその時点でのエクスポージ  
ヤーを清算する構造で、かつ、当該特定の期日におい

---

て市場価値が零になるように契約条件が再設定される契約については、残存期間を次の再設定日までの期間とみなすことができる。この基準を満たす残存期間が一年超の金利関連取引については、アドオン掛目は〇・五パーセントを下限とする。

(注2) 取引の区分欄に掲げられた各取引に当てはまらない派生商品取引(クレジット・デリバティブを除く。)は、「その他のコモディティ関連取引」として取り扱うこととする。

(注3) 同一通貨間かつ変動金利相互間の金利スワップについては、この項に係る額を与信相当額に加えることを要しない。

(注4) 外国為替関連取引とは、異種通貨間の金利スワップ、為替先渡取引(FORX)、先物外国為替取引、通貨先物取引及び通貨オプション(オプション権の取得に限る。)等をいう。

(注5) 金関連取引とは、金に基づく先渡、スワップ及びオプション(オプション権の取得に限る。)等をいう。

(注6) 金利関連取引とは、同一通貨間の金利スワップ、金利先渡取引(FORL)、金利先物取引及び金利オプション(オプション権の取得に限る。)等をいう。

(注7) 株式関連取引とは、個別の株式や株価指数に基づく先渡、スワップ及びオプション(オプション権の取得

---

に限る。)等をいう。

(注8) 貴金属関連取引とは、貴金属に基づく先渡、スワップ及びオプション(オプション権の取得に限る。)等をいう。

(注9) その他のコモディティ関連取引とは、エネルギー取引、農産物取引及び卑金属その他の貴金属以外の金属のコモディティ取引に基づく先渡、スワップ及びオプション(オプション権の取得に限る。)等をいう。

ロ クレジット・デリバティブについては、次の表の上欄に掲げる取引の種類及び同表の中欄に掲げる原債務者の種類に応じ、当該取引の想定元本額に同表の下欄に定める掛目を乗じて得た額

取引の種類	原債務者の種類	掛目 (パーセント)
トータル・リターン ・スワップ又はクレ ジット・デフォルト ・スワップ	優良債務者 その他の債務者	五・〇 十・〇

(注1) 標準的手法を採用する信用協同組合等がプロテクシ

---

ョン提供者である場合の掛目とプロテクション購入者である場合の掛目は同一とする。ただし、標準的手法を採用する信用協同組合等がクレジット・デフォルト・スワップのプロテクション提供者である場合においては、プロテクション購入者が支払不能となった場合に、原債務者の信用事由（プロテクション提供者が支払を行うべき事由として当事者があらかじめ定めたものをいう。）の発生の有無にかかわらず、取引が清算されるものに限り与信相当額を算出するものとする。この場合において、標準的手法を採用する信用協同組合等は、この項の規定により算出される額について、取引の相手先から当該取引の約定に基づいて受け取ることとされていた額を上限とすることができる。

（注2）

- ① 優良債務者とは、次に掲げるものをいう。
- ② 金融機関（第一条第七号ロに掲げる者を除く。）  
リスク・ウェイトが規定されている主体  
、外国銀行、銀行持株会社、銀行持株会社に準ずる  
外国の会社、第一種金融商品取引業者及び経営管理  
会社のうち第三十四条又は第三十五条の基準に照ら  
して二十パーセントのリスク・ウェイトとすること  
が認められている主体並びに適格格付機関により付  
与された格付に対応する信用リスク区分が4―3又

は5―3以上である主体をいう。

(注3)

ファースト・トウ・デフォルト型クレジット・デリバティブについては、プロテクションの対象とする複数の資産のうち最も信用リスクの高い資産に基づいて原債務者の種類を定めるものとする。セカンド・トウ・デフォルト型クレジット・デリバティブについては、プロテクションの対象とする複数の資産のうち二番目に信用リスクの高い資産に基づいて原債務者の種類を定めるものとする。これらの規定は、クレジット・デリバティブのうち、複数の資産をプロテクションの対象とし、当該プロテクションは当該複数の資産のうち、あらかじめ特定された順位において信用事由が発生した資産に対してのみ提供されるとともに契約が終了するものについて準用する。

二 法的に有効な相対ネットリング契約下にある取引について、次の算式により得られるネットのアドオンの額

ネットのアドオン =  $0.4 \times$  グロスのアドオン

$$+ 0.6 \times \frac{\text{ネット再構築コスト}}{\text{グロス再構築コスト}} \times \text{グロスのアドオン}$$

(標準的ボラティリティ調整率)

第六十九条 標準的手法を採用する信用協同組合等が標準的ボラティ

(標準的ボラティリティ調整率)

第六十九条 標準的手法を採用する信用協同組合等が標準的ボラティ

リテイ調整率を用いる場合において、包括的手法の計算の対象とする取引について毎営業日の時価評価又は担保額調整を行っており、かつ、保有期間（ボラテイリティ調整率を計算する際に、当該資産を保有すると仮定する期間をいう。以下この目から第四目までにおいて同じ。）が十営業日のときに用いるボラテイリティ調整率は、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定めるものとする。

一 「略」

二 ボラテイリティ調整率を適用する対象である資産が次の表に掲げる資産種別に該当する場合 その該当する資産種別に応じて、同表の下欄に定めるボラテイリティ調整率

資産種別	ボラテイリティ調整率
	二十五パーセント
<p>〔略〕</p> <p>適格金融資産担保以外の資産（当該資産について第四十九条第一項第八号に定める与信相当額を算出する場合又はS A I C C Rを用いて派生商品取引若しくは長期決済期間取引に係る与信相当額を算出する場合においてこれらの取引に係る与信相当額</p>	

リテイ調整率を用いる場合において、包括的手法の計算の対象とする取引について毎営業日の時価評価又は担保額調整を行っており、かつ、保有期間（ボラテイリティ調整率を計算する際に、当該資産を保有すると仮定する期間をいう。以下この目から第四目までにおいて同じ。）が十営業日のときに用いるボラテイリティ調整率は、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定めるものとする。

一 「同上」

二 ボラテイリティ調整率を適用する対象である資産が次の表に掲げる資産種別に該当する場合 その該当する資産種別に応じて、同表の下欄に定めるボラテイリティ調整率

資産種別	ボラテイリティ調整率
	二十五パーセント
<p>〔同上〕</p> <p>適格金融資産担保以外の資産（当該資産について第四十九条第一項第八号に定める与信相当額を算出する場合に限る。以下同じ。）</p>	



<p>が算出される担保の提供に用いるときに限る。以下同じ。）</p>	
<p>2 「略」</p> <p>(計算方法)</p> <p>第八十八条 標準的手法を採用する信用協同組合等が包括的手法を適用する場合であつて、第五十条第二項の規定により先渡、スワップ及びオプション等の派生商品取引についてカレント・エクスポート方式を使用し、かつ、適格金融資産担保を用いるときのエクスポージャーの額は、次の式により算出する。</p> $E* = (RC + \text{アドオン}) - C_A$ <p>E*は、信用リスク削減手法適用後エクスポージャー額（ただし、零を下回らない値とする。）</p> <p>RCは、<u>第五十三条第二項第一号に定める再構築コスト</u></p> <p>アドオンは、<u>同条第三項第一号に定めるグロスのアドオン</u></p> <p>C<sub>A</sub>は、He（適格金融資産担保に適用するボラテリテニ調整率）及びVHfx（エクスポートと適格金融資産担保の通貨が異なる場合に適用するボラテリテニ調整率）を適用した後の担保額</p> <p>2 法的に有効な相対ネットテイング契約が存在する場合は、前項のRCは<u>第五十三条第二項第二号に定めるネット再構築コストとし、また</u>、アドオンは<u>同条第三項第二号に定めるネット</u>のアドオンとする。</p>	<p>2 「同上」</p> <p>(計算方法)</p> <p>第八十八条 標準的手法を採用する信用協同組合等が包括的手法を適用する場合であつて、先渡、スワップ及びオプション等の派生商品取引についてカレント・エクスポート方式を使用し、かつ、適格金融資産担保を用いるときのエクスポージャーの額は、次の式により算出する。</p> $E* = (RC + \text{アドオン}) - C_A$ <p>E*は、信用リスク削減手法適用後エクスポージャー額（ただし、零を下回らない値とする。）</p> <p>RCは、<u>第五十一条第二項第一号に定める再構築コスト</u></p> <p>アドオンは、<u>同条第三項第一号に定めるグロスのアドオン</u></p> <p>C<sub>A</sub>は、He（適格金融資産担保に適用するボラテリテニ調整率）及びVHfx（エクスポートと適格金融資産担保の通貨が異なる場合に適用するボラテリテニ調整率）を適用した後の担保額</p> <p>2 法的に有効な相対ネットテイング契約が存在する場合は、前項のRCは<u>第五十一条第二項第二号に定めるネット再構築コストとし、また</u>、アドオンは<u>同条第三項第二号に定めるネット</u>のアドオンとする。</p>

3 [略]

(間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出方法の特例)

第百十三条の二 標準的手法を採用する信用協同組合等が直接清算参加者として間接清算参加者の適格中央清算機関に対するトレード・エクスポージャーに係る清算取次ぎ等を行うことにより生ずる間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーについて、与信相当額の算出にカレント・エクスポージャー方式を用いている場合には、当該トレード・エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額は、次の算式により算出した額を当該信用リスク・アセットの額とみなすことができる。

$$RWA^* = RWA \times \sqrt{T_m/10}$$

RWA\*は、この条の規定の適用後の信用リスク・アセットの額

RWAは、第一節から前節までの規定により算出した当該トレード・

エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額

T<sub>m</sub>は、第五十二条第七項の規定により算出したリスクのマーゼン期間。この場合において、同項第一号の規定にかかわらず、日々の値洗いにより担保額が調整されるネットインゲ・セットに係るリスクのマーゼン期間は五営業日とすることができる。

(事業法人等向けエクスポージャー(EAD))

第百三十二条 [略]

3 [同上]

(間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出方法の特例)

第百十三条の二 標準的手法を採用する信用協同組合等が直接清算参加者として間接清算参加者の適格中央清算機関に対するトレード・エクスポージャーに係る清算取次ぎ等を行うことにより生ずる間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーについて、与信相当額の算出に第五十三条に定める期待エクスポージャー方式を用いていない場合には、当該トレード・エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額は、次の算式により算出した額を当該信用リスク・アセットの額とみなすことができる。

$$RWA^* = RWA \times \sqrt{T_m/10}$$

RWA\*は、この条の規定の適用後の信用リスク・アセットの額

RWAは、第一節から前節までの規定により算出した当該トレード・

エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額

T<sub>m</sub>は、第五十三条第七項の定めに従い算出したリスクのマーゼン期間。この場合において、同項第一号の規定にかかわらず、日々の値洗いにより担保額が調整されるネットインゲ・セットに係るリスクのマーゼン期間は五営業日とすることができる。

(事業法人等向けエクスポージャー(EAD))

第百三十二条 [同上]

「24 略」

5 第五十条(第二項及び第三項を除く。)から第五十二条の六までの規定は、事業法人等向けエクスポージャーのEADについて準用する。この場合において、これらの規定中「標準的手法を採用する信用協同組合等」とあるのは「内部格付手法を採用する信用協同組合等」と、第五十条第四項中「前三項」とあるのは「第一項」と読み替えるものとする。

「項を削る。」

「24 同上」

5 第五十条から第五十三条の六までの規定は、事業法人等向けエクスポージャーのEADについて準用する。この場合において、「標準的手法を採用する信用協同組合等」とあるのは「内部格付手法を採用する信用協同組合等」と読み替えるものとする。

6

内部格付手法を採用する信用協同組合等が直接清算参加者として間接清算参加者の適格中央清算機関向けトレード・エクスポージャーに係る清算取次ぎ等を行うことにより生ずる間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーのEADを算出する場合であつて、当該EADの算出に当たつて第五十二条に定める期待エクスポージャー方式を用いていないときには、前各項の規定により算出したEAD(当該エクスポージャーに係るものに限る。)に次の掛目を乗じた額を当該間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーのEADとする。

掛目 =  $\sqrt{Tm/10}$

Tmは、第五十三条第七項の規定を準用して算出したリスクのパーセント期間。この場合において、同項第一号中「ネットイング・セット 二十営業日」とあり、及び「ネットイング・セット 十営業日」とあるのは、「ネットイング・セット 五営業日」と読み替えるものとする。

(マチュリティ)

第三百三十三条 「略」

〔2～5 略〕

6 内部格付手法を採用する信用協同組合等が事業法人等向けエクスポージャーのEADについて第五十二条から第五十二条の六までの規定を準用する場合には、事業法人等向けエクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算式に用いるマチュリティは、第一号に掲げる算式により算出された実効マチュリティとし、同号に掲げる冊子のロロは第二号に掲げる算式により算出された額とする。ただし、実効マチュリティが一年に満たない場合には一年とし、五年を超える場合には五年とする。

〔一・二 略〕

7 「略」

(リテール向けエクスポージャーのEAD)

第四百四十条 「略」

〔2～4 略〕

5 第五十条(第二項及び第三項を除く。)から第五十二条の六までの規定は、リテール向けエクスポージャーのEADについて準用する。この場合において、これらの規定中「標準的手法を採用する信用協同組合等」とあるのは「内部格付手法を採用する信用協同組合等」と読み替えるものとする。

(マチュリティ)

第三百三十三条 「同上」

〔2～5 同上〕

6 内部格付手法を採用する信用協同組合等が事業法人等向けエクスポージャーのEADについて第五十三条から第五十三条の六までの規定を準用する場合には、事業法人等向けエクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算式に用いるマチュリティは、第一号に掲げる算式により算出された実効マチュリティとし、同号に掲げる冊子のロロは第二号に掲げる算式により算出された額とする。ただし、実効マチュリティが一年に満たない場合には一年とし、五年を超える場合には五年とする。

〔一・二 同上〕

7 「同上」

(リテール向けエクスポージャーのEAD)

第四百四十条 「同上」

〔2～4 同上〕

5 第五十条から第五十三条の六までの規定は、リテール向けエクスポージャーのEADについて準用する。この場合において、「標準的手法を採用する信用協同組合等」とあるのは「内部格付手法を採用する信用協同組合等」と読み替えるものとする。

「項を削る。」

(エクスポージャーの厚さ(三))

第二百三十六条 「略」

2 エクスポージャーの厚さを計算するに当たって、金利スワップ又は通貨スワップから生じるエクスポージャーの計算においては第五十条(第二項及び第三項を除く。)から第五十二条の六までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「標準的手法を採用する信用協同組合等」とあるのは「内部格付手法を採用する信用協同組合等」と、第五十条第四項中「前三項」とあるのは「第一項」と読み替えるものとする。

(CVAリスク相当額の算出)

第二百四十六条の二 「略」

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる信用協同組合等のいずれにも該当しない信用協同組合等にあつては、第三節に定める簡便的リスク測定方式を用いて、同項各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引に係るCVAリスク相当額を算出するこ

6|| 第三百三十二条第六項の規定は、リテール向けエクスポージャーで

あつて、内部格付手法を採用する信用協同組合等が直接清算参加者として間接清算参加者の適格中央清算機関向けトレード・エクスポージャーに係る清算取次ぎ等を行うことにより生ずる間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーの四〇を算出する場合について準用する。

(エクスポージャーの厚さ(三))

第二百三十六条 「同上」

2 エクスポージャーの厚さを計算するに当たって、金利スワップ又は通貨スワップから生じるエクスポージャーの計算においては第五十条から第五十三条の六までの規定を準用する。この場合において、「標準的手法を採用する信用協同組合等」とあるのは「内部格付手法を採用する信用協同組合等」と読み替えるものとする。

(CVAリスク相当額の算出)

第二百四十六条の二 「同上」

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる信用協同組合等のいずれにも該当しない信用協同組合等にあつては、第三節に定める簡便的リスク測定方式を用いて、同項各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引に係るCVAリスク相当額を算出するこ

とができる。

〔一・二 略〕

三 期待エクスポージャー方式の使用について第五十二条第一項（第三百三十二条第五項又は第四百十条第五項において準用する場合を含む。）の承認を受けた信用協同組合等

3 〔略〕

（標準的リスク測定方式によるCVAリスク相当額）

第二百四十六条の三 〔略〕

〔2・3 略〕

4 第一項のEAD<sub>total</sub>は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める取引相手方に係るネットティング・セットごとに算出した額とする。

一 〓 SA-CCRを用いる場合 第五十一条第一項に規定する与信相当額の割引現在価値

〔号を削る。〕

二 〓 期待エクスポージャー方式を用いる場合 第五十二条第二項に規定する与信相当額

三 〓 カレント・エクスポージャー方式を用いる場合 第四章第六節第三款に規定する包括的手法を使用する場合の信用リスク削減手法を適用した後のエクスポージャーの額の割引現在価値

とができる。

〔一・二 同上〕

三 期待エクスポージャー方式の使用について第五十三条第一項（第三百三十二条第五項又は第四百十条第五項において準用する場合を含む。）の承認を受けた信用協同組合等

3 〔同上〕

（標準的リスク測定方式によるCVAリスク相当額）

第二百四十六条の三 〔同上〕

〔2・3 同上〕

4 第一項のEAD<sub>total</sub>は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める取引相手方に係るネットティング・セットごとに算出した額とする。

一 〓 カレント・エクスポージャー方式を用いる場合 第四章第六節第三款に規定する包括的手法を使用する場合の信用リスク削減手法を適用した後のエクスポージャーの額の割引現在価値

二 〓 標準方式を用いる場合 第五十二条に規定する与信相当額の割引現在価値

三 〓 期待エクスポージャー方式を用いる場合 第五十三条第二項に規定する与信相当額

〔号を加える。〕

5 第一項並びに前項第一号及び第三号の割引現在価値は、次に掲げる算式により算出するものとする。

$$\text{(割引現在価値)} = (\text{想定元本額又は与信相当額}) \times (1 - \text{EXP}(-0.05 \times M_t)) / (0.05 \times M_t)$$

$M_t$ は、対応する $M_t$ 、 $M_t^{\text{holder}}$ 又は $M_t^{\text{fund}}$

6 「略」

7 第四項第三号に掲げる場合において、第一項の $EAD_{t, \text{total}}$ （直接清算参加者として間接清算参加者の適格中央清算機関向けトレード・エクスポージャーに係る清算取次ぎ等を行うことにより生ずる間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーに係るものに限る。）を算出する場合には、同号に定める額に次の掛目を乗じた額を、当該ネットイング・セットの $EAD_{t, \text{total}}$ とすることができる。

$$\text{掛目} = \sqrt{(T_m/10)}$$

$T_m$ は、第五十二条第七項の規定を準用して算出したリスクのパーセント期間。この場合において、回項中「前項」とあるのは「第二百四十六条の三第七項」と、回項第一号中「ネットイング・セット」「二十営業日」とあり、及び「ネットイング・セット」「十営業日」とあるのは、「ネットイング・セット」「五営業日」と読み替えるものとする。

（中央清算機関に対するトレード・エクスポージャー及び直接清算参加者向けトレード・エクスポージャーの信用リスク・アセット）  
第二百四十六条の六 第四章（第五十一条第四項第二号及び第三号を

5 第一項並びに前項第一号及び第二号の割引現在価値は、次に掲げる算式により算出するものとする。

$$\text{(割引現在価値)} = (\text{想定元本額又は与信相当額}) \times (1 - \text{EXP}(-0.05 \times M_t)) / (0.05 \times M_t)$$

$M_t$ は、対応する $M_t$ 、 $M_t^{\text{holder}}$ 又は $M_t^{\text{fund}}$

6 「同上」

7 第四項第一号又は第二号に掲げる場合において、第一項の $EAD_{t, \text{total}}$ （直接清算参加者として間接清算参加者の適格中央清算機関向けトレード・エクスポージャーに係る清算取次ぎ等を行うことにより生ずる間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーに係るものに限る。）を算出する場合には、第四項第一号又は第二号に定める額に次の掛目を乗じた額を、当該ネットイング・セットの $EAD_{t, \text{total}}$ とすることができる。

$$\text{掛目} = \sqrt{(T_m/10)}$$

$T_m$ は、第五十二条第七項の規定を準用して算出したリスクのパーセント期間。この場合において、回項第一号中「ネットイング・セット」「二十営業日」とあり、及び「ネットイング・セット」「十営業日」とあるのは、「ネットイング・セット」「五営業日」と読み替えるものとする。

（中央清算機関に対するトレード・エクスポージャー及び直接清算参加者向けトレード・エクスポージャーの信用リスク・アセット）  
第二百四十六条の六 第四章の規定は、中央清算機関に対するトレー

除く。)の規定は、中央清算機関に対するトレード・エクスポージャー及び直接清算参加者向けトレード・エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出について準用する。この場合において、同章(第五十条第二項及び第三項を除く。)の規定中「標準的手法を採用する信用協同組合等」とあるのは「信用協同組合等」と読み替えるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるトレード・エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出する場合における当該トレード・エクスポージャーのリスク・ウエイトは、二パーセントとする。

「一・二 略」

3 第一項の規定により第四章の規定を準用する場合(SA-CRRを用いる場合に限る。)において、適格中央清算機関が支払不能と

ド・エクスポージャー及び直接清算参加者向けトレード・エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出について準用する。この場合において、「標準的手法を採用する信用協同組合等」とあるのは「信用協同組合等」と読み替えるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるトレード・エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出する場合、当該トレード・エクスポージャーのリスク・ウエイトは、二パーセントとする。また、次の各号に掲げるトレード・エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出について前項の規定に基づき第四章の規定を準用する場合において、第五十三条第七項第一号中「イからニまで」とあるのは「イ、ロ又はニ」と、同号イ中「ロ又はハ」とあるのは「ロ」と、同号ニ中「イからハまで」とあるのは「イ又はロ」と、第七十五条第二項第一号ニ中「流動性の低い担保又は再構築の困難な派生商品取引を含むネットティング・セット及び算出基準日を含む四半期の一期前の四半期内のいずれかの時点で取引件数が五千件を超えたネットティング・セット」とあるのは「流動性の低い担保又は再構築の困難な派生商品取引を含むネットティング・セット」と読み替えるものとする。

「一・二 同上」

3 第一項の規定にかかわらず、直接清算参加者向けトレード・エクスポージャー(信用協同組合等が間接清算参加者である場合におい



なり、当該適格中央清算機関から変動証拠金として受け入れることが予定されている担保に対する損失の発生を防ぐための方策が講じられていないときは、リスクのマージン期間は、ネットینگ・セットに含まれる取引のうちの最も長い営業日数（十営業日を下回る場合には、十営業日とする。）と一年間の営業日数のうちいずれか短い営業日数とする。

4|| 第一項の規定により第四章の規定を準用する場合において、期待エクスポージャー方式を用いるときは、第五十二条第七項第一号中「イからニまで」とあるのは「イ、ロ又はニ」と、同号イ中「ロ又はハ」とあるのは「ロ」と、同号ニ中「イからハまで」とあるのは「イ又はロ」と読み替えるものとする。ただし、当該適格中央清算機関が支払不能となった場合において、当該適格中央清算機関から変動証拠金として受け入れることが予定されている担保に対する損失の発生を防ぐための方策が講じられていないときは、リスクのマージン期間は、ネットینگ・セットに含まれる取引の残存期間のうち最も長い営業日数（十営業日を下回る場合には、十営業日とする。）と一年間の営業日数のうちいずれか短い営業日数とする。

5|| 第一項の規定により第四章の規定を準用する場合において、第七十五条第二項第一号ニ中「流動性の低い担保又は再構築の困難な派生商品取引を含むネットینگ・セット及び算出基準日を含む四半期の一期前の四半期内のいずれかの時点で取引件数が五千件を超えたネットینگ・セット」とあるのは「流動性の低い担保又は再構築の困難な派生商品取引を含むネットینگ・セット」と読み替え

て、直接清算参加者及び他の間接清算参加者が共に債務不履行又は支払不能となった場合に、信用協同組合等への損失の発生を防ぐための方策を適格中央清算機関又は直接清算参加者が講じていない場合に限る。）の信用リスク・アセットの額を算出する場合、当該直接清算参加者向けトレード・エクスポージャーのリスク・ウェイトは、四パーセントとする。

「項を加える。」

「項を加える。」

るものとする。この場合において、当該適格中央清算機関が支払不能となった際に当該適格中央清算機関から変動証拠金として受け入れることが予定されている担保に対する損失の発生を防ぐための方策が講じられていないときは、最低保有期間は、ネットイング・セットに含まれる取引の残存期間のうち最も長い営業日数（十営業日を下回る場合には、十営業日とする。）と一年間の営業日数のうちいずれか短い営業日数とする。

6|| 第一項の規定にかかわらず、直接清算参加者向けトレード・エクスポージャー（信用協同組合等が間接清算参加者である場合において、直接清算参加者及び他の間接清算参加者とともに債務不履行又は支払不能となった際に信用協同組合等への損失の発生を防ぐための方策を適格中央清算機関又は直接清算参加者が講じていないときに限る。）の信用リスク・アセットの額を算出する場合における当該直接清算参加者向けトレード・エクスポージャーのリスク・ウェイトは、四パーセントとする。

（適格中央清算機関に係る清算基金の信用リスク・アセット）

第二百四十六条の七 適格中央清算機関に係る清算基金の信用リスク・アセットの額は、次の算式により算出した所要自己資本額（ $K_{CM}$ ）に十二・五を乗じて算出する。

一 所要自己資本額（ $K_{CM}$ ）は、次の算式を用いて算出する。

$$K_{CM_i} = \max \left( K_{CCP} \times \left( \frac{DF_i^{pref}}{DF_{CCP} + DF_i^{pref}} \right), 0.08 \times 0.02 \times DF_i^{pref} \right)$$

「項を加える。」

（適格中央清算機関に係る清算基金の信用リスク・アセット）

第二百四十六条の七 適格中央清算機関に係る清算基金の信用リスク・アセットの額は、次の各号に掲げるいずれかの手法を用いて算出する。

- 一 リスク・センシティブ手法
  - 二 簡便的手法
- 2 前項第一号に掲げる「リスク・センシティブ手法」とは、第一号

$$K_{CCP} = \sum_i EAD_i \times 0.2 \times 0.08$$

$DF_i^{pnet}$ は、当該適格中央清算機関に直接清算参加者iが拠出した清算基金の額

$DF_{CCP}$ は、当該適格中央清算機関が有する資本その他これに類するものであって、直接清算参加者の債務不履行により当該適格中央清算機関に生ずる損失を清算基金（債務不履行参加者の清算基金を除く。）と同時に又は当該清算基金に先立ち負担するものの額

$DF_{CM}^{pnet}$ は、当該適格中央清算機関に直接清算参加者が拠出した清算基金の額の合計

$EAD_i$ は、当該適格中央清算機関が有する直接清算参加者iに対するトレード・エクスポージャーの額

「」前号のEAD<sub>i</sub>は、次のイ又はロに掲げる取引の区分ごとの「引当」又はロに定める額とする。

イ 派生商品取引 S A A C C Rを用いて算出した額。ただし「受け入れ担保の額には直接清算参加者が拠出した清算基金の額を含む」として、リスクのマージン期間は十営業日とする。

ロ 「」形式の取引 次の算式により算出した額  
 $EAD_i = \max(EBRM_i - IM_i - DF_i, 0)$

$EBRM_i$ は、当該適格中央清算機関が有する直接清算参加者iに対するエクスポージャーの額に当該直接清算参加者が拠出した

に掲げる算式により算出した所要自己資本額 ( $K_{CM}$ ) に十一・五を乗じて信用リスク・アセットの額を算出する手法をいう。  
 一 所算出己資本額 ( $K_{CM}$ ) は次の算式を用いて算出する。

$$K_{CM} = \left( 1 + \frac{A_{Net1} + A_{Net2}}{\sum_i A_{Net,i}} \cdot \frac{N}{N-2} \right) \cdot \frac{DF}{DF_{CM}} \cdot K_{CM}^*$$

$$K_{CM}^* = \begin{cases} 100\% \cdot 1.2 \cdot (K_{CCP} - DF') + 100\% \cdot DF_{CM}^* & \text{if } DF' < K_{CCP} & \text{(i)} \\ 100\% \cdot (K_{CCP} - DF_{CCP}) + c_1 \cdot (DF' - K_{CCP}) & \text{if } DF_{CCP} < K_{CCP} \leq DF' & \text{(ii)} \\ c_1 \cdot DF_{CM}^* & \text{if } K_{CCP} \leq DF_{CCP} & \text{(iii)} \end{cases}$$

$$K_{CCP} = \sum_i \max(EBRM_i - IM_i - DF_i, 0) \cdot 20\% \cdot 8\%$$

$$DF_{CM} = \sum_i DF_i$$

$$DF_{CM}^* = DF_{CM} - 2 \cdot DF_{CM} / N$$

$$DF' = DF_{CCP} + DF_{CM}^*$$

$$c_1 = \text{Max} \left\{ \frac{1.6\%}{(DF' / K_{CCP})^{0.3}}; 0.16\% \right\}$$

$K_{CM}$ は、当該適格中央清算機関に係るみなし所要自己資本額（第八号及び第九号において同じ。）

$N$ は、当該適格中央清算機関に係る直接清算参加者の数（第八号及び第九号において同じ。）

$DF_i$ は、当該適格中央清算機関に信用協同組合等が拠出した清算基金の額

$DF_{CCP}$ は、当該適格中央清算機関が有する資本その他これに類するものであって、直接清算参加者の債務不履行により中央清算機関に生ずる損失を清算基金（債務不履行参加者の清算基金を除

当初証拠金の額を加えた額（第七十九条の信用リスク削減手法適用後の額とする。）

IM<sub>i</sub>は、直接清算参加者iが拠出した当初証拠金の額

DF<sub>i</sub>は、直接清算参加者iが拠出した清算基金の額

三 前号ロの規定により所要自己資本額(K<sub>req</sub>)を算出する場合においては、第七十五条第二項第一号ニの規定にかかわらず、算出基準日を含む四半期の一期前の四半期内のいずれかの時点で取引件数が五千件を超えたネットティング・セットに係る最低保有期間を二十営業日とすることを要しない。

四 第一号に規定する算式におけるトレード・エクスポージャーに係る当初証拠金が、派生商品取引とレポ形式の取引の双方を対象としているときは、当該派生商品取引に係る当初証拠金及び当該レポ形式の取引に係る当初証拠金の額は、第二号イに定める額（担保を授受していないと仮定した場合における額とする。）と同号ロに定める額との割合に応じた額とする。

五 当該適格中央清算機関において、清算基金が一定の区分ごとに分別管理されている場合には、第一号の所要自己資本額は、当該区分ごとに算出する。この場合において、DF<sub>cop</sub>が当該区分ごとに分別管理されていないときは、当該区分ごとのDF<sub>cop</sub>は、ΣHEAD<sub>i</sub>の額の割合に応じた額とする。

六 第二号の規定にかかわらず、直接清算参加者が自己の勘定と間接清算参加者ごとの勘定（複数の間接清算参加者の勘定を一括して管理している場合にあつては、一括して管理しているそれぞれ

く。）に先立ち負担するものの額

EBRM<sub>i</sub>は、当該適格中央清算機関が有する直接清算参加者iに対するエクスポージャーの額に当該直接清算参加者が拠出した当初証拠金の額を加えた額

IM<sub>i</sub>は、直接清算参加者iが拠出した当初証拠金（第九号において同じ。）

DF<sub>i</sub>は、直接清算参加者iが拠出した清算基金

ANet<sub>i</sub>は、直接清算参加者iに対するEBRM<sub>i</sub>の額（第八号及び第九号において同じ。）

ANet<sub>1</sub>は、当該適格中央清算機関が有する各直接清算参加者に対するエクスポージャーの額のうち最大の額（第八号及び第九号において同じ。）

ANet<sub>2</sub>は、当該適格中央清算機関が有する各直接清算参加者に対するエクスポージャーの額のうち二番目に大きい額（第八号及び第九号において同じ。）

ΣANet<sub>i</sub>は、当該適格中央清算機関が有する各直接清算参加者に対するエクスポージャーの額の合計額（第八号及び第九号において同じ。）

二 前号におけるエクスポージャーの額は、第七十九条及び第八十条の信用リスク削減手法適用後エクスポージャー額とする。

三 前号の場合において、派生商品取引に係る信用リスク削減手法適用後エクスポージャー額の計算については、第五十一条のクレジット・エクスポージャー方式を用いる。

の勘定をいう。以下この号及び次号において同じ。)を分別管理している場合には、当該自己の勘定のトレード・エクスポージャーの額及び当該間接清算参加者ごとの勘定のトレード・エクスポージャーの額の合計額をEAD<sub>i</sub>とする。

七 前号の場合において、直接清算参加者が拠出した清算基金が、当該直接清算参加者の自己の勘定と間接清算参加者ごとの勘定の別に分けられていないときには、当該自己の勘定に係る当初証拠金の額と当該間接清算参加者ごとの勘定に係る当初証拠金との割合に応じて、当該清算基金を配分することとする。

2 | 前条及び前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額(以下この項において単に「合計額」という。)と、適格中央清算機関が適格中央清算機関以外の中央清算機関となったと仮定した場合における次の各号に掲げる額の合計額(以下この項において「仮定した合計額」という。)を比較し、合計額が仮定した合計額を上回る場合には、当該仮定した合計額を当該適格中央清算機関に対するトレード・エクスポージャー及び当該適格中央清算機関に係る清算基金の信用リスク・アセットの額の合計額とする。

一 当該適格中央清算機関に対するトレード・エクスポージャーの信用リスク・アセットの額

二 当該適格中央清算機関に係る清算基金の信用リスク・アセットの額

四 前号の場合において、第五十一条第三項第二号のネットのアドオンについては、次の算式を用いる。

$$\text{ネットのアドオン} = 0.15 \times \text{グロスのアドオン}$$

$$+ 0.85 \times \frac{\text{ネット再構築コスト}}{\text{グロスマリネージコスト}} \times \text{グロスのアドオン}$$

五 第三号の場合において、第五十一条第三項第一号に規定するグロスのアドオンの計算に当たり、オプションについては、第五十二条第一項第二号イ及びロに規定するリスク・ポジションの額とする。

六 第二号の場合において、第七十五条第二項第一号ニ(第八十二条第五項において適用する場合を含む。)の定めにかかわらず、算出基準日を含む四半期の一期前の四半期内のいずれかの時点で取引件数が五千件を超えたネットイング・セットに係る最低保有期間を二十営業日とすることを要しない。

七 当該適格中央清算機関において、清算基金が一定の区分ごとに分別管理されている場合は、第一号の所要自己資本額は当該区分ごとに算出することを要する。この場合において、DF<sub>net</sub>が当該区分ごとに分別管理されていないときは、当該区分ごとのDF<sub>net</sub>はM<sub>Asset</sub>の割合に応じた額とする。

八 第一号において、各直接清算参加者が拠出した清算基金の額の合計額(DF<sub>net</sub>)が零を上回らない場合は、次の算式を用いて所要自己資本額(K<sub>net</sub>)を算出することを要する。

<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	<p style="text-align: center;"> <math display="block">K_{CM} = \left( 1 + \frac{A_{Net1} + A_{Net2}}{\sum_i A_{Neti}} \cdot \frac{N}{N-2} \right) \cdot \frac{DF^*}{\sum_i DF_i^*} \cdot K_{CM}^*</math> </p> <p>DF*は、当該適格中央清算機関に対する信用協同組合等の未拠出の清算基金の額</p> <p>DFi*は、直接清算参加者iの未拠出の清算基金の額</p> <p>九 前号において、各直接清算参加者の未拠出の清算基金の額の合計額が零を上回らない場合は、次の算式を用いて所要自己資本額(K<sub>CM</sub>)を計算するものとする。</p> <p style="text-align: center;"> <math display="block">K_{CM} = \left( 1 + \frac{A_{Net1} + A_{Net2}}{\sum_i A_{Neti}} \cdot \frac{N}{N-2} \right) \cdot \frac{IM}{\sum_i IM_i} \cdot K_{CM}^*</math> </p> <p>IMは、当該適格中央清算機関に信用協同組合等が拠出した当初証拠金の額</p> <p>3 第一項第二号に掲げる「簡便的手法」とは、次の算式により信用リスク・アセットの額を算出する手法をいう。この場合において、当該適格中央清算機関に対するトレード・エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出することを要しない。</p> <p style="text-align: center;"> <math display="block">\text{Min}\{2\% \cdot TE + 1250\% \cdot DF, 20\% \cdot TE\}</math> </p> <p>TEは、当該適格中央清算機関に対するトレード・エクスポージャーの額</p> <p>DFは、当該適格中央清算機関に信用協同組合等が拠出した清算基金の額</p>
---	---

[